

左宮正宇文孝伯、周主に言つて曰はく、「皇太子は、四海の屬する所なり。而るに德聲未だ聞えず。臣、宮官を忝くし、實に其責に當る。且つ春秋尙ほ少く、志業未だ成らず。請ふ正人を妙選し、其師友と爲さん。聖質を調護せば、猶ほ日に就ひ月に將ふを望まん。如し或は然らずんば、悔ゆとも及ぶ無からん」と。帝、容を斂めて曰はく、「卿は世に鯁直を載ひ、誠を事ふる所に竭す。卿の此言を觀るに、家風有り」と。孝伯、拜謝して曰はく、「言ふことの難きに非ず、受くることの難きなり」と。帝曰はく、「正人は豈に復た卿に過ぎんや」と。是に於て尉遲運を以て右宮正と爲す。運は迴の弟の子なり。帝嘗て萬年縣丞南陽の樂運に問うて曰はく、「卿、太子は何如なる人と言ふか」と。對へて曰はく、「中人なり」と。帝顧みて齊公憲に謂つて曰はく、「百官、我に倣し、皆、太子を聰明睿智と稱す。唯だ運が言ふ所忠直なるのみ」と。因つて運に中人の狀を問ふ。對へて曰はく、「齊の桓公の如き是なり。管仲、之に相たるときは則ち霸たり。豎貂、之を輔くるときは則ち亂る。與に善を爲す可く、與に惡を爲す可し」と。帝曰はく、「我、之を知る」と。乃ち宮官を妙選して以て之を輔けしめ、仍ほ運を擢てて京兆の丞と爲す。太子、之を聞き、意甚だ悦ばず。癸未、沈君理卒す。

【八〇】 就は從ふ也。將は行ふ也。學に従事し、將に以て之を行はんとするなり。日に就ひ月に將ふとは、當に之を習ふに積を以てすべきを言ふ。

【八一】 鯁直。世に譽謬者を謂つて骨鯁と爲す。直言受け難きこと、骨の咽に下らざるが如きを謂ふ。

【八二】 赤縣の丞より京兆の丞に擢んづ。

壬辰晦、前の鄴陽の内史魯天念、(八三) 黃城に克つ。冬十月甲午、(八四) 郭默城降る。

己亥、特進領國子祭酒周弘正を以て尚書右僕射と爲す。

齊の國子祭酒張雕、經を以て齊主に授け、侍讀と爲る。帝甚だ之を重んず。雕、寵胡何洪珍と相結ぶ。穆提婆・韓長鸞等、之を惡む。洪珍、雕を薦めて侍中と爲し、開府儀同三司を加へ、(八五) 度支の事を奏せしむ。大に帝の委信する所と爲り、常に博士と呼ばる。雕、自ら、微賤に出で、位を大臣に致せるを以て、效を立てて以て恩を報いんと欲し、論議抑揚、回避する所無し。宮掖の不急の費を省き、左右の驕縱の臣を禁約し、數、寵要を讖切し、帷幄に(八六) 獻替す。帝も亦深く之に倚仗す。雕、遂に澄清を以て己が任と爲し、意氣甚だ高し。貴倖皆目を側つ。尚書左丞封孝琰は、(八七) 隆之の弟の子なり。侍中崔季舒と、皆、祖珽の厚くする所と爲る。孝琰嘗て珽に謂つて曰はく、「公は是れ衣冠の宰相、餘人に異なり」と。近習、之を聞き、大に以て恨と爲す。會、齊主、將に晉陽に如かんとす。季舒、張雕と議し、以爲へらく、「壽陽、圍まれ、大軍出でて之を拒ぐ。信使往還するには、須く節度を稟くべし。且つ道路の小人、或は相驚恐し、「大駕、并州に向ひ、南寇を畏避す」と以爲はん。若し啓諫せずんば、恐らくは人情駭動せん」と。

【八三】 黃城。即ち黃陂城なり。今の湖北省江漢道黃陂縣。

【八四】 郭默城。晉氏競はず、劉石強盛にして郭默轉徙して南し、城を築きて以て自ら保す。故に其名有り。

【八五】 度支。後齊に六尚書あり、度支は其一なり。度支・倉部・左戸・右戸・金部・庫部の六曹凡ての度支の事を統ぶ。

【八六】 獻替。善をすすむ惡をしりぞくること。

【八七】 封隆之は、高氏、兵を起すとき、佐命の臣たり。

遂に從駕の文官と、名を連ねて進諫す。時に貴臣趙彥深・唐邕・段孝言等、意、異同有り。季舒與に争ひ、未だ決せず。長鸞、帝に言つて曰はく、「諸漢官、名を連ねて總署し、聲して「并州に幸するを諫む」と云へども、其實は未だ必ずしも反せずんばあらず。宜しく誅戮を加ふべし」と。辛丑、齊主、悉く己に名を署せる者を召し、含章殿に集め、季舒・雕・孝琰及び散騎常侍劉遜・黃門侍郎裴澤・郭遵を殿庭に斬り、家屬は皆北邊に徙し、婦女は奚官に配し、幼男は蠶室に下し、貲産を没入す。癸卯、遂に晉陽に如く。

吳明徹、壽陽を攻め、肥水に堰し、以て城に灌ぐ。城中多く腫泄を病み、死する者什に六七。齊の行臺右僕射琅邪の皮景和等、壽陽を救ふ。尉破胡が新に敗れしを以て、怯懦にして、敢て進まず、淮口に屯す。敕使屢、之を促す。然して始めて淮を度る。衆數十萬、壽陽を去ること三十里。軍を頓して進まず。諸將皆懼れて曰はく、「堅城未だ拔けず、大援、近きに在り。將に之を若何せんとする」と。明徹曰はく、「兵は神速を貴ぶ。而るに彼、營を結びて進まず、自ら其鋒を挫く。吾、其の敢て戦はざるを知ること明かなり」と。乙巳、躬づから甲冑を擯し、四面より疾く攻め、一鼓して之を拔く。王琳・王貴顯・盧潛及び扶風王可朱渾道裕・尙書左丞李駒駘を生擒し、建康に送る。景和北に通る。盡く其駝馬輜重を收む。琳、體貌閑雅にして、喜怒、色に形れず。彊記明敏にして、軍府の佐

【八】肥水は壽陽城を過ぎて淮に入る。
【九】淮口。蓋し即ち潁口。景和の師、潁上より出で、淮に至りて屯す、因つて之を淮口と謂ふ。

吏千數、皆能く其姓名を識る。刑罰、濫ならず、財を輕んじ士を愛し、將卒の心を得たり。地を失ひ流寓して鄴に在りと雖も、齊人、皆、其忠義を重んず。擒へらるるに及び、故の麾下の將卒、多く明徹の軍中に在り、見る者皆歎欷し、仰ぎ視る能はず。争うて之が爲めに命を請ひ、及び資給を致す。明徹、其の變を爲さんことを恐れ、使を遣はし、追うて之を壽陽の東二十里に斬らしむ。哭する者の聲雷の如し。一叟有り、酒脯を以て來り、祭哭して哀を盡し、其血を收めて去る。田夫野老、知ると知らざると、聞く者、流涕せざるは莫し。齊の穆提婆・韓長鸞、壽陽陥ると聞き、槩を握りて、輟めずして曰はく、「本是れ彼の物なり。其の取り去るに従ふ」と。齊主、之を聞き、頗る以て憂と爲す。提婆等曰はく、「假ひ國家をして盡く黃河以南を失はしむとも、猶ほ一の龜茲國と作る可し。更に憐む可きは、人生は寄るが如し、唯だ當に行樂すべし。何ぞ愁を用ふるを爲さん」と。左右の嬖臣、因つて共に之を贊和す。帝即ち大に喜び、酣飲鼓舞す。仍ほ黎陽に於て河に臨みて城戍を築かしむ。丁未、齊、兵萬人を遣はし、潁口に至る。樊毅、撃ちて之を走らす。辛亥、兵を遣はして蒼陵を援けしむ。又、之を破る。齊主、皮景和が軍を全うして還るを以て之を賞し、尙書令に除す。丙辰、詔して、壽陽を以て復た豫州と爲し、黃城を以て司州

【一〇】槩。博簷なり。
【一一】彼の物。南北兵争し、壽陽は本、江南に屬す。故に然云ふ。
【一二】陳の兵の來らんことを懼れ、眞に、河を畫して自ら保たんと欲するなり。
【一三】潁口。潁水の淮に入るの口。
【一四】蒼陵。揚州淮南郡壽春縣(今の安徽省淮涇道壽縣)に故の楚の蒼陵城有り。
【一五】宋齊の舊に復する也。

と爲す。明徹を以て都督豫合等六州諸軍事・車騎大將軍・豫州の刺史と爲し、謁者蕭淳風を遣はし、壽陽に就きて冊命せしむ。城南に於て壇を設け、士卒二十萬、旗鼓戈甲を陳す。明徹、壇に登りて拜受し、禮を成して退く。將卒、之を榮とす。上、酒を置き、杯を舉げて徐陵に屬して曰はく、『卿が人を知るを賞す』と。陵、席を避けて曰はく、『策を定むるは聖衷なり。臣が力に非ざるなり』と。黃法𩑦を以て征西大將軍・合州の刺史と爲す。戊午、湛陀、齊昌城に克つ。十一月甲戌、(突)淮陰城降る。庚辰、(北)威虜將軍 劉桃枝、(北)胸山城に克つ。辛巳、樊毅、(北)濟陰城に克つ。己丑、魯廣達、(北)濟の南徐州を攻めて、之に克つ。廣達を以て (北)北徐州の刺史と爲し、其地に鎮せしむ。 (北)齊の北徐州の民、多く兵を起して以て陳に應じ、其州城に逼る。祖珽、命じて、城門を閉ぢず、人を禁じて、衢路に出づるを得ざらしめ、城中寂然たり。反する者、其故を測らず、人走り城空しと疑ひ、備を設けず。珽忽ち令し、鼓譟して天を震ふ。反する者皆驚き走る。既にして復た陳を結びて城に向ふ。珽、錄事參軍王君植をして、兵を將ゐて之を拒がしめ、自ら馬に乗りて陳に臨み、左右に射る。反

- 【九六】今の江蘇省淮揚道山陽縣に、淮陰郡あり。
- 【九七】威虜將軍。品第八、秩六百石。
- 【九八】劉桃枝。此劉桃枝は自ら是れ陳の將、齊の劉桃枝に非ず。
- 【九九】五代志に、東海郡に胸山縣有り。故城は今の江蘇省徐海道東海縣の南に在り。
- 【一〇〇】五代志に、鍾離郡の化明縣は、故、睢陵と曰ふ、濟陰郡を置くと。今の江蘇省徐海道睢寧縣。
- 【一〇一】濟は當に齊に作るべし。齊の南徐と書して、以て京口の南徐に別つ。齊の南徐州は、本、今の江蘇省徐海道宿遷縣に置く。
- 【一〇二】北徐州は即ち齊の南徐州の地なり。
- 【一〇三】齊、北徐州を琅邪に置く。

する者先に其の旨なるを聞き、謂へらく其れ必ず出づる能はじと。忽ち之を見て大に驚く。穆提婆、城をして陥らしめんと欲し、援兵を遣はさず。珽且つ戦ひ且つ守ること十餘日。反する者竟に散じ走り。詔して、王琳の首を建康の市に懸く。故の吏梁の驃騎倉曹參軍朱瑒、書を徐陵に致し、其首を求めて曰はく、『竊に以ふに (北)典午將に滅びんとし、(北)徐廣、晉家の遺老と爲り、當塗已に謝し、(北)馬孚、魏室の忠臣と稱せらる。梁の故の建寧公琳、離亂の辰に當り、方伯の任を總ぶ。天、梁徳を厭へども、尙ほ、巨艦せんことを思ひ、徒らに (北)包胥の志を蘊み、終に (北)萇弘の骨に遭ひ、身をして九泉に没し、頭をして千里を行かしむるに至る。伏して惟みるに聖恩博厚にして、明詔爰に發し、(北)王經の哭を赦し、(北)田横の葬を許し、(北)壽春城下をして、唯だ葛に報ずるの人を傳へ、滄洲島上をして、獨り田を悲むの客有らしめざれ』と。

- 【一〇四】梁の制、將軍府に、功曹・倉曹・中兵・外兵・騎兵・長流・城局等の參軍有り。
- 【一〇五】典午。司馬をいふ。典は司なり、午は馬に屬す。
- 【一〇六】徐廣の事は百十九卷宋の高祖永初元年に見ゆ。
- 【一〇七】當塗。魏なり。
- 【一〇八】馬孚即ち司馬孚の事は、七十九卷晉の世祖泰始元年に見ゆ。
- 【一〇九】包胥。申包胥なり。
- 【一一〇】萇弘。周の靈王位に即き、諸侯、朝せず。萇弘乃ち鬼神の事を明にし、射を諸侯の來らざる者に設け、怪物に依りて以て諸侯を致さんと欲す。諸侯、從はず、周室愈々微なり。後二世、敬王に至り、晉人、萇弘を殺す。
- 【一一一】王經の哭。魏の元帝景元元年、司馬昭、高貴郷公を弑し、併せて王經を收む。其吏向雄、經を抱きて東市に哭す。昭、雄を赦す。
- 【一一二】漢の高帝、田横を葬る事十一卷五年に見ゆ。
- 【一一三】壽春城下云云。魏の高貴郷公甘露三年、司馬昭、壽春を破る。諸葛誕の麾下、降らすして死す。事、七十七卷に見ゆ。

陵、之が爲めに上に啓す。十二月壬辰朔、熊曇明等の首を并せて、皆其親屬に還す。瑒、琳を八公山の側に瘞む。義故の葬に會する者數千人。瑒、間道より齊に奔り、別に迎葬を議す。尋いで壽陽の人茅智勝等五人有り、密に其柩を鄴に送る。齊、琳に開府儀同三司・錄尚書事を贈り、諡して忠武王と曰ひ、輜輶車を給し、以て之を葬る。

癸巳、周主、羣臣及び沙門・道士を集め、帝自ら高坐に升り、三教の先後を辨じ、儒を以て先と爲し、道を次と爲し、釋を後と爲す。

乙未、譙城降る。

乙巳、皇子叔明を立てて宜都王と爲し、叔獻を河東王と爲す。

壬午、任忠、霍州に克つ。

詔して、(二八)安州の刺史周昺を徵して入朝せしむ。初め梁の(二九)定州の刺史田龍升、城を以て降る。詔して、舊任に仍る。昺が入朝するに及び、龍升、江北の六州七鎮を以て叛し、齊に入る。齊、歷陽王景安を遣はし、兵を將ゐて之に應せしむ。詔して、昺を以て江北道大都督と爲し、衆軍を總べ、以て龍升を討たしむ。之を斬る。景安、退き走る。盡く江北

【二四】熊曇明が誅せらるる事、一百六十八卷世祖天嘉元年に見ゆ。
【二五】輜輶車。秦漢より以來、天子葬るに輜輶車を以てす。
【二六】五代志に、譙郡の山桑縣(今の安徽省淮涇道蒙城縣)に、梁、渦州を置く。東魏改めて譙州と曰ふと。
【二七】五代志に、廬江郡霍山縣(今の安徽省安慶道霍山縣)に、梁、霍州を置くと。
【二八】五代志によれば、西魏、安州を安陸に置く。梁陳には安州無し。隋書周法尚傳には、周昺を定州の刺史と爲すと。或は安の字は定の字の誤ならんか。
【二九】定州。梁置く、蒙龍城に治す。五代志に、永安郡麻城縣(今の湖北省江漢道麻城縣)に、陳、定州を置くと。

の地を復す。

是歲、突厥、昏を齊に求む。

六年、春正月壬戌朔、周の齊公憲等七人、爵を進めて王と爲る。

己巳、周主、太廟に享す。乙亥、藉田を耕す。

壬午、上、太廟に享す。

甲申、(三〇)廣陵の金城降る。

二月壬辰朔、日、之を食する有り。

乙未、齊主、鄴に還る。

丁酉、周の紀國公賢等六人、爵を進めて王と爲る。

辛亥、上、藉田を耕す。

齊の朔州の行臺南安王思好は、本高氏の養子なり。驍勇にして、邊鎮の人心を得たり。齊主、嬖臣(三一)斫骨光弁をして州に至らしむ。光弁、思好に禮せず。思好怒り、遂に反し、云ふ、「入りて君側の惡を除かんと欲す」と。軍を進めて、陽曲に至り、自ら大丞相と號す。武衛將軍趙海、晉陽に在り、倉猝にして、奏するに暇あらず、詔を矯め兵を發して之を拒ぐ。帝、變を聞き、尙書令唐邕等をして

【一】去年九月、樊毅、廣陵の楚子城に克つ。其金城、是に至りて始めて降る。
【二】去年十月、晉陽に如き、是に至りて始めて還る。
【三】斫骨。虜の複姓。
【四】陽曲。今の山西省冀寧道陽曲縣。

馳せて晉陽に之かきむ。辛丑、帝、兵を勅して繼ぎて進む。未だ至らざるに、思好、軍敗れ、水に投じて死す。其麾下二千人、劉桃枝、之を圍み、且つ殺し且つ招く。終に降らず、以て盡くるに至る。是より先、人有り「思好、反を謀る」と告ぐ。韓長鸞の女、思好の子に適く。奏して言はく、「是人、貴臣を誣告す。殺さずんば、以て後を思むる無からん」と。乃ち之を斬る。思好既に誅せられ、告ぐる者の弟、闕下に伏し、贈官を求む。長鸞、爲めに通せず。丁未、齊主、鄴に還る。甲寅、唐邕を以て録尚書事と爲す。

乙卯、周主、雲陽宮に如く。

丙辰、周、大赦す。

庚申、周の叱奴太后、疾有り。三月辛酉、周主、長安に還る。癸酉、太后、殂す。帝、倚廬に居り、朝夕、一溢の米を進む。羣臣表請す。累旬にして乃ち止む。太子に命じて、庶政を總釐せしむ。衛王直、齊王憲を帝に譖して曰はく、「憲、酒を飲み肉を食ひ、平日に異なる無し」と。帝曰はく、「吾、齊王と生を異にし、俱に正嫡に非ず。特に吾が故を以て、同じく祖し」括髮せり。汝當に之を愧づべし。何ぞ得失を論せん。汝は親しく太后の子にして、特に慈愛を承く。但だ當に自ら勉むべし。它人を論する無かれ」と。

- 【五】 叱奴。虜の複姓。
- 【六】 倚廬。廬は東牆に倚りて之を爲る。故に倚廬と曰ふ。喪に居る所。
- 【七】 一溢。二十兩を溢と爲す。粟米の法に於て、一溢は米一升二十四分升の一と爲す。
- 【八】 總釐。すべ治むる也。
- 【九】 生を異にす。異母なるをいふ。
- 【一〇】 括髮。括は結ぶなり。麻を以て髮を約する也。

夏四月乙卯、齊、侍中薛孤康買を遣はし、周を弔はしめ、且つ葬に會せしむ。初め齊の世祖、胡后の爲めに珠裙袴を造り、費す所、勝げて計ふ可からず。火の焚く所と爲る。是に至りて、齊主復た穆后の爲めに之を營む。商胡をして、錦練三萬を齎し、弔使と偕に往きて珠を市はしむ。周人與へず。齊主、竟に自ら之を造る。穆后の愛衰ふるに及び、其侍婢馮小憐、大に幸せられ、拜して淑妃と爲る。齊主と、坐するときは則ち席を同じうし、出づるときは則ち馬を竝べ、生死を同じうせんと誓ふ。

- 【一】 薛孤。虜の複姓なり。
- 【二】 衰麻。喪服小記に、斬衰し、髮を括るに麻を以てし、苦に寝れ、廬に居ると。
- 【三】 極り罔し。詩に「父や我を生み、母や我を鞠ふ。之が徳に報いんと欲すれども、昊天極り罔し」とあるに本づく。
- 【四】 除。服を除くなり。
- 【五】 五服。斬衰は三年の服、齊衰は期年の服、大功は九月の服、小功は五月の服、緦麻は三月の服。
- 【六】 西兗州は定陶(今の山東省濟寧道定陶縣)に治す。

五月庚申、周、文宣皇后を永固陵に葬る。周主、跣行して陵所に至る。辛酉、詔して曰はく、「三年の喪は、天子に達る。但だ軍國の務重く、須く自ら朝を聴くべし。」(一) 衰麻の節、苦廬の禮、率ね前典に遵ひ、以て極り罔きを申べん。百僚は宜しく遺令に依り、既に葬りて(二) 除くべし」と。公卿、固く・權制に依らんと請ふ。帝許さず。卒に三年の制を申ぶ。(三) 五服の内、亦、禮に依らしむ。

庚午、齊、大赦す。

齊人、陳の師が淮を渡らんことを恐れ、皮景和をして、(四) 西兗州に屯し、以て之に備へしむ。

丙子、周、佛・道・二教を禁じ、(一七)經像は悉く毀ち、沙門・道士を罷め、竝に還俗せしめ、并せて諸の淫祀を禁じ、(一八)祀典の載する所の者に非ざれば、盡く之を除く。

六月壬辰、周弘正・卒す。

壬子、周、更に五行大布錢を鑄、一、十に當る。(一九)布泉と竝び行ふ。

戊午、周、通道觀を立て、以て聖賢の教を壹にす。

秋七月庚申、周主、雲陽に如く。右宮正尉遲運を以て(二〇)司武を兼ねし

め、薛公長孫覽と與に、太子を輔けて長安を守らしむ。初め帝、衛王直の

第を取り、(二一)東宮と爲し、直をして自ら居る所を擇ばしむ。直、府署を

歴觀するに、意の如くなる者無し。末に廢、陟配寺を取り、之に居らんと

欲す。齊王憲、直に謂つて曰はく、「弟、子孫多し、此れは乃ち褊小なる

無からんや」と。直曰はく、「一身すら尙ほ自ら容れず。何ぞ子孫を論せ

ん」と。直嘗て帝の校獵に従ひて行を亂る。帝、衆に對して之を撻つ。

直、怨憤を積み、帝が外に在るに因り、遂に亂を作す。乙酉、其黨を帥る、(二二)肅章門を襲ふ。長孫

瞻懼れ、奔りて帝の所に詣る。尉遲運、偶、門中に在り。直の兵、奄至す。手自ら門を闔づ。直の黨、

運と門を爭ふ。運、指を斫傷し、僅にして閉づるを得たり。直、入るを得ず、火を縱ちて門を焚く。

【一七】 經像。經は二教の書を謂ひ、像は佛像・天尊を謂ふ。

【一八】 布泉を行ふこと、一百六十八卷世祖天嘉元年に見ゆ。

【一九】 司武。大司馬の屬官。

【二〇】 建德元年、太子を立て、始めて東宮を建つ。

【二一】 陟配寺。母を望むを取りて名と爲す。直の意、同母なるを以て周主を感動せんと欲するなり。

【二二】 肅章門。宮門の名。西門なり。

【一】 梁に就かんと欲するなり。

【二】 武成元年、御正四人を増す、位上大夫。保定四年、又、禮部を改めて司宗と爲し、大司禮を禮部と爲す。禮部は中大夫、春官に屬す。

【三】 盧柔は魏に仕へて中書監と爲る。

【四】 攻戦は其功を敘し、降附は其賞を敘す。

運、火盡きは直の黨進むを得んことを恐れ、宮中の材木及び牀榻を取り、以て火を益し、膏油を之に灌ぎ、火轉た熾なり。之を久しうして、直、進むを得ず、乃ち退く。運、留守の兵を帥る、其の退くに因りて之を撃つ。直、大に敗れ、百餘騎を帥りて(二三)荊州に奔る。戊子、帝、長安に還る。八月辛卯、直を擒にし、廢して庶人と爲し、別宮に囚へ、尋いで之を殺す。尉遲運を以て大將軍と爲し、賜賚すること甚だ厚し。丙申、周主、復た雲陽に如く。

癸丑、齊主、晉陽に如く。

甲辰、齊、高勳を以て尙書右僕射と爲す。

九月庚申、周主、同州に如く。

冬十月丙申、周、(二四)御正弘農の楊尙希・禮部盧愷を遣はして來聘せしむ。

愷は(二五)柔の子なり。

甲寅、周主、蒲州に如く。丙辰、同州に如く。十一月甲戌、長安に還る。

十二月戊戌、吏部尙書王瑒を以て右僕射と爲し、度支尙書孔奐を吏部尙書と爲す。瑒は沖の子なり。時に新に淮泗を復し、(二六)攻戦降附、功賞紛紜たり。奐、識鑿精敏にして、請託を受けず、事、凝滯無し。人皆悦服す。湘州の刺史始興王叔陵、屢有司に諷し、三公と爲らんことを求む。奐曰は

く、(三)「衰章の職は、本徳を以て擧ぐ、未だ必ずしも皇枝ならず」と。因つて以て帝に白す。帝曰はく、「始興那ぞ忽ち公を望まらん。且つ(二)朕の兒、公と爲るは、須く鄱陽王の後に在るべし」と。奐曰はく、「臣が見る所も、亦聖旨の如し」。

齊の(二)定州の刺史南陽王綽、喜んで殘虐を爲す。嘗て出で行き、婦人が兒を抱くを見る。奪うて以て狗を飼ふ。婦人號哭す。綽怒り、兒の血を以て婦人に塗り、狗を縦ちて之を食はしむ。常に云ふ、「我、文宣伯の人と爲りを學ぶ」と。齊主、之を聞き、鎖して行在に詣らしむ。至れば之を宥す。問ふ「州に在りて何事も最も樂しき」と。對て曰はく、「多く(三)蠍を器に聚め、狙を其中に置き、之を観ること、極めて樂し」と。帝即ち命じて、夜、蠍一斗を索めしむ。曉くる比ほひ、三二升を得、浴斛に置き、人をして裸にして斛中に臥せしむ。號叫宛轉す。帝、綽と臨み觀、(三)喜嚟して已ます。因つて綽を讓めて曰はく、「此の如きの樂事、何ぞ驛を馳せて奏聞せざる」と。是に由りて寵有り。大將軍に拜す。朝夕同じく戲る。韓長鸞、之を疾む。是歲、出でて齊州の刺史と爲る。將に發せんとするや、人をして其反を誣告せしむ。奏して云ふ、「此れ國法を犯せり。赦す可からず」と。帝、明誅するに忍びず、寵胡何猥薩をして之と手搏せしめ、搯して之を殺す。

- 【一】 衰命の服は、身の章なり。
- 【二】 世祖の子、當に先づ公と爲るべし。
- 【三】 この定州は中山に治す。
- 【四】 蠍。人を蝥す蟲。淮を渡りて以北に即ち之れ有り。
- 【五】 喜嚟。よろこびわらふ。

卷の第一百七十二

陳紀六

高宗宣皇帝中の上

(一) 太建七年、春正月辛未、上、南郊に祀る。
 癸酉、周主、同州に如く。
 乙亥、左衛將軍樊毅、(二)潼州に克つ。
 齊主、鄴に還る。
 辛巳、(四)上、北郊に祀る。
 二月丙戌朔、日、之を食する有り。
 戊申、樊毅、(五)下邳・高柵等の六城に克つ。
 齊主、言語(六)濫訥にして、朝士を見るを喜ばす。寵私昵狎に非ざるよりは、未だ嘗て語を交

陳高宗宣皇帝太建七年

- 【一】 太建七年。西紀元五七五年。
- 【二】 潼州。五代志に、下邳郡夏丘縣(今の安徽省淮泗道泗縣)に、梁・後齊、潼州を置き、取慮城に治すと。
- 【三】 去年二月、齊主、晉陽に如き、思好を討ち、尋いで已に鄴に還り、八月、復た晉陽に如き、今還る。
- 【四】 陳の制、間歲正月上辛を

- 以て、特牛一を用ひて、天地を南北二郊に祀る。間歲とは、一歳は南郊に祀り、一歳は北郊に祀るなり。
- 【五】 高柵。下邳郡に柵淵縣(今の江蘇省徐海道宿遷縣の西)有り。武定八年、宿豫を分ちて置く。
- 【六】 濫訥。濫げ滑順ならざる也。訥は聲出でざる也。訥辯なること。

へす。性儒にして、(一)人の視るに堪へず。三公(二)令録事を奏すと雖も、仰ぎ視るを得るもの莫く、皆略ぼ大指を陳べ、驚き走りて出づ。(三)世祖の奢泰の餘を承け、以爲へらく帝王は當に然るべしと。後宮皆實衣玉食し、一裙の費、直萬匹に至り、競うて新巧を爲し、朝に衣夕に弊る。盛に宮苑を脩め、壯麗を窮極し、好む所常ならず、數毀ちて又復す。百工土木、時に休息する無く、夜は則ち火を然して照作し、寒さときは則ち湯を以て泥を爲す。晉陽の西山を鑿りて大像を爲り、一夜に油萬盆を然し、光(四)宮中を照す。災異寇盜有る毎に、自ら貶損せず、唯だ多く齋を設け、以て徳を脩むと爲す。好んで自ら琵琶を彈じ、(五)無愁の曲を爲る。近侍の之を和する者、百を以て數ふ。民間、之を無愁天子と謂ふ。(三)華林園に於て、貧兒村を立て、帝、自ら(三)藍縷の服を衣、行、其間に乞ひ、以て樂と爲す。又、西鄙の諸城を(四)寫築し、人をして(五)黒衣を衣て之を攻めしむ。帝自ら(六)内參を帥りて拒ぎ鬪ふ。陸令萱・穆提婆・高阿那肱・韓長鸞等を寵任し、朝政を宰制せしむ。宦官鄧長順・陳徳信・胡兒何洪珍等、竝に機權に參預す。各親黨を引き、超えて顯位に居らしむ。官は財に由りて進み、獄は賄を以て成る。競うて姦諂を爲し、政を蠹し

- 【一】人の視るに堪へず。所謂弱類なり。
- 【二】令は尙書令、録は録尙書事。
- 【三】齊主の父、廟を世祖と號す。
- 【四】宮中。晉陽宮中をいふ。
- 【五】五代志に曰はく、帝、絃に倚りて歌ひ、別に新聲を採り、無愁曲を爲る。晉韻竒宛として、哀思を極む。胡兒闍宜輩をして、齊しく之を唱和せしむ。曲終り樂闋れば、涙を隕さざる無し。行幸の道路と雖も、或は時に馬上に之を奏し、往を樂しみ來を哀しみ、竟に以て國を亡ぼすと。
- 【六】鄴都に華林園あり。
- 【七】藍縷。穿弊したる衣服をいふ。

民を害す。舊の蒼頭劉桃枝等、皆開府封王たり。其餘の宦官、胡兒、歌舞の人、鬼を見るの人、官奴婢等の濫に富貴を得る者、殆ど將に萬數ならんとす。庶姓の王に封せらるる者、百を以て數ふ。開府は千餘人、儀同は數無し。領軍は、一時、二十人に至り、侍中・中常侍は、數十人。乃ち狗馬及び鷹に至るまで、亦儀同郡君の號有り。鬪雞有り、開府と號す。皆、其(一)幹祿を食む。諸の嬖倖、朝夕、左右に娛侍し、一戲の費、動もすれば巨萬を踰ゆ。既にして府藏空しく竭く。乃ち二三郡或は六七縣を賜ひ、之をして官を賣り直を取らしむ。是に由りて、守令と爲る者、率ね皆富商大賈にして、(二)競うて貪縱を爲し、民、生を聊んせず。周の高祖、齊を伐たんと謀り、邊鎮に命じて(三)儲備を益し、戍卒を加へしむ。齊人、之を聞き、亦、守禦を増脩す。柱國于翼諫めて曰はく、『疆場相侵し、互に勝負有り。徒らに兵儲を損し、大計に益無し。如かず嚴を解き好を繼ぎ、彼をして懈りて備無からしめ、然る後間に乘じ、其不意に出でんに。一舉して、取る可からん』と。周主、之に従ふ。韋孝寬、上疏して三策を陳ぶ。其一に曰はく、『臣、邊に在ること積年、頗る間隙を見る。際會に因らざれば、以て功を成し難し。是を以て、(四)往歲、軍を出し、徒らに勞費有り、

- 【一】寫築。諸城の形を寫して、築きて以て之に象どる。
- 【二】黒衣。周の戎衣に象る。
- 【三】内參。諸の闈宦なり。
- 【四】幹祿。官職に相當する俸祿。
- 【五】競うて貪縱を爲しの下に、一本には「賦繁く役重く」の四字あり。
- 【六】儲備。貯蓄なり。
- 【七】周主、保定の初め、再び齊を伐ち、并州を攻め、洛陽を圍み、懸瓠に趣き、軹關に出で、皆、功無かりし事、一百六十九卷世祖天嘉四年五年に見ゆ。宜陽を争ひ、汾北を争ひし事、一百七十卷太建元年より三年に至るまでに見ゆ。

功績立たざりしは、機會を失ひしに由る。何となれば、長淮の南は、舊沃土たれば、陳氏、破亡の餘燼を以て、猶ほ能く一舉して之を平げ、(三)齊人歴年起き救ひ、喪敗して返り、内離れ外叛き、計盡き力窮まる。讎敵、豊有るは、失ふ可からざるなり。今大軍、若し(三)軹關に出で、軌を方べて進み、兼ねて陳氏と、共に(四)犄角を爲し、(五)北山の稽を募り、河に沿うて下らしめ、又、(六)北山の稽胡を遣はし、其并晋の路を絶たしめ、凡そ此諸軍、仍て各々をして(七)關河の外、勁勇の士を募らしめ、其爵賞を厚くし、前驅を爲さしめ、岳動き川移り、雷駭き電激するがごとく、百道より俱に進み、竝に虜庭に趨かば、必ず當に旗を望みて奔り潰え、向ふ所摧殄すべし。(八)一戎して大に定まること、寔に此機に在り」と。其二に曰はく、『若し國家更に後圖を爲さば、未だ即ち大舉せず、宜しく陳人と其兵勢を分ち、(九)三鶚以北、萬春以南、廣く屯田を事とし、預め時

【一】破亡の餘燼。陳氏、梁の武帝の江陵破亡の後を承け、餘燼を收合し、再び國を江南に立つ。

【二】事、前卷五年六年に見ゆ。

【三】軹關に出で云云。周の師若し軹關より險を出で鄴に趨かば、前に阻隘無く、以て軌を方べて横行す可し。

【四】犄角。陳と約して共に之を攻めんと欲するなり。

【五】廣州三鶚。魏の永安中、廣州を魯陽に置く。魏、東西に分つ。廣州は、西、三鶚谷に屬す。魯陽の界に在り。今の河南省汝陽道南召縣の東北に在り。

【六】山南。周、長安に都し、襄漢荆襄を以て山南と爲す。

【七】北山の稽胡。稽胡は南匈奴の餘種にして、散じて河東西河の郡界に在り、山に阻して居り、長安の北に在り。

【八】關河の外。齊の境を指して言ふ。其土人を募りて以て鄉導と爲さんと欲するなり。

【九】一戎して云云。武王、紂を伐ち、一たび戎衣して、天下大に定まる。

【一〇】萬春は地名、故城は今の山西省河東道河津縣の東北に在り。周と齊との分界の處な

積を爲し、其驍悍を募り、立てて部伍を爲すべし。(一〇)彼既に東南に敵有り、戎馬相持せば、我、奇兵を出し、其疆場を破らん。彼若し師を興して赴き援げば、我は則ち壁を堅くし野を清め、其去ること遠きを待ち、還りて復た師を出さん。常に邊外の軍を以て、其腹心の衆を引かば、我には(一一)宿春の費無く、彼には奔命の勞有り、一二年の中に、必ず自ら離叛せん。且つ齊氏昏暴にして、政、多門に出で、獄を鬻ぎ官を賣り、唯だ利を是れ視、酒色に荒淫し、忠良を忌害し、闔境嗷然として、其弊に勝へず。此を以てして觀れば、覆亡せんこと待つ可し。然る後、間に乘じて電掃せば、事、枯れたるを摧くに等しからん」と。其三に曰はく、『昔、(一二)句踐、吳を亡すに、尙ほ十載を期し、(一三)武王、紂を取るに、猶ほ再舉を煩はせり。今若し更に(一四)遵養を存し、且つ復た時を相ひ、臣謂ふに、宜しく還た鄰好を崇び、其盟約を申ね、民を安んじ衆を和し、商を通じ工を恵み、銳を蓄へ威を養ひ、豊を觀て動くべし。斯

【一】三鶚以北萬春以南とは、章孝寬、周の東北の境を指し、兩端を擧げて言ふ。

【二】齊人と陳人と敵を爲すな謂ふ。

【三】宿春。莊子に、百里に適く者は、宿に糧を春く、とあり。

【四】句踐云云。左傳に、伍員曰はく、越、十年生聚し、十年教訓す。二十年の外、吳其れ沼と爲らんかと。

【五】武王云云。周の武王、三年の喪畢り、兵を孟津に觀す。諸侯、期せずして會する者八

百。皆曰はく、紂伐つ可しと。武王曰はく、汝未だ天命を知らずと。乃ち師を還す。三年、紂、淫暴益、甚だし。武王、諸侯に告げて曰はく、殷、重罪有り、伐たざる可からずと。遂に復た紂を伐ち、之を滅ぼす。

【六】遵養。詩魯頌に、於鑠たる王師、時晦を遵養すと。文王、殷の叛國を率ゐて以て紂に事へ、是の晦味の君を養ひ、以て其惡を老いしむるを言ふ。

れ乃ち長策をもて遠く馭し、坐して自ら兼并するなり」と。書・奏す。周主、開府儀同三司 伊婁謙を引きて内殿に入り、從容として謂つて曰はく、「朕、兵を用ひんと欲す、何者をか先と爲さん」と。對へて曰はく、「齊氏、倡優に沈溺し、麴糵に耽昏し、其折衝の將 斛律明月、已に讒口に斃れ、上下、心を離し、(三〇)道路、目を以てす。此れ取り易きなり」と。帝、(三一)大に笑ふ。三月丙辰、謙をして小司寇元衛と與に、齊に聘し、以て盟を觀しむ。

丙寅、周主、(三二)長安に還る。

夏四月甲午、上、太廟に享す。

監豫州陳桃根、青牛を得、之を獻す。詔して、遣りて民に還す。又、表して、織成羅・文錦被各二百首を上る。詔して、雲龍門外に於て之を焚く。

庚子、齊、中書監陽休之を以て尙書右僕射と爲す。

六月壬辰、尙書右僕射王瑒を以て左僕射と爲す。

甲戌、齊主、晉陽に如く。

秋七月丙辰、周主、雲陽宮に如く。大將軍楊堅、(三三)姿相奇偉なり。(三四)畿

伯下大夫長安の來和、嘗て堅に謂つて曰はく、「公、眼、曙星の如く、照さざる所無し。當に王として天下を有つべし。願はくは 誅殺を忍べ」と。周主、堅を待つこと素より厚し。齊王憲、帝に言つて曰はく、「普六茹堅は、相貌、常に非ず。臣、之を見る毎に、覺えず自失す。恐らくは人の下に非ざらん。請ふ早く之を除け」と。帝も亦之を疑ふ。以て來和に問ふ。和(三五)詭り對へて曰はく、「隋公は止だ是れ節を守るの人、一方に鎮す可し。若し將領と爲らば、陳、破れざる無からん」と。丁卯、周主、長安に還る。是より先、周主、獨り齊王憲及び内史王誼と、齊を伐つを謀り、又、(三六)納言盧韞を遣はし、駟に乗ること三日、(三七)安州の總管子翼に詣り、策を問はしむ。餘人、皆、之を知るもの莫し。丙子、始めて大將軍以上を大德殿に召し、之を告ぐ。丁丑、詔を下して齊を伐つ。柱國陳王純・榮陽公司馬消難・鄭公達奚震を以て、前三軍の總管と爲し、趙王盛・周昌公(三八)侯莫陳崇・趙王招を後三軍の總管と爲す。齊王憲は、衆二萬を帥ゐて、黎陽に趨き、隋公楊堅・廣寧公薛迴は、舟師三萬を將ゐて、渭より河に入り、梁公侯莫陳芮は、衆二萬を帥ゐて、(三九)太行道を守り、申公李穆は、衆

陳高宗宣皇帝太建七年

【三〇】 伊婁。虜の複姓。拓拔氏が代北に興るや、獻帝、其次弟を以て伊婁氏と爲す。

【三一】 斛律明月の事、前卷四年に見ゆ。

【三二】 道路目を以てす。本、周語の言。道路、目を以て相視て、敢て言はざるなり。

【三三】 大に笑ふ。其の見所已と同じきを喜ぶなり。

【三四】 同州より還るなり。

【三五】 姿相奇偉。楊堅、人と爲り、龍顏にして、額に五柱有り頂に入り、目光外射す、文有り手に在り、王と曰ふ。長上短下、沈深嚴重なり。

【三六】 畿伯。周置き、大司徒に屬す。方毎に畿伯あり、中大夫なり。縣毎に小畿伯あり、下大夫なり。

【三七】 誅殺を忍べ。蓋し其の姿相殺氣重きを以てなり。後、堅の篡ふや、内は宇文を夷げ、外は尉遲迴・檀讓王謙を翦り、死する者勝けて數ふ可からず。

【三八】 普六茹堅。堅の父忠、周の太祖に從つて、屢、戰功有り、姓を普六茹氏と賜ふ。

【三九】 言、實を以てせざるを詭と曰ふ。

【四〇】 周の保定四年、宗伯を改めて納言と爲す。

【四一】 駟。驛傳なり。

【四二】 安州。周、安州を安陸(湖北省江漢道安陸縣)に置く。

【四三】 侯莫陳崇は已に保定三年に死す。此れ又一の侯莫陳崇なり。然らずんば崇の字誤なるべし。

【四四】 太行道は、河陽の北に在り、之を守り、以て并冀殷定の兵を斷たんと欲す。

三萬を帥ゐて、(五)河陽道を守り、常山公子翼は、衆二萬を帥ゐて、(五)陳汝に出でしむ。誼は(五)盟の兄の孫、震は武の子なり。周主將に河陽に出でんとす。内史上士宇文弼曰はく、「齊氏、國を建て、今に於て累世なり。無道と曰ふと雖も、藩鎮の任、尙ほ其人有り。今の師を出すや、要す須く地を擇ぶべし。河陽は衝要にして、精兵の聚まる所なり。力を盡して攻圍すとも、恐らくは志を得難からん。臣が見る所の如きは、(五)汾曲に出では、成小に山平なれば、之を攻むるに拔き易からん。武を用ふるの地、此よりも過ぎたるは莫し」と。(五)民部中大夫天水の趙熹曰はく、「河南・洛陽は、四面に敵を受く。縦ひ之を得とも、以て守る可からざらん。請ふ(五)河北より直に太原を指し、其巢穴を傾げば、一舉して定む可からん」と。(五)遂伯下大夫鮑宏曰はく、「我は彊く齊は弱く、我は治まり齊は亂る。何ぞ克たざるを憂へん。但だ先帝、往日、屢々洛陽に出でしが、彼既に備有り、毎に捷たざる有り。臣の計の如きは、兵を汾潞に進め、直に晉陽を掩ひ、(五)其不虞に出づるは、上策と爲すに似たり」と。(五)周主、

(五)河陽道。河陰より北して河を度り、河陽と爲す。將に河陽洛陽を攻めんとす、之を守り、以て其相往來するを斷つなり。
(五)陳汝に出でしむ。蓋し于翼をして安州より陳汝に出でしむ。齊王憲より以下、皆諸將の出づる所の道を指授するなり。
(五)王盟・達奚武は、皆、周初の功臣なり。
(五)汾曲。汾水の曲。
(五)民部。蓋し大司徒に屬す。
(五)河北より云云。此れ即ち蒲晉に出で晉陽に抵るの路なり。其後、周主再舉し、卒に此に出づ。
(五)遂伯。蓋し周官の遂師の職に髣髴たり。周の地官の屬に、左右遂伯あり、中大夫なり。小遂伯は下大夫、郷毎に一人。
(五)先帝。宇文泰を謂ふ。
(五)汾曲。汾川潞川を謂ふ。

皆、從はず。宏は(五)泉の弟なり。壬午、周主、衆六萬を帥ゐ、直に河陰を指す。(五)楊素、其父の麾下を帥ゐて先驅せんと請ふ。周主、之を許す。

八月癸卯、周、使を遣はして來聘せしむ。

周の師、齊の境に入り、樹を伐り稼を踐むを禁じ、犯す者は皆斬る。丁未、周主、河陰の大城を攻め、之を拔く。齊王憲、(五)武濟を拔き、進みて(五)洛口を圍み、東西二城を拔き、火を縱ちて浮橋を焚く。橋絶ゆ。齊の永橋大都督太安の傳伏、(五)永橋より、夜、中潭城に入る。周人、既に南城に克ち、中潭を圍む。二旬にして下らず。洛州の刺史獨孤永業、金墉を守る。周主自ら之を攻む。克たず。永業、通夜、馬槽二千を辦す。周人、之を聞き、大軍且に至らんとすと以爲ひ、而して之を憚る。九月、齊の右丞高阿那肱、晉陽より、兵を將ゐて周の師を拒ぎ、河陽に至る。會周主、疾有り。辛酉、兵を引き還る。水軍、(五)其舟艦を焚く。傳伏、行臺乞伏貴和に謂つて曰はく、「周の師疲弊せり。願はくは精騎二千を得て、之を追撃せん。破る可きなり」と。貴和、許さず。齊

鮑宏は、師を出して以て平陽上黨を攻めんと欲するなり。
(五)不虞。備へざるを謂ふ。
(五)周主蓋し淺く攻めて以て聲を觀んと欲するなり。其の再舉するとき以て羣臣に告ぐる所の者を觀れば、知る可し。
(五)鮑泉は梁の元帝に事ふ。
(五)江陵敗れ、宏、關に入る。
(五)楊素の父敏が死する事、一百七十卷太建三年に見ゆ。
(五)武濟。城の名。周の武王、紂を伐つとき、此より河を濟る、故に以て城に名づく。
(五)洛口。洛水、河に入るの口。此に於て城を築く。
(五)永橋。今の河南省河北道武陟縣の地。
(五)中潭。河陽に三城有り、南城・北城・中潭是れなり。永橋の地は、三城に近し。
(五)其舟艦を焚く。河水迅急にして、流に浜りて西に歸らば、追兵且に至らんとす、故に其舟艦を焚き、陸道より退き還る。

王憲・于翼・李穆、向ふ所克捷し、三十餘城を降拔し、皆棄てて守らず。唯だ王藥城の要害なるを以て、儀同三司韓正をして之を守らしむ。尋いで城を以て齊に降る。戊寅、周主、長安に還る。

庚辰、齊、趙彥深を以て司徒と爲し、斛阿列羅を司空と爲す。

閏月、車騎大將軍吳明徹、兵を將ゐて齊の彭城を撃つ。壬辰、齊の兵數萬を呂梁に敗る。

甲午、周主、同州に如く。

冬十月己巳、皇子叔齊を立てて新蔡王と爲し、叔文を晉熙王と爲す。

十二月辛亥朔、日、之を食する有り。

壬戌、王瑒を以て尙書左僕射と爲し、太子の詹事吳郡の陸繕を右僕射と爲す。

庚午、周主、長安に還る。

八年、春正月癸未、周主、同州に如く。辛卯、河東の涑川に如き、甲午、復た同州に還る。

甲寅、齊、大赦す。

乙卯、齊主、鄴に還る。

二月辛酉、周主、太子に命じて、西土を巡撫し、因つて吐谷渾を伐たしむ。上開府儀同大將軍王軌・宮正宇文孝伯、從行す。軍中の節度、皆二人に委ね、太子は成を仰ぐのみ。

齊、雜戸の女の未だ嫁せざる者を括して悉く集む。隱匿する者有れば、家長、死に坐す。

壬申、開府儀同三司吳明徹を以て司空と爲す。

三月壬寅、周主、長安に還る。夏四月乙卯、復た同州に如く。

己未、上、太廟に享す。

尙書左僕射王瑒卒す。

五月壬辰、周主、長安に還る。

六月戊申朔、日、之を食する有り。

辛亥、周主、太廟に享す。

初め太子叔寶、左戸部尙書江總を以て詹事と爲さんと欲し、管記陸瑜をして吏部尙書孔奐に言はしむ。奐、瑜に謂つて曰はく、『江は、潘陸の華有り、而も園綺の實無し。儲宮を輔弼するは、竊に難しとする所有り』と。太子深く以て恨みと爲し、自ら帝に言す。帝將に之を許さんとす。奐、

陳高宗宣皇帝太建八年

二〇七

【六九】降拔。降とは迎へ降る也。拔とは兵力を以て攻めて抜く也。

【七〇】斛阿列。虜の三字姓。

【一】涑川。涑水は河東の聞喜縣の西に出で、南して蒲坂に至りて河に入る。

【二】去年六月、晉陽に如き、今還る。

【三】建德四年、驃騎大將軍開府儀同三司を改めて開府儀同大將軍と爲し、仍ほ上開府儀同大將軍を稱す。

【四】雜戸。魏、西涼の人を虜にして没入し、名づけて雜戸と爲す。魏武、關に入り、隸

戸、皆、東魏に在り。後齊、之に因り、仍りて厮役に供す。周、齊を平げ、乃ち悉く諸雜戸を放ちて百姓と爲す。

【五】左戸部尙書。五代志によれば、梁、吏部・祠部・度支・左戸・都官・五兵等六尙書を置く。陳、梁の制に因る。此れ蓋し左戸なり。果して然らば部の字は衍なり。

【六】潘陸。晉の惠帝、太子と爲り、潘岳・陸機、皆、東宮の官たり。

【七】園綺。園公・綺里季、漢の太子盈を羽翼す。高帝遂に太子を易へず。

奏して曰はく、「江總是文華の士なり。今、皇太子は、文華、少からず、豈に總に藉らんや。臣が見る所の如きは、願はくは敦重の才を選び、以て輔導の職に居らしめよ」と。帝曰はく、「即し卿が言の如くならば、誰か當に此に居るべき」と。奐曰はく、「都官尚書王廓は、世に懿德有り、識性敦敏なり。以て之に居く可し」と。太子時に側在り、乃ち曰はく、「廓は、王泰の子なり。宜しく太子の詹事と爲るべからず」と。奐曰はく、「宋朝の范曄は、即ち范泰の子なり。亦、太子の詹事と爲れり。前代疑はず」と。太子固く之を争ふ。帝、卒に總を以て詹事と爲す。總は數の曾孫なり。甲寅、尚書右僕射陸縉を以て左僕射と爲す。帝、孔奐を以て繕に代らしめんと欲す。詔已に出づ。太子、之を沮みて止む。更に晉陵の太守王克を以て右僕射と爲す。之を頃くして、總、太子と、長夜の飲を爲し、良娣陳氏を養うて女と爲す。太子亟微行して總の家に遊ぶ。上怒り、總の官を免す。

周の(一〇)利州の刺史紀王康、驕矜にして度無く、戎器を繕脩し、陰に異謀有り。司錄裴融、之を諫止す。康、融を殺す。丙辰、康に死を賜ふ。丁巳、周主、雲陽に如く。

庚申、齊の宜陽王趙彥深卒す。(二)彥深、累朝に歴事し、常に機近に參し、濫譴を以て著稱せらる。既に卒し、朝貴の機密を典る者、唯に侍中開府儀同三司斛律孝卿一人のみ。其餘は皆嬖倖なり。孝卿は、羌舉の子、餘人に比して、差、貪穢ならず。

秋八月乙卯、周主、長安に還る。
 周の太子、吐谷渾を伐ち、(三)伏俟城に至りて還る。(四)宮尹鄭譯、王端等、皆、太子に寵有り。太子、軍中に在り、失徳多し。譯等皆これに預る。軍還り、王軌等、之を周主に言ふ。周主怒り、太子及び譯等を杖つ。仍て譯等の名を除く。宮臣の親幸せらるる者、咸譴せらる。太子復た譯を召し、戲狎すること初めの如し。譯因つて曰はく、「殿下、何れの時か天下に據るを得可き」と。太子悦び、益、之を昵しむ。譯は(五)儼の兄の孫なり。周主、太子を遇すること甚だ嚴なり。朝見する毎に、進止、羣臣と異なる無し。隆寒盛暑と雖も、休息するを得ず。其の酒を(六)者むを以て、酒を禁じて。東宮に至るを得ざらしむ。過有れば輒ち捶撻を加ふ。嘗て之に謂つて曰はく、「古來の太子、廢せらるる者幾人ぞ。餘兒は豈に立つに堪へざらんや」と。乃ち東宮の官屬に敕し、太子の言語動作を録し、毎月奏聞せしむ。太子、帝の威嚴を畏れ、情を矯めて脩飾す。是に由りて、過惡、上聞せず。王軌、

【一】 趙彥深、梁の神武に事へ、已に機密を掌る。後主に至るまで、六君に歴事す。
 【二】 斛律羌舉は一百五十七卷梁の武帝大同三年に見ゆ。
 【三】 伏俟城。吐谷渾の國都なり。其地は即ち漢の西海允谷鹽池、今の青海の西に在り。
 【四】 宮尹。周、太子宮尹を置く。蓋し即ち詹事の職なり。
 【五】 魏朝を亂り、靈太后をして良死を得ざらしめし者は、鄭儼なり。
 【六】 者。嗜と通す。

嘗て(一)小内史賀若弼と言ふ、「太子は必ず負荷する克はざらん」と。弼深く以て然りと爲す。軌に勸めて之を陳せしむ。軌、後、侍坐するに因りて、帝に言して曰はく、「皇太子、仁孝、聞ゆる無し。恐らくは陛下の家事を了せざらん。愚臣短暗にして、信ず可きに足らず。陛下恆に賀若弼を以て文武の奇才有りとす。(二)亦常に此を以て憂と爲す」と。帝、以て弼に問ふ。對へて曰はく、「皇太子、徳を(三)春宮に養ひ、未だ過有るを聞かず」と。既に退き、軌、弼を讓めて曰はく、「平生の言論、道はざる所無し。今者(四)對揚するに、何ぞ乃ち爾く反覆するを得る」と。弼曰はく、「此れ公の過なり。太子は國の儲副なり。豈に言を發し易からん。事、蹉跌有らば、便ち族を滅ぼすに至らん。本謂へらく、公、密に臧否を陳べんと。何ぞ遂に(五)昌言するに至るを得たる」と。軌、默然たること之を久しうし、乃ち曰はく、「吾、心を國家に専らにし、遂に私計を存せず。向者衆に對す。良に實に宜に非ず」と。後、軌、内宴に因り、壽を上り、帝の須を捋りて曰はく、「愛す可し好老公、但だ後嗣弱きを恨むのみ」と。是より先、帝、右宮伯文孝伯に問うて曰はく、「吾が兒比來何如」と。對へて曰はく、「太子比天威を懼れ、更に過失無く、酒を罷む」と。帝、孝伯を責めて曰はく、「公嘗て我に語りて云へり、「太子、過無し」と。今、軌、此言

【一】賀若弼は虜の複姓。北史に云ふ、北人、忠貞を謂つて賀若と爲す。魏の孝文帝、其先祖が忠貞の節有りしを以て、遂に賀若を以て氏と爲すと。
 【二】春宮。太子は東宮に居り、東方は春を主る、故に亦春宮と曰ふ。
 【三】對揚。揚は稱なり。面對敷奏する也。
 【四】昌言。昌は顯なり。昌言は顯言する也。
 【五】内宴。宮中に宴する也。

有り。公、誑くことを爲す」と。孝伯、再拜して曰はく、(三)「父子の際には、人の言ひ難き所なり。臣、陛下が慈を割き愛を忍ぶ能はざるを知る。遂に爾く舌を結べり」と。帝、其意を知り、默然たること之を久しうし、乃ち曰はく、「朕已に公に委ぬ。公其れ之を勉めよ」と。王軌(三)驟に帝に言して曰はく、「皇太子は、社稷の主に非ず。普六茹堅、貌に反相有り」と。帝、悦ばずして曰はく、「必ず天命、在る有らば、將に之を若何せんとする」と。楊堅、之を聞きて甚だ懼れ、深く自ら晦匿す。帝、深く軌等の言を以て然りと爲す。(四)但だ漢王贊は次長なれども、又不才なり。餘子は皆幼なり。故に廢せられざるを得たり。
 丁卯、司空吳明徹を以て(五)南兖州の刺史と爲す。
 齊主、晉陽に如く。邯鄲宮を營む。
 九月 戊戌、皇子叔彪を以て淮南王と爲す。
 周主、羣臣に謂つて曰はく、「朕、去歲、屬疾疹有り、遂に逋寇を克平するを得ざりき。前に齊の境に入り、備に其情を見るに、彼の行師は、殆ど兒戲に同じ。況や其朝廷昏亂し、政、羣小に由り、百姓嗷然として、朝、夕を謀らざるをや。天の與ふるを取らずんば、恐らくは後の悔を貽さん。(七)前に河外に出でし

【一】胡三省曰はく、孝伯の此言、亦、之を忠切ならずと謂ふ可からざるなりと。
 【二】從容として之を言はざるを、驟に言ふと爲す。
 【三】周の武帝、子を知るに明かなれども、太子を廢せざるの由を言ふ。
 【四】南兖州。五代志に、江都郡に、梁、南兖州を置く。後齊改めて東廣州と爲す。陳復た南兖と曰ふと。
 【五】疾疹。熱病なり。
 【六】去年の河陰の役を謂ふ。漢の婁敬曰く、今、人と闘ふに、其喉を扼せずして其背を拊てば、未だ全勝する能はずと。
 【七】前に河外に出でし

は、直に背を拊つと爲す、未だ其喉を扼せず。(二) 晉州は本高歡が起る所の地、要重を鎮攝す。今往きて之を攻めば、彼必ず來り援けん。吾、軍を嚴にして以て待ち、之を撃たば必ず克たん。然る後破竹の勢に乘じ、鼓行して東せば、以て其巢穴を窮め。(三) 文軌を混同するに足らん」と。諸將多く行くを願はず。帝曰はく、「機、失ふ可からず。吾が軍を沮む者有らば、當に軍法を以て之を裁すべし」と。冬十月己酉、周主、自ら將として齊を伐ら、越王盛、杞公亮、隨公楊堅を以て右三軍と爲し、譙王儉、大將軍竇泰、廣化公丘崇を左三軍と爲し、齊王憲、陳王純を前軍と爲す。亮は導の子なり。丙辰、齊主、祁連池に獵す。癸亥、晉陽に還る。是より先、晉州の行臺左丞張延雋、公直勤敏にして、儲侍して備有り。百姓、業に安んじ、疆場、虞無し。諸嬖倖、惡みて之を代ふ。是に由りて、公私煩擾す。周主、晉州に至り、汾曲に軍す。齊王憲を遣はし、兵二萬を將ゐて、雀鼠谷を守らしめ、陳王純をして、步騎二萬、千里徑を守らしめ、鄭公達奚震をして、步騎一萬、統軍川を守らしめ、大將軍韓明をし

【二八】 高歡が兵を晉州に起すこと、一百五十四卷梁の武帝中大通二年に見ゆ。

【二九】 攝。總持する也。

【三〇】 文軌云云。記に「今、天下、書は文を同じうし、車は軌を同じうす」とあるに本づく。齊の地を併合するをいふ。

【三一】 廣化公は郡公なり。五代志に、河池縣(今の甘肅省渭川道徽縣)は、後魏、廣化と曰ひ、廣化郡を置く。

【三二】 汾曲。汾水の曲、平陽の南に在り。

【三三】 雀鼠谷。水經に、汾水、南して冠爵津を過ぐ。介休縣(今の山西省襄寧道介休縣)の西南に在り、俗、之を雀鼠谷と謂ふ。數十里の間、道隘なりと。

【三四】 千里徑。亦、平陽の北に在るべし。要路の一なり。

【三五】 統軍川。地闕く。

【三六】 齊子嶺。邵郡の東に在り。

【三七】 鼓鍾鎮。水經注に、教水は垣縣(今の山西省河東道垣

て、步騎五千、齊子嶺を守らしめ、焉氏公尹升をして、步騎五千、鼓鍾鎮を守らしめ、涼城公辛韶をして、步騎五千、蒲津關を守らしめ、趙王招をして、步騎一萬、華谷より齊の汾州の諸城を攻めしめ、柱國宇文盛をして、步騎一萬、汾水關を守らしむ。内史王誼を遣はし、諸軍を監して、平陽城を攻めしむ。齊の行臺僕射海昌王尉相貴、城に嬰りて拒ぎ守る。甲子、齊、兵を晉祠に集む。庚午、齊主、晉陽より、諸軍を帥ゐ、晉州に趣く。周主、日に汾曲より、城下に至り、戰を督す。城中、窘急なり。庚午、行臺左丞侯子欽、出でて周に降る。壬申、晉州の刺史崔景嵩、北城を守り、夜、使を遣はし、降を周に請ふ。王軌、衆を帥ゐて之に應ず。未明、周の將北海の段文振、梁を杖き、數十人と與に先登す。景嵩と、同じく尉相貴の所に至り、佩刀を抜き、之を劫す。城上鼓譟す。齊の兵大に潰ゆ。遂に晉州に克ち、相貴及び甲士八千人を虜にす。齊主、方に馮淑妃と、天池に獵す。晉州の急を告ぐる者、且より午に至るまでに、驛馬三たび至る。右丞相高阿那肱曰はく、「大家正に樂を爲す。邊鄙、小小、兵を交ふるは、乃ち是れ常事なり。何ぞ急

開喜縣の東に在り。

【四〇】 汾水關。當に霍邑縣の南、臨汾縣の北に在るべし。此より以上、凡そ守ると言ふ者は、皆、以て齊の援兵の路を斷つなり。ただ蒲津關を守るは、後繼を爲すなり。

【四一】 晉陽に晉王祠有り。

【四二】 天池。地名、今の山西省雁門道靜樂縣の北に在り。

に奏聞せん』と。暮に至り、使更に至り、『平陽已に陥る』と云ふ。乃ち之を奏す。齊主、將に還らんとす。淑妃、更に一圍を殺さんと請ふ。齊主、之に従ふ。周の齊王憲、攻めて洪洞・永安の二城を抜き、更に進取を圖る。齊人、橋を焚き險を守る。軍、進むを得ず。乃ち永安に屯す。永昌公椿をして、雞栖原に屯せしむ。柏を伐りて菴を爲り、以て營を立つ。椿は廣の弟なり。癸酉、齊主、軍萬人を分ちて、千里徑に向ふ。又、軍を分ちて汾水關に出でしめ、自ら大軍を帥ゐて、雞栖原に上る。宇文盛、人を遣はして急を告ぐ。齊王憲、自ら之を救ふ。齊の師退く。盛、追撃して之を破る。俄にして椿、齊の師の稍逼るを告ぐ。憲復た還りて之を救ひ、齊と陳を對し、夜に至るまで戦はず。會、周主、憲を召して還らしむ。憲、兵を引き去る。齊人、柏菴の在るを見、之を覺らず。明日始めて之を知る。齊主、高阿那肱をして、前軍を將ゐて先づ進み、仍て諸軍を節度せしむ。甲戌、周、上開府儀同大將軍安定の梁士彦を以て晉州の刺史と爲し、精兵一萬を留めて之を鎮せしむ。十一月己卯、齊主、平陽に至る。周主、齊の兵新に集まり、聲勢甚だ盛なるを以て、且く、西に還りて以て其鋒を避けんと欲す。開府儀同大將軍宇文忻諫めて曰はく、『陛下の聖武を以て、敵人の荒縱に乗ず。何ぞ克たざるを患へん。若し齊をして令主を得しめ、君臣、力を協せば、湯武の勢と雖も、未だ平ぐるること易からざらん。今、主暗に臣愚

【四三】 洪洞永安二城は、皆、晉州の北に在り。洪洞は今の山西省河東道洪洞縣。永安は今の山西省河東道靈縣。

【四四】 永昌公は郡公なり。五代志に、巴東郡の大昌縣に、後周、永昌郡を置くと。

【四五】 雞栖原、永安の北に在り。

に、士、鬪志無し。百萬の衆有りと雖も、實に陛下の爲めに奉ずるのみ』と。軍正京兆の王紘曰はく、『齊、紀綱を失へること、茲に累世なり。天、周室に獎め、一戦して其喉を扼せしむ。亂るるを取り、亡ぶるを悔るは、正に今日に在り。之を釋て去るは、臣が未だ諫らざる所なり』と。周主、其言を善しとすと雖も、竟に軍を引き還る。忻は、貴の子なり。周主、齊王憲を留めて後拒と爲す。齊の師、之を追ふ。憲、宇文忻と、各、百騎を將ゐて與に戦ひ、其驍將賀蘭豹子等を斬る。齊の師乃ち退く。憲、軍を引き去りて汾を度り、追うて周主に玉壁に及ぶ。齊の師、遂に平陽を圍み、晝夜、之を攻む。城中危急にして、樓堞皆盡き、存する所の城は、尋仞のみ。或は、短兵相接し、或は馬を交へて出入す。外援至らず、衆皆震懼る。梁士彦、愴慨自若として、將士に謂つて曰はく、『死、今日に在り、吾、爾の先と爲らん』と。是に於て勇烈齊しく奮ひ、呼聲、地を動かし、一、百に當らざるは無し。齊の師少しく却く。乃ち妻妾・軍民の婦女をして、晝夜城を脩めしむ。三日にして就る。周主、齊王憲をして、兵六萬を將ゐて涑川に屯し、遙に平陽の聲援を爲さしむ。齊人、地道を作りて平陽を攻む。城陥ること十餘歩。將士、勢に乗じ、

【四六】 軍正。時に行軍に因り、漢の制に倣ひて軍正の官を置く、常に置くにあらざるなり。隋書王韶傳に據れば、紘は常に詔に作るべし。

【四七】 世祖、位を嗣ぎてより、齊の政亂れ、今に至りて再世なり。

【四八】 亂るるを取り亡ぶるを悔る。書の仲虺之語の語。

【四九】 宇文貴は、本、朔方の人、京兆に徙り、周に仕へて大司馬と爲る。周の族に非ざるなり。

【五〇】 樓は城上の敵樓。ものみやぐら。堞は城の短垣。

【五一】 尋仞。六尺を尋と爲し、七尺を仞と爲す。

【五二】 短兵。槍槊を短兵と爲す。

入らんと欲す。齊主、救して且く止め、馮淑妃を召して之を觀しむ。淑妃、粧點し、時に至らず。周人、木を以て之を拒塞す。城遂に下らず。舊俗相傳ふ、晉州城の西、石上に聖人の跡有りと。淑妃、往きて之を觀んと欲す。齊主、弩矢の橋に及ばんことを恐れ、乃ち攻城の木を抽き、遠橋を造る。齊主、淑妃と與に橋を度る。橋壞る。夜に至りて乃ち還る。癸巳、周主、長安に還る。甲午、復た詔を下し、齊人が晉州を圍むを以て、更に諸軍を帥るて之を撃つ。丙申、齊の降人を縱ち、還らしむ。丁酉、周主、長安を發す。壬寅、河を濟りて諸軍と合す。十二月丁未、周主、高顯に至る。齊王を遣はし、所部を帥るて、先づ平陽に向はしむ。戊申、周主、平陽に至る。庚戌、諸軍總て集まる。凡そ八萬人。稍く進んで城に逼る。陳を置くこと東西二十餘里。是より先、齊人、周の師の猝に至らんことを恐れ、城南に於て、塹を穿ち、喬山より、汾水に屬す。齊主、大に兵を出し、塹北に陳す。周主、齊王憲に命じ、馳せ往きて之を觀しむ。憲、復命して曰はく、「與し易きのみ。請ふ之を破りて後に食せん」と。周主悦びて曰はく、「汝の言の如くならば、吾、憂無し」と。周主、常御の馬に乗り、數人を從へて陳を巡り、至る所、輒ち主帥の姓名を呼び、之を慰勉す。將士、見知を喜び、咸、自ら奮はんことを思ふ。將に戰

【五三】遠橋云云。舊橋は城に近し、故に別に遠橋を造り、弩矢を避くるなり。

【五四】之を縱ちて還らしむるは、齊の師をして周の師の將に至らんとするを知りて懼れしめ、亦、以て晉州の守者の心を堅くする也。

【五五】高顯。蓋し涇川に近かるべし。

【五六】一本には齊王の下に憲の字有り。

【五七】喬山。當に平陽城の北に在るべし。

はんとし、有司、馬を換へんと請ふ。周主曰はく、「朕獨り良馬に乗り、何に之かんと欲せん」と。周主、齊の師に薄らんと欲し、塹に礙へられて止む。且より申に至るまで、相持して決せず。齊主、高阿那肱に謂つて曰はく、「戰ふこと是か、戰はざることは是か」と。阿那肱曰はく、「吾が兵、多しと雖も、戰に堪ふるは十萬に過ぎず。病傷し及び城を繞りて樵爨する者、復た三分して一に居る。昔、玉壁を攻めしとき、援軍來りて即ち退けり。今日、將士、豈に神武の時に勝らんや。戰ふ勿く却きて、高梁橋を守るに如かず」と。安吐根曰はく、「一撮許の賊、馬上に刺取し、汾水中に擲著せんのみ」と。齊主、意未だ決せず。諸内參曰はく、「彼も亦天子なり。我も亦天子なり。彼尙ほ能く遠く來る。我何爲れぞ塹を守りて、弱きを示さん」と。齊主曰はく、「此言・是なり」と。是に於て塹を填めて南に引く。周主、大に喜び、諸軍を勅して之を撃つ。兵纒に合ふや、齊主、馮淑妃と、竝び騎りて戰を觀る。東偏少しく却く。淑妃怖れて曰はく、「軍敗れぬ」と。錄尙書事城陽王穆提婆曰はく、「大家去れ、大家去れ」と。齊主即ち淑妃を以て高梁橋に奔る。開府儀同三司奚長諫めて曰はく、「半進み半退くは、戰の常體なり。今、兵衆全く整ひ、未だ虧傷有らず。陛下、此を捨てて安にか之く。馬足一たび動かば、人情駭き亂れ、復た振ふ可からざらん。願はくは速かに還り

【五八】玉壁を攻むる事、一百五十九卷梁の武帝中大同元年に見ゆ。

【五九】神武。高歡の諡。

【六〇】高梁橋。平陽城（今の山西省河東道臨汾縣）の東北に在り。

【六一】一撮。其の少きを言ふ。兵勢を知らずして、敵を輕んじて大言する者、未だ敗れざるは有らざるなり。

て之を安慰せよ」と。(六二)武衛張常山、後より至り、亦曰はく、「軍尋いで收め訖り、甚だ完整せり。城を圍むの兵も亦動かす。至尊宜しく回るべし。臣の言を信せずんば、乞ふ内參を將るて往き視よ」と。齊主、將に之に従はんとす。穆提婆、齊主の肘を引きて曰はく、「此言、信じ難し」と。齊主、遂に淑妃を以て北に走る。齊の師大に潰ゆ。死する者萬餘人。(六三)軍資器械、數百里の間、委棄して山積す。(六四)安德王延宗、獨り軍を全うして還る。齊主、洪洞に至る。淑妃、方に(六五)粉鏡を以て自ら玩ぶ。後聲、「賊至る」と亂唱す。是に於て復た走る。是より先、齊主、淑妃を以て功勳有りと爲し、將に立てて左皇后と爲さんとす。内參を遣はし、晉陽に至り、皇后の服御、褱翟等を取らしむ。是に至りて中途に遇ふ。齊主、爲めに轡を按じ、淑妃に命じて之を著けしめ、然る後去る。辛亥、周主、平陽に入る。梁士彥、周主を見、周主の須を持して泣きて曰はく、「臣幾ど陛下を見ざらんとせり」と。周主も亦之が爲めに流涕す。周主、將士の疲弊するを以て、引き還らんと欲す。士彥、馬を叩へて諫めて曰はく、「今、齊の師遁れ散じ、衆心皆動く。其懼るるに因りて之を攻めば、其勢必ず舉がらん」と。周主、之に従ふ。其手を執りて曰はく、「余、晉州を得、齊を平ぐるの基と爲す。若し固く守らずんば、則ち大事成らじ。朕、

【六二】武衛。左右武衛將軍に屬す。

【六三】齊人の棄つる所、皆、稽胡の取る所と爲る。後、周人、此に由りて稽胡を討つ。

【六四】胡三省曰はく、延宗、亂に在りて能く整ふ、未だ易からざる才なり。大廈將に顛れんとするは、一木の支ふる所に非ざるを惜むのみと。

【六五】粉鏡。粉を施し粧を添へ、鏡に臨み自ら玩ぶなり。

【六六】褱翟。雉の模様ある王后の服。

前憂無し、唯だ後變を慮る。汝善く我が爲めに之を守れ」と。遂に諸將を帥るて齊の師を追ふ。諸將固く、西に還らんと請ふ。周主曰はく、「敵を縱せば患生せん。卿等若し疑はば、朕將に獨り往かんとす」と。諸將乃ち敢て言はず。癸丑、汾水關に至る。齊主、晉陽に入り、憂懼し、之く所を知らず。甲寅、齊・大赦す。齊主、計を朝臣に問ふ。皆曰はく、「宜しく賦を省き役を息め、以て民心を慰め、遺兵を收め、城を背にして死戦し、以て社稷を安んずべし」と。齊主、安德王延宗・廣寧王孝珩を留めて、晉陽を守らしめ、自ら(六七)北朔州に向はんと欲し、若し晉陽守られずんば、則ち突厥に奔らんとす。羣臣皆以て不可と爲す。帝、從はず。開府儀同三司賀拔伏恩等、宿衛の近臣三十餘人、西して周の軍に奔る。周主、封賞すること各差有り。高阿那肱、所部の兵尙ほ一萬あり、(六八)高壁を守る。餘衆、洛女砦に保す。周主、軍を引きて高壁に向ふ。阿那肱、風を望んで退き走る。齊王憲、洛女砦を攻め、之を抜く。軍士有り、「阿那肱、西軍を招引す」と告ぐ。齊主、侍中斛律孝卿をして檢校せしむ。孝卿、以て妄と爲す。還りて晉陽に至る。阿那肱の腹心、復た「阿那肱、反を謀る」と告ぐ。又、以て妄と爲し、之を斬る。乙卯、齊主、安德王延宗・廣寧王孝珩に詔して、兵を募らしむ。延宗入りて見ゆ。齊主、告ぐるに北朔州に向はんと欲するを以てす。

【六七】北朔州。後魏の太和中、朔州を定襄(今の山西省雁門道定襄縣)の故城に置く。高齊の天保中、馬邑(今の山西省雁門道朔縣の西北)の西南に於て朔州を置く。相去ること三百八十里。故に定襄の故城の朔州は、北朔州の稱有り。

【六八】高壁。嶺の名。雀鼠谷の南に在り。今の山西省河東道靈石縣の東南に在り。

延宗泣きて諫む。從はず。密に左右を遣はし、先づ皇太后・太子を北朔州に送らしむ。丙辰、周主、齊王憲と、介休に會す。齊の開府儀同三司韓建業、城を擧げて降る。以て上柱國と爲し、郇公に封ず。是夜、齊主、遁れ去らんと欲す。諸將從はず。丁巳、周の師、晉陽に至る。齊主復た大赦し、隆化と改元す。安德王延宗を以て相國・并州の刺史と爲し、山西の兵を總べしめ、謂つて曰はく、「并州は、兄自ら之を取れ。兒今去らん」と。延宗曰はく、「陛下、社稷の爲めに、動く勿れ。臣、陛下の爲めに死力を出して戦はん。必ず能く之を破らん」と。穆提婆曰はく、「至尊の計已に成る。王、輒ち沮むを得ず」と。齊主乃ち夜五龍門を斬りて出で、突厥に奔らんと欲す。從官多く散ず。領軍梅勝郎、馬を叩へて諫む。乃ち回りに郷に向ふ。時に唯だ高阿那肱等十餘騎從ふ。廣寧王孝珩・襄城王彥道、繼ぎて至り、數十人を得、與に俱にす。穆提婆、西して周の軍に奔り、陸令萱、自殺し、家屬皆誅没す。周主、提婆を以て柱國・宜州の刺史と爲す。詔を下して、齊の羣臣に諭して曰はく、「若し妙しく人謀を盡し、深く天命に達せば、官榮爵賞、各加隆する有らん。或は我の將卒、彼の朝に逃逸せば、貴賤を問ふ無く、皆、蕩滌に從はん」と。是より齊の臣の降る者相繼ぐ。初め齊の 高祖、魏の丞相と爲るや、唐邕を以て外兵曹を典り、太原の白建をして騎兵曹を典

【六九】 介休、縣、西河郡に屬す。今の山西省冀寧道介休縣。
 【七〇】 郇、古の國名。
 【七一】 山西、鄴都、并州の地を謂ひて山西と爲す。
 【七二】 宜州、五代志に、京兆郡華原縣（今の陝西省關中道耀縣）に、後魏、北雍州を置く。西魏改めて宜州と曰ふ。
 【七三】 高祖、齊、高歡の廟を尊んで號して高祖と曰ふ。

らしむ。皆、書計に善く、簿帳に工なるを以て、委任を受く。齊・禪を受くるに及び、諸司咸尙書に歸す。唯だ二曹のみ廢せず、更めて二省と名づく。邕、官、錄尙書事に至り、建、官、中書令に至り、常に二省を典る。世、唐白と稱す。邕、兼ねて度支を領し、高阿那肱と隙有り。阿那肱、之を譖す。齊主、侍中斛律孝卿に敕し、騎兵・度支を總知せしむ。孝卿、事多く専決し、復た詢稟せず。邕自ら以へらく、舊事を宿習すと。孝卿の輕んずる所と爲り、意甚だ鬱鬱たり。齊主が郷に還るに及び、邕遂に晉陽に留まる。并州の將帥、安德王延宗に請うて曰はく、「王、天子と爲らずんば、諸人、實に、王の爲めに死力を出す能はず」と。延宗、已むを得ず、戊午、皇帝の位に即く。詔を下して曰はく、「武平孱弱にして、政、宦豎に由る。關を斬りて夜遁れ、之く所を知るもの莫し。王公卿士、狼に推逼せらる。今祇に寶位を承く」と。大赦し、德昌と改元す。晉昌王唐邕を以て宰相と爲し、齊昌王莫多婁敬顯・涿陽王右衛大將軍段暢・開府儀同三司韓骨胡等を將帥と爲す。敬顯は、貸文の子なり。衆、之を聞き、召さずして至る者、前後相屬く。延宗、府藏を發き、及び後宮の美女、以て將士に賜ひ、内參十餘家を籍没す。齊主、之を聞き、近臣に謂つて曰はく、「我、寧ろ周をして并州を得しむとも、安德が之を得るを欲せ

【七四】 武平、齊主の年號を稱するなり。
 【七五】 此等は皆齊の封する所の郡王なり。五代志に、西城郡石泉縣（今の陝西省漢中道石泉縣）に、舊、晉昌郡を置く。蕪春郡蕪春縣（今の湖北省江漢道蕪春縣）に、後齊、齊昌郡を置く。東海郡沭陽縣（今の江蘇省徐海道沭陽縣）に、東魏、沭陽郡を置くこと。
 【七六】 莫多婁貸文が戰死する事、一百五十八卷梁の武帝大同四年に見ゆ。

す』と。左右曰はく、『理然り』と。延宗、士卒を見、皆、親しく手を執り名を稱し、流涕嗚咽す。衆争うて爲めに死せんとす。童兒女子も、亦屋に乗り杖を攘ひ、(七) 輒石を投じ以て敵を禦ぐ。己未、周主、晉陽に至る。庚申、齊主、鄴に入る。周の師、晉陽を圍み、四合して、(八) 黑雲の如し。安德王延宗、莫多婁敬顯・韓骨胡に命じ、城南を拒がしめ、和阿干子・段暢をして、城東に拒がしめ、自ら衆を帥て、齊王憲を城北に拒ぐ。延宗、素より肥え、前は偃すが如く、後は伏するが如し。人常に之を笑ふ。是に至りて、大稍を奮ひ、往來して督戦し、勁捷なること飛ぶが若く、向ふ所前無し。和阿干子・段暢、千騎を以て周の軍に奔る。周主、東門を攻め、昏に際りて遂に之に入り、進みて佛寺を焚く。延宗・敬顯、門より入り、夾みて之を撃つ。周の師大に亂れ、門を争うて相填壓し、路を塞ぎ、進むを得ず。齊人、後より斫刺す。死する者二千餘人、周主の左右略盡く。自ら抜くに路無し。(九) 承御上士張壽、馬首を牽き、賀拔伏恩、鞭を以て其後を拂ひ、(一〇) 崎嶇として出づるを得たり。齊人、奮撃し、幾ど之に中てんとす。城東は、道阨にして曲り、伏恩及び降る者皮子信、之を導き、僅に免るるを得たり。時已に四更なり。延宗謂へらく、周主、亂兵の殺す所と爲れりと。積尸の中に於て、(一一) 長鬣の者を求めしむるに得ず。時に齊人既に捷ち、坊に入りて酒を飲み、醉を盡して臥す。延宗、復た整ふる能はず。周主、城を出で、饑うることを甚だ

【七】輒石。かばらといし。

【八】黑雲の如し。周の戎衣及び旗幟皆黒く、且つ兵多し、故に黑雲の如し。

【九】承御上士。蓋し左右に侍衛するの官。

【一〇】崎嶇。困難なる貌。

【一一】鬣。鬚なり。

しく、遁れ去らんと欲す。諸將も亦多く之に還らんことを勸む。宇文忻、勃然として進みて曰はく、『陛下、晉州に克ちてより、勝に乗じて此に至れり。今僞主奔波し、關東響震す。古より兵を行るに、未だ斯の若きの盛なる有らず。昨日、城を破り、將士、敵を輕んじ、微しく不利有れども、何ぞ懷と爲すに足らん。丈夫は當に死中に生を求め、敗中に勝を取るべし。今破竹の勢已に成れり。奈何ぞ之を棄てて去らん』と。齊王憲・柱國王誼も亦以爲はく、『去らば必ず免れざらん』と。段暢等、又、盛に城内の空虚なるを言ふ。周主乃ち馬を駐め、角を鳴らして兵を收む。俄頃にして復た振ふ。辛酉旦、(一二) 還た東門を攻め、之に克つ。延宗、戦ひて力屈し、走りて城北に至る。周人、之を擒ふ。周主、馬を下り、其手を執る。延宗・辭して曰はく、『死人の手、何ぞ敢て至尊に迫らん』と。周主曰はく、『兩國の天子、怨惡有るに非ず。直だ百姓の爲めに來るのみ。遂に相害せじ。怖るる勿れ』と。(一三) 衣帽を復せしめて之を禮す。唐邕等、皆、周に降る。獨り莫多婁敬顯、鄴に奔る。齊主、以て司徒と爲す。延宗、初め尊號を稱し、使を遣はし、啓を瀛州の刺史任城王潛に脩めて曰はく、『至尊出奔し、宗廟事重し。羣公勸迫し、權に號令を主る。事寧んせば、終に叔父に歸せん』と。潛曰はく、『我は人臣なり。何ぞ此啓を受く容けんや』と。使者を執へて鄴に送る。壬戌、周主、

【一二】還。復たなり。

【一三】民を救はんが爲めにして來る。

【一四】五代志に、帽は天子より、下、庶人に及ぶまで、通じて之を冠す。蓋し常服なり。然れども亦、白紗・烏紗の異有り、又、縉阜雜紗をもて之を爲る者有り。

【一五】後魏、瀛州を河間に置く。

大赦し、齊の制を削除し、文武の士を收禮す。(八六) 鄆伊婁謙、齊に聘す。其參軍高遵、情を以て齊に輸す。齊人、之を晉陽に拘ふ。周主、既に晉陽に克ち、謙を召して之を勞ひ、遵を執へて謙に付し、其報復するに任す。謙頓首し、之を赦さんと請ふ。周主曰はく、「卿、衆を聚めて面に唾し、其をして愧を知らしむ可し」と。謙曰はく、「遵の罪を以てすれば、又、面に唾して責む可きに非ず」と。帝、其言を善して止む。謙、遵を待つこと初の如し。

臣光曰はく、有功を賞し、有罪を誅するは、此れ人君の任なり。高遵、使を異國に奉じ、大謀を漏泄するは、斯れ叛臣なり。周の高祖、自ら戮を行はず、乃ち以て謙に賜ひ、之をして怨を復さしむるは、政刑を失するなり。孔子謂へらく、「徳を以て怨に報いば、何を以て徳に報いん」と。謙たる者、宜しく辭して受けず、諸を有司に歸し、以て典刑を正すべし。乃ち請うて之を赦し、以て其私名を成す。美は則ち美なれども、亦、公義に非ざるなり。

齊主、命じて重賞を立て、以て戰士を募らしむれども、而も竟に物を出さず。廣寧王孝珩請ふ、「任城王潛をして幽州道の兵を將ゐて、(八七) 土門に入り、「并州に趣く」と揚聲せしめ、獨孤永業をして、洛州道の兵を將ゐて、潼關に入り、「長安に趣く」と揚聲せしめ、臣は請ふ京畿の兵を將ゐて、(八九) 盜口

【八六】 周、伊婁謙を遣はして齊に聘する事、去年二月に見ゆ。鄆は蓋し初の字の誤なり。
 【八七】 情を以て云云。周將に齊を伐たんとし、謙をして來りて聖を觀しむるを言ふ。
 【八八】 土門。井陘の故關の一名。
 【八九】 洛州。東魏、鄆に都し、鄆を以て司州と爲し、洛陽を以て洛州と爲す。
 【九〇】 盜口。溢水の口。

に出で、鼓行して逆へ戦はん。敵、南北に兵有りと聞かば、自然に逃潰せん」と。又請ふ、「宮人珍寶を出して將士を賞せん」と。齊主悦ばず。斛律孝卿、齊主に、「親ら將士を勞はんことを請ひ、之が爲めに辭を撰し、且つ曰はく、「宜しく愴慨流涕し、以て人心を感激せしむべし」と。齊主既に出でて衆に臨み、將に之に令せんとするや、復た受くる所の言を記せず、遂に大に笑ふ。左右も亦笑ふ。將士怒りて曰はく、「身すら尙ほ此の如し。吾が輩何ぞ急にせん」と。皆、戰心無し。是に於て、(九一) 大丞相より已下、太宰・三師・大司馬・大將軍・三公等の官、竝に員を増して授け、或は三、或は四、勝げて數ふ可からず。朔州の行臺僕射高勸、兵を將ゐて太后・太子に侍衛し、土門の道より鄆に還る。時に宦官・儀同三司苟子溢、猶ほ寵を恃みて縱暴なり。民間の雞彘、鷹犬を縱ち、搏噬して之を取る。勸、執へて以て徇へ、將に之を斬らんとす。太后、之を救ひ、免るるを得たり。或るひと勸に謂つて曰はく、「子溢の徒、言、禍福を成す。獨り後患を慮らずや」と。勸、袂を攘つて曰はく、「今(九二) 西寇已に并州に據り、(九三) 達官率ね皆(九四) 委叛するは、正に此輩が朝廷を濁亂するに坐す。若し今日之を斬るを得ば、明日、誅を受くるも、亦、恨むる所無し」と。勸は(九五) 岳の子なり。甲子、齊の太后、鄆

【九一】 後齊の官制、多く後魏に循ふ。大丞相・太宰、位最も崇高なり。太師・太傅・太保を三師と爲す。次に大司馬・大將軍有り、是を二大と爲す。次に太尉・司徒・司空を三公と爲す。其階、皆、正一品なり。
 【九二】 周は齊の西に在り、故に西寇と謂ふ。
 【九三】 達官。位任有りて時に光顯なる者を謂ふ。
 【九四】 委叛。委は棄なり。官を棄てて叛き去るを言ふ。
 【九五】 高岳は高歡に従ひて兵を起し、功有り。

に至る。丙寅、周主、齊の宮中の珍寶及び宮女二千人を出し、將士に班賜す。功を立てる者に官爵を加ふる事、各差有り。周主、高延宗に問ふに、鄴を取るの策を以てす。辭して曰はく、「此れ亡國の臣の及ぶ所に非ず」と。疆ひて之を問ふ。乃ち曰はく、「若し任城王、鄴に據らば、臣、知る能はず。若し今主自ら守らば、陛下の兵、刃に血らじ」と。癸酉、周の師、鄴に趣く。齊王憲に命じて先驅せしめ、上柱國陳王純を以て并州の總管と爲す。齊主、諸貴臣を引きて、朱雀門に入り、酒食を賜ひ、問ふに周を禦ぐの策を以てす。人人、議を異にす。齊主、從ふ所を知らず。是時、人情懼懼し、鬪心有るもの莫し。朝士出で降ること、晝夜相屬く。高勸曰はく、「今の叛者は、多くは是れ貴人なり。卒伍に至りては、猶ほ未だ心を離さず。請ふ、五品已上の家屬を追うて、之を三臺に置き、因つて之を脅して以て戦はしめ、若し捷たすんば則ち臺を焚かん。此曹、妻子を顧惜し、必ず當に死戦すべし。且つ王師頻に北げ、賊徒、我を輕んず。今、城を背にして一決せば、理必ず之を破らん」と。齊主、用ふる能はず。氣を望む者言ふ、「當に革易有るべし」と。齊主、尙書令高元誨等の議を引き、天統の故事に依り、位を皇太子に禪る。

- 【九六】 朱雀門。鄴の宮城の正南門なり。
- 【九七】 五品已上。尙書郎・中書侍郎・諫議大夫・九寺少卿・給事黃門侍郎・通直散騎常侍・尙書左右丞・三公府長史・諮議參軍・太子の三卿・直閣將軍・東宮正・都督より以上を謂ふ。
- 【九八】 三臺。魏の武帝の建つる所に於て、齊の文宣帝、又、之を増崇す。時に改めて寺と爲す。
- 【九九】 天統の故事。天統に位を禪る事、一百六十九卷世祖天統六年に見ゆ。

卷の第一百七十三

陳紀七

高宗宣皇帝中の下

(一) 太建九年、春正月乙亥朔、齊の太子恆、皇帝の位に即く。生れて八年。承光と改元し、大赦す。齊主を尊んで太上皇帝と爲し、皇太后を太皇太后と爲し、皇后を太上皇后と爲す。廣寧王孝珩を以て太宰と爲す。司徒莫多婁敬顯・領軍大將軍尉相願、兵を千秋門に伏せ、高阿那肱を斬り、廣寧王孝珩を立てんと謀る。會、阿那肱、它路より入朝し、果さず。孝珩、周の師を拒がんことを求め、阿那肱等に謂つて曰はく、「朝廷、遣はして賊を撃たしむることを賜はらざるは、豈に孝珩が反せんことを畏るるにあらずや。孝珩若し、宇文邕を破り、遂に長安に至りて反すとも、亦何ぞ國家の事に預らん。今日の急を以て、猶ほ此の如く猜忌するか」と。高・韓、其の變を爲さんことを恐れ、孝珩を出して、滄州の

- 【一】 太建九年。西紀元五七七
- 【二】 千秋門。鄴宮の西門。
- 【三】 宇文邕。周主、諱は邕。
- 【四】 高韓。高阿那肱と韓長鸞をいふ。
- 【五】 滄州。熙平二年、瀛冀二州を分ちて滄州を置き、餘安縣城に治す。今の直隸省津海道滄縣。

刺史と爲す。相願、佩刀を抜き、柱を斫り、歎じて曰はく、「大事去りぬ。知んぬ復た何をか言はん」と。齊主、長樂王尉世辯をして、千餘騎を帥ゐて、周の師を覘ひ、濫口に出でしむ。高阜に登りて西望し、遙に羣鳥の飛び起るを見、是れ西軍の旗幟なりと謂ひ、即ち馳せ還り、紫陌橋に至るに比ぶまで、敢て回顧せず。世辯は、祭の子なり。是に於て、黃門侍郎顔之推・中書侍郎薛道衡・侍中陳德信等、上皇に勸む、「河外に往きて兵を募り、更に經略を爲さん。若し濟らずんば、南して陳國に投せん」と。之に従ふ。道衡は、孝通の子なり。丁丑、太皇太后・太上皇后、鄴より、先づ濟州に趣く。癸未、幼主も亦鄴より東行す。己丑、周の師、紫陌橋に至る。

辛卯、上、北郊に祭る。

壬辰、周の師、鄴城の下に至る。癸巳、之を圍み、城の西門を燒く。齊人出で戰ふ。周の師奮撃し、大に之を破る。齊の上皇、百騎を從へて東に走り、武衛大將軍慕容三藏をして、鄴宮を守らしむ。周の師、鄴に入る。齊の王公以下皆降る。三藏猶ほ拒ぎ戰ふ。周主、引見して之を禮し、儀同大將軍に拜す。三藏は、紹宗の子なり。領軍大將軍漁陽の鮮于世榮は、齊の高祖の舊將なり。周主先に馬腦の酒鍾を以て之に遺る。世榮得て即ち之を碎く。周の師、鄴に入る。世榮、三臺の前に在り、鼓を鳴らして、輟めず。周人、之を執ふ。世榮、屈せず、乃ち之を殺す。周主、莫多婁敬顯を執へ、之を數めて曰はく、「汝、死罪三有り。前に晉陽より鄴に走るとき、妾を攜へ母を棄てしは、不孝なり。外は僞朝の爲めに力を戮せ、内は實に啓を朕に通せしは不忠なり。款を送るの後、猶ほ兩端を持するは、不信なり。心を用ふること此の如きは、死せずして何をか待たん」と。遂に之を斬る。將軍尉遲勤をして、齊主を追はしむ。甲午、周主、鄴に入る。齊の國子博士長樂の熊安生、博く五經に通ず。周主が鄴に入るを聞き、遽に門を掃はしむ。家人、怪しみて之を問ふ。安生曰はく、「周帝は道を重んじ儒を尊ぶ。必ず將に我を見んとす」と。俄にして周主、其家に幸す。拜するを聽さず。親ら其手を執り、引きて與に同じく坐し、賞賜すること甚だ厚く、安車駟馬を給し、以て自ら隨ふ。又、小司馬唐道和を遣はし、中書侍郎李德林の宅に就き、旨を宣し慰諭せしめて曰はく、「齊を平ぐるの利、唯だ爾に在り」

【六】西軍の旗幟云云。周の旗幟皆黒し。齊人時に懼懼し、鳥の飛ぶを望見し、以て周の師已に至ると爲し、馳せ歸り、敢て回顧せず。其の及ばんとを懼るるなり。

【七】紫陌橋。鄴城の外に在り。

【八】尉榮は高歡と同じく北鎮に起る。

【九】齊の制、門下省に侍中・給事・黃門侍郎各、六人あり。中書省に侍郎四人あり。

【一〇】河外は大河の外を謂ふ。王者は京師を内とし、諸夏を外とす。齊、鄴に都し、河北に在り、故に河南を謂つて河外と爲す。

【一一】薛孝通は始め賀拔岳に從ひ、後、入朝に因り、遂に留まつて鄴に仕ふ。

【一二】濟州。碭城に治す。今

の山東省東臨道在平縣の西南に在り。

【一三】後齊、魏の制に循ひ、武衛將軍は、左右衛將軍に副貳し、左右廂の主る所の朱華閣以外を掌り、階、從三品なり。大を加ふる者は等を進む。

【一四】慕容紹宗は始め爾朱榮に從ひ、後、高歡父子に事ふ。

【一五】馬腦。碼礪なり。

【一六】晉陽より鄴に走る事。前卷前年に見ゆ。

【一七】國子博士。晉の武帝咸寧四年、初めて國子學を立て、國子祭酒・博士各、一人を置く。後齊、博士五人を置く。

【一八】小司馬。後周の制、小冢宰・小司徒・小宗伯・小司馬・小司寇・小司空は皆上大夫、七命なり。

と。引きて(二七)宮に入れ、内史宇文昂をして、齊朝の風俗政教・人物の善惡を訪問せしむ。即ち内省に留め、三宿して乃ち歸らしむ。乙未、齊の上皇、河を渡り、濟州に入る。是日、幼主、位を大丞相任城王湣に禪る。又、湣の詔を爲り、上皇を尊びて無上皇と爲し、幼主を(二〇)宋國天王と爲し、侍中斛律孝卿をして、禪文及び(二三)璽紱を瀛州に送らしむ。孝卿(二三)即ち鄴に詣る。周主詔して、(二五)去年の大赦の未だ及ばざる所の處、皆赦例に従ふ。齊の洛州の刺史獨孤永業、甲士三萬有り。晉州陷ると聞き、兵を出して周を撃たんと請ふ。奏寢みて・報せられず。永業・憤慨す。又、并州陷ると聞き、乃ち子須達を遣はし、降を周に請ふ。周、永業を以て上柱國と爲し、(二六)應公に封ず。丙申、周、越王盛を以て(二七)相州の總管と爲す。齊の上皇、胡太后を濟州に留め、高阿那肱をして、(二八)濟州の關を守り、周の師を覘候せしめ、自ら穆后・馮淑妃・幼主・韓長鸞・鄧長暉等數十人と與に、青州に奔り、内參田鵬鸞をして、西に出で、動靜を參伺せしむ。周の師、之を獲、「齊主何在るか」と問ふ。給きて云ふ、「已に去れり。計るに當に(二九)境を出でしなるべし」と。周人、其の信ならざるを疑ひ、之

- 【一九】宮は即ち鄴宮、時に周主之に居る。内省は齊の門下省。
- 【二〇】宋國天王。當に守國天王に作るべし。
- 【二一】璽紱。齊の制、天子は六璽、受命の璽は六璽の外に在り。紱は印組なり。璽を繫くる所のもの。
- 【二二】璽紱を以て周に歸す。
- 【二三】去年の大赦云云。去年、周、晉陽に克ち、大赦す。山東・河南・河北の地は、尙ほ齊の爲めに守る。今既に鄴に克つ。凡そ齊の境内、赦の未だ及ばざる所の地、今、皆、去年の赦例に従ふ。
- 【二四】此れ去年の事なり。齊亡ぶるに因りて此に敘す。應國公は、古の邗・晉・應・韓の應を用て之を封するなり。
- 【二五】相州。後魏、相州を鄴に置く。東魏、鄴に都して、改めて司州と爲す。其京畿の地

を捶つ。(二六)一支を折る毎に、辭色愈厲し。竟に四支を折りて死す。上皇、青州に至り、即ち陳に入らんと欲す。而るに高阿那肱、密に周の師を召し、齊主を生致せんことを約し、屢啓して云ふ、「周の師尙ほ遠し。已に橋路を燒斷せしむ」と。上皇、是に由りて淹留して自ら寛くす。周の師、關に至る。阿那肱即ち之に降る。周の師、青州に奄至す。上皇、金を囊にし鞍に繫け、后・妃・幼主等十餘騎と與に、南に走る。己亥、南鄧村に至る。尉遲勤追ひ及び、盡く之を擒にす。(二九)胡太后を并せて鄴に送る。庚子、周主詔して、「故の(三〇)斛律光・崔季舒等、宜しく贈諡を追加すべし」といひ、并せて改葬を爲し、子孫は各(三一)蔭に隨つて敘録し、家口田宅の官に没する者は、竝に之を還さしむ。周主、斛律光の名を指して曰はく、「此人在らば、朕安んぞ鄴に至るを得ん」と。辛丑、詔す、「齊の(三二)東山・南園・三臺は、竝に毀撤す可し。瓦木諸物の用ふ可き者は、悉く以て民に賜ひ、山園の田は、各其主に還せ」と。

二月壬午、上、籍田を耕す。
丙午、周主、從官・將士を齊の太極殿に宴し、頒賞すること差有り。丁

陳高宗宣皇帝太建九年

- なるを以て、漢晉の制に倣うて司州を置くなり。周既に齊を平げ、復た相州と爲し、諸州に列す。
- 【二六】濟州の關。濟州の城北に、碣磧津の故關有り。
- 【二七】境は齊の境をいふ。
- 【二八】支は手足をいふ。
- 【二九】胡太后を并せて云云。先に已に胡太后を濟州に擒にし、今、齊主を并せて鄴に送る。齊、天保元年、禪を受け、四主二十年にして亡ぶ。
- 【三〇】斛律光が死すること、一百七十一卷太建四年に見ゆ。崔季舒が死すること、五年に見ゆ。
- 【三一】蔭。漢より以來、將相公卿、皆、子弟若しくは孫を保任し、官と爲るを得。所謂門蔭といふ者なり。
- 【三二】東山・南園・三臺は皆高氏遊宴の地なり。

未、(三)高緯、鄴に至る。周主、階を降り、賓の禮を以て之を見る。齊の廣寧王孝珩、滄州に至り、五千人を以て、任城王潛に(四)信都に會し、共に匡復せんと謀り、召募して四萬餘人を得たり。周主、齊王憲・柱國楊堅をして之を撃たしめ、高緯をして手書を爲りて潛を招かしむ。潛、從はず。憲の軍、趙州に至る。潛、(五)二課を遣はして之を覘はしむ。候騎執へて以て憲に白す。憲、(六)齊の舊將を集め、遍く之を示し、謂つて曰はく、「吾の争ふ所の者は大なり。汝が曹に在らず。今汝を縱して還らしめ、仍て吾が使に充てん」と。乃ち潛に書を與へて曰はく、「足下の謀者、候騎の拘ふる所と爲る。軍中の情實、(七)諸を執事に具せん。戰は上計に非ざること、疑を下するを待つ無し。守るは乃ち下策なり。或は未だ相許さずんば、已に諸軍を勸したれば、道を分ちて並び進まん。相望まんこと遠きに非ず、(八)軾に憑らんこと期あり。(九)日を終ふるを俟たず。望む所は機を知るなり」と。憲、信都に至る。潛、城南に陳し、以て之を拒ぐ。潛が署する所の(十)領軍尉相願、出でて陳を略すと詐り、遂に衆を以て降る。

【一】高緯。已に俘囚と爲る、復た齊主と書せず。
【二】信都。冀州は信都に治す。河間より、兵を進めて信都に至れるなり。
【三】趙州。魏の孝昌二年、定相二州を分ちて殷州を置き、廣阿(今の直隸省大名道隆平縣)に治す。後改めて趙州と爲す。
【四】二課。二人の謀者。
【五】齊の舊將、憲の軍に従ふ者、集めて以て課に示し、以て潛の軍の心を撫すなり。
【六】課者が當に能く具に之を言ふべきを謂ふ。
【七】軾。車の横木なり。左傳に、城濮の役、楚の子玉、使を遣はし、戰を晉侯に請うて曰はく、請ふ、君の士と戯れん。君、軾に憑りて之を望めと。故に引きて以て言を爲す。兵車の軾は、高さ三尺三寸、立ちて之に憑る。
【八】易の繫辭傳に曰はく、君子は幾を見て作す、日を終ふるを待たずと。引きて以て潛に諭し、速かに降らしめんとするなり。
【九】鄴城の破るるや、相願蓋し瀛州に奔る、潛因つて署して領軍と爲す。
【十】墳陵。山陵なり。土を聚むるを墳と曰ふ。陵は大阜なり。

相願は潛の心腹なり。衆皆駭き懼る。潛、相願の妻子を殺し、明日復た戰ふ。憲撃ちて之を破り、俘斬三萬人、潛及び廣寧王孝珩を執ふ。憲、潛に謂つて曰はく、「任城王、何を苦しみてか此に至れる」と。潛曰はく、「下官は神武皇帝の子、兄弟十五人、幸にして獨り存し、宗社の顛覆するに逢ふ。(十一)今日、死ス。(十二)墳陵に愧ぶる無からん」と。憲、之を壯とし、命じて其妻子を歸す。又、親ら孝珩の爲めに瘡を洗ひ藥を傳く。禮遇甚だ厚し。孝珩歎じて曰はく、「神武皇帝より以外、吾が諸父兄弟、一人として(十三)四十に至る者無きは、命なり。嗣君、獨見の明無く、宰相、柱石の寄に非ず。兵符を握り、斧鉞を受け、我が心力を展ぶるを得ざるを恨むるのみ」と。齊王憲、善く兵を用ひ、謀略多く、將士の心を得たり。齊人、其威聲を憚り、多く風を望みて沮潰す。芻牧擾れず、軍、私する無し。周主、齊の降將封輔相を以て北朔州の總管と爲す。北朔州は(十四)齊の重鎮にして、士卒驍勇なり。(十五)前長史趙穆等、輔相を執へ、任城王潛を瀛州に迎へんことを謀り、果さず。乃ち(十六)定州の刺史范陽王紹義を迎ふ。紹義、馬邑に

【一】四十に至る者無し。文襄は盜手に死し、年二十九。顯祖は年三十一。濟南王は年十七。孝昭は年二十七。武成は年三十二。其餘多く良死を得ず。
【二】北朔州は突厥を控帶す、齊、以て重鎮と爲す。
【三】前長史は齊の官なり。
【四】定州肆州。五代志に、博陵郡(今の直隸省保定道定縣)に、舊、定州を置く。魏、肆州を置き、九原に治す。六鎮叛亂するや、樓煩郡の秀容縣(今の山西省冀寧道嵐縣)に寄治す。其北は即ち齊の北朔州の界なり。

至る。肆州より以北、二百八十餘城、皆之に應ず。紹義、靈州の刺史袁洪猛と與に、兵を引きて南に出で、并州を取らんと欲し、(四八)新興に至る。而るに肆州已に周の爲めに守る。前隊の(四九)二儀同、所部を以て周に降る。周の兵、(五〇)顯州を撃ち、刺史陸瓊を執へ、復た攻めて諸城を拔く。紹義還り、北朔州に保す。周の東平公(五一)神舉、兵を將ゐて馬邑に逼る。紹義、戦ひ敗れ、北して突厥に奔る。猶ほ衆三千人有り。紹義、令して曰はく、「還らんと欲する者は其意に従へ」と。是に於て辭し去る者大半なり。突厥の佗鉢可汗、常に齊の顯祖を謂つて英雄天子と爲す。紹義が重蹀にして之に似たるを以て、甚だ愛重せらる。凡そ齊人の北に在る者、悉く之に隸す。是に於て齊の行臺州鎮、唯だ東雍州の行臺傅伏、營州の刺史高寶寧のみ下らず。其餘は皆周に入る。凡そ(五二)州を得ること五十、郡一百六十二、

(四七) 靈州。地形志に、魏の太延二年、薄骨律鎮を置く。孝昌二年、靈州を置き、東西分治す、其地、西魏に屬す。天平中、東魏復た靈州を置き、汾州隰城縣(今の山西省冀寧道汾陽縣)界に寄治す。
(四八) 新興。漢魏の古郡の名。肆州と、皆、樓煩郡秀容縣に在り。
(四九) 二儀同。前隊の將二人、官皆儀同たり。
(五〇) 顯州。魏の永安中、顯州を置き、汾州六壁城に治す。五代志に、雁門郡崞縣(今の山西省雁門道崞縣)に、東魏、鄜州を置くと。後齊改めて北顯州と曰ふ。周の兵の撃つ所は即ち此なり。

(五一) 神舉。即ち宇文神舉。
(五二) 蹀。蹀の兩旁を内外蹀と曰ふ。
(五三) 傅伏、永橋の功を以て、東雍州行臺に遷る。五代志に、絳郡(山西省河東道新絳縣)に、後魏、東雍州を置き、遼西郡に營州を置き、和龍城(今の熱河朝陽縣治)に治すと。
(五四) 州を得る五十。齊の有つ所、司、冀、趙、義、懷、黎、建、東雍、汾、西汾、晉、南朔、并、肆、靈、顯、恆、朔、定、瀛、幽、東燕、北燕、營、南營、安、青、濟、光、膠、海、東楚、潼、東徐、洛、鄆、陽、宋、梁、南兗、西兗、北荆、襄、豫、東廣、秦、西楚、

縣三百八十、戶三百三萬二千五百なり。高寶寧は、齊の疎屬にして、勇略有り。久しく和龍に鎮し、甚だ夷夏の心を得たり。周主、(五三)河陽・幽・青・南兗・豫・徐・北朔・定に於て、總管府を置き、(五四)相・并の二州に、各、宮及び六府官を置く。周の師の晉陽に克つや、齊、開府儀同三司(五五)紇奚永安をして、救を突厥に求めしむ。至る比ほひ齊已に亡ぶ。佗鉢可汗、永安を吐谷渾の使者の下に處く。永安、佗鉢に言つて曰はく、「今齊國已に亡ぶ。永安何ぞ餘生を用ひん。氣を閉ちて自ら絶たんと欲すれども、恐らくは、天下、大齊に節に死するの臣無しと謂はん。乞ふ一刀を賜へ。以て遠近に顯示せん」と。佗鉢、之を嘉し、馬七十匹を贈りて之を歸す。(五六)梁主、鄴に入朝す。秦が天下を兼ねてより、朝覲の禮無し。是に至りて始めて有司に命じて、其事を(五七)草具せしむ。(五八)積を致し、(五九)餼を致し、(六〇)九饋、(六一)九介を

揚、南頓、北建、羅、合、江、和、共に六十州、而して東廣已下の十州は、時に已に陳と爲る。故に止だ五十州と言ふ。
(五五) 河陽。云云。河陽縣は懷州河内郡に屬し、地、河津に臨み、實に重鎮なり。幽州は薊に治し、青州は益都に治し、南兗は譙に治し、豫は汝南に治し、徐は彭城に治し、北朔は馬邑に治し、定は中山に治し、或は都會の地、或は守禦の要なり。故に皆、總管府を置く。總管は猶ほ魏晉の都督のごときなり。
(五六) 相并二州。皆、齊の舊宮及び省有り、故に仍て宮を置き別都の若く然り、六府官を

置き、以て省に代ふるなり。六府官は、蓋し長安の六官の府に倣ひ、未だ必ずしも官を備へざるなり。
(五七) 紇奚。處の複姓。を平ぐるを以て、故に入朝す。
(五八) 草具。草案を作る也。
(五九) 積。米禾芻薪をいふ。
(六〇) 餼。饗餼なり、牲腥を餼と曰ふ。或は曰ふ、客に生食及び芻米を饋るを餼と曰ふと。
(六一) 饋。主の副なり、主を導きて以て禮を行ふ者なり。
(六二) 介。賓の副なり、賓を輔けて以て禮を行ふ者なり。

設け、享を廟に受け、三公・三孤・六卿、食を致し賓を勞ひ、贄を還し享を致すこと、皆、古禮の如くす。周主、梁主と宴す。酒酣にして、周主自ら琵琶を彈す。梁主起ちて舞ひて曰はく、『陛下既に親しく五絃を撫す。臣何ぞ敢て百獸に同じくせざらん』と。周主大に悦び、賜賚甚だ厚し。乙卯、周主、邾より西に還る。三月壬午、周、山東の諸軍に詔して、各明經・幹治の者二人を擧げしむ。若し奇才異術あり、卓爾不羣なる者は、此數に拘はらず。周主の尉相貴を擒にするや、齊の東雍州の刺史傅伏を招く。伏、從はず。齊人、伏を以て行臺右僕射と爲す。周主既に并州に克ち、復た章孝寬を遣はして之を招かしむ。其の子をして、上大將軍武郷公の告身及び金・馬・腦の二酒鍾を以て伏に賜はしめ、信と爲す。伏、受けず、孝寬に謂つて曰はく、『君に事へては、死有るも貳無し。此兒、臣と爲りては忠を竭す能はず、子と爲りては孝を盡す能はず。人の讎と疾む所なり。願はくは速かに之を斬り、以て天下に令せん』と。周主、邾より還り、晉州に至り、高阿那肱等百餘人を遣はし、汾水に臨んで伏を召さしむ。伏、軍を出で、水を隔てて之を見、問ふ、『至尊は今何にか在る』

【六四】百獸云。舜、五絃の琴を彈す。夔曰はく、於、予、石を撃ち石を拊てば、百獸率の舞ふと。梁主、舜を以て周主に況ふ。故に悦ぶ。

【六五】尉相貴を擒にすること、前卷前年に見ゆ。

【六六】并州に克つこと、亦、前卷前年に見ゆ。

【六七】章孝寬、勳州に鎮し、東雍州と境を接す、故に之を招かしむ。

【六八】武郷公の告身。古の武郷郡(今の陝西省關中道華陰縣)を以て封じて公と爲すなり。

【六九】汾水は晉・絳二州の間を逕。東雍州は絳州の界に在り、故に水を隔つ。

と。阿那肱曰はく、『已に擒にせらる』と。伏、天を仰ぎて大に哭し、衆を帥めて城に入り、聽事

【七〇】聽事。聽は聽と同じ。聽事は治官の處なり。漢晉は、皆、聽事に作る。六朝以來、始めて聽事と爲す。

【七一】河陰を救ふ事、前卷七年に見ゆ。

【七二】勳級を轉と曰ふ。

【七三】大駕。秦の大駕は、屬車八十一乘。漢、之を適用し、千乘萬騎を備ふ。晉の盛んなるや、大駕鹵簿、志に見ゆ。

開皇中、大駕は十二乘、法駕は之に半す。周氏、六官を設け司輅の職を置き以て公車の政を掌ると雖も、隋の制を以て之を參するに、大駕の鹵簿、必ず漢晉の盛なるが如くなる能はざらん。

【七四】凱樂。功を獻するの樂。

之に救して曰はく、『若し亟かに公に高官を與へば、恐らくは歸附の者心動かん。努力して朕に事へよ。富貴を憂ふる勿れ』と。佗日又問ふ、『前に河陰を救ひしとき、何の賞をか得たる』と。對へて曰はく、『一轉を蒙り、特進永昌郡公を授けらる』と。周主、高緯に謂つて曰はく、『朕、三年、戰を教へ、決して河陰を取らんとせしが、正に・傳伏が善く守り・城動かす可からざるが爲めに、遂に軍を斂めて退けり。公、當時、功を賞すること、何ぞ其れ薄きや』と。夏四月乙巳、周主、長安に至り、高緯を前に置き、其王公を後に列ね、車輿・旗幟・器物、次を以て之を陳し、大駕を備へ、六軍を布き、

を奏し、俘を太廟に獻す。觀る者、皆、萬歲と稱す。戊申、高緯を封じて溫公と爲す。齊の諸王、三十餘人、皆、封爵を受く。周主、齊の君臣と與に酒を飲み、溫公をして起ちて舞はしむ。高延宗、悲しみて、自ら持せず、屢、藥を仰がんと欲す。其傅婢、之を禁止す。周主、李德林を以て、内史の上士と爲す。是より詔語格式、及び山東の人物を用ふることを、竝に以て之に委ぬ。帝、從容として羣臣に謂つて曰はく、「我、常日、唯だ李德林の名を聞き、復た、其の齊朝の爲めに詔書移檄を作るを見、正に謂へらく、是れ天上の人なりと。豈に言はんや今日其驅使を得んとは」と。(七五) 神武公紇豆陵毅對へて曰はく、「臣聞く、麒麟・鳳皇は、王者の瑞たり。德を以て感ず可く、力をもて致す可からず」と。麒麟・鳳皇は、之を得るも用無し、豈に德林が瑞たり且つ用有るに如かんや」と。帝大に笑うて曰はく、「誠に公の言の如し」と。

【七五】 内史。後周の制、内史は春宮に屬す。中大夫は五命、下大夫は四命、上士は三命。
【七六】 神武公。郡公なり。後魏、神武郡を神武川に置く。今の山西省雁門道神池縣の東北。
【七七】 方丘。周の制、方丘は國陰六里の郊に在り。其先炎帝神農氏を以て配す。

己巳、周主、太廟に享す。

五月丁丑、周、譙王儉を以て大冢宰と爲す。庚辰、紀公亮を以て大司徒と爲し、鄭公達奚震を大宗伯と爲し、梁公侯莫陳芮を大司馬と爲し、應公獨孤永業を大司空と爲し、郎公韋孝寬を大司空と爲す。己丑、周主、方丘に祭る。詔して以はく、「路寢・會義・崇信・含仁・雲和・思齊の諸殿は、皆晉公護

が政を専らにする時に爲りし所にして、事、壯麗を窮め、(七六) 清廟に踰ゆる有り、悉く、毀撤す可し」

と。彫斲の物は、竝に貧民に賜ひ、繕造の宜は、務めて卑朴に従ふ。戊戌、又、詔して、(七八) 并・鄴の諸堂殿の壯麗なる者は、此に準ず。

臣光曰はく、周の高祖は、善く勝に處すと謂ふ可し。佗人は勝てば則ち益、奢る。高祖は勝ちて而も愈、儉なり。

六月丁卯、周主、東巡す。秋七月丙戌、洛州に幸す。八月壬寅、議して權衡度量を定め、之を四方に頒つ。初め魏、(八〇) 西涼の人を虜にし、没して隸戸と爲す。齊氏、之に因り、仍ほ(八三) 厮役に供す。周主、齊を滅ぼし、寬惠を施さんと欲す。詔して曰はく、「罪は嗣に及ばず、古、定科有り。雜役の徒、獨り(八五) 常憲に異なり、一に罪配に従ひ、百代、免れず。罰既に窮り無し。刑何を以て措かん。凡そ諸の雜戸は、悉く放ちて民と爲す」と。是より、復た雜戸無し。甲子、(八七) 鄭州、九尾の狐を獲たり。己に死し、其骨を獻す。周主曰はく、「瑞應の來るは、必ず有徳を彰はす。若し(八九) 五品時に致で、四海和平なるときは、乃ち能く此を致す。今其時無し。恐らくは實錄に非ざらん」と。命じて之を焚かしむ。九月戊寅、周、制して、

【七六】 清廟。周の文王を祀るの廟に倣うて之を爲るなり。清廟は、清明の徳有る者を祭るの宮なり。
【七八】 并・鄴の諸堂殿。齊氏の營む所なり。
【八〇】 洛州は洛陽に治す。
【八一】 西涼は河西を謂ふ。沮渠氏が河西に據りて涼王と稱せしより、宋の文帝元嘉十六年、魏の太武帝、擊ちて之を虜にす。
【八三】 厮役。賤役なり。厮は薪を取る者なり。
【八五】 常憲。常法なり。
【八七】 鄭州。蓋し此時猶ほ長社(今の河南省開封道長葛縣)に在り。
【八九】 五品。五常なり。

庶人已上、唯だ 綱・綿綢・絲布・圓綾・紗・絹・縞・葛・布等の九種を衣るを
聽し、餘は悉く之を禁ず。朝祭の服は、此制に拘らず。冬十月戊申、周主、鄴に如く。

上、周人が齊を滅ぼせるを聞き、徐・兗を争はんと欲し、南兗州の刺史司空吳明徹に詔して、諸
軍を督して之を伐たしめ、其世子戎昭將軍惠覺を以て州の事を攝行せしむ。明徹の軍、呂梁に至る。
周の徐州の總管梁士彥、衆を帥ゐて拒ぎ戦ふ。戊午、明徹撃ちて之を破る。士彥、城に嬰りて自ら守
る。明徹、之を圍む。帝、銳意して、以爲へらく、

「河南、指麾して定む可からん」と。中書通

事舍人蔡景歷諫めて曰はく、「師老い將驕る。宜
しく過ぎて遠略を窮むべからず」と。帝怒り、

以て衆を沮むと爲し、出して豫章の内史と爲す。
未だ行かざるに、飛章有り。景歷が省に在り
て賊汗狼籍なるを劾す。坐して官を免じ、爵士
を削らる。

周、德皇帝を冀州に改葬す。周主、縷を服
し、太極殿に哭し、百官素服す。

【八六】 綱。紬に同じ、大絲の織
なり。

【八七】 綿綢。綿を紡ぎて之を爲
る。緊厚にして久服に耐ふ。

【八八】 絲布。絲を以て布縷を裨
けて之を織る。

【八九】 圓綾。土綾なり。亦、花
絹といふ。

【九〇】 紗。方目の紗なり。

【九一】 縞。縷なり、細絲の織な
り。

【九二】 縞。生絲の織。

【九三】 葛。葛越。夏服に宜し。

【九四】 布。麻を以て之を爲る。

【九五】 徐兗。此れ禹迹の徐兗二

州の地をいふ。禹貢に曰はく、
海岱より淮に及ぶまでは、惟
れ徐州なり。濟より河までは、
惟れ兗州なりと。

【九六】 通事舍人。魏の黃初中、
中書通事郎を置く。晉の初、
舍人を置き、事を通す。江左、
舍人をして事を通せしむ。之
を通事舍人と謂ふ。奏案を呈
するを掌り、又、詔命を掌る。
陳氏、國を得、國の政事、並
に中書省に由り、中書舍人五
人有り、二十一局を分ち掌り、
事各、尙書諸曹に當り、並に
上司と爲し、國內の機要を總

周人、「温公高緯、宜州の刺史穆提婆と與に反
を謀る」と誣ひ、其宗族を并せて皆死を賜ふ。
衆人多く自ら之れ無きを陳ぶ。高延宗獨り杖
を攘ひ、泣きて言はず。椒を以て口を塞ぎて死
す。唯だ緯の弟仁英、清狂なるを以て、仁
雅、(一〇〇) 瘖疾なるを以て、免るを得、蜀に徙
さる。其餘の親屬の殺されざる者は、(一〇一) 西土
に散配し、皆、邊裔に死す。周主、高潜の妻盧
氏を以て、其將斛斯徵に賜ふ。(一〇二) 盧氏、蓬首
垢面し、(一〇三) 長齋して言笑せず。徵、之を放つ。

乃ち尼と爲る。齊の後妃の貧しき者は、燭を賣るを以て業と爲すに至る。
十一月壬申、周、(一〇四) 皇子衍を立てて 道王と爲し、兗を蔡王と爲す。
癸酉、周、上大將軍王軌を遣はし、兵を將ゐて徐州を救はしむ。

初め (一〇五) 周人、齊の師を晉州に敗り、勝に乗じて北ぐるを逐ひ、齊人の棄つる所の甲仗、未だ收斂
するに暇あらず。稽胡、間に乘じて竊に出で、竝に盜みて之を有し、仍は (一〇七) 劉蠡升の孫沒鐸を立て

【一〇一】 西土。長安の西邊の州郡
を謂ふ。

【一〇二】 盧氏は山東の高門なり。
史、其の能く節を守るを言ふ。

【一〇三】 長齋。佛教に依り、蔬菜
を茹ひ、葷肉を食はざるなり。

【一〇四】 衍。武帝紀には充に作る。
宗室傳に云ふ、道王充、建德
六年、封せらる。

【一〇五】 道。古の國名。春秋に江、
黃、道、柏有り。

【一〇六】 事。前卷八年に見ゆ。

【一〇七】 劉蠡升が高歡の滅ぼす所
と爲ること、一百五十七卷梁
の武帝大同元年に見ゆ。

て主と爲し、聖武皇帝と號し、石平と改元す。周人既に〔一〇〕關東に克ち、將に稽胡を討たんとし、議して、其巢穴を窮めんと欲す。齊王憲曰はく、「步落稽は、種類既に多く、又山谷險絶なり。王師一舉し、未だ盡く除く可からざらん。且く當に其魁首を翦り、餘は慰撫を加ふべし」と。周主、之に従ふ。憲を以て〔一〇〕行軍元帥と爲し、諸軍を督して之を討たしむ。馬邑に至り、道を分ちて俱に進む。沒鐸、分ちて其黨天柱を遣はし、〔二〇〕河東を守り、穆支をして河西を守り、險に據りて以て之を拒がしむ。憲、譙王儉に命じて天柱を撃たしめ、滕王迥をして穆支を撃たしむ。竝に之を破り、斬首萬餘級。趙王招、沒鐸を撃ち、之を禽にす。餘衆皆降る。

周、詔して、〔二二〕永熙三年より以來、東土の民、掠められて奴婢と爲り、及び〔二三〕江陵に克つの日、良人の没して奴婢と爲る者、竝に放ちて良と爲す。又詔して、後宮には唯だ妃二人・世婦三人・御妻三人を置き、此外は皆之を滅す。周主、性節儉にして、常に布袍を服し、布被に寝ね、後宮、十餘人に過ぎず。兵を行る毎に、親ら行陳に在り、山谷を歩渉す。人の堪へざる所なり。將士を撫して恩有り。而して明察果斷にして、法を用ふることに嚴峻なり。是に由りて、將士、威を畏れ、而して之が爲めに死するを樂しむ。

【一〇】關東。齊を謂ふ。
 【一〇】行軍元帥、此に始まる。
 【二〇】河東河西。此れ西河離石の河東河西なり。
 【二二】後魏孝武帝、永熙三年、西して關に入る。是より宇文氏・高氏、兵を交へ、互に相侵掠し、其民口を得、各、以て奴婢と爲す。
 【二三】梁の世祖承聖三年、江陵破る。事、一百六十五卷に見ゆ。

己亥晦、日、之を食する有り。
 周、初めて刑書要制を行ひ、羣盜、一匹を賊し、及び〔二四〕正長、五丁若しくは、地頃以上を隱せば、皆死す。

十二月戊申、新に東宮を作りて成る。太子、徙りて之に居る。
 庚申、周主、并州に如く。并州の軍民四萬戸を關中に徙す。戊辰、〔二五〕并州の宮及び六府を廢す。

高寶寧、〔二六〕黃龍より、上表して高紹義に勸進す。紹義遂に皇帝と稱し、武平と改元す。寶寧を以て丞相と爲す。突厥の佗鉢可汗、兵を擧げて之を助く。

【二三】正長。五家を保と爲し、保に長有り。保五を閭と爲し、閭四を族と爲し、皆、正有り。畿外には里正を置き、閭正に比し、黨長は族正に比し、以て相檢察す。謂ばゆる正長なり。
 【二四】百畝を頃と爲す。
 【二五】是年春、周、并州の宮及び六府を置く。
 【二六】黃龍。即ち和龍なり。
 【一】懷州。河内郡野王（今の河南省河北道沁陽縣）に治す。

十年、春正月壬午、周主、鄴に幸す。辛卯、〔二七〕懷州に幸す。癸巳、洛州に幸す。懷州の宮を置く。
 二月甲辰、周の譙の孝王儉卒す。
 丁巳、周主、長安に還る。
 吳明徹、周の彭城を圍み、舟艦を城下に環列し、之を攻むること甚だ急なり。王軌、兵を引きて輕

行し、(三)淮口に據り、長圍を結び、鐵鎖を以て車輪數百を貫き、之を(三)清水に沈め、以て陳の船の歸路を遏む。軍中恟懼す。譙州の刺史蕭摩訶、明徹に言つて曰はく、「聞く王軌、始めて下流を鎖し、其兩端に城を築くと。今尙ほ未だ立たず。公若し見遣はして之を撃たしめば、彼必ず敢て相拒がざらん。水路未だ斷たざれば、賊勢堅からず。彼の城若し立たば、則ち吾が屬必ず虜と爲らん」と。明徹、髯を奮つて曰はく、「旗を奉き陳を陥るるは、將軍の事なり。長算遠略は、老夫の事なり」と。摩訶、色を失うて退く。一句の間に、水路遂に斷ゆ。周の兵益至る。諸將・議す、「堰を破り軍を抜き、舫を以て馬を載せて去らん」と。(四)馬主裴子烈曰はく、「若し堰を破り船を下さば、船必ず傾倒せん。先づ馬を遣りて出でしめんに如かず」と。時に明徹、背疾に苦しみ、甚だ篤し。蕭摩訶復た請うて曰はく、「今、戦を求むれども得ず、進退、路無し。若し軍を潜めて圍みを突くは、未だ恥と爲すに足らず。願はくは公、歩卒を帥る、馬輦に乘りて徐行せよ。摩訶、鐵騎數千を領して、前後に驅馳せば、必ず當に公をして安く(五)京邑に達せしむべし」と。明徹曰はく、「弟の此策は、乃ち良圖なり。然れども歩軍既に多く、吾、總督たり。必ず須く身を其後に居き、相帥るて兼行すべし。弟の馬軍、宜しく速かに前に在るべし。遲緩す可からず」と。摩訶因つて馬軍を帥るて夜發す。甲子、明徹、堰を決し、水勢に乗じて軍を退け、以て淮に入らんことを冀ふ。清口に至り、水勢漸く微なり。舟艦

- 【一】 淮口。清水の淮に入るの口、即ち清口なり。
- 【二】 清水。即ち泗水の別名。
- 【三】 馬主。馬軍主なり。
- 【四】 京邑。建康をいふ。

竝に車輪に礙へられ、復た過ぐるを得ず。王軌、兵を引る、圍みて之に蹙る。衆潰ゆ。明徹、周人の執ふる所と爲る。將士三萬、器械輜重を并せて、皆周に没す。蕭摩訶、精騎八十を以て、前に居り圍を突き、衆騎、之に繼ぐ。旦に比びて(六)淮南に達す。將軍任忠、周羅暎と、獨り軍を全くして、還るを得たり。初め帝、(七)彭汴を取らんと謀り、以て(八)五兵尙書毛喜に問ふ。對へて曰はく、「淮左新に平ぎ、邊民未だ輯んせず。周氏始めて齊國を呑み、與に鋒を争ひ難し。且つ(九)舟楫の工を棄て、(十)車騎の地を踐むは、長を去り短に就く、吳人の便とする所に非ず。臣愚以爲ふに、民を安んじ境を保ち、兵を寢め好を結ぶに若かず。斯れ久長の術なり」と。明徹が敗るるに及び、帝、喜に謂つて曰はく、「卿の言、今に驗あり」と。即日、(十一)蔡景歴を召し、復た以て征南諮議參軍と爲す。周主、吳明徹を封じて(十二)懷德公と爲し、(十三)位大將軍たり。明徹、憂憤して卒す。

乙丑、周、越王盛を以て大冢宰と爲す。

三月戊辰、周、(十四)蒲州に於て宮を置き、(十五)同州及び(十六)長春の二宮を廢す。甲戌、周主、初めて常冠を服し、阜紗の全幅なるを以て後に向うて

- 【六】 淮南。淮水の南岸なり。
- 【七】 彭汴。彭城・汴水の地をいふ。
- 【八】 五兵尙書。中兵・外兵・別兵・都兵、騎兵を掌るを以て官に名づく。
- 【九】 楫は楫と同じ。
- 【十】 車騎の地。徐兗の地は四平にして、車騎、馳突するに便なり。
- 【十一】 蔡景歴も亦、其言、驗あるを以てなり。
- 【十二】 懷德公は郡公なり。
- 【十三】 其位は大將軍にして、職事無きなり。
- 【十四】 蒲州。五代志に、河東郡は、後魏、秦州と曰ふ。後周、蒲州と改む。蒲阪に因りて以て州に名づく。今の河南省河東道永濟縣に治す。
- 【十五】 同州。馮翊に治す。
- 【十六】 長春宮。朝邑に在り。馮翊の屬縣。

(二七) 髪を撲み、仍て裁ちて四脚と爲す。

丙子、(二八) 中軍大將軍開府儀同三司淳于量に命じて、大都督と爲し、水陸の諸軍事を總べしめ、鎮西將軍孫瑒をして、荆郢の諸軍を都督せしめ、平北將軍樊毅をして、清口上より荆山に至るまでの緣淮の諸軍を都督せしめ、(二九) 寧遠將軍任忠をして、壽陽、(三〇) 新蔡、霍州の諸軍を都督せしめ、以て周に備ふ。

乙酉、大赦す。

壬辰、周、宣政と改元す。

夏四月庚申、突厥、周の幽州に寇し、吏民を殺掠す。

戊午、樊毅、軍を遣はし淮を度り、北のかた清口に對して城を築く。壬戌、清口城、守られず。

五月己丑、周の高祖、諸軍を帥ゐて突厥を伐つ。柱國、原公姬願、東平公神舉等を遣はし、兵を將ゐて、五道より俱に入らしむ。癸巳、帝、不豫なり。(三一) 雲陽宮に留止す。丙申、詔して、諸軍を停め、(三二) 宗師宇文孝伯を驛召し、行在所に赴かしむ。帝、其手を執りて曰はく、『吾自ら量るに、

【二七】 髪を撲み。撲は幘と同じ。頭巾なり。

【二八】 陳の制、中軍大將軍は品第二、秩中二千石。開府儀同三司は、品第一、其秩は萬石。

【二九】 寧遠將軍。梁置く。陳の制、官品第五に擬す。

【三〇】 新蔡。弋陽郡(今の河南省汝陽道潢川縣)の界に在り。

【三一】 周主、是役を以て軍中に殂す、故に其廟號を書す。

【三二】 原。古の國名。

【三三】 雲陽宮。五代志に、京兆郡雲陽縣(今の陝西省關中道涇陽縣の北に在り)に、後周、雲陽郡を置く。蓋し亦別宮を此に置きしなり。

【三四】 宗師。後周、宗師の官を置く、蓋し諸の宗室を掌るなり。天官に屬し、中大夫、五命なり。宇文孝伯、時に長安に留まる、故に驛傳をもて之を召すなり。

【三五】 濟理爲し。病の快復す可からざるをいふ。

【三六】 後周の制、凡そ上大夫は皆六命なり。

【三七】 阿史那氏は、天和三年、突厥に娶りし者なり。

【三八】 杖痕。太子たりし時に杖を受けし痕。

【三九】 鄭譯が寵有ること、前卷八年に始まる。

【四〇】 公除。公に喪服を除くなり。

【四一】 吉。吉服なり。

【四二】 樂運が京兆の郡丞に擢んでらるること、一百七十一卷五年に見ゆ。

【四三】 丁酉より己未に至るまで、二十三日にして葬る、ただ速かなり。

【四四】 齊王は周主に於て叔父なり、屬尊きなり。出でて將たり、入りて相たり、功名を著はす、其望重きなり。

必す(四五) 濟理無し。後事を以て君に付す」と。是夜、孝伯に(二五) 司衛上大夫を授け、宿衛の兵を總べしめ、又、驛を馳せて京に入り、鎮守して以て非常に備へしむ。六月丁酉朔、帝疾甚だしく、長安に還る。是夕殂す。年三十六。戊戌、太子、位に即く。(二六) 皇后阿史那氏を尊びて皇太后と爲す。宣帝初めて立ち、即ち奢欲を逞しくす。大行、殯に在るに、曾て戚容無し。(二七) 其杖痕を捫で、大に罵りて曰はく、『死すること晚し』と。高祖の宮人を閱視し、逼りて淫欲を爲し、(二八) 吏部下大夫鄭譯を超拜して、開府儀同大將軍、内史中大夫と爲し、委ぬるに朝政を以てす。己未、武皇帝を孝陵に葬り、廟を高祖と號す。既に葬り、内外に詔して(二九) 公除す。帝及び六宮、皆、(三〇) 吉に即かんと議す。(三一) 京兆の郡丞樂運、上疏して以爲はく、『葬期既に促かに、事訖りて即ち除くは、ただ汲汲たりと爲す』と。帝、從はず。帝、(三二) 齊の煬王憲が屬尊く望重きを以て之を忌み、宇文孝伯に謂つて曰はく、『公能く朕が爲めに齊王を圖らば、當に其官を以て相授くべし』と。孝伯、叩頭して曰はく、『先帝遺詔し、濫に骨肉を誅するを許さず。齊王は陛下の叔父にして、功高く徳茂に、社稷の重臣なり。陛下若し故無

くして之を害し、臣又旨に順ひ曲げて従はば、則ち臣は不忠の臣と爲り、陛下は不孝の子と爲らん』と。帝憚ばず。是に由りて之を疎んず。乃ち開府儀同大將軍于智、鄭譯等と、密に之を謀り、智をして宅に就きて憲を候はしむ。因つて『憲、異謀有り』と告ぐ。甲子、帝、宇文孝伯を遣はし、憲に語らしめ、憲を以て太師と爲さんと欲す。憲、辭讓す。又、孝伯をして憲を召さしめて曰はく、『晩に諸王と俱に入れ』と。既に殿門に至る。憲獨り、引き進めらる。帝先づ壯士を別室に伏せ、至れば即ち之を執ふ。憲自ら辯理す。帝、于智をして憲を證せしむ。憲、目光、炬の如く、智と相質す。或るひと憲に謂つて曰はく、『王の今日の事勢を以て、何ぞ多言を用ひん』と。憲曰はく、『死生、命有り。寧ぞ復た存を圖らんや。但だ老母、堂に在り。』茲恨を留めんことを恐るるのみ』と。因りて笏を地に擲つ。遂に之を縊る。帝、憲の僚屬を召し、憲の罪を證成せしむ。參軍勃海の李綱、之を誓ふに死を以てし、終に梟辭無し。有司、露車を以て憲の尸を載せて出づ。故吏皆散す。唯だ李綱、棺を撫して號慟し、躬自ら之を瘞め、哭拜して去る。又、上大將軍王興、上開府儀同大將軍獨孤熊、開府儀同大將軍豆盧紹を殺す。皆、素より憲と親善なる者なり。帝既に憲を誅したれども、名無し。乃ち『興等と反を謀る』と

- 【三五】太師は三師の首なり。
- 【三六】實は證驗する也。
- 【三七】既に誣ふるに異謀を以てせらる、罪、其母に及ばんことを恐るるを言ふ。
- 【三八】梟は曲ぐる也。
- 【三九】露車。帷蓋無き車。
- 【四〇】豆盧。本姓は慕容、燕の北地王精の後。中山敗れて魏に歸す。北人、歸義を謂つて豆盧と爲す。因つてこれを氏とす。
- 【四一】名無し。罪の以て之に加ふる無きをいふ。

云ふ。時人、之を伴死と謂ふ。于智を以て柱國と爲し、齊公に封じ、以て之を賞す。閏月乙亥、周主、妃楊氏を立てて皇后と爲す。辛巳、周、趙王招を以て太師と爲し、陳王純を太傅と爲す。齊の范陽王紹義、周の高祖の殂せるを聞き、以爲へらく天助を得たりと。幽州の人盧昌期、兵を起して范陽に據り、紹義を迎ふ。紹義、突厥の兵を引きて之に赴く。周、柱國東平公神舉を遣はし、兵を將りて昌期を討つ。紹義、幽州の總管が兵を出して外に在るを聞き、虚に乗じて薊を襲はんと欲す。神舉、大將軍宇文恩を遣はし、四千人を將りて之を救はしむ。半ば紹義の殺す所と爲る。會、神舉、范陽に克ち、昌期を擒にす。紹義、之を聞き、素衣して哀を擧げ、還りて突厥に入る。高寶寧、夷夏數萬騎を帥りて范陽を救ふ。潞水に至り、昌期が死せるを聞き、還りて和龍に據る。

- 【四二】妃楊氏。楊堅の女なり。
- 【四三】幽州。五代志に、幽州は薊城(今の京兆薊縣)に沿すと。
- 【四四】范陽。郡の名、今の京兆涿縣。
- 【四五】潞水。水經注に、鮑丘水、禦夷の北塞中に出づ、俗に之を大榆河と謂ふ。南して潞縣(今の山西省襄寧道潞城縣)を過ぎ、潞水と爲すと。
- 【四六】亳州。五代志に、譙郡に、後魏、南兗州を置く。後周、總管府を置く。後改めて亳州と曰ふと。今の安徽省淮泗道亳縣。

秋七月、周主、太廟に享す。丙午、鬪丘に祀る。庚戌、周、小宗伯斛斯微を以て大宗伯と爲す。壬戌、亳州の總管楊堅を以て上柱國大司馬と爲す。

癸亥、周主、(四)生む所の母李氏を尊びて帝太后と爲す。
 八月丙寅、周主、西郊に祀る。壬申、同州に如く。大司徒紀公亮を以て安州の總管と爲し、上柱國長孫覽を大司徒と爲し、揚公王誼を大司空と爲す。丙戌、柱國永昌公椿を以て大司寇と爲す。

九月乙巳、(四)方明壇を婁湖に立つ。戊申、揚州の刺史始興王叔陵を以て王官伯と爲し、臨みて百官に盟ふ。

庚戌、周主、其弟元を封じて荆王と爲す。

周主詔して、諸の應に拜すべき者は、皆三拜を以て禮を成す。

甲寅、上、婁湖に幸し、衆に誓ふ。乙卯、大使を分遣し、盟誓を以て四方に(五)班下し、上下相警戒せしむ。

冬十月癸酉、周主、長安に還る。大司空王誼を以て襄州の總管と爲す。

戊子、尙書左僕射陸績を以て、尙書僕射と爲す。

十一月、突厥、周の邊に寇し、(五)酒泉を圍み、吏民を殺掠す。

十二月甲子、周、畢王賢を以て大司空と爲す。

己丑、周、河陽總管滕王道を以て行軍元帥と爲し、衆を帥ゐて入寇せしむ。

十一年、春正月癸巳、周主、朝を露門に受く。(三)始めて羣臣と與に、漢魏の衣冠を服す。大赦し、大成と改元す。四輔の官を置き、大冢宰越王盛を以て大前疑と爲し、相州の總管蜀公尉遲迴を大右弼と爲し、申公李穆を大左輔と爲し、大司馬隋公楊堅を大後承と爲す。周主の初めて立つや、高祖の刑書要制を以て太だ重しと爲して、之を除き、又、數赦宥を行ふ。京兆の郡丞樂運・上疏して以爲はく、「虞書の稱する所の「青災は肆赦す」とは、過誤して害を爲せるは、當に之を緩赦すべきを謂ふ。呂刑に「五刑の疑はしきは赦有り」と云へるは、刑の疑はしきは罰に従ひ。罰の疑はしきは免に從ふを謂ふなり。謹みて經典を尋ぬるに、未だ罪輕重と無く溥天大赦するの文有らず。(五)大尊、豈に數、非常の恵を施し。以て姦宄の惡を肆す可けんや」と。帝、納れず。既にして、民輕しく法を犯し、又、自ら奢淫にして過失多きを以て、人の規諫するを惡み、威虐を爲して羣下を懾服せんと欲し、乃ち更に刑經聖制を爲り、法を

陳高宗宣皇帝太建十一年

二五一

【三】 嫡母阿史那氏を、既に尊びて皇太后と爲し、又、生母を尊びて帝太后と爲す。
 【四】 方明壇。盟約に用ふる壇なり。方明を壇上に加ふ。方明とは方四尺の木にして、六色を設く、東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒、上は玄、下は黄なり、上下四方神明の象なり。
 【五】 王官伯。古者、天子、諸侯に盟ふに、天子の老をして之に澄ましむ、是を王官伯と謂ふ。時に彭城、師を喪ひ、陳人、上下、心を搖かす、故に是盟を爲す。
 【五】 三拜して禮を成すは、夷禮を用ふるなり。
 【五】 班下。頒布する也。

【三】 襄州。五代志に、襄陽郡(今の湖北省襄陽道襄陽縣)に、江左、雍州を橋置す、西魏改めて雍州と曰ふ。
 【四】 酒泉。郡の名、故城は今の甘肅省安肅道酒泉縣の東北に在り。
 【一】 露門。當に路門に作るべし。路は大なり。蓋し周の外朝なり。
 【二】 此を以て、後周の君臣、此より前、蓋し胡服せることを知る。
 【三】 周、刑書要制を行ふこと、前の九年に見ゆ。
 【四】 溥天。天の地上をおほふかぎり。
 【五】 大尊。至尊といふがことし。

用ふること益深く、大に正武殿に(一)醜し、天に告げて之を行ふ。密に左右をして羣臣を伺察せしめ、小しく過失有れば、輒ち誅譴を行ふ。又、喪に居りて纔に年を踰ゆれば、輒ち聲樂を恣(二)にし、魚龍百戲、常に殿前に陳ね、日を累ね夜に繼ぎ、休息するを知らず。多く美女を聚め、以後宮に實たし、位號を増置すること、詳かに録す可からず。遊宴沈湎し、或は旬日出でず。羣臣の事を請ふ者、皆、宦者に因りて之を奏す。是に於て樂運、櫬を輿ひて朝堂に詣り、帝の八失を陳ぶ。其一に以爲はく、「大尊、比來、事、獨斷多く、諸の宰輔に參し、衆と之を共にせず。其二、美人を搜りて以後宮に實たし、儀同以上の女は、輒ち嫁するを許さず。貴賤同じく怨む。其三、大尊一たび後宮に入り、數日出でず。須く聞奏すべき所、多く宦官に附す。其四、詔を下して刑を寛くし、未だ半年に及ばざるに、更に前制よりも嚴にす。其五、高祖、雕を斲して朴と爲せり。崩じて未だ年を踰えざるに、遽に奢麗を窮む。其六、下民に徭賦し、以て俳優角抵に奉ず。其七、上書の字誤る者は、即ち其罪を治め、獻書の路を杜ぐ。其八、玄象、誠を垂るれども、善道を(三)諂し、徳政を脩布する能はず。若し茲八事を革めずんば、

【六】醜。壇を設けて神を祭るなり。五代志に、道家の齋法、夜中に星辰の下に於て、酒脯・餅餌・幣物を陳設し、天皇太一を歴祀し、五星列宿を祀り、書を爲り香を燒き、陳讀して「上天曹に奏す」と云ふ。之を名づけて醜と爲す。
 【七】魚龍百戲。五代志に、齊の武平中、魚龍爛漫・俳優・侏儒・山車・巨象・拔井・種瓜・殺馬・割臙等有り、奇怪異端百有餘物、名づけて百戲と爲すと。
 【八】櫬。空棺をいふ。
 【九】玄象。天象なり。日月星辰、天に在りて象を爲す。
 【一〇】諂。政事などとはひかること。

臣、周廟の(二)血食せざるを見ん」と。帝大に怒り、將に之を殺さんとす。朝臣・恐懼し、救ふ者有る莫し。内史中大夫洛陽の元巖・歎じて曰はく、(三)「臧洪と同じく死するすら、人猶ほ之を願ふ。況や比干をや。若し樂運免れずんば、吾將に之と俱に斃れんとす」と。乃ち閣に詣り、見ゆるを請ひて曰はく、「樂運、其死を顧みず、以て名を求めんと欲す。陛下、勞ひて之を遣り、以て聖度を廣くするに如かず」と。帝頗る感悟し、明日、運を召し、謂つて曰はく、「朕、昨夜、卿が奏する所を思ふに、實に忠臣と爲す」と。御食を賜ひて之を罷む。

【一】醜。壇を設けて神を祭るなり。五代志に、道家の齋法、夜中に星辰の下に於て、酒脯・餅餌・幣物を陳設し、天皇太一を歴祀し、五星列宿を祀り、書を爲り香を燒き、陳讀して「上天曹に奏す」と云ふ。之を名づけて醜と爲す。
 【二】血食。犠牲を薦めて祭祀する也。
 【三】臧洪云云。陳容、臧洪と同じく死せんことを願ふ事、六十一卷漢の獻帝興平二年に見ゆ。
 【四】比干。樂運の忠諫するを以て比干に比するなり。
 【五】周、相州の六府を置く事、前の九年に見ゆ。

二月癸亥、上、籍田を耕す。
 周、詔を下して、洛陽を以て東京と爲し、山東諸州の兵を發し、洛陽宮を治めしむ。常役四萬人。相州の六府を洛陽に徙す。
 周の徐州の總管王軌、鄭譯が事を用ふるを聞き、自ら禍に及ばんことを知り、所親に謂つて曰はく、「吾昔先朝に在り、寔に社稷の至計を申べき。今日の事、斷じて知る可し。此州は、淮南を控帶

陳高宗宣皇帝太建十一年

し、(一五) 疆寇に鄰近す。身の計を爲さんと欲せば、易きこと掌を反すが如し。但だ忠義の節は、虧違す可からず。況や先帝の厚恩を荷ふをや。豈に罪を嗣主に獲るを以て遽に之を忘る可けんや。止だ。此に於て死を待つ可し。千載の後吾が此心を知らんことを冀ふのみ」と。周主、從容として譯に問うて曰はく、「我が脚の杖痕は、誰が爲す所ぞや」と。對へて曰はく、「事、烏丸軌・宇文孝伯に由る」と。因つて軌が須を擗る事を言ふ。帝、内史杜慶信をして、州に就きて軌を殺さしむ。元巖、肯て詔に署せず。(一六) 御正中大夫顔之儀、切に諫む。帝、聽かず。巖進みて之に繼ぎ、巾を脱して頓顙し、三拜三進す。帝曰はく、「汝、烏丸軌に黨せんと欲するか」と。巖曰はく、「臣、軌に黨するに非ず。正に恐る、濫誅せば、天下の望を失はんことを」と。帝怒り、闔豎をして其面を搏たしむ。軌遂に死し、巖も亦家に廢せらる。遠近、知ると知らざると、皆軌の爲めに流涕す。之儀は(一七) 之推の弟なり。周主が太子たるや、上柱國尉遲運、(一八) 宮正と爲り、數、進諫すれども、用ひられず。又、王軌・宇文孝伯・宇文神舉と、皆、高祖の親待する所と爲る。太子、其の同じく己を毀れるを疑ふ。軌が死するに及び、運懼れ、私に孝伯に謂つて曰はく、「吾が徒必ず禍を免れざらん。之を爲すこと奈何せん」と。孝伯曰はく、「今、堂上に老

【一五】 疆寇。陳を謂ふ。
 【一六】 杖痕。杖を受くる事、前卷八年に見ゆ。
 【一七】 烏丸。王軌、蓋し姓を烏丸氏と賜はる。
 【一八】 須を擗る云云。前卷八年に見ゆ。
 【一九】 武成元年、御正四人を置く。
 【二〇】 搏。手を以て撃つ也。
 【二一】 顔之推は先に齊に仕へ、齊亡びて周に入る。
 【二二】 宮正。此れ太子の宮正なり。

母在り、地下に(一三) 武帝有り。臣たり子たり、知んぬ何にか之かんと欲する。且つ質を委して人に事ふるは、本、名義に狗ふ。諫めて入れられずんば、死焉んぞ逃る可けん。足下若し身の計を爲さば、宜しく且く之に遠ざかるべし」と。是に於て運、出でんことを求め、(一四) 秦州の總管と爲る。它日、帝、託するに齊王憲の事を以てし、孝伯を讓めて曰はく、「公、齊王が反を謀るを知り、何を以てか言はざりし」と。對へて曰はく、「臣、齊王が社稷に忠にして、羣小の譖する所と爲るを知れども、言ふとも必ず用ひられじ。言はざりし所以なり。且つ先帝、微臣に付囑し、唯だ陛下を輔導せしむ。今諫めて從はれずんば、寔に顧託に負かん。此を以て罪と爲さば、是れ甘心する所なり」と。帝、大に慙ぢ、首を俛れて語らず。命じて將ゐて出でしめ、死を家に賜ふ。時に宇文神舉、并州の刺史と爲る。帝、使を遣はし、州に就きて之を酖殺せしむ。尉遲運、秦州に至り、亦、憂を以て死す。

周、南伐の諸軍を罷む。

突厥の佗鉢可汗、和を周に請ふ。周主、趙王招の女を以て、千金公主と爲し、之に妻せ、且つ命じて高紹義を執送せしむ。佗鉢、從はず。

辛巳、周の宣帝、位を太子闡に傳へ、大赦し、大象と改元し、自ら天元皇帝と稱し、居る所を天臺と稱す。晁二十四旒、車服旂鼓、皆前王の數に

【一三】 武帝。高祖をいふ。
 【一四】 秦州。今の甘肅省渭川道天水縣に治す。
 【一五】 保定四年、宗伯を改めて納言と爲す。諸衛等の官は、左右宮伯・小宮伯・左右中侍・左右侍・左右前侍・左右後侍・左右騎侍・左右宗侍・左右庶侍・左右勳侍・左右武伯・小武伯・左右武貴・左右旅貴・左右射聲・左右驍騎・左右羽林・左右游擊なり。

無し。羽翮既に翦る。何ぞ能く遠きに及ばんや」と。慶は神舉の弟なり。突厥、周の并州に寇す。六月、周、山東の諸民を發し、長城を修む。秋七月庚寅、周、楊堅を以て大前疑と爲し、柱國司馬消難を大後承と爲す。辛卯、初めて大貨六銖錢を用ふ。

丙申、周、司馬消難の女を納れて正陽宮皇后と爲す。

己酉、周、天元帝太后李氏を尊びて天皇太后と爲す。壬子、天元皇后朱氏を改めて天后と爲し、妃元氏を立てて天右皇后と爲し、陳氏を天左皇后と爲す。凡て四后ありと云ふ。元氏は開府儀同大將軍晟の女、陳氏は大將軍山提の女なり。八月庚申、天元、同州に如く。

丁卯、上、武を大壯觀に閱し、都督任忠に命じ、步騎十萬を帥ゐて玄武湖に陳し、都督陳景をして、樓艦五百を帥ゐて瓜步江に出で、振旅して還らしむ。

壬申、周の天元、長安に還る。甲戌、陳山提、元晟を以て、竝に上柱國と爲す。

戊寅、上、宮に還る。豫章の内史南康王方泰、郡に在りて秩滿ち、火を縱ちて邑居を延焼し、因つて暴掠を行ひ、富人を驅録し、財賄を徵求す。上、武を閱するや、方泰當に従ふべきに、啓して母の

【三六】長城を修む。齊の築く所の長城を修むるなり。齊、長城を築くこと、一百六十六卷梁の敬帝太平元年に見ゆ。
【三七】正陽宮皇后。靜帝の后なり。
【三八】陳山提は爾朱兆の蒼頭なり。一百五十六卷梁の武帝中大通五年に見ゆ。
【三九】樓艦。即ち樓船なり。兩面に重板を施して戦格を列す、故に之を樓艦といふ。
【四〇】二人は皆后の父なり。

疾と稱し、行かず、而して微服して民間に往き、人の妻を淫し、州の録する所と爲る。又、人仗を帥ゐて抗拒し、禁司を傷つけ、有司の奏する所と爲る。上、大に怒り、方泰を獄に下し、官を免じ、爵士を削る。尋いで舊に復す。

壬午、周、上柱國畢王賢を以て太師と爲し、郇公韓業を大左輔と爲す。

九月乙卯、鄧王貞を以て大冢宰と爲し、郟公孝寬を以て行軍元帥と爲し、行軍總管杞公亮、郟公梁士彥を帥ゐて淮南に寇せしめ、仍ほ御正杜杲、禮部薛舒を遣はして來聘せしむ。

冬十月壬戌、周の天元、道會苑に幸し、大醮し、高祖を以て配醮す。

初めて佛像及び天尊像を復し、天元、二像と、俱に南面して坐し、大に雜戲を陳ね、長安の士民をして縱觀せしむ。

甲戌、尙書僕射陸績を以て尙書左僕射と爲す。

十一月辛卯、大赦す。

周の章孝寬、分ちて杞公亮を遣はし、安陸より黃城を攻めしめ、梁士彥をして廣陵を攻めしむ。甲午、士彥、肥口に至る。

乙未、周の天元、温湯に如く。

【四一】州。揚州なり。
【四二】仗。兵仗なり。
【四三】禁司。姦非を禁防するを掌る者。
【四四】周、經像を毀つこと、前卷六年に見ゆ。
【四五】兩路に分ちて兵を進め、以て淮南を攻む。此廣陵は新息に在り。
【四六】肥口。肥水の淮に入るの口。
【四七】温湯。即ち驪山の温泉なり。

戊戌、周の軍進みて壽陽を圍む。

周の天元、同州に如く。

詔して、開府儀同三司南兗州の刺史淳于量を上流水軍都督と爲し、中領軍樊毅をして、北討諸軍事を都督し、左衛將軍任忠をして、北討前軍事を都督し、前の(四八)豊州の刺史臧文奏をして、歩騎三千を帥ゐて、(四九)陽平郡に趣かしむ。

壬寅、周の天元、長安に還る。

癸卯、任忠、歩騎七千を帥ゐて秦郡に趣く。丙午、仁威將軍魯廣達、衆を帥ゐて淮に入る。是日、樊毅、水軍二萬を將ゐて、東關より(五〇)焦湖に入り、武毅將軍蕭摩訶、歩騎を帥ゐて、歷陽に趣く。戊申、韋孝寬、壽陽を抜き、杞公亮、黃城を抜き、梁士彦、廣陵を抜き。辛亥、又、(五一)霍州を取る。癸丑、揚州の刺史始興王叔陵を以て、大都督と爲し、水歩衆軍を總べしむ。

丁巳、周、永通萬國錢を鑄、一、千に當り、五行・大布と並び行ふ。

十二月戊午、周の天元、災異屢、見はるるを以て、仗衛を捨てて天興宮に如く。百官・上表し、寢

膳を復せんことを勸む。甲子、宮に還り、正武殿に御し、百官及び宮人、(五二)外命婦を集め、大に妓樂を列ね、初めて(五三)乞寒・胡戲を作す。

乙丑、(五四)南北兗・晉の三州及び盱眙・山陽・陽平・馬頭・秦・歷陽、(五五)沛・北譙・南梁等九郡の民、竝に自ら抜きて江南に還る。周、又、(五六)譙・(五七)北徐州を取る。是より江北の地、盡く周に没す。

周の天元、洛陽に如く。親ら驛馬を御し、日に行くこと三百里。四皇后及び文武の侍衛、數百人、竝に(五八)駟に乗りて以て從ふ。仍ほ四后をして駕を方べて齊しく驅らしむ。或は先後有れば、輒ち譴責を加ふ。人馬頓仆し、道に相及ぶ。

癸酉、平北將軍沈恪、電威將軍裴子烈を遣はし、南徐州に鎮せしめ、開遠將軍徐道奴をして、(五九)柵口に鎮せしめ、前の信州の刺史楊寶安をして、白下に鎮せしむ。戊寅、中領軍樊毅を以て、(六〇)荆郢・巴武四州の水陸の諸軍事を都督せしむ。己卯、周の天元、長安に還る。

陳高宗宣皇帝太建十一年

【四八】 五代志に、建安郡(今の福建省建安道建甌縣)に、陳、豊州を置く。

【四九】 五代志に、江都郡安宜縣(今の江蘇省淮揚道寶應縣の西南)に、梁、陽平郡を置く。

【五〇】 九城志に、巢湖は、亦之を焦湖と謂ふ。今の安徽省巢縣・合肥・廬江・舒城の四縣の間に在り。樊毅の水軍、此湖より合肥に向はんと欲するなり。

【五一】 霍州。五代志に、廬江郡霍山縣(今の安徽省安慶道霍山縣)に、梁、霍州を置く。

【五二】 外命婦。五品以上の官の妻なり。

【五三】 乞寒。本、西國外蕃の樂なり。

【五四】 五代志に、北兗州の治所を載せず。同安郡(今の安徽省安慶道潛山縣)に、梁、豫州を置く、後改めて晉州と曰ふ。

後齊、江州と改む。陳復た晉州と曰ふ。

【五五】 沛郡は今の江蘇省徐海道沛縣。北譙郡は今の安徽省淮

泗道全椒縣。南梁郡は其實土の在る所を詳かにせず。

【五六】 譙州。渦陽(今の安徽省淮泗道蒙城縣)に治す。

【五七】 北徐州。今の安徽省淮泗道鳳陽縣の地。

【五八】 駟。驛馬なり。

【五九】 柵口。柵江の口。

【六〇】 五代志に、南郡公安縣に、陳、荊州を置き、江夏郡に郢州を置き、巴陵郡に巴州を置き、武陵郡に武州を置く。

貞毅將軍汝南の周法尙、長沙王叔堅と、相能からず。叔堅、之を上に譖し、其の反せんと欲するを云ふ。上、(一)其兄定州の刺史法僧を執へ、兵を發し、將に法尙を撃たんとす。法尙、周に奔る。周の天元、以て儀同大將軍(二)順州の刺史と爲す。上、將軍樊猛を遣はし、江を濟りて之を撃たしむ。法尙、部曲督韓朗を遣はし、詐りて猛に降りて曰はしむ。「法尙の部兵、北に降るを願はず。人皆竊に議し、叛きて還らんと欲す。若し軍の來るを得ば、自ら當に戈を倒にすべし」と。猛、以て然りと爲し、兵を引きて急に之に趨く。法尙、陽りて、畏懼する爲し、自ら(三)江曲に保し、戰ひて僞り走り、兵を伏せて之を邀ふ。猛僅に身を以て免る。没する者幾ど八千人。

【一】 五代志に、永安郡麻城縣(今の湖北省江漢道麻城縣)に、陳、定州を置く。其地、時に已に周に没す。
 【二】 五代志に、漢東郡順義縣(今の湖北省江漢道隨縣の北八十里)に、西魏、順州を置く。
 【三】 江曲。江水の曲。

卷の第一百七十四

陳紀八

高宗宣皇帝下の上

(一) 太建十二年、春正月癸巳、(二) 周の天元、太廟に祠る。

戊戌、左衛將軍任忠を以て(三) 南豫州の刺史と爲し、緣江の軍防の事を督せしむ。

乙卯、周、市に入る者に税すること、人ごとに一錢。

二月丁巳、周の天元、露門學に幸し、釋奠す。

戊午、突厥、周に入貢し、且つ千金公主を迎ふ。

乙丑、周の天元、制を改めて天制と爲し、敕を天敕と爲す。壬午、天元皇太后を尊びて天皇上

陳高宗宣皇帝太建十二年

【一】 太建十二年。西紀元五八〇年。
 【二】 周の天元、既に朝政を以て其子に授け、而して猶ほ祭祀を主る。
 【三】 此時、南豫州は宣城(今の安徽省蕪湖道宣城縣)に治す。
 【四】 周の露門學は、露門の左右塾に在り。古者、仲春・仲秋、皆、上丁を以て先聖先師に釋奠す。
 【五】 周、千金公主を以て突厥に妻すを許す事、前卷前年に始まる。
 【六】 二太后は、天元の嫡母阿史那氏と生母李氏となり。

皇太后と爲し、天皇太后を天元聖皇太后と爲す。癸未、詔して、楊后と三后とは、皆、太皇太后と稱し、司馬后は、直に皇后と稱す。行軍總管杞公亮は、天元の從祖兄なり。其子西陽公温の妻尉遲氏は、蜀公迥の孫なり。美色有り。宗婦を以て入朝す。天元、之に酒を飲ませ、逼りて之に淫す。亮、之を聞きて懼る。三月、軍還りて豫州に至り、密に、(一〇) 草孝寬を襲ひ、其衆を并せ。 諸父を推して主と爲し、鼓行して西せんと謀る。亮の、(一一) 國官茹寬、其謀を知り、先づ孝寬に告ぐ。 孝寬潛に備を設く。亮、夜、數百騎を將ゐて、孝寬の營を襲ふ。克たずして走る。戊子、孝寬追うて之を斬る。温も亦誅に坐す。天元、即ち其妻を召して宮に入れ、長貴妃に拜す。辛卯、亮の弟永昌公椿を立てて杞公と爲す。

周の天元、同州に如き、(一二) 候正。 (一三) 前驅。 (一四) 式道候を増して、三百六十重と爲し、 (一五) 應門より (一六) 赤岸澤に至るまで、數十里の間、幡旗相蔽ひ、音樂俱に作る。 又、虎賁をして、(一七) 鉞を持し、馬上に (一八) 警蹕を稱せしむ。 乙未、同州

- 【七】 三后。朱后・元后・陳后なり。
- 【八】 天元の從祖は宇文泰の兄弟なり。
- 【九】 淮南より軍を還すなり。豫州は汝南(今の河南省汝陽道汝南縣)に治す。
- 【一〇】 草孝寬は征南行軍元帥たり。
- 【一一】 諸父とは趙王招兄弟を謂ふ。
- 【一二】 諸國公には各、國官有り。茹は姓。
- 【一三】 候正。候望を主る。
- 【一四】 前驅。先驅なり。
- 【一五】 式道候。大駕の前に在り。
- 【一六】 應門。天子の五門は、車庫・雉・應・路なり。
- 【一七】 赤岸澤。長安の北、同州の南に在り。道里蓋し適中す。
- 【一八】 鉞。戟なり。
- 【一九】 警は戒むるなり。人を戒むるに車駕將に至らんとするを以てするなり。蹕は行人を止むる也。
- 【二〇】 五代志に、後周の制、諸命秩の服を公服と曰ひ、其餘の常服を私衣と曰ふ。

宮を改めて成天宮と爲す。庚子、長安に還る。天臺の侍衛の官に詔して、皆、五色及び紅紫緑衣を着け、雜色を以て縁と爲さしめ、名づけて品色衣と曰ふ。大事有れば、(二一) 公服と與に、 之を間服す。壬寅、内外の命婦に詔して、皆、笏を執らしめ、其の宗廟及び天臺を拜するには、皆俛伏すること男子の如くせしむ。天元、將に五皇后を立てんとし、以て小宗伯狄道の辛彦之に問ふ。對へて曰はく、『皇后は天子と敵體なり。宜しく五有るべからず』と。(二二) 太學博士

西城の何妥曰はく、『昔、(二三) 帝嚳は四妃、 (二四) 虞舜は二妃あり。 先代の數、何の常か之れ有らん』と。帝、大に悦び、彦之の官を免す。甲辰、詔して曰はく、『坤儀は徳を比し、土數は惟れ五なり。四太皇后の外に、天中太皇后一人を増置す可し』と。是に於て、(二五) 陳氏を以て天中太皇后と爲し、 (二六) 尉遲妃を天左太皇后と爲す。 又、(二七) 下帳五を造り、 五皇后をして各、其一に居らしむ。宗廟の祭器を前に實し、自ら、(二八) 祝版を讀みて之を祭る。 又、(二九) 五輅を以て婦人を載せ、 自ら左右を帥ゐて歩いて從ふ。

- 【二一】 五代志に、狄道縣(今の甘肅省蘭山道狄道縣)は、金城郡に屬すと。
- 【二二】 太學博士。秦の官、漢に五經博士を置く。即ち太學博士なり。晉の武帝、國子學を立て、博士一人を置く、遂に國子博士・太學博士の分有り。
- 【二三】 帝嚳は四妃。元妃は有部氏の女、姜嫄と曰ふ。次妃は有娥氏の女、簡狄と曰ふ。次妃は陳豐氏の女、慶都と曰ふ。
- 【二四】 舜の二妃は、堯の二女、長は娥皇と曰ひ、次は女英と曰ふ。
- 【二五】 陳氏。山提の女。
- 【二六】 尉遲妃。宇文温の妻。
- 【二七】 下帳は山陵中便房の用ふる所なり。此に謂はゆる下帳は、蓋し周の天元、自ら居る所の者を以て上帳と爲し、五皇后の居る所の者を下帳と爲すなり。
- 【二八】 祝版。鬼神を祝する所以のもの。
- 【二九】 五輅。玄輅・夏篆・夏纒・墨車・輦車をいふ。

又、好みて雞及び碎瓦を車上に倒懸し、其の號呼するを觀、以て樂と爲す。

夏四月癸亥、尙書左僕射陸績卒す。

己巳、周の天元、太廟を祀る。己卯、大雩す。壬午、仲山に幸して雨を祈る。甲申、宮に還る。

京城の士女をして、衢巷に於て樂を作し、迎候せしむ。

五月癸巳、尙書右僕射晉安王伯恭を以て僕射と爲す。

周の楊后、性柔婉にして、妬忌せず。四皇后及び嬪御等、咸愛して

之を仰ぐ。天元、昏暴滋甚だしく、喜怒、度に乖く。嘗て后を譴め、之

に罪を加へんと欲す。后、進止詳閑にして、辭色撓ます。天元、大に

怒り、遂に后に死を賜ひ、逼りて、引訣せしむ。后の母、獨孤氏、闇に

詣りて陳謝し、叩頭して血を流し、然る後免るを得たり。后の父大前疑

堅、位望隆重なり。天元、之を忌む。嘗て忿に因りて后に謂つて曰はく、

『必ず爾の家を族滅せん』と。因つて堅を召し、左右に謂つて曰はく、『色

動かば即ち之を殺せ』と。堅至り、神色自若たり。乃ち止む。内史上大夫

鄭譯、堅と少きとき同じく學び、堅の相表を奇とし、心を傾けて相結ぶ。

堅、既に帝の忌む所と爲り、情、自ら安んぜず。嘗て永巷に在り、譯に私して曰はく、『久しく、

藩に出でんことを願ふ

【三〇】 仲山。即ち九峻山の東仲山なり。雍州雲陽縣（今の陝西省關中道涇陽縣）の西十五里に在り。

【三一】 嬪御。嬪は内官九嬪なり。御は君に進御する者なり。女官をいふ。

【三二】 撓。曲り亂るる也。

【三三】 引訣。引決なり。自殺するを謂ふ。

【三四】 獨孤氏。信の女なり。

【三五】 永巷。宮中の長巷。

【三六】 藩に出づ。出でて外藩に補せらるるを謂ふ。

【三七】 悉す。詳かに知るなり。

【三八】 懿威。親戚をいふ。

【三九】 隋公。楊堅の爵を以て之を稱す。

【四〇】 壽陽は南に屬するときは豫州と爲し、北に屬するときは揚州と爲す。

【四一】 小御正。周の御正は天官に屬す。御正は中大夫、五命。小御正は下大夫、四命。

【四二】 狡詔。狡猾詭譎なり。

【四三】 臥内。寢室をいふ。

【四四】 鄭譯、内史上大夫を以て内史を領す。

【四五】 御飾大夫。御服を御飾するを掌る。

【四六】 杜陵。長安縣の南に在り。

【四七】 朝那。縣、安定郡に屬す。今の甘肅省涇原道平涼縣の西北に在り。

は、公の（三七）悉す所なり。願はくは少しく意を留めよ』と。譯曰はく、『公の徳望を以て、天下、心を歸す。多福を求めんと欲すること、豈に敢て忘れんや。謹みて即ち之を言はん』と。天元、將に譯を遣はして入寇せしめんとす。譯、元帥を請ふ。天元曰はく、『卿の意は如何』と。對へて曰はく、『若し江東を定めなば、懿威の重臣に非ざるよりは、以て鎮撫する無からん。（三八）隋公をして行かしめ、且つ壽陽の總管と爲し、以て軍事を督せしむ可し』と。天元、之に従ふ。己丑、堅を以て揚州の總管と爲し、譯をして兵を發して壽陽に會せしむ。將に行かんとす。會、堅暴に足疾有り。行くを果さず。甲午夜、天元、法駕を備へて天興宮に幸す。乙未、不豫にして還る。（四二）小御正博陵の劉昉、素より狡詔を以て幸を天元に得、御正中大夫顔之儀と、竝に親信せらる。天元、昉・之儀を召して、臥内に入れ、屬するに後事を以てせんと欲す。天元、瘖し、復た能く言はず。昉、靜帝が幼冲なるを見、楊堅が后の父にして重名有るを以て、遂に領内史鄭譯、御飾大夫柳裘・内史大夫杜陵の韋暮・御正下士朝那の皇甫績と與に、堅を引きて政を輔けしめんと謀る。堅、固辭して、敢て當

らず。昉曰はく、「公若し爲さば、速かに之を爲せ。爲さずんば、昉自ら爲さん」と。堅乃ち之に従ふ。詔を受くと稱し、中に居りて疾に侍す。裘は、憐の孫なり。是日、帝、殂す。秘して、喪を發せず。昉、譯、詔を矯め、堅を以て中外の兵馬の事を總知せしむ。顔之儀、帝の指に非ざるを知り、拒みて、從はず。昉等、詔を草して署し、訖り、之儀に逼りて連署せしむ。之儀、聲を厲まして曰はく、「主上、升遐し、嗣子、冲幼なり。阿衡の任、宜しく、宗英に在るべし。方今、趙王最も長せり。親を以てし、徳を以てせば、合に重寄に膺るべし。公等、備に朝恩を受く。當に忠を盡して國に報ゆるを思ふべし。奈何ぞ、一旦、神器を以て人に假さんと欲する。之儀は死有るのみ、先帝を誣罔する能はず」と。昉等、屈す可からざるを知り、乃ち之儀に代りて署して之を行ふ。諸衛既に救を受け、竝に堅の節度を受く。堅、諸王が外に在りて變を生せんことを恐れ、千金公主が將に突厥に適かんとするを以て辭と爲し、趙・陳・越・代・滕の五王を徵して入朝せしむ。堅、符璽を索む。顔之儀、色を正しうして曰はく、「此れ天子の物なり。自ら主者有り。宰相、何が故に之を索む」と。堅大に怒り、命じて引きて出で

【四八】 柳悛は柳元景の從孫、世隆の子、世、江南に仕ふ。江陵陥るや、柳氏、關中に入り、遂に周に臣たり。
 【四九】 帝殂するとき、年二十二。
 【五〇】 指、旨に同じ。
 【五一】 嗣子、冲幼。靜帝時に年八歳。
 【五二】 阿衡、商の相伊尹、太甲を輔け、阿衡と稱す。
 【五三】 宗英、宗室の中にて、其才、人に過ぐる者。
 【五四】 趙王、趙王招を謂ふ。
 【五五】 周、左右宮伯より左右羽林遊擊に至るまで、皆、諸衛の官なり。
 【五六】 五王、國に就くこと、前卷前年に見ゆ。
 【五七】 符璽、符は兵符を謂ひ、璽は天子の六璽を謂ふ。

しめ、將に之を殺さんとす。其の民望なるを以て、出して、西邊の郡守と爲す。丁未、喪を發す。靜帝入りて天臺に居り、正陽宮を罷む。大赦す。洛陽宮の作を停む。庚戌、阿史那太后を尊びて太皇太后と爲し、李太后を太皇太后と爲し、楊后を皇太后と爲し、朱后を帝太后と爲す。其陳后・元后・尉遲后は、竝に尼と爲る。漢王贊を以て上柱國・右大丞相と爲す。尊ぶに虚名を以てし、實は綜理する所無し。楊堅を以て假黃鉞・左大丞相と爲し、秦王贇を上柱國と爲す。百官、己を總べ、以て左丞相に聽く。堅初めて、顧命を受くるや、邗國公楊惠をして、御正下大夫李徳林に謂つて曰はしむ、「朝廷、命を賜ひ、文武の事を總べしむ。經國は任重し。今、公と事を共にせんと欲す。必ず、辭するを得ず」と。徳林曰はく、「願はくは死を以て公に奉せん」と。堅大に喜ぶ。始め劉昉・鄭譯、堅を以て大冢宰と爲さんと議し、譯自ら大司馬を攝し、昉、又、小冢宰を求む。堅私に徳林に問うて曰はく、「何を以て處せられんと欲する」と。徳林曰はく、「宜しく大丞相・假黃鉞・都督中外諸軍事と作るべし。爾らずんば、以て衆心を壓する無からん」と。喪を發するに及び、即ち此に依りて

【五六】 西邊は恐らくは當に西疆に作るべからん。五代志に、臨洮郡合川縣(今の四川省東川道合川縣)は、後周置く、仍て西疆郡を立つと。
 【五七】 正陽宮を置くこと、前卷前年に見ゆ。
 【五八】 洛陽宮を治むること、前卷前年二月に見ゆ。
 【五九】 李太后、靜帝の祖母。
 【六〇】 楊后、朱后、靜帝の嫡母と生母となり。
 【六一】 陳后、元后、尉遲后は、皆、徳を以て選ばれず、色を以て進む者なり。
 【六二】 贊、靜帝の叔父。
 【六三】 己を總ぶ、己の職を總攝する也。
 【六四】 顧命、周の成王に始まる。臨終の命をいふ。
 【六五】 後周、小冢宰を置く、上大夫、六命なり。

之を行ふ。正陽宮を以て丞相府と爲す。時に衆情未だ壹ならず。堅、司武上士盧賁を引きて左右に置き、將に東宮に之かんとす。百官、皆從ふ所を知らず。堅、潛に賁をして、仗衛を部伍せしめ、因りて公卿を召し、謂つて曰はく、「富貴を求めんと欲する者は、宜しく相隨ふべし」と。往に偶語し、去就する有らんと欲す。賁、兵を嚴にして至る。衆、敢て動くもの莫し。崇陽門を出で、東宮に至る。門者拒みて納れず。賁、之を諭す。去らず。目を瞋らして之を叱す。門者遂に却く。堅入る。賁遂に丞相府の宿衛を典る。賁は辯の弟の子なり。鄭譯を以て丞相府の長史と爲し、劉昉を司馬と爲し、李徳林を府の屬と爲す。二人、是に由りて徳林を怨む。内史下大夫勃海の高頴、明敏にして器局有り。兵事に習ひ、計略多し。堅、之を引きて府に入れんと欲し、楊惠を遣はして意を諭さしむ。頴、旨を受け、欣然として曰はく、「願はくは驅馳を受けん。縦し公の事をして成らざらしめば、頴も亦、族を滅ぼすを辭せず」と。乃ち以て相府の司録と爲す。時に漢王贊、禁中に居り、毎に靜帝と帳を同じくして坐す。劉昉、美妓を飾り

【六八】 周の朝臣、未だ盡く心を堅に歸せず。

【六九】 東宮。正陽宮は、本、東宮なり。

【七〇】 仗衛は仗を執りて宿衛するの兵なり。盧賁、司武上士を以て之を統ぶ。

【七一】 崇陽門。周の宮城の東門なり。

【七二】 盧賁遂に楊堅の私人と爲る。

【七三】 盧辯は蘇綽と共に後周の官制を定めし者なり。

【七四】 丞相府には、掾有り、屬有り。

【七五】 之を引きて丞相府に入れり。

【七六】 楊惠は堅の従子なり。堅初めて周の政を乗るや、時才を引かんと欲す、故に率れ之をして意を諭さしむ。堅既に禪を受くるや、觀王に封せられ、名を雄と改む。

て贊に進む。贊甚だ之を悦ぶ。昉因つて贊に説きて曰はく、「大王は先帝の弟にして、時望の歸する所なり。孺子は幼冲なり。豈に大事に堪へんや。今先帝初めて崩じ、人情尙ほ擾る。王且く第に歸り、事寧き後を待ち、入りて天子と爲らば、此れ萬全の計なり」と。贊、年少く、性識庸下にして、以て信に然りと爲し、遂に之に従ふ。堅、宣帝の苛酷の政を革めて、更に寛大と爲し、舊律を刪略し、刑書要制を作り、奏して之を行ひ、躬、節儉を履む。中外、之を悦ぶ。

夜、太史中大夫庾季才を召し、問うて曰はく、「吾、庸虚を以て、茲顧命を受く。天時人事、卿以て何如と爲す。」季才曰はく、「天道は精微にして、意察す可きこと難し。竊に人事を以て之を卜すれば、符兆已に定まれり。季才、縦ひ不可と言ふとも、公豈に復た箕穎の事を爲すを得んや」と。堅、默然たること之を久しうして曰はく、「誠に君の言の如し」と。獨孤夫人も亦堅に謂つて曰はく、「大事已に然り。虎に騎るの勢、必ず下るを得じ。之を勉めよ」と。堅、相州の總管尉遲迴が位望素より重きを以て、異圖有らんことを恐れ、迴の子魏安公惇をして、詔書を奉じて之を

【七七】 司録。一府の事を總攝す。

【七八】 妓。女樂なり。

【七九】 孺子。靜帝をいふ。

【八〇】 太史は天文歴数を掌る。

【八一】 周の制、太史中大夫は春官に屬し、五命なり。

【八二】 庸虚。庸は身の能くする所無きをいひ、虚は胸中有る所無きをいふ。謙辭なり。

【八三】 符兆。符は籤なり、證なり、驗なり。兆は龜塚の文なり、又、人事の兆朕なり。

【八四】 獨孤夫人。堅の妃。

【八五】 虎に騎りて下れば、必ず噬む所と爲る。

【八六】 魏安公は郡公なり。五代志に、武威郡昌松縣(今の甘肅省甘涼道古浪縣)に、後魏の魏安郡ありと。

【八七】 箕穎の事。堯、天下を許由に讓る。由遂に箕山に逃れ、耳を潁水に洗ふ。退隱するをいふ。

【八八】 魏安公は郡公なり。五代志に、武威郡昌松縣(今の甘肅省甘涼道古浪縣)に、後魏の魏安郡ありと。

召し、葬に會せしむ。壬子、上柱國韋孝寬を以て相州の總管と爲し、又、小司徒叱列長叉を以て相州の刺史と爲し、先づ、(八)鄴に赴かしむ。孝寬續ぎて進む。陳王純、時に齊州に鎮す。堅、(九)門正上士崔彭をして之を徵せしむ。彭、兩騎を以て往き、傳舍に止まり、人を遣はして純を召す。純至る。彭請ふ「左右を屏げよ。密に道ふ所有り」と。遂に執へて之を鎖す。因つて大言して曰はく、「陳王、罪有り。詔して徵して入朝せしむ。左右、輒ち動くを得ず」と。其從者、愕然として去る。彭は(一〇)楷の孫なり。六月、五王皆長安に至る。

庚申、周、復た佛道二教を行ひ、舊の沙門・道士の、精志なる者は、(一一)簡びて入道せしむ。

周の尉遲迴、丞相堅が將に帝室に利あらざらんとするを知り、兵を擧げて之を討たんと謀る。韋孝寬、(一二)朝歌に至る。迴、其大都督賀蘭貴を遣はし、書を齎らし、韋孝寬を候はしむ。孝寬、貴を留めて與に語り、以て之を審かにし、其の變有らんことを疑ひ、遂に疾と稱して徐行し、又、人をして相州に至り、醫藥を求め、密に以て之を伺はしむ。孝寬の兄の子藝、(一三)魏郡の守と爲る。迴、藝

叱列長叉を以て

【八】 叱列。虜の複姓。拓拔氏の西部に出づ。後、周の威里と爲る。

【九】 鄴。相州總管の治所。

【一〇】 純、國に濟南に就く。濟南郡は齊州なり。

【一一】 門正。門關の啓閉の節及び門を出入する者を掌る。

【一二】 崔楷が職に死する事、一百五十一卷梁の武帝大通元年に見ゆ。

【一三】 周、二教を禁ずること、一百七十一卷六年に見ゆ。

【一四】 簡。分別する也。

【一五】 朝歌。今の河南省河北道淇縣。

【一六】 魏郡の守。相州の總管府と同じく鄴に治す。

魏郡の守と爲る。迴、藝

を遣はして孝寬を迎へしむ。孝寬、迴の爲す所を問ふ。藝、迴に黨し、實を以て對へず。孝寬怒り、將に之を斬らんとす。藝懼れ、悉く迴の謀を以て孝寬に語る。孝寬、藝を携へて西に走り、(一七)亭驛に至る毎に、盡く其傳馬を驅りて去る。(一八)驛司に謂つて曰はく、(一九)「蜀公將に至らんとす。宜しく速かに酒食を具ふべし」と。迴尋いで儀同大將軍梁子康を遣はし、數百騎を將ゐて孝寬を追はしむ。追ふ者驛に至れば、輒ち盛饌に逢ひ、又、馬無し。遂に遲留して進

【一七】 亭。郵亭なり。即ち驛を置くの所なり。

【一八】 傳馬。即ち驛馬なり。

【一九】 驛司。驛を司るの吏。

【二〇】 蜀公。尉遲迴、蜀公に封ぜらる、故に稱す。

【二一】 破六韓。虜の三字姓。

【二二】 文武。總管府及び州郡の文武の官屬を謂ふ。

【二三】 國と舅甥。尉遲迴は宇文泰の甥なり。

【二四】 大總管と稱し云云。大總管と稱するは、以て諸州の總管を統攝せんと欲するなり。

【二五】 官司を署置すれども、權臣に隔てられ、未だ以て天子に聞するを得ず。故に制を承くと曰ふ。

【二六】 趙王招、襄國に國す。襄國は相州總管府に屬す。

承けて官司を置く。時に(二七)趙王招、入朝し、少子を留めて國に在く。迴、

【二七】 趙王招、襄國に國す。襄國は相州總管府に屬す。

奉じて以て號令す。甲子、堅、關中の兵を發し、章孝寬を以て行軍元帥と爲し、(一〇五) 鄭公梁士彦・樂安公元諧・化政公宇文忻・濮陽公武川の宇文述・武鄉公崔弘度・清河公楊素・隴西公李詢等を、皆、行軍總管と爲し、以て迴を討たしむ。弘度は楷の孫、詢は (一〇六) 穆の兄の子なり。初め宣帝、(一〇七) 計部中大夫楊尙希をして、山東を撫慰せしむ。相州に至り、宣帝の殂せるを聞き、尉遲迴と與に喪を發す。尙希出で、左右に謂つて曰はく、「蜀公、哭すること哀しきとして、視ること安からず。將に他の計有らんとす。吾去らずんば、懼らくは難に及ばん」と。遂に夜、捷徑に從つて遁る。遲明、迴覺り、之を追へども及ばず。遂に長安に歸る。堅、尙希を遣はし、(一〇八) 宗兵三千人を督して、潼關に鎮せしむ。(一一〇) 雍州の牧畢の刺王賢、五王と與に、堅を殺さんと謀る。事洩る。堅、賢を殺し、其三子を并す。(一一一) 五王の謀を掩うて、問はず。秦王贄を以て大冢宰と爲し、杞公

【一〇五】鄭。古の國名。梁士彦は蓋し國公なり。元諧以下は皆郡公なり。
【一〇六】李穆は時に并州の刺史たり。
【一〇七】後周、計部を置く、蓋し計會の簿書を掌る。天官に屬す。
【一〇八】捷徑。近道。
【一〇九】楊尙希は弘農の人。弘農華陰の諸楊は、東漢より後魏に至るまで名族たり。魏、東西に分れ、弘農、又、兵衛と爲る。故に楊氏、宗兵有り。
【一一〇】諡法に、復恨して過を遂ぐるを刺と曰ひ、又、思はず愛を忘るるを刺と曰ひ、暴慢にして親無きを刺と曰ふと。
【一一一】楊堅、賢に加ふるに惡諡を以てするなり。
【一二一】胡三省曰はく、堅豈に眞に問はざらんや。山東、變有り、内復た相圖る。姑く以て反側を安んずるなるのみと。
【一二二】梁襲は一百五十六卷梁の武帝中大通六年に見ゆ。
【一二三】汝南。古の郡名。
【一二四】幼。隋書長孫晟傳及び唐の宰相世系表によれば、晟は長孫稚の五世の孫。稚は字は幼卿、子裕を生む。子裕、紹遠を生む。紹遠、覽を生む。覽、傲を生む。傲、熾を生む。熾、晟を生む。曾孫に非ざるなり。若し稚の字を書せば、幼の下に亦、卿の字を闕く。

椿を大司徒と爲す。庚辰、柱國梁睿を以て益州の總管と爲す。睿は (一二五) 獬の子なり。

周、(一二三) 汝南公神慶・司衛上士長孫晟を遣はし、千金公主を突厥に送る。晟は (一二四) 幼の曾孫なり。又、(一二五) 建威侯賀若誼を遣はし、佗鉢可汗に賂し、且つ之に説き、以て高紹義を求めしむ。佗鉢偽りて紹義と與に南境に獵し、誼をして之を執へしむ。誼は (一二六) 敦の弟なり。秋七月、甲申、紹義、長安に至る。之を蜀に徙す。之を久しうして、蜀に病死す。

周の青州の總管尉遲勤は、迴の弟の子なり。初め迴の書を得、之を表送す。尋いで亦、迴に従ふ。迴が統ぶる所の (一二七) 相・衛・黎・洛・貝・趙・冀・瀛・滄、勤が統ぶる所の (一二八) 青・齊・膠・光・莒等の州、皆之に従ふ。衆數十萬。(一二九) 榮州の刺史邵公胄、(一三〇) 申州の刺史李惠、(一三一) 東楚州の刺史費也利進、(一三二) 潼州の刺史曹孝遠、各、本州に據り、徐州の

【一二五】建威侯は縣侯なり。五代志に、建威縣は武都郡に屬す。

【一二六】賀若敦は卿の父なり。

【一二七】五代志に、汲郡に、東魏、義州を置く。後周、衛州と爲す。黎陽縣は後魏の黎陽郡、後、黎州を置く。武安郡に、後周、洺州を置く。濟河郡に、後周、貝州を置く。趙郡大陸縣は、舊、廣阿と曰ひ、殷州を置く。後、趙州と改む。信都郡に、舊、冀州を置く。河間郡河間縣に、舊、瀛州を置く。勃海郡饒安縣に、舊、滄州を置く。

【一二八】五代志に、北海郡に青州を置く。齊郡は、舊、齊州と曰ふ。高密郡に、舊、膠州を置く。東萊郡に、舊、光州を置く。

【一二九】衆數十萬。(一二九) 榮州の刺史邵公

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

【一三三】榮州。今の河南省開封道汜水縣に治す。邵公胄は周の宗室にして、邵郡公に封ぜらる。

【一三〇】申州。今の河南省汝陽道信陽縣に治す。

【一三一】東楚州。五代志に、琅琊郡に、後魏、南徐州を置く。梁改めて東徐州と曰ひ、東魏、東楚州と改め、陳、安州と改め、後周、泗州と改む。史家、舊の州名を以て之を書するが、費也は虜の複姓。

【一三二】潼州。今の江蘇省徐海道に屬す。

置く。琅琊郡沂水縣に、舊、南青州を置く。後周改めて莒州と爲す。

總管司錄席毗羅、(二三)兗州に據り、前の東平郡守畢義緒、蘭陵に據り、皆迴に應ず。(二四)懷縣永橋の鎮將、紇豆陵惠、城を以て迴に降る。迴、其の署する所の大將軍石遜をして、建州を攻めしむ。建州の刺史宇文弁、州を以て之に降る。又、西道行臺韓長業を遣はし、攻めて、潞州を抜き、刺史趙威を執へ、城人郭子勝を署して刺史と爲す。紇豆陵惠、襲うて、鉅鹿を陥れ、遂に、恆州を圍む。上大將軍宇文威、(三五)汴州を攻め、莒州の刺史烏丸尼等、青齊の衆を帥りて、沂州を圍み、大將軍檀讓、攻めて、(三六)曹毫二州を抜き、兵を、梁郡に屯す。席毗羅、衆、八萬と號し、(三七)蕃城に軍し、攻めて、(三八)昌慮、(三九)下邑を陥る。李惠、申州より、(四〇)永州を攻め、之を抜く。迴、使を遣はし、大左輔并州の刺史李穆を招く。穆、其使を鎖ぎ、其書を封上す。穆の子士榮、穆が居る所は、(四一)天下の精兵の處なるを以て、陰に穆に、迴に従はんことを勸む。穆深く之を拒む。堅、内史大夫柳裘をして、穆に詣り、爲めに利害を陳せしむ。又、穆の子左侍上士渾をして往きて、(四二)腹心を布かしむ。穆、渾をして、(四三)尉

- 【二三】兗州。五代志に、魯郡瑕丘縣(今の山東省濟寧道滋陽縣)に、舊、兗州を置くと。
- 【二四】懷縣。今の河南省河北道沁陽縣。
- 【二五】紇豆陵。虜の三字姓。
- 【二六】建州。五代志に、長平郡は、舊、建州と曰ふ。
- 【二七】潞州。今の山西省冀寧道長治縣に治す。
- 【二八】鉅鹿。古の郡なり。今の直隸省大名道平鄉縣。
- 【二九】恆州。今の直隸省保定道正定縣に治す。
- 【三〇】汴州。故城は今の河南省開封道開封縣の西北に在り。
- 【三一】沂州。今の山東省濟寧道臨沂縣に治す。
- 【三二】曹州。今の山東省濟寧道曹縣。亳州は今の安徽省淮河道亳縣。
- 【三三】梁郡。睢陽に治す。
- 【三四】蕃城。今の山東省濟寧道滕縣。蕃は音ヒ。
- 【三五】昌慮。漢の古縣。今の山東省濟寧道滕縣の東南六十里。

斗を堅に奉らしめて曰はく、『願はくは威柄を執り、以て天下を尉安せよ』と。又、十三環の金帶を以て堅に遺る。十三環の金帶は天子の服なり。堅、大に悦び、渾を遣はして韋孝寬に詣りて、(四四)穆の意を述べしむ。穆の兄の子崇、(四五)懷州の刺史と爲る。初め迴に應せんと欲せしが、後、穆が堅に附くを知り、慨然として太息して曰はく、『閻家、富貴なる者數十人、國に難有るに値ひ、竟に、傾を扶け絶を繼ぐ能はず。復た何の面目ありて天地の間に處らんや』と。已むを得ずして、亦、堅に附く。迴の子誼、(四六)朔州の刺史と爲る。穆執へて長安に送る。又、兵を遣はして郭子勝を討ち、之を擒にす。迴、徐州の總管源雄、(四七)東郡の守子仲文を招く。皆、從はず。雄は、(四八)賀の會孫、仲文は、(四九)謹の孫なり。迴、宇文冑を遣はして、(五〇)石濟より、宇文威をして白馬より河を濟り、二道より仲文を攻めしむ。仲文、郡を棄て、走りて長安に還る。迴、其妻子を殺す。迴、檀讓を遣はし、地を河南に徇へしむ。丞相堅、仲文を以て河南道の行軍總管と爲し、洛陽に詣らしめ、兵を發して讓を討たしめ、楊素に命じて宇文冑を討た

- 【二二】下邑。漢の古縣。今の江蘇省徐海道碭山縣の東。
- 【二三】永州。五代志に、汝南郡城陽縣(今の山東省濟寧道莒縣)に、梁、楚州を置く。東魏、西楚州を置く。後齊、永州と曰ふと。
- 【二四】天下精兵の處。并州は武をふるの地、士健に馬多し、故に天下精兵の處と曰ふ。
- 【二五】腹心を布く。其至誠を陳ぶ。貌言に非ざるなり。
- 【二六】尉斗。尉斗なり。火のし。
- 【二七】穆の意を述べしめ、以て韋孝寬が己に附くの心を堅くするなり。
- 【二八】懷州。今の河南省河北道沁陽縣に治す。
- 【二九】朔州。桑乾に治す。
- 【三〇】東郡。白馬に治す。
- 【三一】源賀は、本、禿髮氏に出自、魏に歸し、姓を源と改む。
- 【三二】子誼、宇文に事へて大功あり。
- 【三三】石濟。白馬の西に在り。

しむ。丁未、周、丞相堅を以て中外の諸軍事を都督せしむ。(四) 鄧州の總管司馬消難、亦、兵を擧げて迴に應ず。己酉、周、柱國王誼を以て行軍元帥と爲し、以て消難を討たしむ。(五) 廣州の刺史于顛は、仲文の兄なり。總管趙文表と協はず。心疾を得たりと詐り、文表を誘ひ、手づから之を殺す。因つて唱言すらく、「文表、尉遲迴と謀を通ず」と。堅、迴が未だ平がざるを以て、因つて之を勞勉し、即ち吳州の總管に拜す。(六) 趙の僭王招、堅を殺さんと謀り、堅を邀へて其第に過らしむ。堅、酒殺を齎らして之に就く。招引きて寢室に入る。招の子員・貫及び妃の弟魯封等、皆、左右に在り、刀を佩びて立つ。又、刃を帷席の間に藏し、壯士を室後に伏す。堅の左右、皆、従ふを得ず。唯だ從祖弟開府大將軍弘・大將軍元胄、戸側に坐す。胄は(三)順の孫なり。弘、胄、皆、勇力有り、堅の腹心と爲る。酒酣にして、招、佩刀を以て瓜を刺し、連りに堅に啗はせ、因りて之を刺さんと欲す。元胄進みて曰はく、「相府、事有り、久しく留まる可からず」と。招、之を訶して曰はく、「我、丞相と言ふ。汝何爲る者ぞ」と。之を叱して却かしむ。胄、目を隕らし憤氣し、刀を叩きて入り衝る。招、之に酒を賜ひて曰はく、「吾豈に不善の意有らんや。卿、何ぞ猜警すること是の如き」と。招偽りて吐き、將に後閣に入らんとす。胄、其の變を爲さんことを恐れ、扶けて

【四】鄧州は恐らくは安陸に置けるならん。
 【五】廣州は恐らくは當に東廣州に作るべからん。此時、東廣州の刺史と吳州の總管と、並に廣陵に治するなるべし。
 【六】僭王。楊堅、趙王招が己を殺さんことを謀るを以て、惡諺を加へしなり。
 【五】元順、仇直を以て、名を孝昌の間に得たり。
 【五】猜警。猜疑警戒するなり。

坐に上らしむ。此の如くすること再三なり。招、僞りて喉乾くと稱し、胄に命じて厨に就きて飲を取らしむ。胄動かす。會、滕王迥後れて至る。堅、階を降りて之を迎ふ。胄、耳語して曰はく、「事勢大に異なり。速かに去る可し」と。堅曰はく、「彼、兵馬無し。何ぞ能く爲さん」と。胄曰はく、「兵馬は皆彼の物なり。彼若し先づ發せば、大事去らん。胄は死を辭せず。恐らくは死すとも益無からん」と。堅復た入りて坐す。胄、室後に甲を被る聲有るを聞き、遽に請うて曰はく、「相府、事殷し。公、何ぞ此の如きを得ん」と。因つて堅を扶けて牀を下り、趨り去る。招將に之を追はんとす。胄、身を以て戸を蔽ふ。招、出づるを得ず。堅、門に及ぶ。胄、後より至る。招、時に發せざりしを恨み、指を彈じて血を出す。壬子、堅、「招、(三)越の野王盛と反を謀る」と誣ひ、皆之を殺し、其諸子に及ぶ。元胄を賞賜すること、勝けて計ふ可からず。周室の諸王、數、隙を伺ひて堅を殺さんと欲す。堅の都督臨涇の李圓通、常に之を保護す。是に由りて、免るるを得たり。

【三】野も亦惡諺なり。
 【四】行。太建五年六月、周の皇孫衍生る。武帝の建德二年なり。葉王。周書、靜帝紀・宗室傳には鄴王に作る。
 【五】三州の蠻。豫州は汝南郡、荊州は南郡、襄州は襄陽郡、此の蠻は即ち謂はゆる山蠻なり。荆襄より汝漢に至るまで、皆之れ有り。

癸丑、周主、其弟 衍を封じて葉王と爲し、術を郢王と爲す。
 周の(二)豫荆襄三州の蠻、反し、郡縣を攻め破る。
 周の章孝寬の軍、永橋城に至る。諸將、先づ之を攻めんと請ふ。孝寬曰はく、「城小なれども固し。

若し攻むとも拔けずんば、我が兵威を損せん。今、其大軍を破らば、此れ何ぞ能く爲さん」と。是に於て、軍を引きて〔一五〕武陟に壁す。尉遲廻、其子〔一六〕魏安公悆を遣はし、衆十萬を帥ゐて、〔一七〕武德に入り、沁東に軍せしむ。會、沁水漲る。孝寬、廻と、水を隔てて相持し、進まず。孝寬の長史李詢、密に丞相堅に啓して云はく、「梁士彥・宇文忻・崔弘度、竝に尉遲廻の〔一八〕饑金を受く」と。軍中〔一九〕怪怪として、人情大に異なり。堅、深く以て憂と爲す。内史上大夫鄭譯と、此三人に代る者を謀る。李徳林曰はく、「公、諸將と、皆國家の貴臣なり。未だ相服從せず。今正に〔二〇〕挾令の威を以て之を控御するのみ。前に遣はす所の者は、其の乖異せんことを疑ふ。後に遣はす所の者、又安んぞ能く其腹心を盡すを知らんや。又、金を取るの事は、虚實明かにし難し。今一旦にして之を代へば、或は罪を懼れて逃逸せん。若し〔二一〕糜藥を加へば、則ち〔二二〕郎公より以下、驚疑せざるは莫からん。且つ〔二三〕敵に臨みて將を易へしは、此れ燕趙の敗れし所以なり。愚の見る所の如きは、但だ公の一の腹心の、智略に明かに、素より諸將の信服する所と爲る者を遣はし、速かに軍所に至らしめ、其情偽を觀しめ

- 【一五】武陟。地名。今の河南省河北道武陟縣。
- 【一六】魏安公は縣公なり。今、四川省東川道に屬す。
- 【一七】武德。郡の名。今の河南省河北道沁陽縣の東南。
- 【一八】饑。饑るなり。
- 【一九】怪怪。憂愁して安んぜざるなり。
- 【二〇】挾令。天子を挾んで以て諸侯に令するを謂ふ。
- 【二一】糜藥。藥縛するを謂ふ。つなぎとどむ。
- 【二二】章孝寬、郎國公に封せらる。
- 【二三】燕の惠王、讒を信じ、騎劫を用ひて樂毅に代らせ、田單に敗る。趙の惠文王、間を聽き、趙括を用ひて廉頗に代らせ、以て白起に敗る。敵に臨んで將を易ふるの禍なり。

ば、縦ひ異意有りと、必ず敢て動かじ。動くとも亦能く之を制せん」と。堅大に悟りて曰はく、「公、此言を發せずんば、幾ど大事を敗らんとせり」と。乃ち〔二四〕少内史崔仲方に命じ、往きて諸軍を監し、之が節度を爲さしむ。仲方は〔二五〕獸の子なり。辭するに父の山東に在るを以てす。又、劉昉・鄭譯に命ず。昉は辭するに未だ嘗て將と爲らざるを以てし、譯は辭するに母老いたるを以てす。堅悦ばず。府司録高頴、行かんと請ふ。堅喜びて之を遣はす。頴、命を受けて亟かに發し、人を遣はして母に辭せしむるのみ。是より、堅、軍事を措置するに、皆李徳林と之を謀る。時に軍書日に百を以て數ふ。徳林、口づから數人に授く。文意百端、〔二六〕治點を加へず。司馬消難、〔二七〕郎・隨・溫・應・士・順・河・儂・岳の九州及び魯山等の八鎮を以て來り降り、其子を遣はして質と爲し、以て援を求む。八月己未、詔して消難を以て大都督・總督九州八鎮諸軍事・司空と爲し、爵隨公を賜ふ。庚申、詔して、鎮西將軍樊毅を、〔二八〕督沔漢諸軍事に進め、南豫州の刺史任忠をして、衆を

- 【二四】少内史。當に小内史に作るべし。
- 【二五】崔猷は一百六十二卷梁の武帝太清三年に見ゆ。仲方、文武の才幹有り、堅と少きとき相款密なり、故に之を用ひんと欲す。
- 【二六】治點を加へず。治は修改なり、點は塗點なり。添削を加へざるをいふ。
- 【二七】五代志に、漢東郡に、西魏、并州を置く、後改めて隨州と曰ふ。安陸郡京山縣は、舊、新陽と曰ふ、梁、新州を置く、西魏改めて温州と曰ふ。應山縣に、梁、應州を置く。漢東郡土山縣に、梁、土州を置く。順義縣に、梁、順州を置く。沔陽郡に、後周、復州を置く。後改めて沔州と曰ふ。安陸郡吉陽縣に、後周、溧州を置く。孝昌縣に、西魏、岳州を置く。魯山は沔陽郡漢陽縣の界に在り、江に臨み、齊梁以來、重鎮と爲す。儂は當に溧に作るべし。
- 【二八】沔は即ち漢なり。

帥ひきりて歷陽れきやうに趣おもむかしめ、(一七〇)超武將軍陳慧てうぶしやうぐんちんけい紀きを、前軍都督ぜんぐんとうとくと爲なし、南兗州なんえんしやうに趣おもむかしむ。
 周しゆの益州えきしゆの總管王謙そうくわんわうけんも亦また、丞相じやうしやう堅けんに附つかず、(一七二)巴蜀はしやくの兵へいを起おこし、以もつて始州ししやうを攻せむ。梁りやう睿ずい、(一七三)漢川かんせんに至いたり、進すすむを得えず。堅けん即すなはち睿ずいを以もつて行軍元帥かうぐんげんすうと爲なし、以もつて謙けんを討うたしむ。
 戊辰ぼうしん、詔みことりして司馬消難ししやうしやうなんを以もつて大都督水陸諸軍事たいととくすいりくしよじゆんじと爲なす。庚午かうご、通直散騎常侍淳于陵つうちくさんきじやうじゆんりやう、(一七四)臨江郡りんかうぐんに克かつ。

梁りやうの世宗せしゆ、中書舍人柳莊ちゆうしやしやじんりやうしやうをして、書しよを奉ほうじて周しゆに入いらしむ。丞相じやうしやう堅けん、莊しやうの手てを執とりて曰いはく、『孤こ

昔開府せつかいふとして、役えきに江陵かうりやうに從したがひ、深ふかく梁主りやうしゆの殊しゆ眷けんを蒙かうれり。今いま、主幼しゆえうに時艱ときかんにして、猥みだりに顧託こんたくを蒙かうる。梁主りやうしゆは、奕葉えきえふ、誠まことを朝廷てうていに委ゆだぬ。當まさに相與あひとに共ともに、『歲寒さいかんを保たもつべし』と。時ときに諸將しよしやう

競きそうて梁主りやうしゆに、兵へいを擧あげて尉遲迴うぢちけいと謀つらを連つらぬるを勸すすめ、以おもへらく『進すすみては以もつて節せつを周氏しゆしに盡つくす可べく、退しりぞきては以もつて、(一七五)山南さんなんを席卷せきけんす可べからん』と。梁主りやうしゆ、疑うたがうて未いまだ決けつせず。會あひま、莊しやう至いたり、具つぎに堅けんの語ごを道いひ、且かつつ曰いはく、『昔むかし、(一七六)

【一七〇】超武將軍。梁置く。宣猛將軍と班を同じうす。
 【一七二】益州の總管は成都に治す。
 【一七三】巴蜀。此巴蜀は漢の巴郡蜀郡の大局をいふ。
 【一七四】始州。五代志に、普安郡に、梁、南梁州を置く、後改めて安州と曰ふ。西魏改めて始州と曰ふ。
 【一七五】漢川。即ち漢中なり。隋、諱を避け、改めて漢川といふ。
 【一七六】梁睿を以て王謙に代らしむ。謙、兵を擧ぐ、故に睿、進むを得ず。
 【一七七】臨江郡。五代志に、歷陽郡烏江縣に、梁、江都郡を置く。後齊改めて齊江郡と爲す。
 【一七八】奕葉。累世なり。
 【一七九】歲寒を保つ。論語子罕篇に、孔子曰はく、歳寒くして然る後松柏の彫むに後るるを知る。と。
 【一八〇】山南。漢沔の地は、終南、太華諸山の南に在り。

【一八一】袁紹の事、六十三卷漢の獻帝建安四年に始まり、六十四卷十年に終る。
 【一八二】劉表の事、六十五卷十二年に見ゆ。
 【一八三】王陵の事、七十五卷魏の邵陵厲公嘉平元年に見え、三年に終る。
 【一八四】諸葛誕の事、七十七卷高貴郷公甘露二年三年に見ゆ。
 【一八五】匡合。管仲、齊に相たり、桓公、諸侯を九合し、天下を一匡するの事を謂ふ。
 【一八六】火楸。大なるを楸と曰ひ、小なるを梓と曰ふ。木を縛りて楸を爲り、火を實きて薪を積み、上流に於て之を縦ち、流に順つて下り以て橋を燒かんと欲す。
 【一八七】土狗。蓋し土を水中に積み、前鋭く後廣く、前高く後卑く、其狀、坐せる狗の如く、分ちて上流に居き、以て火楸を礙へ、下りて橋邊に通るを得ざらしむるなり。
 【一八八】西都公は縣公なり。五代志に、西平郡湟水縣は、舊、西都と曰ふ。

袁紹えんせう、(一八〇)劉表りやうへう、(一八一)王陵わうりやう、(一八二)諸葛誕しよかつたんは、皆みな、一時の雄傑ゆうけつにして、要地えうちに據より、彊兵きやうへいを擁ようせり。然しかるに功業こうげふ、就なる莫なく、禍わざはひ、踵くびすねを旋めぐらざりしは、良よくに、魏晉ぎしんは天子てんしを挾さみ、京都けいとを保たもち、大順たいじゆんに仗よりり、以もつて名なと爲なすに由ゆる故ゆゑなり。今尉遲迴いまちちけいは、舊將きゆうしやうなりと曰いふと雖いも、昏老こんらう已すでに甚はなだし。司馬ししや

消難しやうなん・王謙わうけんは、常人じやうじんの下しもなる者ものにして、(一八三)匡合きやうがふの才さい有あるに非あらず。周朝しゆうてうの將相しやうしやう、多おほく身みの計けいを爲なし、競きそうて節せつを楊氏やうしに效いたす。臣しんを以もつて之これを料はかるに、迴等終けいらつしゆに當まさに覆滅ふくめつすべく、隋公すいこう、必かならず周の祚しやくを移うつさん。未いまだ境さかひを保たもち民たみを息やすめ以もつて其變そのへんを觀みるに若ごとかず』と。梁主りやうしゆ、深ふかく之これを然しかりとす。衆議しゆぎ遂つひに止やむ。高頌かうけい、軍ぐんに至いたり、橋はしを沁水しんすいに爲つくる。尉遲迴うぢちけい、上流じやうりやう

に於おいて、(一八四)火楸くわくちゆうを縦はなつ。頌けい、豫よめ、(一八五)土狗とこを爲つくりて以もつて之これを禦ふせぐ。惇じゆん、陳ちんを布しくこと二十餘里じゆにじゆ。兵へいを磨さらきて少すこしく却しりぞき、孝寬かうくわんの軍ぐんの半度ななかはたるを待まちちて之これを撃うたんと欲ほつす。孝寬かうくわん、其その却しりぞくに因よりて、鼓こを鳴ならして齊ひとしく進すすむ。軍既ぐんしよに度わたるや、頌けい、命めいじて橋はしを焚やかしめ、以もつて士卒しそつの反顧はんこの心こころを絶たつ。惇じゆんの兵へい大おほいに敗やぶれ、單騎たんきにて走はしる。孝寬かうくわん、勝かちに乗じり、進すすみ追おうて鄴いたに至いたる。庚午かうご、迴けい、惇じゆん及びおと、惇じゆんの弟おと西

都公祐と與に、悉く其卒十三萬を將ゐて、城南に陳す。迴、別に萬人を統べ、皆、綠巾錦襖にして、黃龍の兵と號す。迴の弟勤、衆五萬を帥ゐ、青州より赴く。迴、三千騎を以て先づ至る。迴素より軍旅に習ひ、老いたれども猶ほ甲を被り陳に臨む。〔一七〕其麾下は、皆關中の人、之が爲めに力戰す。孝寬等の軍、利あらずして却く。鄴中の士民、戰を観る者數萬人。行軍總管宇文忻曰はく、『事急なり。吾當に詭道を以て之を破るべし』と。乃ち先づ、觀る者を射る。觀る者皆走り、轉た相騰藉す。聲、雷霆の如し。忻乃ち傳呼して曰はく、『賊敗れぬ』と。衆復た振ふ。其の擾るるに因りて之に乗す。迴の軍大に敗れ、走りて鄴城に保す。孝寬、兵を縱ちて之を圍む。李詢及び 思安伯代の人賀婁子幹、先登す。崔弘度の妹、先に迴の子に適きて妻と爲る。鄴城破るるに及び、迴、窘迫して樓に升る。弘度、直に龍尾に上りて之を追ふ。迴、弓を彎き、將に弘度を射んとす。弘度、兜鍪を脱し、迴に謂つて曰はく、『頗る相識るや不や。今日各、國事を圖り、私を顧みるを得ず。親戚の情を以て、謹みて亂兵を遏め、侵辱するを許さず。事勢、此の如し。早く身の計を爲せ。何の待つ所ぞや』と。迴、弓を地に擲ち、〔一八〕左丞相を罵ること口を極め、而して自殺す。弘度、其弟弘升を顧みて曰はく、『汝、迴の頭を取る可し』と。弘升、之を斬る。軍士

の・小城の中に在る者、〔一九〕孝寬、盡く之を院にす。勤、惇・祐、東して青州に走る。未だ至らざるに、開府儀同大將軍郭衍、追うて之を獲たり。丞相堅、〔二〇〕勤が初め誠款有りしを以て、特に之を罪せず。〔二一〕李惠先づ自ら縛して罪に歸す。堅、其官爵を復す。迴、末年衰耄し、兵を起すに及び、小御正崔達挈を以て長史と爲す。達挈は 〔二二〕暹の子なり。文士にして籌略無く、舉措多く失し、凡そ六十八日にして敗る。于仲文の軍、〔二三〕蓼隄に至る。梁郡を去ること七里。檀讓、衆數萬を擁す。仲文、羸師を以て戰を挑み、而して僞り北ぐ。讓、備を設けず。仲文、還り撃ち、大に之を破る。生獲五千餘人、斬首七百級。進みて 〔二四〕梁郡を攻む。迴の守將劉子寬、城を棄てて走る。仲文進みて曹州を撃ち、迴が署する所の刺史李仲康を獲たり。檀讓、餘衆を以て 〔二五〕成武に屯す。仲文、襲ひ撃ちて之を破り、遂に成武を拔く。迴の將席毗羅、衆十萬、〔二六〕沛縣に屯し、將に徐州を攻めんとす。其妻子、〔二七〕金郷に在り。仲文、人を遣はし、詐りて毗羅の使者の爲し、金郷の城主徐善淨に謂つて曰はく、『檀讓、明日午時、金郷に至り、蜀公の令を宣し、將士に賞賜せんとす』と。金郷の人皆喜ぶ。仲文、精兵を簡び、僞りて迴

〔一九〕其の迴に従つて之が爲めに拒戦するを以てなり。
 〔二〇〕勤が初め迴の書を表送せしを以てなり。
 〔二一〕李惠、申州より、兵を擧げて迴に應じ、既にして迴の事の成らざるを知り、先づ自ら歸す。
 〔二二〕崔暹は高澄に用ひらる。
 〔二三〕蓼隄、梁の孝王築く。睢陽、今の河南省開封道商邱縣に至るまで三百里。
 〔二四〕梁郡、睢陽に治す。
 〔二五〕成武、今の山東省濟寧道城武縣。
 〔二六〕沛縣、徐州の西北一百四十里に在り。今の江蘇省徐州道沛縣。
 〔二七〕金郷、今の山東省濟寧道金郷縣。

の旗幟を建て、道を倍して進む。善淨・望見し、以て檀讓と爲し、出でて迎謁す。仲文、之を執ふ。遂に金郷を取る。諸將、多く其城を屠らんことを勸む。仲文曰はく、「此城は、乃ち毗羅が兵を起すの所なり。當に其妻子を寛くすべし。其兵自ら歸せん。如し即ち之を屠らば、彼の望絶えん」と。衆、皆、善しと稱す。是に於て毗羅、衆を恃み、來りて官軍に薄る。仲文、伏を設けて之を撃つ。毗羅の衆大に潰ゆ。争うて洙水に投じて死す。水、之が爲めに流れず。檀讓を獲、京師に檻送し、毗羅を斬り、首を傳ふ。韋孝寬、兵を分ち、關東の叛者を討ち、悉く之を平ぐ。堅、相州を安陽に徙し、鄴城及び邑居を毀ち、相州を分ちて【二〇〇】毛州・魏州を置く。梁主、迴敗れぬと聞き、柳莊に謂つて曰はく、「若し衆人の言に従ひしならば、社稷已に守られざりしならん」と。丞相堅が初めて政を得るや、【二〇一】黃公劉昉、沛公鄭譯を待つこと甚だ厚く、賞賜、勝げて計る可からず、委ぬるに心膂を以てす。朝野傾き屬す。稱して黃・沛と爲す。二人、皆、功を恃みて驕恣に、財利に溺れ、職務を親らせず。監軍を辭するに及び、堅始めて之を疎んじ、恩禮漸く薄し。高頌、【二〇二】軍所より還り、寵遇日に隆なり。時に王謙・司馬消難、未だ平がず。堅、之を憂へ、寢と食とを忘る。而るに昉、逸遊して酒を縱にし、相府の事多く遺落す。堅乃ち高頌を以て昉に代りて司馬と爲す。譯を廢するに忍びず、陰に官屬に【二〇三】勅、

【二〇〇】安陽。今の河南省河北道安陽縣。
 【二〇一】五代志に、武陽郡に、後周、魏州を置き、館陶縣に毛州を置く。
 【二〇二】黃。古の國の名。
 【二〇三】沛。本、縣の名。
 【二〇四】鄴より還るを言ふ。
 【二〇五】勅。戒むる也。

して、事を譯に白すを得ざらしむ。譯猶ほ【二〇六】聽事に坐し、【二〇七】關預する所無し。惶懼し、頓首して、職を解かんことを求む。堅猶ほ恩禮を以て之を慰勉す。

癸酉、【二〇八】智武將軍魯廣達、周の郭默城に克つ。丙子、淳于陵、祐州城に克つ。
 周、漢王贇を以て太師と爲し、申公李穆を太傅と爲し、宋王實を大前疑と爲し、秦王贇を大右弼と爲し、燕公子寔を大左輔と爲す。寔は仲文の父なり。

己卯、周、大赦す。
 周の王誼、四總管を帥ゐて邕州に至る。司馬消難、其衆を擁し、魯山、甌山の二鎮を以て來奔す。初め消難、上開府儀同大將軍段珣を遣はし、兵を將ゐて順州を圍ましむ。順州の刺史周法尚、拒く能はず、城を棄てて走る。消難、其母弟を虜にして南す。樊毅、消難を救へども、及ばず。周の亳州の總管元景山、之を撃つ。毅、居民を掠めて去る。景山、【二〇九】南徐州の刺史宇文弼と與に、之を追ふ。弼と【二一〇】漳口に戦ふ。一日に三た

【二〇六】聽事。丞相府の長史の聽事なり。
 【二〇七】關預。關係參預するなり。
 【二〇八】智武將軍。梁、五德將軍を置く、智武は其一なり。
 【二〇九】郭默城は、當に蕪黃二州の界に在るべし。
 【二一〇】祐州城。地闕く。
 【二一一】甌山。五代志に、甌山縣は、後周置く。洧陽郡に屬すと。今の湖北省江漢道漢川縣の東南十里に在り。
 【二一二】南徐州。當に南司州に作るべし。五代志に、安陸郡吉陽縣に、梁、義陽郡を置く。
 【二一三】漳口。此漳は、左傳の所謂江漢沮漳の漳に非ず。安陸(今の湖北省江漢道安陸縣)の西百五十里に漳水あり。

び戦ひ三たび捷つ。毅退きて甌山鎮に保す。城邑、消難の據る所と爲る者、景山、皆復た之を取る。鄖州の巴蠻、多く叛き、共に渠帥蘭維州を推して主と爲し、以て消難に附く。王誼、諸將を遣はし、分ちて之を討たしむ。旬月にして皆平ぐ。(三三三) 陳紀・蕭摩訶、廣陵を攻む。周の吳州の總管于顛、擊ちて之を破る。沙州の氏帥楊永安、衆を聚めて王謙に應ず。大將軍(三三三) 樂寧公達奚儒、之を討つ。楊素、宇文胄を石濟に破り、之を斬る。

周、神武公(三三三) 寶毅を以て大司馬と爲し、齊公于智を大司空と爲す。九月、小宗伯(三三三) 竟陵公楊惠を以て大司伯と爲す。

丁亥、周の將王延貴、衆を帥りて歷陽を援く。任忠擊ちて之を破り、延貴を生擒す。

壬辰、周、(三三三) 皇后司馬氏を廢して庶人と爲す。庚戌、隨の世子勇を以て洛州の總管(三三三) 東京の小冢宰と爲し、(三三三) 舊の齊の地を總統せしむ。壬子、左丞相堅を以て大丞相と爲し、左右丞相の官を罷む。

冬十月甲寅、日、之を食する有り。周の丞相堅、(三三三) 陳の惑王純及び其子を殺す。

周の梁睿、步騎二十萬を將りて王謙を討つ。謙、分ちて諸將に命じて、險に據りて拒守せしむ。睿、奮擊して屢、之を破る。蜀人大に駭く。謙、其將達奚慧・高阿那肱・乙弗虔等を遣はし、衆十萬を帥りて、(三三三) 利州を攻めしむ。(三三三) 江水を堰きて以て之に灌ぐ。城中の戰士、二千に過ぎず。總管昌黎の(三三三) 豆盧勣、晝夜拒守すること、凡そ四旬、時に奇兵を出し、慧等を擊ちて之を破る。會、梁睿至る。慧等遁れ去る。睿、劍閣より入り、進みて成都に逼る。謙、達奚慧・乙弗虔をして城守せしめ、親ら精兵五萬を帥り、城を背にして陳を結ぶ。睿、之を擊つ。謙、戰敗れ、將に城に入らんとす。慧・虔、城を以て降る。謙、麾下三十騎を將りて、(三三三) 新都に走る。新都の令王寶、之を執ふ。戊寅、睿、謙及び高阿那肱を斬る。(三三三) 劍南平ぐ。

十一月甲辰、周の(三三三) 達奚儒、楊永安を破る。沙州平ぐ。

丁未、周の鄖の襄公章孝寬、卒す。(三三三) 孝寬、久しく邊境に在り、屢、疆敵に抗し、經略布置する所、人初め之を解るもの莫し。其成事を見、方に乃ち驚き服す。軍中に在りと雖も、意を文史に篤くし、宗族に敦睦し、

陳高宗宣皇帝太建十二年

二八九

【三三三】陳紀は即ち陳慧紀なり。
 【三三三】樂寧は當に樂安に作るべし。儒の上に長の字を脱す。
 【三三三】寶毅は即ち前の乾豆陵毅なり。
 【三三三】竟陵公は縣公なり。
 【三三三】司馬后の父消難が兵を起して南に叛くを以てなり。
 【三三三】東京の小冢宰。此れ洛州に置く所の六府の官なり。
 【三三三】舊の齊の地。關より以東、河汾以北は、皆、舊の齊の地なり。
 【三三三】純は周の五王の一なり、故に陽堅、之に惡誣を加ふ。

【三三三】利州。五代志に、義城郡(今の四川省嘉陵道興元縣)に、後魏、益州を立つ。世、小益州と號す。梁、黎州と曰ふ。西魏復た益州と曰ひ、又改めて利州と曰ふと。
 【三三三】嘉陵江は利州の城西に在り。
 【三三三】勣は昌黎の徒河の人、本姓は慕容、燕の北地王精の後なり。中山敗れ、魏に歸す。北人、歸義を謂つて豆盧と爲す。因つてこれを氏とす。
 【三三三】新都縣は成都の北四十五里に在り。
 【三三三】劍南。蜀の地は劍閣の南に在り、故に劍南と曰ふ。
 【三三三】儒の上に長の字を脱す。
 【三三三】孝寬云云。梁の武帝中大同元年、章孝寬、玉壁に鎮す、宇文、高氏の兵と争ふや、倚りて蕃扞と爲すこと多年。

得る所の俸祿は、私室に入れず。人、此を以て之を稱す。

十二月庚辰、河東の康簡王叔獻・卒す。

癸亥、周・詔す、(三三)「諸の・姓を改むる者、宜しく悉く舊に復すべし」と。

甲子、周、大丞相堅を以て相國と爲し、百揆

を總べしめ、都督中外大冢宰の號を去り、爵

を進めて王と爲し、安陸等二十郡を以て隋國と

爲し、贊拜するに名いはす、(三三)九錫の禮を備

ふ。堅、王爵と十郡とを受くるのみ。辛未、(三三)

代の嬰王達・膝の聞王迥及び其子を殺す。壬申、

小冢宰元孝規を以て大司徒と爲す。

是歲、周の境内、州有ること二百一十一、郡五百八。

【三九】宇文泰が諸將を以て九十

九姓に補すること、一百六十

五卷梁の元帝承聖三年に見

ゆ。

【三〇】九錫の禮。是時の九錫の

禮は、一に大輅戎輅各一、

玄牡二駟。二に袞冕の服、赤

鳥これに副ふ。三に軒懸の樂、

六佾の舞。四に朱戶以て居る。

五に納陛以て登る。六に虎賁

三百人。七に鉄鉞各一。八

に彤弓一、彤矢百、盧弓十、

盧矢千。九に租鬯一亩、圭瓚

これに副ふ。

【三一】既に二王を殺し、亦皆加

ふるに惡諡を以てす。諡法に、

醉はずして怒るを嬰と曰ひ、

色取り行違ふを聞と曰ふ。

卷の第一百七十五

陳紀九

高宗宣皇帝下の下

(二)太建十三年、春正月壬午、晉安王伯恭を以て尙書左僕射と爲し、吏部尙書袁憲を右僕射と爲す。憲は樞の弟なり。

周、大定と改元す。

二月甲寅、隋王、始めて相國・百揆・九錫を受け、臺を建て、(三)官を置く。

丙辰、詔して王妃獨孤氏を進めて王后と爲し、世子勇を太子と爲す。開

府儀同大將軍庾季才、隋王に勸む、「宜しく今月甲子を以て天に應じて命を

受くべし」と。太傅李穆・開府儀同大將軍盧賁も亦之を勸む。是に於て周

主、詔を下して、別宮に遷居す。甲子、兼太傅紀公椿に命じて、(四)冊を奉

じ、太宗伯趙賈をして、皇帝の璽紱を奉せしめ、位を隋に禪る。隋主、(五)遠遊冠を冠し、冊璽を受け、服

【一】太建十三年。西紀元五八

一年。

【二】初命より是に至るまで五

十一日にして乃ち受く。

【三】百官を置く也。

【四】冊。冊書なり。

【五】遠遊冠。制、通天冠に似

を紗帽・黃袍に改め、入りて臨光殿に御し、袞冕を服し、元會の儀の如くす。大赦し、開皇と改元す。有司に命じ、冊を奉じて南郊に祀らしむ。少冢宰元孝矩を遣はし、太子勇に代りて洛陽に鎮せしむ。孝矩、名は矩、字を以て行はる。天賜の孫なり。女、太子の妃と爲る。少内史崔仲方、隋主に勧め、周の六官を除き、漢魏の舊に依らしむ。之に従ひ、三師・三公及び尙書・門下・内史・祕書・内侍の五省・御史・都水の二臺、太常等の十一寺、左右衛等の十二府を置き、以て司を分ちて職を統べしめ、又、上柱國より都督に至るまでの十一等の勳官を置き、以て勤勞に酬い、特進より朝散大夫に至るまでの七等の散官は、以て文武官の徳聲有る者に加へ、侍中を改めて納言と爲す。相國司馬高頴を以て尙書左僕射と爲し、納言を兼ねしめ、相國司錄京兆の虞慶則を内史監と爲し、吏部尙書を兼ねしめ、相國內郎李德林を内史令と爲す。乙丑、(二五)皇考を追尊して武元皇帝と爲し、廟を太

【六】紗帽。白紗帽なり、高頂帽と名づく。
【七】元會。正旦の大朝會なり。文物、庭に充ち、羣官各、入りて位に就き、再拜す。上公一人、西階に詣り、劍を解きて升りて賀す。階を降りて劍を帶び、位に復して拜す。羣官、位に在る者、又、再拜して笏を指み、三たび萬歳を稱す。
【八】天に告ぐるに命を受くるを以てするなり。
【九】少冢宰は當に小冢宰に作るべし。
【一〇】天賜は汝陰王なり。孫の上に曾の字を脱す。
【一一】少内史は當に小内史に作るべし。
【一二】周、六官を置く事、一百六十六卷梁の敬帝紹泰元年に始まる。
【一三】三師は太師・太傅・太保。三公は太尉・司徒・司空。
【一四】十一寺。太常・光祿・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・太府・國子・將作なり。
【一五】十二府。左右衛・左右武衛・左右武候・左右領左右・左右監門・左右領軍なり。
【一六】十一等の勳官。上柱國・柱國・上大將軍・大將軍・上開府儀同三司・開府儀同三司・上儀

祖と號し、皇妣呂氏を元明皇后と爲す。丙寅、(二六)廟社を修む。王后獨孤を立てて皇后と爲し、王太子勇を皇太子と爲す。丁卯、太尉趙瑳を以て尙書右僕射と爲す。己巳、周の靜帝を封じて介公と爲す。周氏の諸王、皆爵を降して公と爲す。初め、劉鄭、詔を矯め、隋主を以て政を輔けしむ。楊后、謀に預らずと雖も、然も嗣子幼冲なるを以て、權・它族に在らんことを恐れ、之を聞きて甚だ喜ぶ。後、其父が異圖有るを知り、意頗る平かならず、言色に形はる。位を禪るに及び、憤惋すること逾甚だし。隋主、内甚だ之を愧ぢ、改めて樂平公主に封ず。之を久しうして、其志を奪はんと欲す。公主誓つて許さず、乃ち止む。隋主、周の載下大夫北平の榮建緒と舊有り。隋主將に禪を受けんとするや、建緒、息州の刺史と爲り、將に官に之かんとす。隋主謂つて曰はく、『且く躊躇せよ。當に共に富貴を取るべし』と。建緒、色を正しうして曰はく、『明公の此旨は、僕が聞く所に非ず』

同三司・儀同三司・大都督・帥都督・都督なり。
【七】七等の散官。特進・左右光祿大夫・金紫光祿大夫・銀青光祿大夫・朝議大夫・朝散大夫なり。
【八】相國內郎。相國府の從事中郎、諱を避けて内郎と爲す。
【九】皇考。周の隨國の桓公楊忠なり。
【一〇】時に高祖より以下、四親廟を置き、殿を同じうして室を異にするのみ。社稷は竝に含光門内の右に列す。
【一一】獨孤の下に氏の字を脱す。
【一二】北平。郡の名、盧龍(今の直隸省津海道盧龍縣)に治す。
【一三】息州。今の河南省汝陽道息縣に治す。
【一四】躊躇。足を住むる也。
【一五】介。古の國の名。
【一六】劉鄭は劉昉・鄭譯なり。詔を矯むること、前卷前年に見ゆ。
【一七】樂平公主。郡公主。五代志に、太原郡樂平縣に、舊、樂平郡を置くこと。
【一八】載下大夫。載の下に師の字を脱す。後周、載師の官を置く。地官に屬し、中大夫・下大夫あり。
【一九】北平。郡の名、盧龍(今の直隸省津海道盧龍縣)に治す。
【二〇】息州。今の河南省汝陽道息縣に治す。
【二一】躊躇。足を住むる也。

と。位に即くに及び、來朝す。帝、之に謂つて曰はく、「卿も亦悔ゆるや不や」と。建緒・稽首して曰はく、「臣、位は徐廣に非ず、情は楊彪に類たり」と。帝笑つて曰はく、「朕、書語を曉らずと雖も、亦、卿の此言の不遜なるを知る」と。上柱國竇毅の女、隋の・禪を受くるを聞き、自ら堂下に投じ、膺を撫ちて太息して曰はく、「恨むらくは我、男子と爲りて舅氏の患を救はざるを」と。毅及び襄陽公主、其口を掩うて曰はく、「汝、妄言する勿れ。吾が族を滅ぼさん」と。毅、是に由りて之を奇とす。長するに及び、以て唐公李淵に適く。淵は、昉の子なり。虞慶則、隋主に勸む、「盡く宇文氏を滅ぼせ」と。高穎・楊惠も亦、依違して之に従ふ。李徳林、固く争うて以て不可と爲す。隋主、色を作して曰はく、「君は書生なり。與に此を議するに足らず」と。是に於て、周の太祖の孫謙公乾暉・冀公絢、閔帝の子紀公湜・明帝の子鄴公貞・宋公實・高祖の子漢公贊・秦公贊・曹公允・道公充・蔡公允・荆公元・宣帝の子萊公衍・郢公術、皆死す。徳林、此に由りて、品位、進まず。

乙亥、上、藉田を耕す。

隋主、其弟邵公慧を封じて滕王と爲し、安公爽を衛王と爲し、子鴈門公廣を晉王と爲し、俊を

- 【二九】 徐廣の事は百十九卷末の高祖永初元年に見ゆ。
- 【三〇】 楊彪の事は六十九卷魏の文帝黃初二年に見ゆ。
- 【三一】 膺は胸なり。撫は拊と同じ。拍つなり。
- 【三二】 昉は周の柱國李虎の子。李淵始めて之に見はる。
- 【三三】 依違。敢て其不可なるを言はざれども、心、以て可と爲さざるなり。
- 【三四】 周書宗室傳によれば、湜は閔帝の孫なり。
- 【三五】 邵安は、皆、州を以て封國と爲す。隋書高祖紀には、安公は同安公に作る。

秦王と爲し、秀を越王と爲し、諒を漢王と爲す。

隋主、李穆に詔を賜うて曰はく、「公既に舊徳あり、且つ又父の黨なり。敬みて來旨を惠ま

る。義、違ふ有る無し。即ち今月十三日を以て、恭しく天命に膺る」と。俄にして穆、

入朝す。帝、穆を以て太師と爲し、贊拜するに名いはざらしむ。子孫、襁褓に在りと雖も、悉く儀同に拜す。一門、象笏を執る者百餘人。

貴盛、比無し。又、上柱國竇熾を以て太傅と爲し、幽州の總管于翼を太尉と爲す。李穆・上表して、骸骨を乞ふ。詔して曰はく、「呂尙は期頤を以て周を佐け、張蒼は華皓を以て漢を相く。高才命世は、常禮に拘らず」と。仍

て穆の年者なるを以て、敕して朝集を蠲き、大事有れば、第に就きて詢訪す。美陽公蘇威は、綽の子なり。少きとき令名有り。周の晉公護、強ひて女を以て之に妻す。威、護が權を專にするを見、禍の己に及ばんことを恐れ、山寺に屏居し、諷讀を以て娛と爲す。周の高祖、其の賢なるを聞き、

- 【三六】 父の黨。李穆、隋主の父忠と、肩を比べて周に事ふ、皆、功臣たり。
- 【三七】 來旨云云。穆、之に勸めて命を受けしむるを謂ふ。
- 【三八】 膺。當るなり。
- 【三九】 并州より入朝す。
- 【四〇】 西魏以來、五品以上は、通じて象牙の笏を用ひ、六品以下は、竹木を兼れ用ふ。
- 【四一】 骸骨を乞ふ。人臣、身を致して以て君に事へ、身、己が有に非ず。故に閑を求むる者、自ら骸骨を乞ふと言ふ。
- 【四二】 期頤は百年をいふ。呂尙、文王に遇ひしとき、年八十。
- 【四三】 張蒼、相を免する後、口中、齒無く、乳を食ふ。百餘歳にして卒す。
- 【四四】 華皓。白首をいふ。
- 【四五】 朝集。朝會をいふ。
- 【四六】 美陽。古の縣名。漢晉には扶風に屬す。五代志には見えず。
- 【四七】 蘇綽は宇文泰を佐けて以て周を興す。

車騎大將軍・儀同三司に除し、又、稍伯下大夫に除す。皆、疾と辭して拜せず。宣帝、就きて開府儀同大將軍に除す。隋主、丞相と爲るや、高頴、之を薦む。隋主召し見て與に語り、大に悦ぶ。居ること月餘、將に禪を受けんとするを聞き、遁れて田里に歸る。頴、之を追はんと請ふ。隋主曰はく、「此れ吾が事に預るを欲せざるのみ。之を置け」と。禪を受くるに及び、徴して太子の少保に拜し、其父を追封して、邳公と爲し、威を以て爵を襲がしむ。

丁丑、隋、晉王廣を以て并州の總管と爲す。三月戊子、上開府儀同三司賀若弼を以て、吳州の總管と爲し、廣陵に鎮せしめ、和州の刺史河南の韓擒虎を、盧州の總管と爲し、盧江に鎮せしむ。隋主、江南を并吞するの志有り。將帥を高頴に問ふ。頴、弼と擒虎とを薦む。故に南邊に置き、潛に經略を爲さしむ。戊戌、太子の少保蘇威を以て、納言・度支尙書を兼ねしむ。初め蘇綽、西魏に在るや、國用足らざるを以て、征稅の法を制すること頗る重し。既にして歎じて曰はく、「今爲す所の者は、譬へば弓を張るが如し。平世の法に非ざるなり。後の君子、誰か能く之を弛めん」と。威、其言を聞き、毎に以て己が任と爲す。是に至りて、奏して賦役を減じ、務めて輕簡に従ふ。隋主、

【四八】 胡三省曰はく、蘇威の初を觀るに、其身を立つること何ぞ議す可けんや。末節に至りては、宇文化及・李密・王世充の朝に展轉す。何ぞ其の鄙しむ可きや。君子、是を以て、終を全くするの難きを知らんと。

【四九】 邳も亦州の名を以て公國と爲す。

【五〇】 廣陵を吳州と爲すは、周の舊に仍るなり。歷陽を和州と爲すは、齊の舊に仍るなり。河南は當に河東に作るべし。

【五一】 盧江は合肥の東五十里に在り、既に徙りて盧江に治し、盧を以て州に名づく。

【五二】 度支尙書は度支・戶部・金部・倉部を統ぶ。

悉く之に従ふ。漸く親重せられ、高頴と與に、朝政を參掌す。帝嘗て一人を怒り、將に之を殺さんとす。威、閭に入りて進諫す。帝、納れず。將に自ら出でて之を斬らんとす。威、帝の前に當りて去ら

【五三】 安定。郡の名、涇州にあり。今の甘肅省涇原道涇縣の北に在り。

【五四】 五職。納言・度支尙書・大理卿・京兆の尹・御史大夫なり。

【五五】 孜孜。怠らざるなり。

【五六】 匹。偶なり。

【五七】 南山の四皓。南山の四皓なり。東園公・綺里季・夏黃公・角里先生、秦の亂に遭うて南山に隱る。鬚眉皓白、故に四皓といふ。南山は長安の南に在り、故に南山といふ。隋主、蘇威が周の世に隱避せるを以て、故に然云ふ。

【五八】 先人。威の父綽を謂ふ。

す。帝、之を避けて出づ。威又遮り止む。帝、衣を拂つて入る。良久して乃ち威を召し、謝して曰はく、「公能く是の如し。吾、憂無し」と。馬二匹・錢十餘萬を賜ふ。尋いで復た大理卿・京兆の尹・御史大夫を兼ね。本官は悉く故の如し。治書侍御史 安定の梁毗、威が五職を兼ね領し、繁に安んじ劇を戀ひ、賢を擧げて自ら代るの心無きを以て、抗表して威を劾す。帝曰はく、「蘇威は朝夕 孜孜として、志、遠大に存す。何ぞ遽に之に迫らん」と。因つて朝臣に謂つて曰はく、「蘇威、我に値はずんば、以て其言を措く無からん。我、蘇威を得ずんば、何を以て其道を行はんや。楊素は、才辯無雙なり。古今を斟酌し、我を助けて化を宣ぶるに至りては、威の匹に非ざるなり。威、若し亂世に逢はば、南山の四皓なり。豈に屈し易からんや。」威嘗て帝に言つて曰はく、「臣の先人、毎に臣を戒めて云ふ、「唯だ孝經一卷を讀めば、以て身を立て國を治むるに足る。何ぞ多きを用ふるを爲さん」と。」帝深く之を然りとす。高頴、深く權勢を避け、上表して位を遜れ、

蘇威に讓る。帝、其美を成さんと欲し、僕射を解くを聽す。數日にして、帝曰はく、『蘇威、前朝に高蹈し、穎能く推舉せり。吾聞く「賢を進むれば上賞を受く」と。寧んぞ之をして官を去らしむ可けんや』と。穎に命じて位に復せしむ。穎、威、心を同じうして協贊す。政刑の大小、帝、之と謀議して然る後之を行はざるは莫し。故に革命して數年、天下、平と稱す。太子の左庶子盧賁、穎、威が政を執るを以て、心甚だ平かならず。時に柱國劉昉も亦疎忌せらる。賁因つて昉及び上柱國元諧・李詢・華州の刺史張寶等に諷し、穎、威を黜け、五人相與に政を輔けんと謀る。又、晉王廣が帝に寵有るを以て、私に太子に謂つて曰はく、『賁、數、殿下に謁せんと欲すれども、上の譴むる所と爲らんことを恐る。願はくは區區の心を察せよ』と。謀、洩る。帝、其事を窮治す。昉等、鼻を寶・賁に委ぬ。公卿奏す、『二人、死に當す』と。帝、故舊なるを以て、誅するに忍びず、竝に名を除きて民と爲す。

庚子、隋、詔して、前代の品爵、皆、舊に依りて降さず。丁未、梁主、其弟太宰巖を遣はし、入りて隋に賀せしむ。

夏四月辛巳、隋、大赦す。戊戌、悉く太常の散樂を放ちて民と爲し、仍て雜戲を禁す。

散騎常侍韋鼎、兼通直散騎常侍王瑳、周に聘す。辛丑、長安に至る。隋、已に禪を受く。隋主、之を介國に致す。

隋主、汾州の刺史韋冲を召して兼散騎常侍と爲す。時に稽胡を發して長城を築く。汾州の胡千餘人、塗に在りて亡げ叛く。帝、冲を召して計を問ふ。對へて曰はく、『夷狄の性は、反覆を爲し易し。皆、牧宰稱はざるの致す所に由る。臣請ふ理を以て綏靜せん。兵を勞せずして定む可からん』と。帝、之を然りとし、冲に命じて叛者を綏懷せしむ。月餘にして皆至り、竝に長城の役に赴く。冲は、復の子なり。

五月戊午、隋、邗公雄を封じて廣平王と爲し、永康公弘を河間王と爲す。雄は高祖の族子なり。

隋主、潛に周の靜帝を害し、而して之が爲めに哀を擧げ、恭陵に葬る。其族人洛を以て嗣と爲す。

六月癸未、隋、詔して、郊廟の冕服は、必ず禮經に依り、其朝會の服、

陳高宗宣皇帝太建十三年

【五九】 其の賢に讓るの美を成すなり。

【六〇】 前朝に高蹈し。前朝は周朝をいふ。高蹈は其の隱避して仕へざるを謂ふ。蹈は踐なり。履なり。高蹈は踐履の高きをいふ。

【六一】 賢を進むれば云云。漢の武帝詔して曰はく、賢を進むれば上賞を受け、賢を蔽へば顯戮を蒙るは、古の道なりと。

【六二】 華州。今の陝西省關中道華縣。

【六三】 故舊。二人、皆、隋主を潜躍に翼戴せる者なり。張寶は道士なり。隋主、輔と作るや、寶自ら言ふ、星曆に洞曉せりと、盛に、代謝の徵有るを言ひ、且つ上の儀表は人臣の相に非ざるを言ふ、是に由りて大に知遇せられ、常に幕府に在り。

【六四】 此れ普く中外の官を謂ふ也。

【六五】 受命を賀するなり。

【六六】 太常の散樂。後齊の季、散樂有り。周の天元、位に即き、悉く徴して長安に詣り、太常に隸す、隋今之を放つ。

【六七】 介國に致す。周主時に介公に封ぜらる。致すは送りて詣らしむるなり。

【六八】 汾州。今の山西省冀寧道汾陽縣に治す。

【六九】 韋復は一百六十七卷陳の高祖永定三年に見ゆ。

【七〇】 此れ即ち邗公惠なり。名を雄と改む。後、改めて清潭王に封ぜられ、仁壽の初、改めて安德王に封ぜられ、大業中、觀王に封ぜらる。薨じて諡して徳と曰ふ。後の所謂觀の徳王雄とは是なり。

【七一】 永康公は縣公なり。

旗幟犧牲は、皆、赤を尙び、戎服は黄を以てし、常服は雜色を通用す。秋七月乙卯、隋主始めて黄を服し、百僚畢く賀す。是に於て百官の常服、庶人に同じく、皆黄袍を著る。隋主の朝服も亦之の如く、唯だ十三纓帶を以て異なりと爲す。

八月壬午、隋、(七三)東京の官を廢す。

吐谷渾、(七四)涼州に寇す。隋主、行軍元帥樂安公元諧等を遣はし、步騎數萬、之を撃たしむ。諧、撃ちて吐谷渾を(七五)豐利山に破り、又、其太子可博汗を青海に敗る。俘斬萬計。吐谷渾・震駭す。其王侯三十人、各所部を帥

りて來り降る。吐谷渾可汗夸呂、親兵を帥りて遠く遁る。隋主、其高寧王

移茲哀を以て河南王と爲し、降衆を統べしめ、元諧を以て(七六)寧州の刺史と爲し、行軍總管賀婁子幹を留めて涼州に鎮せしむ。

九月庚午、將軍周羅暉、隋の(七七)故墅を攻めて之を拔く。蕭摩訶、江北を

攻む。

隋の(七八)奉車都尉于宣敏、使を巴蜀に奉じて還り、奏して稱す、「蜀土は

沃饒にして、人物殷阜なり。周德の衰ふるや、遂に(七九)戎首を成せり。宜し

く藩屏を樹建し、子孫を封殖すべし」と。隋主、之を善しとす。辛未、越王秀を以て益州の總管と爲

し、改めて蜀王に封す。宣敏は(八〇)謹の孫なり。

隋、上柱國長孫覽・元景山を以て、竝に行軍元帥と爲し、兵を發して入寇せしめ、尙書左僕射高顯

に命じて諸軍を節度せしむ。

初め周・齊、鑄る所の錢、凡そ(八一)四等あり。

及び民間の私錢は、名品甚だ衆く、輕重等しからず。隋主、之を患へ、改めて五銖錢を鑄る。

(八二)背面の肉好に、皆周郭有り、一千毎に、重さ四斤二兩。悉く古錢及び私錢を禁じ、様を關

に置き、様の如くならざる者は、官に没して之を銷毀す。是より、錢弊始めて壹なり。民間、

之を便とす。

隋の鄭譯、上柱國を以て第に歸る。賞賜豐厚

なり。譯自ら・疎んせらるるを以て、道士を呼び、(八三)章醮して福を祈る。婢の告ぐる所と爲り、以て

巫蠱と爲らる。譯、又、母と別居す。(八四)憲司の劾する所と爲る。是に由りて名を除かる。隋主、詔

を下して曰はく、「譯、若し之を世に留めば、人に在りては不道の臣と爲り、之を朝に戮せば、地に入

陳高宗宣皇帝太建十三年

子謹は周の功臣なり。

四等。齊の鑄る所の常平五銖・周の鑄る所の布泉・五行大布錢・永通萬國錢をいふ。

背面肉好云云。錢の文を面と爲し、其漫を背と爲す。錢體を肉と爲し、錢孔を好と爲す。外圍、之れを周らすに規を以てし、内方、之を周らすに矩を以てするを周郭と曰ふ。

章醮。道士に消災度厄の法有り、陰陽五行の數術に依

り、人の年命を推し、之を書すること、章表の儀の如く、并せて贊幣を具へ、香を燒き、陳讀して云ふ、上天曹に奏す、請ふ爲に厄を除けと。之を上章といふ。夜中、星辰の下に於て、酒果餅餌幣物を陳設し、天皇太乙五星列宿を歴祀し、書を爲ること上章の儀の如くし、以て之を奏す、名づけて醮と爲す。

憲司。御史臺の官なり。

三〇一

りて不孝の鬼と爲らん。幽顯に累有り、之を置く所無し。宜しく賜ふに孝經を以てし、其をして熟讀せしむべし」と。仍て遣りて母と共に居らしむ。初め周の法は、齊の律に比すれば、煩はしくして要ならず。隋主、高頴・鄭譯及び上柱國楊素、(八四)率更令裴政等に命じ、更に修定を加へしむ。政、典故に練習し、政に従ふに達す。乃ち魏晉の舊律を采り、下、齊梁に至り、(八五)沿革重輕、其折衷を取る。時に同じく修むる者十餘人、凡そ疑滯有れば、皆決を政に取る。是に於て前世の(八六)梟鞭及び鞭法を去り、謀叛以上に非ざるよりは、族を收むるの罪無し。始めて、死刑二、絞、斬、流刑三、二千里より三千里に至り、徒刑五、一年より三年に至り、杖刑五、六十より百に至り、笞刑五、十より五十に至るを制す。又、(八七)議請・減贖・官當の科を制し、以て士大夫を優にす。前世の囚を訊ぬるの酷法を除き、(八八)考掠、二百に過ぐるを得ず。枷杖の大小、威程式有り。民、枉屈有り、縣爲めに理せざる者は、次を以て郡及び州を経るを聽し、若し仍ほ爲めに理せざれば、闕に詣りて伸訴するを聽す。冬十月戊子、始めて新律を行ふ。詔して曰はく、『夫れ絞は以て斃を致し、斬は則ち形を殊にす。惡を除

【八四】太子率更令は、魏晉の制、宮殿の門戸及び賞罰の事を掌り、職、光祿勳衛尉の如し。隋の制、伎樂漏刻を掌る。【八五】沿革。累世循環する者を沿と爲し、中ごろ變更する有る者を革と爲す。【八六】梟鞭。梟は首を斬りて之を木上に掛くるをいふ。鞭は市に車裂するなり。【八七】議は即ち周禮の八議の法。請とは凡そ八議の科に在るときは之を請ふ。減とは官品第七以上なるもの罪を犯すときは、皆例して一等を減す。其品第九以上なる犯者は贖を聽す。官當とは、官を以て徒に當つるなり。五品以上の官は、一官、徒二年に當り、九品以上は、一官、徒一年に當るなり。【八八】考は撃つ也。掠は答うつ也。音リヤウ。拷問すること。

くの體、斯に於て已に極まる。梟首・梟身は、義、取る所無く、懲肅の理を益さず、徒らに(八九)安忍の懷を表はす。鞭の用たるは、膚體を殘剝し、骨に徹り肌を侵し、酷なること變切に均し。(九〇)往古の式と云ふと雖も、事、仁者の刑に乖く。梟鞭及び鞭、竝に之を去らしむ。(九一)帶礪の書を貴び、當に徒罰すべからず、軒冕の蔭を廣め、旁く諸親に及ぶ。流役六年は、改めて五載と爲し、刑徒五歳は、變じて(九二)三祀に従ふ。其餘、輕きを以て重きに代へ、死を化して生と爲す。條目甚だ多く、簡策に備はる。雜格の嚴科は、竝に宜しく除削すべし」と。是より法制遂に定まり、後世多く之を遵用す。隋主嘗て一郎を怒り、殿前に於て之を答うつ。諫議大夫劉行本進みて曰はく、『此人は素清し、其過又小なり。願はくは少しく之を寛くせよ』と。帝顧みず。行本、是に於て正に帝の前に當りて曰はく、『陛下、臣の不肖を以てせず、臣を左右に置く。臣の言若し是ならば、陛下安んぞ聽かざるを得ん。若し非ならば、當に之を(九三)理に致すべし』と。因つて笏を地に置きて退く。帝、容を斂めて之を謝し、遂に答うつ所の者を原す。行本は(九四)璠の兄の子なり。獨孤皇后は、家世、

【八九】安忍。忍は殘忍なり。安忍は殘忍を爲すの事に安んずるなり。【九〇】帶礪。漢の高帝、分ちて功臣を封じ、之と符を剖き誓を作して曰はく、黄河をして帶の如く、泰山をして礪の若くならしむとも、國以て永く存し、爰に苗裔に及ばんと。【九一】見を服し軒に乗るは貴仕なり。【九二】三祀。三年なり。【九三】理に致す。大理寺に送りて其罪を治むるなり。【九四】劉璠、梁より西魏に入る事、一百六十四卷梁の元帝承聖元年に見ゆ。【九五】世、貴盛。獨孤信、西魏に仕へ、以て周に及び、元功に列す。后の姉は周の明帝の后たり、女は周の宣帝の后たり。

貴盛なり。而るに能く謙恭にして、雅讀書を好み、事を言ふに多く隋主の意と合ふ。帝、甚だ之を寵
 憚す。宮中、稱して二聖と爲す。帝、朝に臨む毎に、后輒ち帝と（九七）輦を方べて進み、閭に至りて乃ち
 止まる。宦官をして、帝の政の失する所有るを伺はしめ、随つて即ち匡
 諫す。帝が朝を退くを候ひ、同じく（九八）燕寢に反る。有司奏して稱す、
 『周禮に、「百官の妻は、王后に命せらる」と。請ふ古制に依らん』と。后
 曰はく、『婦人、政に與ること、或は此より漸を爲さん。其源を開く可
 らざるなり』と。大都督崔長仁は、后の中外兄弟なり。法を犯し斬に當る。
 帝、后の故を以て、其辜を免さんと欲す。后曰はく、『國家の事は、焉ん
 ぞ私を顧みる可けんや』と。長仁、竟に死に坐す。后、性儉約なり。帝嘗
 て（九九）止利藥を合はす。胡粉一兩を須ふ。宮内、用ひざれば、之を求むれど
 も竟に得ず。又、柱國劉嵩の妻に（一〇〇）織成の衣領を賜はらんと欲すれども、
 宮内に亦之れ無し。然れども帝、周氏の失に懲り、權任を以て外戚に假借
 せず。后の兄弟、將軍・刺史に過ぎず。帝の外家呂氏は、濟南の人なり。素微賤なり。（一〇一）齊亡びて
 以來、帝、求訪すれども、在る所を知らず。位に即くに及び、始めて男子呂永吉を求め得たり。外
 祖雙周に追贈して太尉と爲し、齊郡公に封じ、永吉を以て爵を襲がしむ。永吉の從父道貴、性尤も

【九七】 兩輦を并ぶるなり。

【九八】 燕寢。燕居の寢。

【九九】 止利藥。泄瀉して禁せざる者を利と曰ふ。止利は下利を止むるなり。

【一〇〇】 織成。文縉の屬なり。采絲或は金縷を以て織りて文章を成したるなり。錦と極めて相似たり。

【一〇一】 齊の未だ亡びざるや、濟南の地、齊に屬す、得て求訪す可からず。故に齊亡びて始めて之を訪ふ。

【一〇二】 頑駭にして、言詞鄙陋なり。帝厚く供給を加ふれども、朝士に接對するを許さず。上儀同三司に
 拜し、出でて濟南の太守と爲る。後、郡廢せられ、家に終る。

壬辰、隋主、（一〇三）岐州に如く。岐州の刺史安定の梁彥光、惠政有り。隋
 主、詔を下して褒美し、束帛及び（一〇四）御傘を賜ひ、以て天下の吏を厲ま
 す。之を久しうして相州の刺史に徙る。岐の俗は質厚なり。彥光、靜を以
 て之を鎮す。（一〇五）奏課、連に天下の最と爲す。相部に居るに及び、岐州の
 法の如し。鄴、齊亡びてより、衣冠の士人、多く遷りて關に入る。唯だ工
 商・樂戸のみ、州郭に移實す。風俗（一〇六）險詖にして、好んで謠訟を興す。

彥光を目して（一〇七）著帽錫と爲す。帝、之を聞き、彥光の官を免す。歲餘に
 して、趙州の刺史に拜す。彥光自ら、復た相州と爲らんと請ふ。帝、之
 を許す。豪猾、彥光が再び來るを聞き、皆、之を嗤ふ。彥光至り、姦伏を
 發擿すること、神明の若き有り。豪猾・潛み竄れ、闔境大に治まる。是に
 於て名儒を招致し、郷毎に學を立て、親ら臨みて策試し、勤むるを褒め怠
 るを黜け、及び秀才を擧げ、郊に祖道し、財物を以て之を資く。是に於て風化大に變り、吏民感悅し、天

【一〇二】 頑駭。かたくなにしておろか。

【一〇三】 隋志に、扶風郡に、舊、岐州を置くと。

【一〇四】 傘は織と同じ。蓋なり。

【一〇五】 奏課。計帳及び輪籍を奏するなり。

【一〇六】 險詖。氣質のけばしく、わるがしこきこと。

【一〇七】 著帽錫。錫は節なり。錫は軟にして甘し。彥光が人と爲り、軟美にして團錫の如く、特に帽を著くるのみとの意、隋書循吏傳には、著を戴に作る。

復た訟ふる者無し。時に、又、相州の刺史陳留の樊叔略有り。異政有り。帝、璽書を以て褒美し、天

下に班示し、徴して【一〇〇】司農に拜す。【一〇一】新豐の令房恭懿、政、三輔の最たり。帝、賜ふに粟帛を以てす。雍州の諸縣令、朝謁するや、帝、恭懿を見れば、必ず呼びて榻前に至らしめ、咨ふに民を治むるの術を以てす。【一〇二】徳州の司馬に累遷す。帝、【一〇三】諸州の朝集使に謂つて曰はく、『房恭懿、志、國を體するに存し、我が民を愛養す。此れ乃ち上天・宗廟の祐くる所なり。朕若し置きて賞せずんば、上天・宗廟、必ず當に我を責むべし。卿等、宜しく之を師範とすべし』と。因つて擢でて【一〇四】海州の刺史と爲す。是に由りて、州縣の吏多く職に稱ひ、【一〇五】百姓富庶なり。

十一月丁卯、隋、兼散騎侍郎鄭橋を遣はして來聘せしむ。
十二月庚子、隋主、長安に還り、鄭譯の官爵を復す。

【一〇六】廣州の刺史馬靖、嶺表の人心を得、兵甲精練にして、數、戰功有り。朝廷、之を疑ひ、吏部侍郎蕭引を遣はし、靖の舉措を觀しめ、諷して、質を送らしむ。外、【一〇七】賧物を收督するに託し、引きて番禺に至る。靖即ち子弟を遣はして入りて質たらしむ。

【一〇六】司農。隋書樊叔略傳には司農卿に作る。

【一〇七】新豐。縣、漢より以來、京兆に屬す。故城は今の陝西省關中道臨潼縣の東北に在り。

【一〇八】徳州。今の山東省東臨道徳縣。

【一〇九】朝集使。隋の制、元會毎に、諸州悉く使を遣はして京師に赴きて朝集せしむ。之を朝集使と謂ふ。

【一〇三】海州。今の江蘇省徐海道東海灌雲二縣の地。

【一〇四】樊叔略。房恭懿が襄擢せらるることは、必ずしも皆是年の事に非ず。通鑑、梁彥光の事に因りて、悉く此に書し、以て開皇の治は良吏を賞するを以てして成ることを見はずなり。

【一〇五】廣州。番禺に治す。

【一〇六】賧物。蠶蚕の輪す所の貨物を賧といふ。一説に、夷人、

是歳、隋主、境内の民に詔して、出家するを任聽す。仍て口を計りて錢を出さしめ、經像を營造す。是に於て時俗、風に隨つて靡き、民間の佛書、六經よりも多きこと數十百倍。

突厥の佗鉢可汗病み、且に卒せんとし、其子菴邏に謂つて曰はく、【一〇七】「吾が兄、其子を立せずして、位を我に委ねき。我死せば、汝が曹、當に【一〇八】大邏便に避くべし」と。卒するに及び、國人將に大邏便を立てんとす。其母の賤しきを以て、衆、服せず。菴邏【一〇九】實に貴く、突厥素より之を重んず。【一一〇】攝圖、最も後れて至り、國人に謂つて曰はく、『若し菴邏を立てなば、我必ず境を守り、利刃長矛、以て相待たん』と。攝圖、

財を以て罪を贖ふを賧と曰ふ。

【一〇七】事、一百七十一卷太建四年に見ゆ。

【一〇八】大邏便。木杆の子なり。杜佑曰はく、突厥、勇健なる者を以て莫賀弗と爲し、肥饒なる者を大邏便と爲す。大邏便は酒器なり、角に似て、短體、貌、之に似たり、故に以て號と爲す、此官特に貴く、唯だ其子弟、之と爲ると。

【一〇九】實。隋書には母に作る。當に之に従ふべし。

【一一〇】攝圖は小可汗たり、東面の部落を統ぶ。又、逸可汗の子、故に長たり。

【一一一】四可汗。逸可汗及び木杆可汗、僂但可汗、佗鉢可汗をいふ。

【一一二】都斤山、獨洛水は皆突厥の中の地名。

【一一三】第二可汗とは、其位、沙鉢略に次ぐを言ふ。

て之に事ふべし。若し大邏便を立てなば、我必ず境を守り、利刃長矛、以て相待たん』と。攝圖、長にして且つ雄勇なり。國人、敢て拒むもの莫し。竟に菴邏を立てて嗣と爲す。大邏便、立つを得ず、心、菴邏に服せず。毎に人を遣はして之を冒辱せしむ。菴邏、制する能はず。因つて國を以て攝圖に讓る。國中相與に議して曰はく、【一一四】「四可汗の子、攝圖最も賢なり」と。共に之を迎立す。沙鉢略可汗と號す。【一一五】都斤山に居る。菴邏降りて獨洛水に居り、【一一六】第二可汗と稱す。大邏便、乃ち沙鉢略

に謂つて曰はく、『我と爾と、俱に可汗の子にして、各父の後を承く。爾今極めて尊し。我獨り位無きは、何ぞや』と。沙鉢略、之を患へ、以て阿波可汗と爲し、還りて所部を領せしむ。又、沙鉢略の従父玷厥、西面に居り、達頭可汗と號す。諸可汗、各部衆を統べ、四面に分居す。沙鉢略、勇にして衆を得たり。北方皆畏れて之に附く。隋主既に立ち、突厥を待つ禮薄し。突厥大に怨む。(二三)千金公主、其宗祀の覆滅せるを傷み、日夜、沙鉢略に言ひ、周室の爲めに讐を復せんと請ふ。沙鉢略、其臣に謂つて曰はく、『我は周の親なり。今、隋主自立せるに、而も制する能はず。復た何の面目ありて、可賀敦を見んや』と。乃ち故の齊の營州の刺史高寶寧と、兵を合せて寇を爲す。隋主、之を患へ、緣邊に敕して保障を修め、長城を峻にせしめ、上柱國武威の陰壽に命じて幽州に鎮せしめ、京兆の尹虞慶則をして、并州に鎮せしめ、屯兵數萬、以て之に備ふ。初め奉車都尉長孫晟、千金公主を送りて突厥に入る。突厥可汗、其の善く射るを愛し、之を留めて歳を竟り、諸子弟貴人に命じて、之と親しみ友たらしめ、其射法を得んことを冀ふ。沙鉢略の弟處羅侯、突利設と號す。尤も衆心を得、沙鉢略の忌む所と爲る。密に心腹を託し、陰に晟と盟ふ。晟、之と與に遊獵し、因つて山川の形勢・部衆の強弱を察し、之を知らざるもの靡し。突厥が入寇するに及び、晟、上書して曰はく、『今、諸夏、安しと雖も、戎虜尙ほ梗す。師を興して討を致すは、未だ是れ其時にあ

【二三】千金公主を遣はして突厥に嫁せしむること、前卷十二年に見ゆ。
 【三四】可賀敦。突厥の君長を可汗と稱し、其妻を可賀敦と稱す。

らず。度外に棄てなば、又相侵擾せん。故に宜しく密に籌策を運らし、一言以て之を攘ふ有るべし。玷厥が攝圖に於ける、兵彊くして而も位下れり。外は名相屬すれども、内は隙已に彰る。其情を鼓動せば、必ず將に自ら戰はんとす。又、處羅侯は、攝圖の弟にして、姦多く勢弱く、曲げて衆心を取り、國人、之を愛す。因つて攝圖の忌む所と爲り、其心殊に自ら安んぜず。迹は彌縫を示せども、實は疑懼を懷く。又、阿波首鼠し、其間に介在し、頗る攝圖を畏れ、其牽率を受け、唯だ彊きにはれ與し、未だ定心有らず。今宜しく遠く交りて近く攻め、彊を離して弱を合はすべし。使を玷厥に通じ、説きて阿波を合はせば、則ち攝圖、兵を廻らし、自ら(二五)右地を防がん。又、處羅を引き、(二六)突雲を連ねしめば、則ち攝圖、衆を分ち、還た(二七)左方に備へん。首尾猜嫌し、腹心離阻せん。十數年の後、釁に乗じて之を討たば、必ず一舉して其國を空しうす可からん』と。帝、表を省し、大に悦ぶ。因つて召して與に語る。晟復た口づから形勢を陳べ、手づから山川を畫き、其虛實を寫す。皆、掌を指すが如し。帝深く嗟異し、皆之を納用す。(二八)太僕元暉を遣はし、(二九)伊吾の道に出で、達頭に詣らしめ、賜ふに狼頭蠶を以てす。達頭の使來る。引きて沙鉢略の使の上に居らしむ。晟を以て車騎將軍と爲し、

【三五】一本には有を漸に作り、漸以て之を攘ふべし」と讀む。
 【二六】右地。突厥の西面の地なり。
 【二七】突雲。突は庫莫突、雲は又一種。
 【二八】左方。突厥の東面の地なり。
 【二九】太僕。太僕卿なり。
 【三〇】伊吾。漢の伊吾盧の地なり。
 【三一】狼頭蠶。突厥の先は狼種なり。子孫、君長と爲り、牙門に狼頭蠶を建て、本を忘れざるを示す。

(三三) 黃龍の道に出で、幣を齎し、奚・霫・契丹に賜はしめ、郷導を爲さしめ、處羅侯の所に至るを得、深く心腹を布き、之を誘うて内附せしむ。反間既に行はるるや、果して相猜貳す。

始興王叔陵は太子の次弟なり。太子と異母なり。母を彭貴人と曰ふ。叔陵、江州の刺史と爲り、性苛酷狡險なり。新安王伯固、諧諛を善くするを以て、上及び太子に寵有り。叔陵、之を疾み、陰に其過失を求め、之に中つるに法を以てせんと欲す。叔陵入りて揚州の刺史と爲り、事務多く、省閤に關涉す。執事、意を承け旨に順ひ、即ち上に諷して之を進用せしめ、微しく違忤を致せば、必ず抵すに大臯を以てし、重き者は、(三四) 殊死に至る。伯固、之を憚り、乃ち其意に諂求す。叔陵好みて古冢を發き、伯固好みて雉を射、常に郊野に相從ひ、大に相款狎す。因つて密に不軌を圖る。伯固、侍中と爲り、密語を得る毎に、必ず叔陵に告ぐ。

- 【三】 黃龍。即ち和龍。時に高寶寧の據る所たり。
- 【四】 省閤。中書・尚書の二省をいふ。
- 【五】 殊死。身首、處を異にするなり。
- 【六】 木劍。朝服して劍を帶び、以て儀飾と爲す、其適用を求むるにあらず、故に木劍と爲す。

十四年、春正月己酉、上・不豫なり。太子、始興王叔陵・長沙王叔堅と、竝に入りて疾に侍す。叔陵、陰に異志有り、典藥吏に命じて曰はく、『切藥刀甚だ鈍し。之を礪ぐ可し』と。甲寅、上・殂す。倉猝の際、叔陵、左右に命じ、外に於て劍を取らしむ。左右悟らず、朝服の木劍を取り以て進

む。叔陵、怒る。叔堅、側に在り、之を聞き、變有らんことを疑ひ、其の爲す所を伺ふ。乙卯、小斂す。太子、哀哭して俯伏す。叔陵、(三三) 剗藥刀を抽きて太子を斫る。項に中る。太子、地に悶絶す。母柳皇后走り來りて之を救ふ。又、后を斫ること數下す。乳媪吳氏、後より其肘を掣る。太子乃ち起つを得たり。叔陵、太子の衣を持す。太子自ら奮ひ、免るるを得たり。叔堅、手づから叔陵を搯み、其刀を奪ひ去り、仍て牽きて柱に就き、其褶袖を以て之を縛す。時に吳媪已に太子を扶けて賊を避く。叔堅、太子の在る所を求め、生殺の命を受けんと欲す。叔陵、多力にして、袖を奮つて、脱るるを得、突走して雲龍門を出で、車を馳せて東府に還り、左右を召して青溪道を斷ち、(三四) 東城の囚を赦し、以て戰士に充て、金帛を散じて賞賜す。又、人を遣はして新林に往き、所部の兵を追はしむ。仍て自ら甲を被り、白布帽を著け、城の西門に登り、百姓を招募し、又、諸王將帥を召す。至る者有る莫し。唯だ新安王伯固のみ、單馬にて之に赴き、叔陵を助けて指揮す。叔陵の兵、千人可、城に據りて自ら守らんと欲す。時に衆軍、竝に江に緣りて防守し、臺内空虚なり。叔堅、柳后に白し、太子の舍人河内の司馬申をして、太子の命を以て、右衛將軍蕭摩訶を召さしむ。入り見えて救を受け、馬步數百を帥ゐて東府に趣き、城の西門に屯す。叔陵、惶恐し、記室韋諒を遣はし、其鼓吹を送りて摩訶に與へ、謂つて曰はしむ、『事捷たば、必ず公を以て台輔と爲さん』と。摩

- 【一】 陵。己が意を悟らざるを怒るなり。
- 【二】 剗藥刀。藥をきざむ刀。
- 【三】 褶袖。布褶衣なり、寬袖なり。
- 【四】 東城。東府城なり。

訶給きて之に報じて曰はく、『王の心膂の節將の自ら來るを須ちて、方に敢て命に従はん』と。叔陵、其の親しむ所の戴溫・譚驎を遣はして摩訶に詣らしむ。摩訶執て以て臺に送る。其首を斬り、東城に徇ふ。叔陵自ら濟らざるを知り、内に入り、其妃張氏及び寵妾七人を井に沈め、步騎數百を帥ゐて、小航より度り、新林に趣き、舟に乗りて隋に奔らんと欲し、行きて白楊路に至り、臺軍の邀ふる所と爲る。伯固、兵の至るを見、旋避して巷に入る。叔陵、騎を馳せ、刃を抜きて之を追ふ。伯固復た還る。叔陵の部下、多く甲を棄てて潰え去る。摩訶の馬容陳智深、迎へて叔陵を刺す。僵仆す。陳仲華、就きて其首を斬る。伯固、亂兵の殺す所と爲る。寅より巳に至りて乃ち定まる。叔陵の諸子、竝に死を賜ふ。伯固の諸子は、宥して庶人と爲す。韋諒及び前の衡陽の内史彭昂、諮議參軍兼記室鄭信、典籤俞公喜、竝に誅に伏す。昂は叔陵の舅なり。信、諒、叔陵に寵有り。常に謀議に參ず。諒は祭の子なり。丁巳、太子、皇帝の位に即く。大赦す。

辛酉、隋、河北道行臺を并州に置き、晉王廣を以て尙書令と爲し、西南道行臺を益州に置き、蜀王秀を以て尙書令と爲す。隋主、周氏が孤弱にして亡びしに懲る、故に

- 【六】 小航。六朝、建業に都し、秦淮に航して度る者、一處に非ず。朱雀門に當る者大航と爲し、東府門に當る者小航と爲す。
- 【七】 馬容。軍行に、鞍馬に便に、驅幹壯偉なる者を選び、馬に乗りて前に居らしめ、以て軍容を壯にす。之を馬容と謂ふ。
- 【八】 五代志に、長沙郡衡山縣(今の湖南省衡陽道衡陽縣)に、舊、衡陽郡を置く。陳、王國と爲すと。故に内史を置く。
- 【九】 韋榮は梁の臣、侯景の難に死す。
- 【一〇】 并州。晉陽に治す。

二子をして、分ちて方面に蒞ましむ。二王が年少きを以て、盛に貞良にして才望有る者を選び、之が僚佐と爲す。(二)靈州の刺史王韶を以て并省右僕射と爲し、(三)鴻臚卿趙郡の李雄を、兵部尙書と爲し、左武衛將軍、朔方の李徹をして、晉王府軍事を總べしめ、兵部尙書元巖を、益州總管府の長史と爲す。王韶・李雄・元巖、俱に骨鯁の名有り、(四)李徹は前朝の舊將なり、故に之を用ふ。初め李雄、家世、學業を以て自ら通ず。雄獨り騎射を習ふ。其兄の子旦、之を讓めて曰はく、『士大夫の素業に非ざるなり』と。雄曰はく、『古より聖賢、文武備はらずして、而も能く其功業を成せる者は鮮し。雄、不敏なりと雖も、頗る前志を觀る。但だ章句を守らざるのみ。既に文且つ武ならば、兄何ぞ病まん』と。將に并省に如かんとするに及び、帝、雄に謂つて曰はく、『吾が兒、事を更ること未だ多からず。卿が文武の才を兼ねるを以て、吾、北顧の憂無し』と。二王、奢侈非法を爲さんと欲すれば、韶・巖、輒ち教を奉せず、或は自ら鎖し、或は閑を排して切に諫む。二王甚だ之を憚り、事毎に諮うて後行ひ、敢て法度に違はず。帝、聞きて之を賞す。又、秦王俊を以て河南道行臺尙書令、洛州の刺史と爲し、關東の兵を領せしむ。

癸亥、長沙王叔堅を以て驃騎將軍・開府儀同三司・揚州の刺史と爲し、蕭摩訶を、車騎將軍・南徐州の

- 【一】 靈州。今の甘肅省寧夏道靈武縣。
- 【二】 趙郡は平棘(今の直隸省大名道趙縣)に治す。
- 【三】 朔方郡は夏州。今の陝西省榆林道橫山縣。
- 【四】 李徹は周に事へ、吐谷渾を征し、齊を平げ、淮南を定め、皆功有り。
- 【五】 洛州は洛陽に治す。

刺史と爲し、綏遠公に封ず。始興王の家、金帛、巨萬を累ぬ。悉く以て之に賜ふ。司馬申を以て中書通事舍人と爲す。乙丑、皇后を尊びて皇太后と爲す。時に帝、創を病み、承香殿に臥し、政を聽く能はず。太后、柏梁殿に居り、百司の衆務、皆太后に決す。帝、創愈ゆ。乃ち政を歸す。丁卯、皇弟叔重を封じて始興王と爲し、昭烈王の祀を奉せしむ。

隋の元景山、漢口に出で、上開府儀同三司鄧孝儒を遣はし、卒四千を將ゐて甌山鎮を攻めしむ。將軍陸綸、舟師を以て之を救ふ。孝儒の敗る所と爲る。(一八)涇口・甌山・沌陽の守將、皆城を棄てて走る。戊辰、使を遣はし、和を隋に請ひ、其胡墅を歸す。

己巳、妃沈氏を立てて皇后と爲す。辛未、皇弟叔儼を立てて尋陽王と爲し、叔愼を岳陽王と爲し、叔達を義陽王と爲し、叔熊を巴山王と爲し、叔虞を武昌王と爲す。

隋の高頌、「禮に喪を伐たず」と奏す。二月己丑、隋主、頌等に詔して師を班さしむ。

三月己巳、尙書左僕射晉安王伯恭を以て(三)湘州の刺史と爲し、永陽王伯智を尙書僕射と爲す。

夏四月庚寅、隋の大將軍韓僧壽、突厥を(二)鷄頭山に破る。上柱國李充、突厥を(四)河北山に破る。

丙申、皇子永康公胤を立てて太子と爲す。胤は孫姬の子、沈后養うて以て子と爲す。

五月己未、高寶寧、突厥を引き、(五)隋の平州に寇す。突厥、悉く(六)五可汗の控弦の士四十萬を發し、長城に入る。

壬戌、隋の(七)任の穆公于翼卒す。

甲子、隋、傳國璽を更め命けて受命璽と曰ふ。六月甲申、隋、使を遣はして來弔す。

乙酉、隋の上柱國李光、突厥を(八)馬邑に敗る。突厥、又、(九)蘭州に寇す。涼州の總管賀婁子幹、之を(一〇)可洛岐に敗る。

隋主、長安城の制度狭小なるを嫌ふ。又、宮内に妖異多し。納言蘇威、帝に・都を遷さんことを勸む。帝、初めて命を受くるを以て、之を難んず。夜、威及び高頌と共に議す。明旦、通直散騎庾季才、奏して曰はく、「臣仰ぎて乾象を觀、俯して圖記を察するに、必ず遷都の事有らん。且つ漢、此

【一六】 叔陵既に誅せられ、叔重を以て昭烈王の祀を奉せしむ。
 【一七】 漢口。漢水、江に入るの口。
 【一八】 涇口。漢水記に、漢口より入ること百里、涇口を得、村有り、又三百里にして、涇城を得、楚の邑なりと。今の湖北省江漢道安陸縣。
 【一九】 沌陽。沌水の北に有り。今の湖北省江漢道漢陽縣の西に在り。
 【二〇】 去年、周羅暉、胡墅を拔く。
 【二一】 宣帝の諸子、唯だ叔達のみ、後、唐に仕へて貴顯なり。
 【二二】 湘州。長沙に治す。

【二三】 鷄頭山。涇水の出づる所に在り。
 【二四】 河北山。此山は蓋し北河の北に在り。
 【二五】 平州。五代志に、北平郡に、舊、平州を置き、盧龍に治す。
 【二六】 五可汗。沙鉢略可汗、第二可汗、達頭可汗、阿波可汗、食汗可汗、凡て五可汗。
 【二七】 任。古の國名。
 【二八】 李充は當に李充に作るべし。
 【二九】 馬邑。朔州の治所。
 【三〇】 五代志に、金城郡(今の甘肅省蘭山道卓蘭縣)に、開皇の初、蘭州總管府を置く。
 【三一】 岐。山に草木なきを岐と曰ふ。

城を營み、將に八百歲ならんとす。(三三) 水皆鹹鹵にして、甚だ人に宜しからず。願はくは陛下、天人の心に協ひ、遷徙の計を爲せ」と。帝愕然として、頌・威に謂つて曰はく、「是れ何ぞ神なるや」と。太師李穆、亦、上表し、都を遷さんと請ふ。帝、表を省て曰はく、「天道聰明にして、已に(三四) 微應有り。太師人望あり、復た此請を抗ぐ。不可無し」と。丙申、高頌等に詔し、創めて新都を(三五) 龍首山に造らしめ、太子の左庶子宇文愷が巧思有るを以て、營新都副監を領せしむ。愷は忻の弟なり。

秋七月辛未、大赦す。

九月丙午、(三六) 無導大會を太極殿に設け、身及び乘輿御服を捨て、大赦す。

丙寅、長沙王叔堅を以て司空と爲す。(三七) 將

軍・刺史たること故の如し。

冬十月癸酉、隋の太子勇、兵を(三八) 咸陽に屯

し、以て突厥に備ふ。

十二月丙子、隋、新都を命けて大興城と曰ふ。

乙酉、隋、(三九) 沁源公虞慶則を遣はし、(四〇) 弘

化に屯せしめ、以て突厥に備ふ。行軍總管達奚

【三三】 八百歲。漢の高帝五年、

徙りて長安に都す。歲、己亥に在り。是年、歲、壬寅に在り。凡そ八百四歲。惠帝の元年、長安に城く。歲、丁未に在り。是年を距ること七百九十六年なり。

【三六】 京都は地大に人衆く、加ふるに歲久しく穢惡聚まりて泄れざるを以てし、水、鹹鹵多し。

【三七】 龍首山。今の陝西省關中道長安縣に在り。三秦記に、

龍首山は、長さ六十里、首は渭水に入り、尾は樊川に達し、頭の高さ二十丈、尾漸く下りて六七丈可り、色赤し。舊傳ふ、黒龍有り、南山より、出でて渭水に飲み、其行道、行くに因りて迹を成すと。

【三八】 導は礮と同じ。

【三九】 驃騎將軍。揚州の刺史たること故の如し。

【四〇】 咸陽。長安の西北に在り、渭水を隔つるのみ。兵を此に屯し、以て突厥に備ふ。蓋し其兵勢強盛にして、長安を窺

省蘭山道臨潭縣。

【四一】 木峽・石門の兩關、皆、弘化郡平高縣(今の甘肅省涇原道固原縣)の界に在り。

【四二】 天水・上郡。皆、古郡、天水は秦州。上郡は敷州なり。

【四三】 延安。郡の名、今の陝西省榆林道膚施縣。

【四四】 鐵勒の先は、本、匈奴の苗裔、種類最も多し。西海の東より、山谷に依據し、往往にして絶えず、北海の南に至る。回紇・薛延陀の諸部は皆其族なり。

長儒、兵二千を將る、突厥の沙鉢略可汗と、(四二) 周槃に遇ふ。沙鉢略、衆十餘萬有り。軍中大に懼る。長儒、神色慷慨し、且つ戦ひ且つ行く。

虜の衝く所と爲り、散じて復た聚まり、四面抗拒し、轉鬪すること三日、晝夜凡そ十四戦し、

五兵咸盡き、士卒、拳を以て之を毆ち、手皆骨

見はる。殺傷萬計。虜氣稍奪はる。是に於て解

き去る。長儒、身、五瘡を被り、(四三) 通中する者

二。其戰士、死する者什に八九。詔して長儒

を以て上柱國と爲し、餘勳は一子に回授す。時

に柱國馮昱、(四四) 乙弗泊に屯し、蘭州總管叱列長叉、

突厥の敗る所と爲る。是に於て突厥、兵を縱ちて

城・上郡・弘化、(四五) 延安に寇す。六畜咸盡く。沙鉢略、更に南に入らんと欲す。達頭從はず、兵を引

きて去る。長孫晟、又、沙鉢略の子染干に説き、詐りて沙鉢略に告げて曰はしむ、(四六) 「鐵勒等反し、

其牙を襲はんと欲す」と。沙鉢略懼れ、兵を廻らして塞を出づ。

隋主、既に立ち、梁主を待遇すること、恩禮彌厚し。是歲、梁主の女を納れて晉王の妃と爲す。又、其子瑒を以て蘭陵公主に尙せしめんと欲す。是に由りて、江陵總管を罷む。梁主、始めて其國を專制するを得たり。

長城公上

至德元年、春正月庚子、隋將に新都に入らんとし、大赦す。壬寅、大赦し、改元す。

初め上、創を病み、事を視る能はず。政、大小と無く、皆長沙王叔堅に決す。權、朝廷を傾く。叔堅頗る驕縱なり。上、是に由りて之を忌む。都官尙書、山陰の孔範、中書舍人施文慶、皆、叔堅を惡み、而して上に寵有り。日夕、其短を求め、之を上に構ふ。上乃ち叔堅の驃騎將軍の本號に即き、三司の儀を用ひ、出して江州の刺史と爲し、祠部尙書江總を以て吏部尙書と爲す。

癸卯、皇子深を立てて始安王と爲す。二月己巳朔、日、之を食する有り。

癸酉、兼散騎常侍賀徹等を遣はして隋に聘せしむ。突厥、隋の北邊に寇す。

癸巳、孝宣皇帝を顯寧陵に葬り、廟を高宗と號す。

右衛將軍兼中書通事舍人司馬申、既に機密を掌り、頗る威福を作し、譖毀する所多く、能く人主の顔色を候ひ、己に忤ふ者有れば、必ず微言を以て之を譖し、己に附く者は、機に因りて之を進む。是を以て朝廷の内外、皆、風に從つて靡く。上、侍中吏部尙書毛喜を用て僕射と爲さんと欲す。申、喜が彊直なるを惡み、上に言つて曰はく、「喜は臣の妻の兄なり。高宗の時、陛下に酒徳有るを稱し、請うて宮臣を逐去せり。陛下寧ぞ之を忘れんや」と。上乃ち止む。上、創愈え、後殿に置酒して以て自ら慶し、吏部尙書江總以下を引き、樂を展べ詩を賦す。既に酔うて毛喜に命ず。時に山陵初めて畢る。喜、之を見、慄ばず。諫めんと欲すれば則ち上已に酔へり。喜、階を升り、陽りて心疾の爲し、階下に仆れ、移りて省中を出づ。

はく、「我、毛喜を召せるを悔ゆ。彼、實は疾無し。但だ我が歡宴を阻まんと欲し、我が爲す所を非とするのみ」と。乃ち司馬申と謀りて曰はく、「此人、氣を負ふ。吾、鄱陽兄弟に乞へて其報讐を聽

【西】江陵總管。西魏、梁主魯を江陵に遷し、助防を置き、防主と曰ふ。後遂に總管を置く。今之を罷む。

【一】長城公。諱は叔寶、字は元秀、小字は黃奴、宣帝の嫡長子なり。

【二】至德元年。西紀元五八三年。

【三】山陰。漢の古縣、會稽郡に屬す。今の浙江省會稽道紹興縣。

【四】日夕は朝夕と言ふが如し。

【五】酒徳。好んで酒を飲むなり。

【六】展。舒べて之を陳ぬるなり。

【七】鄱陽兄弟云云。鄱陽兄弟は世祖の諸子なり。高宗の篡ふや、劉師知、韓子高、到仲舉父子を殺し、以て始興王伯茂に及ぶば、皆毛喜の謀なり。後主、喜を怒り、喜を以て鄱陽兄弟に與へ、其報讐を聽さんと欲するは、臣に於ては不君と爲し、父に於ては不子と爲す。乞は與ふるなり。

さんと欲す。可ならんか」と。對へて曰はく、「彼終に（八）官の用を爲さざらん。願はくは聖旨の如くせん」と。中書通事舍人北地の傅緯、之を争うて曰はく、「然らず。若し報讐を許さば、先皇を何の地に置かんと欲する」と。上曰はく、「當に一小郡を乞へ、人事を見しむる勿かるべきのみ」と。乃ち喜を以て永嘉の内史と爲す。

三月丙辰、隋、新都に遷る。初めて令して、民（九）二十一を成丁とし、役者を減じ、毎歳十二番、二十日の役と爲し、調絹一匹を減じて二丈と爲す。周の末、酒坊・鹽池・鹽井を推す。是に至りて（一〇）皆之を罷む。祕書監牛弘、上表して以はく、「典籍、屢喪亂を經、率ね多く散逸せり。周氏、書を聚め、僅に萬卷に盈ち、齊を平げて得る所、其重雜を除き、裁に五千を益す。興集の期、屬聖世に膺る。國を爲むるの本、此よりも先と爲すは莫し。豈に之をして私家に流落し、王府に歸せざらしむ可けんや。必ず須く之を勸するに天威を以てし、之を引くに微利を以てすべし。則ち異典必ず臻り、（一一）觀閣斯に積まん」と。隋主、之に従ふ。丁巳、詔して遺書を天下に購求し、書一卷を獻する毎に、緡一匹を賚ふ。

【八】官。陳の臣子、率れ其君を稱して官といふ。

【九】二十一成丁云云。後周の制、民年十八にして成丁なり。今、三歳を増す。毎歳十二番なるときは三十日の役なり。今減じて二十日の役と爲し、及び調絹、半を減す。

【一〇】權。官營として專賣する也。周の末に、官、酒坊を置き、利を收め、鹽池・鹽井は、皆、百姓の採用するを禁す。池鹽は河東の池鹽、井鹽は蜀中處處に之れ有り。

【一一】觀閣。漢の東觀及び天祿、石渠等の閣は皆藏書の所なり、故に云ふ。

夏四月庚午、吐谷渾、隋の臨洮に寇す。洮州の刺史皮子信、出で戦ひて敗死す。（一二）洮州の總管梁遠、撃ちて之を走らす。又、（一三）廓州に寇す。州兵撃ちて之を走らす。

壬申、隋、尚書右僕射趙煥を以て内史令を兼ねしむ。

突厥數、隋の寇を爲す。隋主、詔を下して曰はく、「往者、周齊抗衡し、諸夏を分割し、突厥の虜、俱に二國に通ず。周人東を慮り、齊の好の深からんことを恐れ、齊氏西を慮り、周の交りの厚からんことを懼れ、謂へらく虜の意の輕重によりて、國遂に安危すと。蓋し竝に大敵の憂有り、一邊の防を減せんことを思ふなり。朕以爲ふに、厚く兆庶に斂め、多く豺狼に惠むも、未だ嘗て恩を感せず、資して賊を爲す。之を節するに禮を以てし、虚費を爲さず、徭を省き賦を薄くするときは、國用餘り有り。賊に入るるの物に因りて、將士に加賜し、道路の民を息め、務めて耕織を爲さん。邊を清め勝を制すること、成策、心に在り。凶醜愚闇にして、未だ深旨を知らず。大定の日を將て、戰國の時に比し、昔世の驕に乘じ、今時の恨を結ぶ。近者、其巢窟を盡し、俱に北邊を犯す。蓋し上天の忿る所、驅りて（一四）齊斧に就かしむるなり。諸將今行き、義、含育を兼ね、降る者有らば納れ、違ふ者有らば死し、其をして敢て南望せず、永く威刑に服せしめよ。何ぞ（一五）侍子の朝を用ひん、寧

【一二】洮州。今の四川省西川道茂縣。

【一三】廓州。今の甘肅省西寧道貴德縣。

【一四】齊斧。齊讀んで齊と曰ふ。齊戒して斧鉞を將帥に授くるを言ふ。一に讀んで資と曰ふ。

【一五】應劭曰はく、利斧なりと。

【一六】匈奴、子を遣はして入侍せしめ、及び匈奴、渭橋に來朝すること、竝に漢の宣帝紀に見ゆ。

ぞ渭橋の拜を勞せん』と。是に於て衛王爽等に命じて、行軍元帥と爲し、分ちて八道より塞を出でて之を撃たしむ。爽、總管李充等の四將を督して、朔州の道に出づ。己卯、沙鉢略可汗と、白道に遇ふ。李充、爽に言つて曰はく、『突厥、驟に勝つに狂れ、必ず我を輕んじて備無からん。精兵を以て之を襲はば、破る可からん』と。諸將多く以て疑と爲す。唯だ長史李徹のみ之を贊成す。遂に充と與に、精騎五千を帥る、突厥を掩撃し、大に之を破る。沙鉢略、服する所の金甲を棄て、艸中に潛みて遁る。其軍中、食無く、骨を粉にして糧と爲す。加ふるに疾疫を以てし、死する者甚だ衆し。幽州の總管陰壽、步騎數萬を帥る、盧龍塞を出で、高寶寧を撃つ。寶寧、救を突厥に求む。突厥方に隋の師を禦ぎ、救ふ能はず。庚辰、寶寧、城を棄てて碛北に奔る。和龍の諸縣悉く平ぐ。壽、重賞を設け、以て寶寧を購ひ、又人を遣はして其腹心を離さしむ。寶寧、契丹に奔り、(二)其麾下の殺す所と爲る。

己丑、(一)郢州の城主張子譏、使を遣はし、降を隋に請ふ。隋主、和好するを以て、納れず。
辛卯、隋主、兼散騎常侍薛舒、兼通直散騎常侍王劼を遣はして來聘せしむ。劼は、(三)松年の子なり。
癸巳、隋主、(三)大雩す。

【二六】 馬邑より塞を出づるなり。
【二七】 白道。長城の北に在り。
【二八】 高寶寧、齊末より和龍に據る。是に至りて敗れ滅ぶ。
【二九】 郢州は江夏に治す。中流の重鎮なり。
【三〇】 王松年は齊に仕へて通直散騎侍郎たり。
【三一】 隋の零境は國南十三里、啓夏門外の道左に在り。

甲午、突厥、使を遣はし、隋に入見す。

隋、度支尚書を改めて民部と爲し、都官尚書を刑部と爲し、左僕射に命じて、吏禮兵の三部の事を判し、右僕射をして、民刑工の三部の事を判せしめ、光祿・衛尉・鴻臚寺及び都水臺を廢す。

五月癸卯、隋の行軍總管李晃、突厥を摩那渡口に破る。

乙巳、梁の太子琮、隋に入朝し、遷都を賀す。

辛酉、隋主、(三)方澤に祀る。

隋の秦州の總管竇榮定、九總管・步騎三萬を帥るて涼州に出で、突厥の阿波可汗と高越原に相拒ぐ。阿波屢敗る。榮定は、(三)熾の兄の子なり。前の上大將軍京兆の史萬歲、事に坐して敦煌に配せられ、戍卒と爲る。

【三二】 方澤。隋、方丘を宮城北十四里に爲る。
【三三】 竇熾は時に太僕たり。

榮定の軍門に詣り、自ら效さんと請ふ。榮定素より其名を聞き、見て大に悦ぶ。壬戌、將に戰はんとし、榮定、人を遣はして突厥に謂つて曰はく、『士卒何の罪ありて之を殺さん。但だ當に各一壯士を遣はし、勝負を決すべきのみ』と。突厥許諾す。因つて一騎を遣はして挑戰せしむ。榮定、萬歲を遣はし、出でて之に應せしむ。萬歲、馳せて其首を斬りて還る。突厥大に驚き、敢て復た戰はず。遂に盟を請ひ、軍を引きて去る。長孫晟、時に榮定の軍中に在りて偏將たり。(入ヲ)阿波に謂つて曰はしむ、『攝圖、來る毎に、戰皆大に勝つ。阿波纔に入り、遂に即ち奔敗す、此れ乃ち突厥の恥なり。且つ攝圖』

圖と阿波とは、兵勢本敵せり。今攝圖は日に勝ち、衆の崇ぶ所と爲る。阿波は利あらず、國の爲めに辱を生ず。攝圖、必ず當に鼻を以て阿波に歸し、其宿計を成し、北牙を滅ぼすべし。願はくは自ら量度せよ。能く之を禦がんか」と。阿波の使至る。晟、又、之に謂つて曰はく、「今、達頭、隋と連和し、而して攝圖、制する能はず。可汗何ぞ天子に依附し、達頭を連結し、相合して疆を爲さざる。此れ萬全の計なり。豈に兵を喪ひ鼻を負ひ、歸りて攝圖に就き、其戮辱を受くる若くならんや」と。阿波、之を然りとし、使を遣はし、晟に隨つて入朝せしむ。沙鉢略、素より阿波が驍悍なるを忌む。白道に敗れ歸りしより、又、阿波が隋に貳あるを聞き、因つて先づ歸り、北牙を襲撃し、大に之を破り、阿波の母を殺す。阿波還り、歸する所無く、西して達頭に奔る。達頭大に怒り、阿波を遣はし、兵を帥ゐて東せしむ。其部落、之に歸する者、將に十萬騎ならんとす。遂に沙鉢略と相攻め、屢、之を破り、復た故の地を得、兵執益、彊し。貪汗可汗、素より阿波に睦まし。沙鉢略、其衆を奪ひて之を廢す。貪汗亡げて達頭に奔る。沙鉢略の從弟地勤察、別に部落を統べ、沙鉢略と隙有り。復た衆を以て叛き、阿波に歸す。兵を連ねて、已ます。各、使を遣はして長安に詣り、和を請ひ援を求む。隋主、皆、許さず。

六月庚辰、隋の行軍總管梁遠、吐谷渾を爾汗山に破る。
 突厥、幽州に寇す。隋の幽州の總管廣宗の壯公李崇、步騎三千を帥

【三四】北牙。阿波、牙を建てて、攝圖の北に在り。

【三五】廣宗。縣公なり。廣宗は漢の古縣、今の直隸省大名道威縣の東二十里に在り。

【三六】特勒。突厥の達官。新書

ゐて之を拒ぎ、轉戦すること十餘日、師人多く死す。遂に砂城に保す。突厥、之を圍む。城荒頽し、守禦す可からず。曉夕力戦す。又、食する所無く、夜毎に出でて虜營を掠め、六畜を得、以て軍糧に繼ぐ。突厥、之を畏れ、厚く其備を爲し、夜中毎に陳を結び、以て之を待つ。崇の軍、飢に苦しむ、出づれば輒ち敵に遇ひ、死亡して略盡く。明に及び、奔りて城に還る者、尙は百許人。然れども多く重傷し、更に戦ふに堪へず。突厥意に之を降さんと欲し、使を遣はして崇に謂つて曰はく、「若し來り降らば、封じて特勒と爲さん」と。崇、免れざるを知り、其士卒に令して曰はく、「崇、師徒を喪ひ、罪、萬死に當る。今日、命を效し、以て國家に謝せん。汝、吾が死するを俟ち、且く、賊に降り、便ち散じ走り、努力して郷に還る可し。若し至尊に見えは、崇の此意を道へ」と。乃ち刃を挺きて陳を突き、復た二人を殺す。突厥、亂射して之を殺す。秋七月辛丑、豫州の刺史代の人周搖を以て幽州の總管と爲し、李崇の子敏に命じて、爵を襲がしむ。敏、樂平公主の女娥英を娶る。詔して、一品の羽儀を假し、禮、帝の女に尙するが如し。既にして將に宴に侍せんとす。公主、敏に謂つて曰はく、「我、四海を以て至尊に與ふ。唯だ一壻のみ。當に爾が爲めに柱國を求むべし。若し餘官ならば、汝、愼んで謝する勿れ」と。進見するに及び、帝授くるに儀同及び開府を以てす。皆、謝せず。帝曰はく、「公主、我に大功有り。我何ぞ其壻に於て官を惜むを得んや。」

に、突厥の子弟を特勒と曰ふと。

【三七】爵廣宗公を襲ぐなり。

【三八】樂平公主。隋主、禪を受け、周の天后后、改めて樂平公主に封ぜらる。

今汝に柱國を授く」と。敏乃ち拜して蹈舞す。

八月丁卯朔、日、之を食する有り。

長沙王叔堅、未だ江州に之かず。復た留めて司空と爲す。實は之が權を奪ふなり。

壬午、隋、尙書左僕射高穎を遣はして、寧州道に出で、内史監虞慶則をして、(五)原州道に出で、以て突厥を撃たしむ。

九月癸丑、隋、大赦す。

冬十月甲戌、(三)河南道行臺省を廢し、秦王俊を以て(三)秦州總管と爲し、隴右の諸州盡くこれに隸す。

(三)丁酉、皇弟叔平を立てて、湘東王と爲し、叔敖を臨賀王と爲し、叔宣を陽山王と爲し、叔穆を西陽王と爲す。

戊戌、侍中建昌侯徐陵、卒す。

癸丑、皇帝叔儉を立てて、(三)安南王と爲し、叔澄を南郡王と爲し、叔興を沅陵王と爲し、叔韶を岳山王と爲し、叔純を新興王と爲す。

十一月、散騎常侍周墳、通直散騎常侍袁彥を遣はして隋に聘せしむ。帝、

【一九】原州。今の甘肅省涇原道固原縣。

【二〇】去年二月、隋、河南道行臺省を置く。

【二一】秦州。今の甘肅省渭川道天水縣。

【二二】丁酉の上に宜しく「十一月」の三字を補ふべし。

【二三】湘東より以下、皆、郡名を以て爵を疏す。五代志に、始安郡富川縣に舊、臨賀郡を置く。熙平郡桂陽縣に、梁、陽山郡を置く。永安郡黃岡縣に西陽郡を置く。

【二四】五代志に、巴陵郡華容縣は、舊、安南と曰ひ、安南郡を置く。沅陵縣に沅陵郡を置く。信安郡新興縣に、梁、新興郡を置く。岳山郡は闕く。郡縣志に、巴陵は一に天岳山と名づく。岳山は即ち巴陵にして、以て叔韶を封するなり。

隋主の狀貌人に異なるを聞き、彥をして像を畫きて歸らしむ。帝見て大に駭きて曰はく、「吾、此人を見るを欲せず」と。亟かに命じて之を屏けしむ。

隋既に(三)律令を班つ。蘇威屢、事條を更易せんと欲す。内史令李德林曰はく、「律令を修むる時、

公何ぞ言はざりし。今始めて頒行す。且く宜しく專守すべし。大に民の害を爲すに非ざるよりは、數、更む可からず」と。河南道行臺兵部尙書楊尙希曰はく、「竊に見るに、當今の郡縣、古に倍多せ

り。或は地、百里無くして、數縣並べ置き、或は戸、千に満たずして、二郡分ち領す。具僚已に衆く、資費日に多く、吏卒増倍し、租調歲ごとに減す。民少く官多く、(三)十羊九牧す。今、要を存して閑を去り、小を併せて

大と爲さば、國家は則ち粟帛を虧かず。選舉は則ち賢良を得易からん」と。蘇威も亦、郡を廢せんと請ふ。帝、之に従ふ。甲午、悉く諸郡を罷めて州と爲す。

十二月乙卯、隋、兼散騎常侍曹令則、通直散騎常侍魏澹を遣はして來聘せしむ。澹は(三)收の族なり。

丙辰、司空長沙王叔堅、免せらる。叔堅既に恩を失ひ、心、自ら安んぜず、乃ち厭媚を爲し、日月を醜り、以て福を求む。或るひと上書して其事を告ぐ。帝、叔堅を召し、(三)西省に囚へ、將に之を殺さんとし、近侍をして敕を宣して之を數めしむ。叔堅對へて曰はく、「臣の本心は、佗故有るに非ず。

陳長城公至德元年

但ただ三親しん媚めいを求もとめんと欲ほつするのみ。臣しん既に天てん憲けんを犯かし、皇つみ、萬ばん死しに當あたる。臣しん死しするの日ひ、必かなず叔しゅく陵りやうを見みん。願ねがはくは明めい詔せうを宣せんし、之これを九きう泉せんの下もとに責せめん」と。帝てい乃すなはち之これを赦ゆるし、官くわんを免めんずるのみ。

隋ずい、上じやう柱ちゆう國こく寶ほう榮えい定ていを以もつて右ゆう武ぶ衛ゑい大たい將しやう軍ぐんと爲なす。榮えい定ていの妻つまは、隋ずい主しゆの姊あね安あん成せい公こう主しゆなり。隋ずい主しゆ、榮えい定ていを以もつて三さん公こうと爲なさんと欲ほつす。辭じして曰いはく、「三衛ゑい・霍くわく・梁りやう・鄧とう、若もし少すこしく自みづから貶へん損せんせしならば、宗そうを覆くつすに至いたらざりしならん」と。帝てい乃すなはち止やむ。帝てい、李り穆ぼくの功こう大たいなるを以もつて、詔みことりして曰いはく、「法はふは小人せうじんに備そなへ、君子くんしを防ふせがず。太たい師し申しん公こう、今いまより、皇つみ有ありと雖いへども、但ただ逆ぎやくを謀はかるに非あらずんば、縱たとひ百ひやく死し有ありとも、終つひに推すん問もんせざらん」と。禮れい部ぶ尚しやう書しよ牛ぎゆう弘かう、明めい堂たうを立てんと請こふ。帝てい、時じ事じ草さう創さうなるを以もつて、許ゆるさず。帝てい、刑けい部ぶの・斷だん獄こくを奏そうするを覽みるに、數かず猶なほ萬まんに至いたる。以おもへらく、律りつ尚しやうは嚴げん密みつなり。故ゆゑに人多ひとほほく罪つみに陥おちると。又また、蘇そ威ゐ・牛ぎゆう弘かう等に救ちやくして、更あらためて新しん律りつを定さだめしめ、死し罪ざい八はち十一じゆ條じやう・流りゆう罪ざい一いつ百ひやく五ご十じゆ四しよ條じやう・徒と杖ちやう等とう千せん餘じよ條じやうを除のぞき、唯ただ定さだめて五百ごひやく條じやうを留とどむ。凡およそ四十二じふに卷くわん。是これより、刑けい網まう簡かん要やうにして、疎そなれども失うしなはず。仍やうて四律りつ博士はかせ弟子ていし員みんを置おく。

【三】 親媚。親愛なり。

【四】 衛霍梁鄧。四姓は皆僕の外戚なり。衛氏は武帝の末に夷げられ、霍氏は宣帝の時に誅せられ、桓帝怒りて梁宗誅滅せられ、安帝長じて鄧門衰廢す。事竝に漢紀に見ゆ。

【五】 十二卷。名例、衛禁、職制、戸婚、廩庫、擅興、盜賊、鬪訟、詐僞、雜律、捕亡、斷獄の十二卷なり。

【六】 大理寺の屬に律博士八員あり。

隋ずい主しゆ、長ちやう安あんの倉さう廩りん尚しやうは虚むなしきを以もつて、是このと歲とし、詔みことりして、西にしのかた蒲ほ陝せんより、東ひがしのかた衛ゑい汴べんに至いたるまで、

水すゐ次じの四十三じゆ州しゆう、丁ていを募もつりて米こめを運はこばしむ。又また、衛ゑい州しゆうに於おいて黎れい陽やう倉さうを置おき、陝せん州しゆうに常じやう平へい倉さうを置おき、

華くわ州しゆうに廣くわう通つう倉さうを置おき、轉うたた相あひ灌かん輸ゆし、關くわん東とう及および四汾ふん晉しんの粟ぞくを漕さうし、以もつて長ちやう安あんに給きふす。時ときに刺し史し、

柳りゆう彘ち、上じやう表へうして曰いはく、「昔むかし漢かんの光くわう武ぶ、二に十じゆ八はち將しやうと與とよみ、荆けい棘きやくを披ひらき、天てん下かを定さだめ、功こう成せいるの四後ごに及および、職しやくに任にんずる所ところ無なし。伏ふして詔せう書しよを

見みるに、上じやう柱ちゆう國こく和わ千せん子しを以もつて杞き州しゆうの刺し史しと爲なす。千せん子し、前まへに四趙ちゆう州しゆうに任にんじ、百ひやく姓せい、之これを歌うたうて曰いはく、「老らう耄まう早はやく四殺からすんば、餘よ種しゆ、良りやう田でんを穢あらさん」と。千せん子しは、弓きう馬ま武ぶ用ようは、是これ其その長ちやうずる所ところ、民たみを治をさめ衆しゆうに泄のぞむは、其その解さる所ところに非あらず。如もし老らうを優いにし年ねんを尙たつとと謂いはば、自おのづか厚あつく金きん帛はくを賜たまふ可べし。若もし四刺し舉きよせしめば、損そんずる所ところ殊た大だいならん」と。帝てい、之これを善よしとし、千せん子し竟つひに免めんせらる。或いく、上じやうが聽ちやう受じゆに勤つとめ、百ひやく僚りやう奏そう請せいするに、多おほく煩はん碎さい有あるを見み、上じやう疏しよして諫いさめて曰いはく、「臣しん聞きく、上じやう古この聖せい帝ていは、唐たう虞ぐに過すぎたるは莫なし。五叢そう脞じゆを爲なさず、是これを三欽きん明めいと謂いふ。舜しゆんは三五ご臣しんに任にんじ、

【一】 十三州。華、陝、穀、洛、管、汴、汾、晉、蒲、絳、懷、衛、相の十三州をいふ。

【二】 華州。今の陝西省關中道華縣。

【三】 汾州は今の山西省襄寧道汾陽縣。晉州は今の山西省河東道臨汾縣。

【四】 事、漢の光武紀に見ゆ。趙州。時に廣阿(今の直隸省大名道隆平縣)に治す。

【五】 殺。稻を割るを呼んで稻を殺ると爲す。

【六】 刺舉せしむとは刺史に任するをいふ。漢、刺史を置き、郡縣の吏を刺舉するを掌る、故に然云ふ。

【七】 叢脞。細碎にして大略無きなり。

【八】 欽明。書經堯典に、放勳欽明文思安安とあるに本づく。

【九】 論語泰伯篇に、孔子曰はく、舜は臣五人有りて天下治まると。五臣とは禹・稷・契・皋陶・伯益を謂ふ。

堯は(五)四岳に咨ひ、垂拱無爲にして、天下以て治まる。所謂賢を求むるに勞し、任使するに逸するなり。比陛下を見るに、心を治道に留め、疲勞を憚る無し。亦、羣官罪を懼れて、自ら決する能はざるに由る。(五)判を天旨に取り、聞奏、多きに過ぐ。乃ち細小の事を營造し、輕微の物を出給するに至るまで、一日の内、百司に酬答し、乃ち日盱くるまで食を忘れ。(五)夜分まで未だ寝ねざるに至る。動もすれば文簿を以て、聖躬を憂勞す。伏して願はくは、臣の至言を察し、少しく煩務を減せよ。若し經國の大事にして、臣下の裁斷に非ざる者は、伏して願はくは詳決せよ。自餘の細務は、成を所司に責めば、則ち聖體、無疆の壽を盡し、臣下、覆育の賜を蒙らん」と。上、覽て之を嘉し、因つて曰はく、「柳或は直士、國の寶なり」と。或、近世の風俗・正月十五夜毎に・燈を然して遊戯するを以て、奏して・之を禁せんと請うて曰はく、「竊に見るに京邑より、爰に外州に及ぶまで、毎に正月望夜を以て、街に充ち陌に塞がり、聚戲朋遊し、鼓を鳴らして天に聒しく、炬を燎きて地を照らし、費を竭し産を破り、此一時を競ひ、室を盡し孳を并せ、貴賤を問ふ無く、男女混雜し、緇素分たず。穢行此に因りて成り、盜賊斯に由りて起る。因循の弊風、曾て先覺無く、化に益無く、實に民に損あり。請ふ天下に頌ち、竝に即ち禁斷せん」と。詔して之に従ふ。

【五三】四岳は分ちて四方の諸侯を掌る。
 【五四】判。決なり。
 【五五】夜分。夜半なり。
 【五六】望夜。月の十五夜なり。

卷の第一七十六

陳紀十

長城公下

(三)至德二年、春正月甲子、日、之を食する有り。

己巳、隋主、太廟に享す。辛未、南郊に祀る。

壬申、梁主、隋に入朝す。(三)通天冠・絳紗袍を

服し、北面して郊勞を受く。入りて(三)大興殿に

見ゆるに及び、隋主、通天冠・絳紗袍を服し、

梁主、遠遊冠・朝服を服し、君臣竝に拜す。

織萬匹を賜ひ、珍玩、(三)是に稱ふ。

隋の前の華州の刺史張寶・儀同三司劉暉等、(三)

甲子元曆を造りて成り、之を奏す。壬辰、詔して新曆を頒つ。

【一】至德二年。西紀元五八四年。
 【二】通天冠・絳紗袍。天子の服なり。天子の服を服して、北面して以て郊勞を受く。隋に臣服するを示す。而も未だ臣に純なるに至らざるなり。
 【三】大興殿。隋の新都の正殿なり。
 【四】遠遊冠朝服。諸王が天子に見ゆるの服なり。
 【五】是に稱ふ。其直、萬織と稱ふを言ふ。
 【六】甲子元曆。其要は、上元甲子、己巳以來、開皇四年歲甲辰に在るに至るまでを以て、積算して起す。

癸巳、大赦す。

二月乙巳、隋主、(一七) 梁主を瀨上に餞す。

突厥の蘇尼部の男女萬餘口、隋に降る。

庚戌、隋主、(一八) 隴州に如く。

突厥の達頭可汗、降を隋に請ふ。

夏四月庚子、隋、吏部尙書虞慶則を以て右僕射と爲す。

隋の上大將軍賀婁子幹、(一九) 五州の兵を發し、吐谷渾を撃ち、男女萬餘口

を殺し、二旬にして還る。帝、隴西の頻に寇掠を被り、而して俗、(二〇) 村塢

を設けざるを以て、子幹に命じ、民を勸して、堡を爲らしめ、仍ほ田を營

みて穀を積ましむ。子幹、上書して曰はく、『隴右・河西は、土曠しく民稀

なり。邊境未だ寧からず、廣く(二一) 佃す可からず。比屯田の所を見るに、獲

少く費多く、虚しく人功を役し、卒に踐暴に逢ふ。屯田の疎遠なる者は、

請ふ皆廢省せん。但だ隴右の民は、畜牧を以て事と爲す。若し更に屯聚せば、彌、自ら安んぜざらん。

但だ鎮成をして連接し、烽堠をして相望ましめば、民、散居すと雖も、必ず謂ふに、慮り無からん』

と。帝、之に従ふ。子幹が邊事に曉習するを以て、丁巳、以て(二二) 榆關總管と爲す。

【七】 梁主、國に歸る、故に之を餞す。

【八】 隴州。今の陝西省關中道隴縣。

【九】 五州。河西の五州なり。蓋し涼・甘・瓜・鄯・廓なり。

【一〇】 塢。壁壘なり、小障なり。

【一一】 堡。小城なり。

【一二】 佃。田を作るなり。

【一三】 五代志に、榆林郡金河縣に、開皇三年、榆關を置き、榆林郡を總管せしむ。即ち今の山海關、直隸省津海道臨榆縣に在り。

五月、吏部尙書江總を以て僕射と爲す。

隋主、渭水に沙多く、深淺常ならず。漕者之に苦しむを以て、六月壬子、太子の左庶子宇文愷に詔

して、水工を帥ゐて、渠を鑿り、渭水を引かしむ。大興城より、東のかた潼關に至るまで、三百餘里、

名づけて廣通渠と曰ふ。漕運通利し、關内、之に頼る。

秋七月丙寅、兼散騎常侍謝泉等を遣はして隋に聘す。

八月壬寅、隋の鄧の恭公寶熾、卒す。

乙卯、將軍夏侯苗、降を隋に請ふ。隋主、通和するを以て、納れず。

九月甲戌、隋主、關中饑うるを以て、行きて洛陽に如く。

隋主、詞華を喜ばず、詔す、『天下の公私の文翰、竝に宜しく實錄すべし』と。

(一四) 泗州の刺史司馬幼之、文表華艷なり。所司に付して罪を治せしむ。

治書侍御史趙郡の李諤も亦、當時、文を屬するに、體、輕薄を尙ぶを以て、上書して曰はく、(一五) 『魏の三祖、文詞を崇尚し、人に君たるの大道を忽にし、(一六) 雕蟲の小藝を好む。

下の上に從ふや、遂に風俗を成す。江左齊梁、其弊彌甚だしく、一韻の奇を競ひ、一字の巧を争ひ、篇を連ね牘を累ね、月露の形を出でず、積案箱に盈ち、唯だ是れ風雲の狀、世俗此を以て相高しとし、朝廷茲に據りて士を擢ぶ。祿利の路既に開け、愛尙の情愈篤し。是に於て、閭里の童昏、

陳長城公至德二年

三三三

泗州。今の安徽省淮河道泗縣。

【一四】 魏の三祖。曹魏の父子孫、太祖武帝、高祖文帝、烈祖明皇帝を謂ふ。

【一五】 揚子曰はく、童子は雕蟲篆刻すと。

【一六】 童昏。童幼昏蒙にして、未だ知識有らざるを言ふ。

(一) 貴遊の (二) 總卯、未だ (三) 六甲を窺はざるに、先づ (四) 五言を製し、義皇舜禹の典、(五) 伊傅周孔の説の如きに至りては、復た心に關せず、何ぞ嘗て耳に入らんや。傲誕を以て清虚と爲し、縁情を以て勳績と爲し、儒素を指して古拙と爲し、詞賦を用つて君子と爲す。故に文筆日に繁く、其政日に亂る。良に、大聖の軌模を棄て、無用を構へて以て用と爲すに由るなり。今朝廷、是詔有りとし、雖も、聞くが如くんば外州遠縣、仍ほ弊風を踵ぎ、仁孝の行を躬にする者は、私門に (三) 擯落し、(四) 收齒を加へず、輕薄の藝に工なる者は、選びて吏職に充て、擧げて天朝に送る。蓋し刺史縣令未だ風教に違はざるに由る。請ふ普く采察を加へ、臺に送りて推劾せん」と。又、上言す、「士大夫、矜伐干進し、復た廉恥無し。乞ふ明かに罪黜を加へ、以て (五) 風軌を懲らさん」と。詔して、諤が前後の奏する所を以て、四方に頒示す。

突厥の沙鉢略可汗、數隋の敗る所と爲り、乃ち和親を請ふ。千金公主、自ら請ふ、「姓を楊氏と改め、隋主の女と爲らん」と。隋主、開府儀同三司徐平和を遣はし、沙鉢略に使し、更めて千金公主を封じて大義公主と爲す。乘せんと請ふ。隋主許さず。沙鉢略、使を遣はして書を致して曰はく、「天より生せる大突厥の天下の

【一】 貴遊の子弟は、王公の子弟なり。遊は官司無き者をいふ。
 【二】 總卯。詩に、總角卯たり。總角は兩髦を聚むるなり。卯は幼稚なり。
 【三】 六甲。六十甲子を謂ふ。古は八歳にして小學に入り、六甲五方書計の事を學ぶ。
 【四】 五言。五言の詩をいふ。
 【五】 伊傅周孔。伊尹、傅説、周公、孔子なり。
 【六】 擯落。おとしりぞくること。
 【七】 收齒。とりあげて用ふること。
 【八】 風軌。風迹なり。

賢聖の天子伊利居盧設莫何沙鉢略可汗、書を大隋の皇帝に致す。皇帝は婦の父、乃ち是れ翁の比なり。此は女の夫たり、乃ち是れ兒の例なり。兩境殊なりと雖も、情義は一の如し。今より子孫孫、乃ち萬世に至るまで、親好絶えざらん。上天を證と爲し、終に違負せざらん。此國の羊馬は、皆皇帝の畜、彼の繒綵は、皆此國の物なり」と。帝、復書して曰はく、「大隋の天子、書を大突厥の沙鉢略可汗に貽る。書を得、大に善意有るを知る。既に沙鉢略の婦翁たり。今日、沙鉢略を視ること、兒子と異ならず。時に大臣を遣はし、彼に往きて女を省し、復た沙鉢略を省せしめん」と。是に於て尙書右僕射虞慶則を遣はし、沙鉢略に使せしむ。車騎將軍長孫晟、之に副たり。沙鉢略、兵を陳し、其珍寶を列し、坐して慶則を見、病みて起つ能はずと稱し、且つ曰はく、「我諸父以來、人に向つて拜せず」と。慶則責めて之を諭す。千金公主、私に慶則に謂つて曰はく、「可汗は豺狼の性なり。過つて與に争はば、將に人を齧まんとす」と。長孫晟、沙鉢略に謂つて曰はく、「突厥と隋と、俱に大國の天子なり。可汗起たざるは、安んぞ敢て意に違はんや。但だ可賀敦は帝の女たれば、則ち可汗は是れ大隋の女婿なり。奈何ぞ婦翁を敬せざらん」と。沙鉢略笑つて其達官に謂つて曰はく、「須く婦翁を拜すべし」と。乃ち起ちて拜し頓顙し、跪きて璽書を受け、以て首に戴く。既にして大に慙ぢ、羣下と相聚まりて慟哭す。慶則、又、臣と稱せしむ。

【一】 達官。突厥、子弟を特勅と曰ひ、大臣は葉護と曰ひ、屈律啜と曰ひ、阿波と曰ひ、俟利發と曰ひ、吐屯と曰ひ、俟斤と曰ひ、闕洪達と曰ひ、頡利發と曰ひ、達干と曰ひ、皆、達官なり。

沙鉢略、左右に謂つて曰はく、『何をか臣と謂ふ』と。左右曰はく、『隋に臣と言ふは、猶ほ此に奴と云ふがごときのみ』と。沙鉢略曰はく、『大隋の天子の奴と爲るを得るは、虞僕射の力なり』と。慶則に馬千匹を贈り、并せて從妹を以て之に妻はす。冬十月壬戌、隋主、兼散騎常侍薛道衡等を遣はして來聘せしむ。道衡を戒む、『當に朕が意を識るべし。言辭を以て相折く勿れ』と。

是歲、上、光昭殿の前に於て、臨春・結綺・望仙の三閣を起す。各高數十丈、連延數十間。其牕牖・壁帶・縣楣・欄檻、皆沈檀を以て之を爲り、飾るに金玉を以てし、間ふるに珠翠を以てし、外に珠簾を施し、内に寶牀・寶帳有り。其服玩・瑰麗にして、近古未だ有らざる所なり。微風暫く至る毎に、香、數里に聞ゆ。其下に石を積みて山と爲し、水を引きて池を爲り、奇花・異卉を雜植す。上自ら臨春閣に居り、張貴妃、結綺閣に居り、龔・孔二貴嬪、望仙閣に居り、竝に複道あり、交相往來す。又、王李二美人・張薛二淑媛・袁昭儀・何婕妤・江脩容有り、竝に寵有り、迭に其上に遊ぶ。宮人の文學有る者袁大捨等を以て、女學士と爲す。僕射江總、宰相輔たりと雖も、政務に親しません、日に都官尚書孔範・散騎常侍王瑳等文士十餘

【三三】 壁帶。壁中、木を横ふるをいふ。
【三四】 縣楣。横木を前後兩楹の間に施し、下、裝構せざるなり。
【三五】 欄檻。簷下階際に施す者を欄と曰ひ、窓牖の間に施す者を檻と曰ふ。皆、凭る所以なり。
【三六】 沈檀。皆、香木。
【三七】 珠翠。珠は珍珠、翠は翡翠。
【三八】 瑰麗。美麗なり。
【三九】 卉は百草の總名。
【四〇】 梁の制、貴妃・貴嬪・貴姬を三職と爲す。
【四一】 淑媛、昭儀、修容。九嬪の三なり。

人と與に、上に侍して後庭に遊宴し、復た尊卑の序無し。之を狎客と謂ふ。上、酒を飲む毎に、諸妃嬪及び女學士をして、狎客と共に詩を賦し、互に相贈答せしめ、其尤も艶麗なる者を采り、被らすに新聲を以てし、宮女千餘人を選び、習うて之を歌はしめ、部を分ちて迭に進む。其曲に、玉樹後庭花・臨春樂等有り。大略、皆、諸妃嬪の容色を美とするなり。君臣酣歌し、夕より旦に達し、此を以て常と爲す。張貴妃、名は麗華、本兵家の女、龔貴嬪の侍兒と爲る。上見て之を悦び、幸を得、太子深を生む。貴妃、髮の長さ七尺、其光、鑑みる可し。性敏慧にして、神彩有り、進止・詳華なり。瞻視眇眇する毎に、光采、目に溢れ、左右を照映す。善く人主の顔色を候ひ、諸宮女を引薦す。後宮、威之を徳とし、競うて其善を言ふ。又、厭魅の術有り。常に淫祀を宮中に置き、女巫を聚めて鼓舞す。上、政事に怠り、百司啓奏するに、竝に宦者蔡脫兒・李善度に因りて進請す。上、政事隱囊に倚り、張貴妃を膝上に置き、共に之を決す。李蔡が記する能はざる所の者、貴妃竝に爲めに條疏し、遺脱する所無し。因りて外事を參訪す。人間に一言一事有れば、貴妃必ず先づ知りて之を白す。是に由りて益、寵異を加へ、後庭に冠絶す。宦官・近習、内外連結し、宗戚を援引し、縱横不法なり。官を賣り獄を鬪ぎ、貨賂公行し、賞罰の命、外

【四二】 詳華。詳華にして華麗なり。
【四三】 仰ぎ視るを瞻と曰ひ、正しく觀るを視と曰ひ、斜視するを眇と曰ひ、旁視するを眇と曰ふ。
【四四】 厭魅。婦人の媚道なり。
【四五】 隱囊。囊を爲り、實たすに細縲を以てし、之を坐側に置き、坐して倦むときは、身を側て腕を曲げて之に隠る。外に出です。命を出すこと中書に由らずして、宮掖に出づるを言ふ。

に出です。大臣、従はざる者有れば、因りて之を諧す。是に於て、(四)孔張の權、四方に熏灼し、大臣執政、皆風に從うて諂附す。孔範、孔貴嬪と、結びて兄妹と爲る。上、過失を聞くを惡み、惡事有る毎に、孔範必ず曲げて文飾を爲し、稱揚贊美す。是に由りて、寵遇優渥にして、言聽かれ計從はる。羣臣、諫むる者有れば、輒ち罪を以て之を斥く。中書舍人施文慶、頗る書史に涉り、嘗て上に東宮に事ふ。聰敏彊記にして、吏職に(五)明閑し、心算口占、時に應じて條理す。是に由りて、大に親幸せらる。又、善き所の(六)吳興の沈客卿・陽惠朗・徐哲・暨慧景等を薦め、「吏能有り」と云ふ。上、皆之を擢用し、客卿を以て中書舍人と爲す。客卿、口辯有り、頗る朝廷の典故を知り、兼ねて(七)金帛局を掌る。舊制に、軍人・士人は、竝に關市の稅無し。上、盛に宮室を脩め、耳目を窮極し、府庫空虛なり。興造する所有れば、恆に給らざるに苦しむ。客卿奏請す、「士庶を問はず、竝に關市の征を責め、而して又其舊を増重せん」と。是に於て陽惠朗を以て(八)太市令と爲し、暨慧景を(九)尙書金倉都令史と爲す。二人、家本小吏にして、簿領を考校するに、纖毫も差はず。然れども皆大體に達せず。督責すること苛碎に、聚斂すること厭く無し。士民嗟怨す。客卿、之を總督す。每歲入る所、常格に過ぐることを

- 【四】孔張。孔は孔貴嬪、張は張貴妃。
- 【五】明閑。あきらかに習ふなり。
- 【六】吳興は郡の名。今の浙江省錢塘道吳興縣の地。
- 【七】陳の中書省は分ちて二十一局と爲す。金帛局は其一なり。
- 【八】太市令。太府卿に屬す、秩六百石。
- 【九】尙書金倉都令史。金部倉部都令史なり。
- 【七】汲引。人を推擧するをいふ。水を汲む者繩を引きて必ず上るを期す、人臣の相汲引すること亦猶ほ是のごとし。

數十倍。上大に悦び、益施文慶を以て人を知ると爲し、尤も親重せらる。小大の衆事、委任せざるは無し。轉た相(一)汲引し、珥貂蟬する者五十人。孔範自ら謂へらく、文武の才能、舉朝、及ぶもの莫しと。從容として上に白して曰はく、「外間の諸將、行伍より起り、匹夫の敵なるのみ。深見遠慮は、豈に其知る所ならんや」と。上、以て施文慶に問ふ。文慶、範を畏れ、亦以て然りと爲す。司馬申、復た之を贊す。是より、將帥微しく過失有れば、即ち其兵を奪ひ、文吏に分配す。任忠の部曲を奪ひ、以て範及び蔡徵に配す。是に由りて、文武、體を解き、以て覆滅するに至る。

- 【一】五禮。吉凶軍賓嘉なり。
- 【二】豐州。五代志に、建安郡(今の福建省建安道建甌縣)の界に、陳、閩州を置き、又、豐州を置く。
- 【三】章昭達は、高祖・世祖・高宗に歷事し、皆、戰功有り。
- 【四】大司徒は周の六官なり。王誼が大司徒に拜するは、隋主未だ禪を受けざる時なり。隋既に禪を受け、周の六官を改め、司徒は三公に列す。應に復た大の字を加ふべからず。
- 【五】王誼少きとき隋主と同じく學ぶ。

三年、春正月戊午朔、日、之を食する有り。隋主、禮部尙書牛弘に命じ、(二)五禮を脩めしめ、百卷を勅成す。戊辰、詔して新禮を行ふ。三月戊午、隋、尙書左僕射高穎を以て左領軍大將軍と爲す。(三)豐州の刺史章大實は、(四)昭達の子なり。州に在りて貪縱なり。朝廷、太僕卿李暈を以て之に代らしむ。暈將に至らんとす。辛酉、大實襲うて暈を殺し、兵を擧げて反す。隋の(五)大司徒鄧公王誼、(六)隋主と舊有り。其子、帝の女蘭陵公主に尙す。帝、之を待つこと、恩禮

稍薄し。誼頗る怨望す。或るひと告ぐ、「誼自ら言ふ、名、圖讖に應じ、相表當に王たるべしと。」公卿、誼を奏す、「大逆不道なり」と。夏四月壬寅、誼に死を賜ふ。

戊申、(五)隋主、長安に還る。

章大寶、其將楊通を遣はし、(七)建安を攻む。克たず。臺軍將に至らんとし、大寶、衆潰え、逃れて山に入る。追兵の擒にする所と爲り、三族を夷げらる。

隋の度支尙書長孫平、奏す、「民間をして、毎秋、家ごとに粟麥一石以下を出さしめ、貧富をもて差を爲し、之を當社に儲へ、社司に委ねて檢校せしめ、以て凶年に備へん」と。名づけて義倉と曰ふ。隋主、之に従ふ。五月甲申、初めて郡縣に詔して義倉を置かしむ。時に民間、多く妄に

(八)老小を稱し、以て賦役を免る。山東、(九)北齊の弊政を承け、戸口租調、姦僞尤も多し。隋主、州縣に命じて、大索、貌閱せしめ、戸口、實ならざる者は、(一〇)里正黨長遠く配し、大功以下は、皆、籍を析たしめ、以て容隱を防ぐ。是に於て

(一) 計帳、新附一百六十四萬餘口を得たり。高頴、(二) 輸籍法を爲り、徧く諸州に下さんと請ふ。帝、之に従ふ。是より、姦、容るる所無し。諸州の調物、毎歲、河南は潼關より、河北は蒲坂より、長安に輸る者、路に相屬き、晝夜絶えざる者數月。

梁主、殂す。諡して孝明皇帝と曰ひ、廟を世宗と號す。世宗、孝慈儉約にして、境内、之に安んず。太子琮、位を嗣ぐ。

初め突厥の阿波可汗、既に沙鉢略と(三)隙有り。阿波浸く疆く、東は(四)都斤に距り、西は金山を越え、龜茲・鐵勒・伊吾及び西域の諸胡、悉く之に附く。(五)西突厥と號す。隋主、亦、上大將軍元契を遣はし、阿波に使せしめ、以て之を撫す。

秋七月、庚申、散騎常侍王話等を遣はし、隋に聘せしむ。突厥の沙鉢略、(六)既に達頭の困しむる所と爲り、(七)又、契丹を畏れ、使を遣はして急を隋に告げ、部落を將ゐて漠南に度り、白道川に寄居せんと請ふ。隋主、之を許す。(八)晉王廣に命じ、兵を以て

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

陳長城公至德三年

之を援けしめ、給するに衣食を以てし、之に車服鼓吹を賜ふ。沙鉢略(二)因つて西して阿波を撃ち、之を破る。而るに阿拔國、虚に乗じて其妻子を掠む。官軍爲めに阿拔を撃ち、之を敗り、獲る所悉く沙鉢略に與ふ。沙鉢略大に喜び、乃ち約を立て、積を以て界と爲し、因つて上表して曰はく、「天に二日無く、土に二王無し。大隋皇帝は眞の皇帝なり。豈に敢て兵を阻み險を恃み、名號を偷竊せんや。今、淳風を感慕し、心を有道に歸し、膝を屈して稽顙し、永く藩附と爲らん」と。其子庫合眞を遣はして入朝せしむ。八月丙戌、庫合眞、長安に至る。隋主、詔を下して曰はく、「沙鉢略、往には與に和すと雖も、猶ほ是れ二國なり。今、君臣と作り、便ち一體と成る」と。因つて命じて郊廟に肅告し、普く遠近に頒たしむ。凡そ沙鉢略に詔を賜ふには、其名を稱せず。(三)庫合眞を内殿に宴し、引きて皇后に見えしめ、賞勞甚だ厚し。沙鉢略大に悦ぶ。是より、歲時貢獻すること絶えず。

九月、將軍湛文徹、隋の和州を侵す。隋の儀同三司費寶首、撃ちて之を擒にす。

丙子、隋の使李若等來聘す。

冬十月壬辰、隋、上柱國楊素を以て(三)信州の總管と爲す。

初め北地の傳綽、庶子を以て、上に東宮に事ふ。位に即くに及び、祕書

梁、信州を置くと。隋、楊素を永安に置き、將に之をして舟師を爲して以て陳を伐たしめんとするなり。

【二】胡三省曰はく、突厥、諸夏を馮陵し、周、齊、體を屈して之に結ぶ。今、沙鉢略、表を奉じて臣と稱し、子を遣はして入覲せしむ。隋主、之を郊廟に告げ、之を臣庶に布くは、其事を大とするなり。之を内殿に宴するは之を親しむなりと。

【三】五代志に、巴東郡(今の四川省東川道奉節縣東北)に、

監・右衛將軍・兼中書通事舍人に遷る。才を負み氣を使ふ。人多く之を怨む。施文慶、沈客卿、共に綽を譖す、「高麗の使の金を受く」と。上、綽を收めて獄に下す。綽、獄中に於て上書して曰はく、「夫れ人に君たる者は、上帝に恭事し、下民を子愛し、嗜欲を省き、諂佞を遠ざけ、未明に衣を求め、日汗くるまで食を忘る。是を以て、澤、區宇に被り、慶、子孫に流る。陛下頃來、酒色、度に過ぎ、郊廟大神に虔ます、専ら(三)淫昏の鬼に媚び、小人、側に在り、宦豎、權を弄し、忠直を惡むこと仇讎の若く、生民を視ること草芥の如く、後宮、綺繡を曳き、廐馬、菽粟を餘し、百姓流離し、殍尸、野を蔽ひ、貨賄公行し、帑藏損耗し、神怒り民怨み、衆叛き親離る。臣恐る、東南の王氣斯れよりして盡きんことを」と。書奏す。上、大に怒る。之を頃くして、意稍解け、使を遣はして綽に謂つて曰はしむ、「我、卿を赦さんと欲す。卿、能く過を改むるや不や」と。對へて曰はく、「臣が心は面の如し。臣が面改む可くば、則ち臣が心改む可からん」と。上益怒り、宦者李善慶をして其事を窮治せしめ、遂に死を獄中に賜ふ。上、郊祀に當る毎に、常に疾と稱して行かず。故に綽の言、之に及ぶ。是歲、梁の大將軍戚昕、舟師を以て(四)公安を襲ふ。克たずして還る。隋主、梁主の叔父太尉吳王岑を徵し、入朝せしめ、大將軍に拜し、懷義公に封す。因つて留めて遣らず。復た(五)江陵總管を

陳長城公至德三年

三四三

置き、以て之を監す。梁の大將軍許世武、密に城を以て荊州の刺史。宜黃侯慧紀を召す。謀泄れ、

梁主、之を殺す。慧紀は高祖の從孫なり。隋主、司農少卿崔仲方をして、丁三萬を發し、朔方・靈武に於て長城を築かしむ。東は河に距り、西は綏州に至り、綿歷七百里、以て胡寇を遏む。

四年、春正月、梁、廣運と改元す。

甲子、党項羌、降を隋に請ふ。

庚午、隋、曆を突厥に頒つ。

二月、隋、始めて刺史。上佐をして、歲暮毎に、更に入朝し、考課を上らしむ。

丁亥、隋復た崔仲方をして、丁十五萬を發し、朔方以東の緣邊の險要に於て、數十城を築かしむ。

丙申、皇弟叔謨を立てて巴東王と爲し、叔顯を臨江王と爲し、叔坦を新會王と爲し、叔隆を新寧王と爲す。

庚子、隋・大赦す。

三月、己未、洛陽の男子高德・上書し、隋主に、太上皇と爲り、位を皇太子に傳へんことを請ふ。帝曰はく、『朕、天命を承け、蒼生を撫育す。日旰くまで孜孜たるも、猶ほ逮ばざらんことを恐る。豈に近代の帝王の、位を子に傳へ、自ら逸樂を求むる者に效はんや』と。

夏四月己亥、周儒等を遣はして隋に聘せしむ。

五月丁巳、皇子莊を立てて會稽王と爲す。

秋八月、隋、散騎常侍裴豪等を遣はして來聘せしむ。

戊申、隋の申の明公李穆・卒す。葬るに殊禮を以てす。

閏月丁卯、隋の太子勇、洛陽に鎮す。

隋の上柱國鄴公梁士彥、尉遲迥を討ち、當る所必ず破り、迥に代りて相州の刺史と爲る。隋主、之を忌み、召して長安に還らしむ。上柱國杞公宇文忻、隋主と、少きとき相厚し。善く兵を用ひ、威名有り。隋主、亦之を忌み、讒を以て官を去る。柱國舒公劉昉と、皆、疎遠せらる。閑居、事無く、頗る怨望を懷き、

數、相往來し、陰に不軌を謀る。忻、士彥をして蒲州に於て兵を起さしめ、己内應を爲さんと欲す。士彥の甥裴通、其謀に預り、而して之を告ぐ。帝、其事を隠し、士彥を以て晉州の刺史と爲し、

【云】宜黃。今の江西省豫章道宜黃縣。

【三】五代志に、雕陰郡に、西魏、綏州を置くと。今の陝西省榆林道綏德縣。

【一】党項羌。部落の名、漢の西羌の別種。古の析支の地に居る。今の青海の大積石山及び甘肅省の西寧・貴德等の處に在り。

【二】曆を頒つ。即ち正朔を稟受するなり。

【三】上佐。長史・司馬を謂ふ。

【四】五代志に、歷陽郡烏江縣を、陳、臨江郡と爲す。南海郡新會縣に、舊、新會郡を置く。信安郡新興縣に、梁、新寧郡を置くと。

【五】近代の帝王云云。齊の武帝・周の天元に效はざるを言ふ。

【六】事、一百七十四卷高宗太建十二年に見ゆ。

【七】忻、右領軍大將軍たり。

【八】蒲州。蒲阪は河津の要にして、長安を去ること三百餘里。

【九】晉州は平陽、武を用ふるの地なり。周齊兵争するや、以て重鎮と爲す。

其意を觀んと欲す。士彦、欣然として昉等に謂つて曰はく、「天なり」と。又、儀同三司薛摩兒を長史と爲さんと請ふ。帝、亦之を許す。後、公卿と與に朝謁す。帝、左右をして、士彦、忻、昉を行間に執へしめ、之を詰る。初の猶ほ伏せず。薛摩兒を捕へ、適 至る。之に命じて 庭對せしむ。摩兒具に始末を論ず。士彦、色を失ひ、顧みて摩兒に謂つて曰はく、「汝、我を殺す」と。丙子、士彦、忻、昉、皆、誅に伏す。叔姪兄弟、死を免して名を除かる。九月辛巳、隋主、素服し、射殿に臨み、百官に命じて、三家の資物を射しめ、以て誠と爲す。

冬十月己酉、隋、兵部尚書楊尚希を以て禮部尚書と爲す。隋主、毎旦、朝に臨み、日昃くまで倦まず。尚希諫めて曰はく、「周の文王は、憂勤を以て壽を損し、武王は、安樂を以て年を延ぶ。願はくは陛下、大綱を擧げ、成を幸輔を責めよ。繁碎の務は、人主の宜しく親らすべき所に非ざるなり」と。帝、之を善しとすれども、從ふ能はず。

癸丑、隋、山南道行臺を襄州に置き、秦王俊を以て尚書令と爲す。俊の妃崔氏、男を生む。隋主喜び、羣官に頒賜す。直祕書内省 博陵

- 【一〇】 庭對。殿庭に於いて面のあたり其事を質すなり。
- 【一一】 士彦、忻、昉の三人は、皆隋主と舊有り、又、翼戴の功有り、而るに不軌を爲さんと謀る、故に之が爲めに素服し、而して又以て百官を誡む。
- 【一二】 鄭玄、禮記を注して是言有り。
- 【一三】 襄州は襄陽に治す。其地、長安の南山の南に在り。
- 【一四】 直祕書内省。曹魏の藏書は祕書中外三閣に在り。是時、祕書、已に内外の分有り。隋氏、獻書の路を開き、天下の工書の士を召し、殘缺を補綴せしめ、正副二本を爲り、宮中に藏む。其餘は、以て祕書内外の閣に實たす。故に直祕書内省の官を置く。
- 【一五】 博陵。郡の名。今の直隸省保定道定縣。

の李文博、家素より貧なり。人往きて之を賀す。文博曰はく、「賞罰の設は、功過の存する所なり。今、王妃、男を生むは、羣官に於て何事ぞや。乃ち妄に賞を受くるなり」と。聞く者、之を愧ぶ。

癸亥、尚書僕射江總を以て尚書令と爲し、吏部尚書謝仙を僕射と爲す。十一月己卯、大赦す。

吐谷渾の可汗、夸呂、位に在ること百年。屢、喜怒に因り、太子を廢殺す。後太子懼れ、夸呂を執

へて降らんと謀り、兵を隋の邊吏に請ふ。秦州總管、河間王弘、兵を以て之に應せんと請ふ。隋主許さず。太子、謀、洩れ、夸呂の殺す所と爲る。復た其少子暹王訶を立てて太子と爲す。【一】 疊州の刺史杜榮、其疊に因りて之を討たんと請ふ。隋主、又、許さず。是歲、暹王訶、復た誅を懼れ、部落萬五千戸を帥りて隋に降らんと謀り、使を遣はし關に詣り、兵をもて之を迎へんことを請ふ。隋主曰はく、「渾賊の風俗は、特だ人倫に異なり。父既に慈ならず、子復た孝ならず。朕、徳を以て人に訓ふ。何ぞ其惡逆を成す有らんや」と。乃ち使者に謂つて曰はく、「父、過失有れば、子當に諫争すべし。豈に潛に非法を謀り、不孝の名を受く可けんや。溥天の下は、皆朕が臣妾なり。各、善事を爲せば、即ち朕が心に稱ふ。暹王既に朕に歸せんと欲す。唯だ暹王に、臣子たるの法を教へ、遠く兵馬を遣はし、惡事を爲すを助く可からず」と。暹王訶乃ち止む。

- 【一】 疊州。今の甘肅省蘭山道臨潭縣邊外南二百里。
- 【二】 夸呂。隋唐の吐谷渾傳には呂夸に作る。
- 【三】 河間王弘は隋主の從祖弟。

(一) 禎明元年、春正月戊寅、大赦し、改元す。

癸巳、隋主、太廟に享す。

乙未、隋・制して、諸州、歲ごとに士三人を貢せしむ。

二月丁巳、隋主、日に東郊に朝す。

兼散騎常侍王亨等を遣はして隋に聘せしむ。

隋、丁男十萬餘人を發して、長城を修めしめ、二旬にして罷む。夏四月、

楊州に於て山陽の瀆を開き、以て運を通す。

突厥の沙鉢略可汗、其子を遣はして隋に入貢せしめ、因つて、恆代の

間に獵せんと請ふ。隋主、之を許す。仍ほ人を遣はし、賜ふに酒食を以て

す。沙鉢略、部落を帥ゐ、再拜して賜を受く。沙鉢略尋いで卒す。隋、之

が爲めに朝を廢すること三日。太常を遣はして弔祭せしむ。初め沙鉢略、

其子雍虞閭が懦弱なるを以て、遺令して、其弟 葉護處羅侯を立てしむ。

雍虞閭、使を遣はし、處羅侯を迎へ、將に之を立てんとす。處羅侯曰はく、

「我が突厥、木杆可汗より以來、多く弟を以て兄に代り、庶を以て嫡

を奪ひ、先祖の法を失ひ、相敬畏せず。汝當に位を嗣ぐべし。我、汝を

【一】 禎明元年。西紀元五八七年。

【二】 楊州。廣陵に治す。山陽縣、これに屬す。隋、山陽の瀆を開くは、將に以て陳を伐たんとするなり。

【三】 瀆。大なる溝。

【四】 恆代。拓拔氏始めて平城に都し、建てて代都と爲し、司州及び代都尹を置く。後、洛陽に還るや、司州を改めて恆州と爲す。故に恆代といふ。

【五】 葉護。突厥の達官なり。

【六】 逸可汗、其子を捨てて木杆を立て、木杆、其子を捨てて佗鉢を立て。佗鉢卒し、攝圖・大邏便、遂に國を争ふに至る。事竝に前に見ゆ。

【七】 大邏便が菴羅を嘗辱し、又、沙鉢略と敵と爲り、達頭、又、從つて之を助くるを謂ふ。

拜するを憚らず」と。雍虞閭曰はく、「叔と我が父とは、根を共にし體を連ぬ。我は枝葉なり。豈に根本をして反つて枝葉に従ひ、叔父をして卑幼に屈せしむ可けんや。且つ亡父の命なり。何ぞ廢す可けんや。願はくは叔、疑ふ勿れ」と。使を遣はして相讓る者五六たび。處羅侯竟に立つ。是を莫何可汗と爲す。雍虞閭を以て葉護と爲す。使を遣はし、上表して狀を言ふ。隋、車騎將軍長孫晟をして、節を持して、之を拜せしめ、賜ふに鼓吹幡旗を以てす。莫何は、勇にして謀有り。隋の賜ふ所の旗鼓を以て、西して阿波を撃つ。阿波の衆、以爲へらく、隋の兵の之を助くるを得たりと。多く風を望んで降附す。遂に阿波を生擒す。(九) 上書して、其死生の命を請ふ。隋主、其議を下す。樂安公元諧、彼に就きて梟首せんと請ふ。(一〇) 武陽公李充、生きながら取りて入朝せしめ、顯かに戮して以て百姓に示さんと請ふ。隋主、長孫晟に謂ふ、「卿に於ては何如」と。晟對へて曰はく、「若し突厥、背誕せば、須く之を齊ふるに刑を以てすべし。今、其昆弟、自ら相夷滅す。阿波の惡は、國家に負くに非ず。其の困窮せるに因り、取りて戮を爲さば、恐らくは遠きを招くの道に非ざらん。兩つながら之を存するに如かず」と。左僕射高穎曰はく、「骨肉相殘ふは、教の蠹なり。宜しく存養して以て寛大を示すべし」と。隋主、之に従ふ。

甲戌、隋、兼散騎常侍楊同等を遣はして來聘せしむ。

五月乙亥朔、日、之を食する有り。

秋七月己丑、隋の衛の昭王爽・卒す。

八月、隋主、梁主を徵して入朝せしむ。梁主、其羣臣二百餘人を帥ゐて、

江陵を發す。庚申、長安に至る。隋主、梁主が外に在るを以て、武郷公崔

弘度を遣はし、兵を將ゐて江陵に成せしむ。軍、(三)都州に至る。梁主の

叔父太傅安平王巖・弟荊州の刺史義興王瓛等、弘度が之を襲はんことを恐

れ、乙丑、其都官尙書沈君公を遣はし、荊州の刺史宜黃侯慧紀に詣り、降

らんと請はしむ。九月庚寅、慧紀、兵を引ゐ、江陵城下に至る。辛卯、

嚴等、文武の男女十萬口を驅りて來奔す。隋主、之を聞き、(三)梁國を廢

し、尙書左僕射高頌を遣はし、遺民を安集せしむ。梁の中宗・世宗に、各

守冢十戸を給し。梁主琮を柱國に拜し、爵莒公を賜ふ。

甲午、大赦す。

冬十月庚申、隋主、同州に如く。癸亥、蒲州に如く。

十一月丙子、蕭巖を以て開府儀同三司、(四)東揚州の刺史と爲し、蕭瓛を吳州の刺史と爲す。

丁亥、豫章王叔英を以て司徒を兼ねしむ。

甲午、隋主、(五)馮翊に如き、親ら故社を祠る。戊戌、長安に還る。是行や、内史令李德林、疾を以

て。從はず。隋主、同州より、敕書して之を(六)追ひ、與に陳を伐つ計を議す。還るに及び、帝、馬

上に鞭を擧げ南に指して曰はく、『陳を平ぐるの日を待ち、七寶を以て公を裝嚴し、(七)山より以東に

公に及ぶ者無からしめん』と。

初め隋主、禪を受けて以來、陳と鄰好甚だ篤し。陳の(八)諜を獲る毎に、

皆衣馬を給し、禮して之を遣る。而るに高宗猶ほ侵掠を禁せず。故に太建

の末、隋の師入寇す。會、高宗、殂す。隋主、(九)即ち命じて師を班し、使を

遣はし赴き弔せしめ、書に姓名頓首と稱す。帝、之に答ふること益、驕る。

書末に云ふ、『想ふに、彼の統内、宜しきが如し。此宇宙清泰なり』と。隋

主、悦ばず、以て朝臣に示す。上柱國楊素、以爲へらく、主辱めらるれ

ば臣死すと。再拜して罪を請ふ。隋主、陳を取るの策を高頌に問ふ。對へて曰はく、『江北は地寒く、

田收差晚し。江南は水田早く熟す。彼の收穫の際を量りて、微しく土馬を徵し、『掩襲す』と聲言せ

ば、彼必ず兵を屯して守禦せん。其農時を廢するを得るに足らん。彼既に兵を聚めば、我便ち甲を解

かん。再三此の若くせば、彼以て常と爲さん。後更に兵を集むとも、彼必ず信せざらん。猶豫するの

【三】都州。隋に都州無し。蕭
 琮傳に都州に作る、當に之に
 從ふべし。五代志に、竟陵郡
 樂鄉縣(今の湖北省襄陽道荊
 門縣の北九十里)に、西魏、
 都州を置く。又、南郡紫陵縣
 (今の湖北省荆南道江陵縣の
 東)に、梁、都州を置く。

【四】梁の敬帝の紹泰元年、後
 梁の中宗、帝位に即く。三主、
 三十三年を更て亡ぶ。

【五】五代志に、會稽郡に、梁、
 東揚州を置き、吳郡に、陳、
 吳州を置く。

【一】隋主は馮翊に生る。

【二】追。召すなり。

【三】山より以東云云。將に之
 を顯貴して、等輩を出でしめ
 んとするを言ふ。李德林は山
 東の人。

【四】諜。間諜なり。

【五】事、前卷太建十四年に見
 ゆ。

頃、我乃ち師を濟さん。(三〇)陸に登りて戦はば、兵氣益倍せん。又、江南は土薄く、舎に茅竹多く、有る所の儲積、皆、地窖に非ず。若し密に行人を遣はし、風に因りて火を縦ち、彼の修立するを待ち、復た更に之を焼かば、數年を出でずして、自ら財力俱に盡く可からん」と。隋主、其策を用ふ。陳人始めて困む。是に於て、楊素・賀若弼及び光州の刺史高勸・虢州の刺史崔仲方等、争うて江南を平ぐるの策を獻す。仲方・上書して曰はく、「今唯だ須く武昌以下・蘄・和・淠・方・吳・海等の州に、更に精兵を帖し、密に度計を營み、益・信・襄・荆・基・郢等の州は、速かに舟楫を造り、多く形勢を張り、水戦の具を爲るべし。(三二)蜀漢の二江は、是れ其上流、水路の衝要にして、必ず争ふの所なり。賊、(三三)流頭・荆門・延洲・公安・巴陵・隱磯・夏首・蘄口・溢城に於て船を置く。雖も、然も終に漢口・峽口に聚まり、水戦を以て大決せん。若し賊必ず上流に軍有るを以て、精兵をして赴き援けしめば、下流の諸將、

【一〇】師を濟す。兵を擧げて江を濟るをいふ。
 【一一】兵既に陸に登り、後に大江を限とせば、士、反顧の心無く、必死の志有り、其氣益倍せん。
 【一二】五代志に、弋陽郡に、梁光州を置く。弘農郡に、隋、虢州を置く。
 【一三】武昌は、陳、郡と爲す、隋、陳を平げて縣と爲す。江夏郡に屬す。蘄州は今の湖北省江漢道蘄春縣。和州は今の安徽省安慶道和縣。滁州は今の安徽省淮河道滁縣。方州は今の江蘇省金陵道六合縣。吳州は今の江蘇省淮揚道江都縣。海州は今の江蘇省徐海道東海灌雲二縣の地。
 【一四】帖。添ふる也。
 【一五】益州は蜀郡。信州は巴東郡。襄州は襄陽郡。荊州は南郡。基州は竟陵郡。郢州は南郡。基州は竟陵郡。豐鄉縣。郢州は竟陵郡。
 【一六】蜀漢の二江云云。蜀江は三峽を出て、南郡を過ぎ、漢江は襄陽・竟陵・沔陽を過ぎ、二江合流す。東南に國する者は、二江は其上流なり。
 【一七】流頭云云。水經注に、江水、夷陵を過ぎて東して流頭灘に至る、又、西陵峽を出て

即ち須く便を擇びて横度すべし。如し衆を擁して自ら衛らば、(三〇)上江の諸軍、鼓行して以て前まん。彼、九江五湖の險を恃むと雖も、徳に非ざれば、以て固と爲す無く、徒らに三吳百越の兵有りと雖も、恩に非ざれば、自ら立つ能はじ」と。隋主、仲方を以て基州の刺史と爲す。蕭巖等の降を受くるに及び、隋主益忿り、高頴に謂つて曰はく、「我、民の父母と爲り、豈に一衣帶水を限りて之を拯はざる可けんや」と。命じて大に戰船を作らしむ。人、之を密にせんと請ふ。隋主曰はく、「吾將に顯かに天誅を行はんとす。何の密にすることか之れ有らん」と。其、栢を江に投せしめ、曰はく、「若し彼懼れて能く改めば、吾復た何をか求めん」と。楊素、永安に在り。大艦を造り、名づけて五牙と曰ふ。上に樓五層を起し、高さ百餘尺、左右前後に、六拍竿を置く。竝に高さ五十尺、戰士八百人を容る。次を黃龍と曰ふ。兵百人を置く。自餘は、平乗の舳艫にして、各等差有り。晋州の刺史皇甫績、將に官に之かんとし、稽首して、陳に三つの滅ぶ可きこと有

て東して荆門・虎牙の間を歴。荆門の下を延洲と爲す。又、東して南郡を過ぎて東し、右油口と合す、之を油口と謂ふ。油口は即ち公安なり。又、東して長沙下雋縣を過ぎ、北して湘水と會し、匯して洞庭と爲りて、巴陵を得。又東して彭城磯に至る。磯、北のかた隱磯に對す。夏首は即ち夏口、夏水の江に入るを以て名を得たり。江水、又東して蘄春縣を過ぎ、蘄水と會す、之を蘄口と謂ふ。又東して尋陽に至りて溢浦を得、溢城有り。皆沿江の要害の地なりと。
 【一八】漢口。即ち夏口。
 【一九】峽口。西陵の峽口。
 【二〇】上江の諸軍。蜀江漢江より流に順つて東下する軍をいふ。
 【二一】栢。斫りたる木札なり。
 【二二】永安。蜀の先主、秭歸に敗れ、退きて白帝に還り、永安宮を起してこれに居る。故に巴東に永安の名有り。
 【二三】拍竿は之を發して以て敵船を拍つもの。
 【二四】官に之く。往いて官事に服するなり。

るを言ふ。帝、其状を問ふ。曰はく、「大、小を呑む、一なり。有道を以て無道を伐つ、二なり。叛臣蕭巖を納れ、我に於て詞有り、三なり。陛下若し將に命じ師を出さば、臣願はくは絲髮の效を展べん」と。隋主、勞うて之を遣る。時に江南、妖異特に衆し。臨平湖、草久しく塞がる。忽然として自ら開く。帝、之を惡み、乃ち自ら佛寺に賣りて奴と爲り、以て之を厭す。又、建康に於て大皇寺を造り、七級の浮圖を起す。未だ畢らざるに、火、中より起りて之を焚く。吳興の章華、學を好み、善く文を屬す。朝臣、華が素より〔三〕伐閼無きを以て、競うて之を排誣し、太市令に除す。華、鬱鬱として志を得ず、上書して極諫す。略に曰はく、「昔、高祖、南は百越を平げ、北は逆虜を誅し、世祖、東は吳會を定め、西は王琳を破り、高宗、淮南を克復し、地を辟くこと千里。三祖の功、勤も亦至れり。陛下、位に即き、今に于て五年、先帝の艱難を思はず、天命の畏る可きを知らず、嬖寵に溺れ、酒色に惑ひ、〔四〕七廟を祠るには出でず、〔五〕三妃を拜するには軒に臨み、老臣宿將は、之を草莽に棄て、諂佞讒邪は、之を朝廷に升す。今、疆場日に蹙まり、隋の軍、境を壓す。陛下如し、政を改め張を易へずんば、臣、麋鹿の復た姑蘇に遊ぶ

【三五】 臨平湖。餘杭郡錢塘縣（今の浙江省錢塘道杭縣）に在り、此湖常に塞す。故老相傳ふ、湖開くときは天下平ぐと。
 【三六】 厭。厭勝なり。
 【三七】 伐閼。伐は積功なり、閼は經歷なり。
 【三八】 百越を平ぐ。盧子略・李賁・元景仲・蘭裕・蕭勃の亂を平げしをいふ。
 【三九】 逆虜。侯景をいふ。
 【四〇】 吳會を定む。杜龕・張彪を破りて斬りしをいふ。
 【四一】 王琳を破る事、一百六十八卷世祖天嘉元年に見ゆ。
 【四二】 淮南に克つ事、一百七十一卷太建五年に見ゆ。
 【四三】 天子には七廟あり、太祖の廟と三昭・三穆となり。

を見ん」と。帝、大に怒り、即日、之を斬る。

二年、春正月辛巳、皇子恹を立てて東陽王と爲し、恬を錢塘王と爲す。散騎常侍袁雅等を遣はして隋に聘せしむ。又、散騎常侍九江の周羅暉を遣はし、兵を將ゐて峽口に屯し、隋の〔三〕峽州を侵さしむ。三月甲戌、隋、兼散騎常侍程尙賢等を遣はして來聘せしむ。戊寅、隋主、詔を下して曰はく、「陳叔寶、〔四〕手掌の地に據り、〔五〕溪壑の欲を恣にし、閭閻を劫奪し、資産俱に竭き、内外を驅逼し、勞役すること已まず。奢を窮め侈を極め、晝をして夜と作らしめ、直言の客を斬り、無罪の家を滅し、天を欺き惡を造し、鬼を祭り恩を求め、粉黛を盛にして干戈を執り、羅綺を曳きて警蹕を呼ぶ。古より昏亂、能く比する或る罕なり。君子潛み逃れ、小人志を得、天災地孽、物怪人妖あり。衣冠口を鉗み、道路目を以てす。重ぬるに徳に背き言に違ひ、疆場を搖蕩するを以てし、晝伏し夜遊び、鼠竊狗盜す。天の覆ふ所、朕が臣に非ざる無し。聽覽に關する毎に、傷側を懷く有り。師を出し律を授け、機に應じ誅殄す可し。斯一舉に在り、永く吳越を清めん」と。又、璽書を送りて、帝の二十惡を暴す。仍ほ寫詔書三十萬紙を散

【四四】 三妃。龔・孔・張なり。
 【四五】 張を改め張を易ふ。董仲舒曰はく、之を琴瑟に譬ふるに、調はずんば必ず改め、而して更めて之を張り、乃ち鼓す可きなりと。
 【四六】 麋鹿の姑蘇に遊ぶ。伍子胥が吳王を諫むるの言を用ふ。
 【一】 九江。郡の名、江南の尋陽郡、江州の治所なり。今の江西省潯陽道九江縣。
 【二】 峽州。今の湖北省荊南道宜昌縣。
 【三】 手掌の地。地の小なるをいふ。
 【四】 溪壑の欲。溪壑は盈ち難し、故に以て喩と爲す。

じ、遍く(馬)江外に諭す。

太子胤、性聰敏にして文學を好む。然れども頗る過失有り。詹事袁憲、切に諫むれども、聽かず。時に沈后、寵無し。而して近侍左右、數、東宮に往來す。太子も亦數、人をして后の所に至らしむ。帝、其の怨望するを疑ひ、甚だ之を惡む。張・孔二貴妃、日夜、后及び太子の短を構成す。孔範の徒、又、外に於て之を助く。帝、張貴妃の子始安王深を立てて嗣と爲さんと欲し、嘗て從容として之を言ふ。吏部尚書蔡徵、旨に順ひて稱贊す。袁憲、色を厲まして之を折きて曰はく、「皇太子は、國家の儲副にして、億兆、心を宅く。卿は是れ何人ぞ、輕しく、廢立を言ふ」と。帝卒に徵の議に従ふ。夏六月庚子、太子胤を廢して吳興王と爲し、揚州の刺史始安王深を立てて太子と爲す。徵は(七)景歷の子なり。深も亦聰惠にして志操有り、容止儼然たり。左右近侍と雖も、未だ嘗て其の喜愠せるを見ず。帝、袁憲が嘗て胤を諫めしを聞き、即ち憲を用ひて尙書僕射と爲す。帝、沈后を遇すること素より薄し。張貴妃、後宮の政を専らにす。后、澹然として、未だ嘗て忌怨する所有らず。身、儉約に居り、衣服、錦繡の飾無し。唯だ經史及び釋典を尋閱するを事と爲す。數、上書して諫爭す。帝、之を廢して張貴妃を立てんと欲す。會、國亡び、果さず。

冬十月己亥、皇子蕃を立てて吳郡王と爲す。

- 【五】江外。中原、江南を以て江外と爲す。
- 【六】心を宅く。心を居くなり。
- 【七】蔡景歷は陳の高祖・世祖・高宗に歷事す。

己未、隋、淮南(八)行省を壽春に置き、晉王廣を以て尙書令と爲す。帝、兼散騎常侍王琬・兼通直散騎常侍許善心を遣はし、隋に聘せしむ。隋人、客館に留む。琬等屢、還らんと請へども、聽さず。甲子、隋、師を出すを以て(九)太廟に事有り、晉王廣・秦王俊・清河公楊素に命じて、皆行軍元帥と爲す。廣は(一〇)六合より出で、俊は(一一)襄陽より出で、素は(一二)永安より出で、荊州の刺史劉仁恩は(一三)江陵より出で、(一四)蕪州の刺史王世積は蕪春より出で、(一五)廬州の總管韓擒虎は廬江より出で、(一六)吳州の總管賀若弼は廣陵より出で、(一七)青州の總管弘農の燕榮は東海より出で、凡そ總管九十、兵五十一萬八千、皆、晉王の節度を受く。東は滄海に接し、西は巴蜀に距り、旌旗舟楫、數千里に横互す。左僕射高穎を以て晉王の元帥長史と爲し、右僕射王韶を司馬と爲し、軍中の事、皆、決を取る。區處支度、凝滯する所無し。十一月丁卯、隋主親ら將士を餞す。乙亥、(一八)定城に至り、師を陳して衆に誓ふ。

- 【八】行省。即ち行臺なり。
- 【九】太廟に事有り。太廟を祀るなり。
- 【一〇】六合。本、漢の堂邑縣の地、江左、秦郡及び尉氏縣を立つ。後周、秦郡を改めて六合郡と爲す。
- 【一一】襄陽。秦王俊、山南道行臺を以て襄陽に鎮す。今、襄陽より出でて漢口を指す。
- 【一二】永安。素、永安に鎮す。
- 【一三】江陵は荊州に治す。劉仁恩をして師を出して楊素に會して東に下らしむ。
- 【一四】蕪州は蕪春に治す。王世積をして師を出して蕪口より江津に臨ましむ。
- 【一五】廬州は廬江に治す。韓擒虎をして師を出して橫江より渡りて姑孰を攻めしむ。
- 【一六】吳州は廣陵に治す。賀若弼をして瓜州より江を渡りて京口を攻めしむ。
- 【一七】青州は益都に治す。東海郡は海州。此れ蓋し燕榮をして青州の師を以て胸山に出で、海を渡りて以て南沙を攻めしむるなり。
- 【一八】定城は潼關を去ること三十里、道を夾んで各、一城あり。

丙子、皇帝叔榮を立てて新昌王と爲し、叔匡を太原王と爲す。
隋主、河東に如く。十二月庚子、長安に還る。

突厥の莫何可汗、西して鄰國を撃ち、流矢に中りて卒す。國人、雍虞閭を立て、頡伽施多那都藍可汗と號す。

隋の軍、江に臨む。高頴、行臺吏部郎中薛道衡に謂つて曰はく、「今茲、大舉す。江東必ず克つ可

らんか」と。道衡曰はく、「之に克たん。嘗て聞く、(二五)郭璞、言へる有り、

「江東、分れ王たること三百年、復た中國と合す」と。(二六)今、此數將に周か

らんとす。一なり。主上は恭儉勤勞し、叔實は荒淫驕侈なり。二なり。國

の安危は、委任する所に在り。彼は江總を以て相と爲し、唯だ詩酒を事と

し、小人施文慶を抜き、委ぬるに政事を以てし、蕭摩訶、(二七)任蠻奴、大將

たれども、皆一夫の用なるのみ。三なり。我は道有りて大に、彼は徳無く

して小なり。其甲士を量るに、十萬に過ぎず。西は巫峽より、東は滄海に至る。之を分つときは則ち

勢懸たりて力弱く、之を聚むるときは則ち此を守りて彼を失ふ。四なり。席卷の勢、事、疑はれざ

るに在り」と。頴、忻然として曰はく、「君の言を得るに、成敗の理、人をして豁然たらしむ。本、才

學を以て相期す。意はざりき、籌略乃ち爾らんとは」と。秦王俊、諸軍を督して漢口に屯し、上流

【二五】郭璞。晉の人、數を知るの士なり。

【二六】晉の元帝、南渡し、王位に建康に即く。歲、丁丑に在り。是年、歲、戊申に在り。凡そ二百七十二年。

【二七】任蠻奴。即ち任忠。

の節度を爲す。詔して、散騎常侍周羅暉を以て、巴峽緣江の諸軍事を都督し、以て之を拒がしむ。

楊素、舟師を引きて三峽を下り、(二八)流頭灘に至る。將軍戚昕、青龍百餘艘を以て、狼尾灘を守る。地

勢險峭なり。隋人、之を患ふ。素曰はく、「勝負の大計は、此一舉に在り。若し晝日、船を下さば、彼、

我が虚實を見ん。灘流迅激にして、制、人に由らず。則ち吾、其便を失は

ん。如かず夜を以て之を掩はんには」と。素、親ら黃龍數千艘を帥る、枚

を衝みて下り、開府儀同三司王長襲を遣はし、歩卒を引きて、南岸より、

昕の別柵を撃たしめ、大將軍劉仁恩をして、甲騎を帥めて、北岸より、白

沙に趣かしむ。遲明にして至り、之を撃つ。昕、敗走す。悉く其衆を俘に

す。勞うて之を遣り、秋毫も犯さず。素、水軍を帥めて東に下る。舟艦、

江を被ひ、旌甲、日に耀く。素、平乗の大船に坐し、容貌雄偉なり。陳人、

之を望み、皆懼れて曰はく、「清河公は即ち江神なり」と。江濱の鎮戍、

隋の軍の將に至らんとするを聞き、相繼いで奏聞す。施文慶、沈客卿、竝に抑へて言はず。初め上、

(二九)蕭巖、蕭瓚が梁の宗室にして、衆を擁して來奔せるを以て、心に之を忌む。故に遠く其衆を散じ、

巖を以て東揚州の刺史と爲し、瓚を吳州の刺史と爲し、領軍任忠をして、出でて吳興郡に守たり、以

て二州を襟帶せしめ、南平王巖をして、江州に鎮せしめ、永嘉王彥をして南徐州に鎮せしむ。尋い

【二八】流頭灘・狼尾灘。水經注に、江水、流頭灘を過ぎ、又東して古の宜昌縣の北を逕、又東して狼尾灘を逕。其地猶ほ黃牛峽の西に在りと。狼尾灘は今の湖北省荊南道宜都縣の界に在り。

【二九】事、前年に見ゆ。

【三〇】江州は尋陽に治し、南徐州は京口に治し、皆、緣江の重鎮なり。

で二王を召し、明年の元會に赴かしめ、緣江の諸防の船艦に命じ、悉く二王に従つて都に還らしめ、威勢を爲し、以て梁人の來る者に示す。是に由りて、江中、一の鬪船無し。上流の諸州の兵、皆、楊素の軍に阻まれ、至るを得ず。(三) 湘州の刺史晉熙王叔文、職に在ること既に久しく、大に人の和を得たり。上、其の上流に據有するを以て、陰に之を忌む。自ら度るらく、素より羣臣と恩少し、恐らくは用を爲さざらん、任ず可き者無しと。乃ち施文慶を擢でて都督湘州の刺史と爲し、配するに精兵二千を以てし、西上せしめ、仍て叔文を徵して朝に還らしめんと欲す。文慶、深く其事を喜ぶ。然れども、外に出づるの後、事を執る者、己の短長を持せんことを懼れ、因つて其黨沈客卿を進め、以て自ら代らしむ。未だ發せざる間、二人共に機密を掌る。護軍將軍樊毅、僕射袁憲に言つて曰はく、「京口・采石は、俱に是れ要地なり。各銳兵五千を須ふ。并に(二五) 金翅二百を出し、江に縁うて上下し、以て防備を爲さん」と。憲及び驃騎將軍蕭摩訶、皆、以て然りと爲す。乃ち文武羣臣と共に議し、毅の策の如くせんと請ふ。施文慶、兵の己に従ふ無く、其(二七) 述職を廢せんことを恐れ、而して客卿、又、文慶が任に之かば、己權を専らにするを得んことを利とし、俱に朝に言ふ、(二六) 『必ず論議有らば、面陳を假らず。俱に文啓を作さば、即ち爲めに通奏せん』と。憲等、以て然りと爲す。二人、啓を齎

【二五】 湘州は長沙に治す。
 【二六】 金翅。船の名。
 【二七】 述職。孟子曰はく、諸侯、天子に朝するを述職と曰ふ。此は、出でて藩を守るを以て、述職と爲す。
 【二八】 若し必ず陳説する所有らば、面のあたり陳主に見えて之を言ふを須ひず、但だ文書來らば、便ち奏聞を爲さんと謂ふなり。

し、入りて帝に白して曰はく、「此は是れ常事なり。邊城の將帥、以て之に當るに足る。若し人船を出さば、必ず恐れて驚擾せん」と。隋の軍の江に臨むに及び、間諜驟至る。憲等、殷勤に奏請すること、再三に至る。文慶曰はく、(二九) 『元會將に逼らんとす。南郊の日、太子多く従へん。今若し兵を出さば、事便ち廢闕せん』と。帝曰はく、「今且く兵を出し、若し北邊、事無くば、因つて水軍を以て郊に従へんに、何爲れぞ不可ならん」と。又曰はく、「此の如くせば則ち聲鄰境に聞え、便ち國弱しと謂はん」と。(三〇) 後、又、貨を以て江總を動かす。總、内に之が爲めに遊説す。帝、其意に違ふを重る。而して羣官の請に迫られ、乃ち外に付して詳議せしむ。總、又、憲等を抑ふ。是に由りて、議久しく決せず。帝、從容として侍臣に謂つて曰はく、「王氣此に在り、(三一) 齊の兵三たび來り、(三二) 周の師再び來れども、摧敗せざるは無かりき。彼何爲る者ぞや」と。都官尚書孔範曰はく、「長江は天塹なり。古、以て(三三) 南北を限隔すと爲せり。今日、虜軍、豈に能く飛び度らんや。邊將、功勞と作さんと欲し、妄に事の急なるを言

【二九】 元會將に逼らんとす。陳、梁の制に仍り、間歲正月上辛を以て、天地を南北二郊に祀り、特牛一を用ふ。蓋し來年正月、當に此の禮を行ふべし、故に施文慶斯く云ふ。
 【三〇】 衆言雜進するの後、文慶、又、貨を以て江總を動かす、之をして己の説を助けしむ。
 【三一】 齊兵三たび來る。梁の敬帝紹泰元年、徐嗣徽、任約、齊の師を以て建康を襲うて石頭に據り、太平元年、復た采石を襲ひ破り、齊の蕭軌と同じく入寇し、建康に逼り、世祖天嘉元年、齊の將劉伯球、慕容恃德、玉琳を助けて蕪湖を下り、皆敗る。
 【三二】 周師再び來る。天嘉元年、獨孤盛、賀若敦、湘川に入り、臨海王光大元年、宇文直、元定、華皎を助け、皆敗る。
 【三三】 魏の文帝、吳を伐ち、江に臨み、江濤の洶湧たるを見、歎じて曰はく、固より天の以て南北を限る所なりと。

ふ。臣毎に官の卑しきを思ふ。虜若し江を度らば、臣定めて太尉公と作らん」と。或るひと妄に言ふ、『北軍の馬死す』と。範曰はく、『此は是れ我が馬なり。何爲れぞ死する』と。帝笑うて以て然りと爲す。故に深備を爲さず、伎を奏し酒を縦にし、詩を賦すること輟めず。

是歳、吐谷渾の裨王拓跋木彌、千餘家を以て隋に降らんと請ふ。隋主曰はく、『普天の下、皆是れ朕が臣なり。朕が撫育するや、俱に仁孝を存す。渾賊悖狂にして、妻子、怖を懷き、竝に歸化せんことを思ひ、自ら危亡を救はんとす。然れども、夫に叛き父に背くは、收納す可からず。又、其本意、正に自ら死を避くるなり。今若し違拒せば、又復た不仁なり。若し更に音信有らば、但だ宜しく慰撫し、其の自ら拔くに任すべし。兵を出して應接するを須ひず。其妹夫及び甥、來らんと欲せば、亦、其の意に任せん。勸誘するを勞せざるなり』と。河南王 移茲哀 卒す。隋主、其弟樹歸をして、襲ぎて其衆を統べしむ。

【三】我が馬云云。馬若し江を度らば、必ず北に歸る能はず、將に悉く我が有と爲らんとすとなり。大言するなり。
【四】伎。女樂なり。
【五】移茲哀が隋に降る事、前卷高宗太建十三年に見ゆ。

卷の第一百七十七

隋紀一

高祖 文皇帝上の上

開皇九年、春正月乙丑朔、陳主、羣臣を朝會す。大霧四に塞がり、人の鼻に入り、皆辛酸なり。陳主昏睡し、晡時に至りて乃ち寤む。是日、賀若弼、廣陵より、兵を引きて江を濟る。是より先、弼、老馬を以て多く陳の船を買うて之を匿し、弊船五六十艘を買うて瀆内に置く。陳人、之を覘ひ、以爲へらく、内國、船無しと。弼、又、緣江の防人を請うて、交代の際毎に、必ず廣陵に集まらしむ。是に於て大に旗幟を列ね、營幕、野を被ふ。陳人以爲へらく、隋の兵大に至ると。急に兵を發して備を爲す。既にして防人の交

【一】文帝。諱は堅、姓は楊氏、弘農郡華陰の人なり。漢の太尉震八代の孫、子元壽を生む。後魏の時、武川鎮の司馬と爲る。子孫因りて家す。元壽の玄孫忠、周の太祖に従つて義を關西に起し、寔に帝を生む。

【二】開皇九年。帝、陳の高宗の太建十三年を以て周の禪を受け、是年に至りて、陳を平げ、天下を混一す。通鑑、事を紀するに、乃ち開皇を以て年を繫く。西紀五八九年。

代するを知り、其衆復た散ず。後以て常と爲し、復た備を設けず。又、兵をして江に縁りて時に獵せしめ、人馬喧譟す。故に弼が江を濟るや、陳人、覺らず。韓擒虎、五百人を將りて、(五)横江より宵采石に濟る。守者皆醉ふ。遂に之に克つ。晉王廣、大軍を帥りて、(六)六合鎮桃葉山に屯す。丙寅、采石の戍主、徐子建、啓を馳せて變を告ぐ。丁卯、公卿を召し、入りて軍旅を議せしむ。戊辰、陳主、詔を下して曰はく、『犬羊陵縱し、郊畿を侵竊す。蜂蠆、毒有り、宜しく時に掃定すべし。朕、當に親ら六師を御し、八表を廓清すべし。内外竝に戒嚴す可し』と。驃騎將軍蕭摩訶、護軍將軍樊毅、中領軍魯廣達を以て、竝に都督と爲し、司空司馬消難、(七)湘州の刺史施文慶を、竝に大監軍と爲し、(八)南豫州の刺史樊猛を遣はし、舟師を帥りて、(九)白下に出でしめ、散騎常侍阜文奏をして、兵を將りて南豫州に鎮せしめ、重く賞格を立て、僧尼道士、盡く・役を執らしむ。庚午、賀若弼、攻めて京口を拔き、(一〇)南徐州の刺史黃恪を執ふ。弼、軍令嚴肅にして、秋毫も犯さず。軍士の・民間に於て酒を酤ふ者有れば、弼立ちどころに之を斬る。俘獲する所六千餘人。弼、皆、之を釋し、糧を給して勞遣し、付するに敕書を以てし、道を分ちて宣諭せしむ。是に於て、至る

- 【五】 横江浦は和州の界に在り。采石磯は、牛渚山下、江中に突出するの磯なり。
- 【六】 六合。江都郡六合縣、舊尉氏と曰ひ、秦郡を置く。後齊、秦州を置く。後周、州を改めて方州と曰ひ、郡を改めて六合と曰ふ。開皇の初、郡廢し、四年、尉氏を改めて六合と曰ふ。
- 【七】 去年冬、陳主、施文慶を擢でて湘州を督せしむ。未だ鎮に之くに及ばずして、隋の兵、江を渡る。
- 【八】 陳の南豫州は宣城に治す。時に徙りて姑孰に鎮す。
- 【九】 白下。故城は今の江蘇省金陵道江寧縣の北に在り。
- 【一〇】 南徐州。京口に治す。

所風靡す。樊猛、建康に在り、其子巡、南豫州の事を攝行す。辛未、韓擒虎、進みて姑孰を攻め、半日にして之を拔く。巡及び其家口を執ふ。阜文奏敗れ還る。江南の父老、素より擒虎の威信を聞き、軍門に來り謁する者、晝夜、絶えず。(一)魯廣達の子世眞、新蔡に在り、其弟世雄及び所部と與に、擒虎に降り、使を遣はして書を致し、廣達を招く。廣達時に建康に屯し、自ら劾して廷尉に詣り、罪を請ふ。陳主、之を慰勞し、黄金を加賜し、遣りて營に還らしむ。樊猛、左衛將軍蔣元遜と與に、青龍八十艘を將りて、白下に於て(二)遊奕し、以て六合の兵を禦ぐ。陳主、猛の妻子が隋の軍に在るを以て、異志有らんことを懼れ、鎮東大將軍任忠をして之に代らしめんと欲し、蕭摩訶をして徐に猛を諭さしむ。猛、悦ばず。陳主、其意を傷ふを重りて止む。是に於て、賀若弼は(三)北道より、韓擒虎は南道より、竝び進む。緣江の諸戍、風を望みて盡く走る。弼、兵を分ちて(四)曲阿の衝を斷ちて入る。陳主、司徒豫章王叔英に命じて朝堂に屯せしめ、蕭摩訶をして樂遊苑に屯せしめ、樊毅をして耆闍寺に屯せしめ、魯廣達をして白土岡に屯せしめ、忠武將軍孔範をして寶田寺に屯せしむ。己卯、任忠、吳興より入り赴き、仍て(五)朱雀

- 【一】 侯景の亂に、魯悉達、鄉人を糾合し、以て新蔡に保す。魯氏遂に世襲して以て陳に事ふ。
- 【二】 遊奕。巡弋の意。
- 【三】 京口は建康に於て北と爲し、姑孰は建康に於て南と爲す。
- 【四】 曲阿。本、雲陽、秦の時、人、其地に天子の氣有りと言ふ。始皇、北坑を鑿りて以て其勢を敗り、直道を截ちて阿曲せしむ。改めて曲阿と曰ふ、其地、武進丹徒二縣の間に在り。弼、兵を分ちて其衝を斷つは、三吳の兵入りて建康を救ひ其後を倚せんことを恐るればなり。
- 【五】 朱雀門。晉の孝武帝、朱雀門を建つ。上に兩銅雀あり、前は大航に直る、之を朱雀航と謂ふ。

門に屯す。辛巳、賀若弼進みて鍾山に據り、白土岡の東に頓す。晉王廣、總管杜彥を遣はし、韓擒虎と軍を合はせ、步騎二萬、(二六)新林に屯せしむ。新州の總管王世積、舟師を以て九江に出で、陳の將紀瓊を、(二七)蕲口に破る。陳人、大に駭き、降る者相繼ぐ。晉王廣、狀を上る。帝大に悦び、羣臣に宴賜す。時に建康の甲士、尙ほ十餘萬人。陳主、素より怯懦にして、(二八)軍士に達せず、唯だ日夜啼泣し、臺内の處分、一に以て施文慶に委ぬ。文慶、既に諸將の己を疾むを知り、其の功有らんことを恐れ、乃ち奏して曰はく、『此輩怏怏として、素より官に伏せず。此事機に迫り、那ぞ専ら信す可けんや』と。是に由りて、諸將凡そ啓請する有れば、率ね皆行はれず。賀若弼が京口を攻むるや、蕭摩訶、兵を將ゐて逆へ戦はんと請ふ。陳主、許さず。弼が鍾山に至るに及び、摩訶又曰はく、『弼、懸軍深く入り、壘塹未だ堅からず。兵を出して掩襲せば、以て必ず克つ可からん』と。又、許さず。陳主、摩訶・任忠を内殿に召し、軍事を議す。忠曰はく、『兵法に、『客は速戦を貴び、主は持重を貴ぶ』と。今、國家、兵足り食足る。宜しく固く臺城を守り、淮に緣りて柵を立て、北軍來ると雖も、與に交戦する勿く、兵を分ちて江路を斷ち、彼の(二九)信をして通ずるを得しむる無かるべし。臣に精兵一萬・金翅三百艘を給し、江を下りて徑に六合を掩はば、彼の大軍必ず其の度江の將士、已に俘獲せらる』と謂ひ、自然に氣を挫かん。淮南の土人、臣と舊相知悉す。今、臣が往くを聞

【二六】新林浦は建康城を去ること二十里、西、白鷺洲に直る。
 【二七】蕲口。蕲水の江に入るの口。
 【二八】士は讀んで事と曰ふ。
 【二九】信。使なり。

かば、必ず皆(三〇)景從せん。臣復た(三一)「徐州に往き彼の歸路を斷たんと欲す」と揚聲せば、則ち諸軍、撃たざるに自ら去らん。春水既に漲るを待ち、上江の(三二)周羅睺等の衆軍、必ず流に沿うて起き援けん。此れ良策なり』と。陳主、從ふ能はず。明日、焮然として曰はく、『兵久しく決せず。人をして腹煩はしむ。』(三四)蕭郎を呼びて一たび出でて之を撃たしむ可し』と。任忠、叩頭し、苦に『戦ふ勿れ』と請ふ。孔範又奏す、『請ふ一決を作さん。』(三五)當に官の爲めに石を燕然に勒すべし』と。陳主、之に従ふ。摩訶に謂つて曰はく、『公、我が爲めに一決す可し』と。摩訶曰はく、『從來の行陳は、國の爲め身の爲めにせり。今日の事は、兼ねて妻子の爲めにす』と。陳主、多く金帛を出して諸軍に(三六)賦し、以て賞に充つ。甲申、魯廣達をして白土岡に陳し、諸軍の南に居らしむ。任忠、之に次ぐ。樊毅・孔範、又之に次ぐ。蕭摩訶の軍最も北に在り。諸軍、南北、二十里に互り、首尾進退、相知らず。賀若弼、輕騎を將ゐて山に登り、衆軍を望見し、因つて馳せ下り、所部七總管楊牙、(三七)員明等と與に、甲士凡そ八千、陳を勒して以て之を待つ。陳主、蕭摩訶の妻に通ず。故に摩訶初めより戰意無し。唯だ魯廣達のみ、其徒を以て力戦し、弼と相當る。隋の師退き走る者數四。弼の麾下、死する者二百七十三人。弼、烟を縱ちて以て自ら隠れ、窺みて復た振ふ。陳の兵、人の頭を得れば、皆走

【三〇】景從。影の形に従ふが如きをいふ。
 【三一】徐州。彭沛の路なり。
 【三二】周羅睺、時に水軍を督して鄂漢に在り。
 【三三】焮然。忽ち動く貌。
 【三四】蕭郎。蕭摩訶をいふ。
 【三五】孔範、寶蓋が匈奴を破る事を以て自ら詭るなり。
 【三六】賦。分ち與ふるなり。
 【三七】員は姓、明は名。

りて陳主に獻じて賞を求む。弼、其の驕惰なるを知り、更に兵を引きて孔範に趣く。範の兵、暫く交はり即ち走る。陳の諸軍、之を顧み、騎卒亂れ潰え、復た止む可からず。死する者五千人。員明、蕭摩訶を擒にして弼に送る。弼、命じて牽きて之を斬らしむ。摩訶、顔色自若たり。弼、乃ち釋して之を禮す。任忠馳せて臺に入り、陳主に見え、敗状を言つて曰はく、「官、好く生まれ。臣、力を用ふる所無し」と。陳主、之に【二】金兩膝を與へ、人を募りて出でて戦はしむ。忠曰はく、「陛下、唯だ當に舟楫を具へ、【三】上流の衆軍に就くべし。臣、死を以て奉衛せん」と。陳主、之を信じ、忠に救して出でて部分せしめ、宮人をして裝束して以て之を待たしむ。其の久しく至らざるを怪しむ。時に韓擒虎、新林より軍を進む。忠已に數騎を帥る、迎へて石子岡に降る。領軍蔡徵、朱雀航を守る。擒虎が將に至らんとするを聞き、衆懼れて潰ゆ。忠、擒虎の軍を引き、直に朱雀門に入る。陳人、戦はんと欲す。忠、之を揮して曰はく、「老夫すら尚ほ降れり。【二】諸軍何事ぞ」と。衆皆散じ走る。是に於て城内の文武百司皆遁る。唯だ尚書僕射袁憲のみ殿中に在り。尚書令江總等數人、省中に居る。陳主、袁憲に謂つて曰はく、「我、從來、卿を接遇すること、餘人に勝らず。今日但だ以て追愧す。唯だ朕が徳無きみに非ず、亦是れ江東の衣冠道盡くるなり」と。陳主、遑遽し、將に避け匿れんとす。憲、色を正しうして曰はく、「北兵の入る、必ず、犯

【二】 交。交戦するなり。

【三】 好は宜なり。住は止なり。止まるが宜しとの意。

【四】 膝。繩を以て物を約するを膝と曰ふ。

【五】 周羅喉等に就くを謂ふ。

【六】 諸軍は一に諸君に作る。

す所無からん。大事此の如し。陛下去りて安にか之かんと欲する。臣願はくは、陛下、衣冠を正しうして正殿に御し、【一】梁の武帝が侯景を見るの故事に依れ」と。陳主、從はず、榻を下りて馳せ去り、曰はく、「鋒刃の下、未だ交、當る可からず。吾自ら計有り」と。宮人十餘を從へ、後堂の景陽殿を出で、將に自ら井に投せんとす。憲、苦に諫むれども、從はず。【二】後閤舍人夏侯公韻、身を以て井を蔽ふ。陳主與に爭ふ。之を久しうして乃ち入るを得たり。既にして軍人、井を窺ひ、之を呼べども應せず。石を下さんと欲す。乃ち叫聲を聞く。繩を以て之を引く。其の太だ重きに驚く。出づるに及びて、乃ち張貴妃・孔貴嬪と同じく束ねて上る。沈后、居處、常の如し。太子深、年十五。閤を閉ぢて坐す。【三】舍人孔伯魚、側に侍す。軍士、閤を叩きて入る。深、安坐し、之を勞うて曰はく、「戎旅、塗に在り。至つて勞せずや」と。軍士、咸、敬を致す。時に陳人の宗室王侯の・建康に在る者、百餘人。陳主、其の變を爲さんことを恐れ、皆、召し入れ、朝堂に屯せしめ、豫章王叔英をして之を總督せしめ、又陰に之が備を爲す。臺城守を失ふに及び、相帥りて出で降る。賀若弼、勝に乗じて樂遊苑に至る。魯廣達、猶ほ餘兵を督し、苦戦して息まず。殺獲する所數百人。會、日暮る。乃ち甲を解き、臺に面ひて再拜し慟哭し、衆に謂つて曰はく、「我が身、國を救ふ能はず、辜を負ふこと深し」と。士卒皆流涕歔歔す。遂に擒に就く。諸門衛皆走る。弼、夜、北

【一】 梁の武帝云云。事、一百六十二卷梁の武帝太清三年に見ゆ。

【二】 後閤舍人。蓋し殿中舍人の、後閤を守る者。

【三】 舍人。太子舍人なり。

掖門を燒きて入る。韓擒虎が已に陳叔寶を得たるを聞き、呼びて之を視る。叔寶・惶懼し、流汗股栗し、弼に向ひて再拜す。弼、之に謂つて曰はく、「小國の君は、大國の卿に當る。拜するは乃ち禮なり。入朝せば、歸命侯と作るを失はず。恐懼を勞する無れ」と。既にして功の韓擒虎の後に在るを恥ぢ、擒虎と相詢り、刃を挺きて出づ。蔡徵をして叔寶の爲めに降箋を作らしめ、命じて驟車に乗りて己に歸せしめんと欲す。事果さず。弼、叔寶を德教殿に置き、兵を以て衛守す。高頴先づ建康に入る。頴の子德弘、晉王廣の記室たり。廣、德弘をして、馳せて頴の所に詣らしめ、張麗華を留めしむ。頴曰はく、「昔、太公、面を蒙うて以て姐己を斬る。今豈に麗華を留む可けんや」と。乃ち之を青溪に斬る。德弘還り報ず。廣、色を變じて曰はく、「昔人云ふ、『德として報いざるは無し』と。我必ず、以て高公に報ゆる有らん」と。是に由りて頴を恨む。丙戌、晉王廣、建康に入り、施文慶は委を受けて、忠ならず、曲げて諂佞を爲し、以て耳目を蔽ひ、沈客卿は、賦を重くし劍を厚くし、以て其上を悦ばせ、大市令陽慧朝・刑法監徐析・尚書都令史暨慧と、皆、民の害を爲すを以て、石闕の下に斬り、以て三吳に謝し、高頴をして元帥府の記室表矩と與に、圖籍を收め、府庫を封せしめ、資財は一に取る所無し。天下、皆、廣を稱して以て賢と爲す。

- 【三〇】 歸命侯。孫皓、晉に降りて歸命侯に封ぜらる。
- 【三一】 詢。罵るなり。
- 【三二】 挺。抜くなり。
- 【三三】 記室。隋の制、諸王の記室參軍は錄事功曹の下に在り。
- 【三四】 姐己。有蘇氏の美女、殷紂、之を嬖す。周の武王、殷に勝ち、紂を殺し、并せて姐己を殺す。
- 【三五】 詩經大雅抑の篇の辭。

矩は讓之の弟の子なり。廣、賀若弼が期に先だちて決戦し、軍令に違へるを以て、收へて以て吏に屬す。上、驛にて之を召し、廣に詔して曰はく、「江表を平定せるは、弼と韓擒虎との力なり」と。物萬段を賜ひ、又、弼と擒虎とに詔を賜ひ、其功を美む。開府儀同三司王頴は僧辯の子なり。夜、陳の高祖の陵を發き、骨を焚き灰を取り、水に投じて之を舂み、既にして自ら縛し、鼻に晉王廣に歸す。廣、以て聞ず。上、命じて之を赦さしむ。詔して、陳の高祖・世祖・高宗の陵に、總て五戸を給し、分ちて之を守らしむ。上、使を遣はし、陳の亡へるを以て許善心に告ぐ。善心・衰服し、西階の下に號哭し、草を藉き、東向して坐すること三日。敕書して、善心・泣して、詔有り、館に就きて通直散騎常侍に拜し、衣一襲を賜ふ。善心、哭して哀を盡し、房に入りて服を改めて、復た出でて北面して立ち、泣を垂れ、再拜して詔を受く。明日乃ち朝し、伏して殿下に泣き、悲みて・興つ能はず。上、左右を顧みて曰はく、「我、陳國を平げ、唯だ此人を獲たり。既に能く其の舊君を懷ふ。即ち我の誠臣なり」と。敕して本官を以て門下省に直せしむ。陳の水軍都督周羅暉、郢州の刺史荀法尚と與に、江夏を守る。

- 【三六】 裴讓之は一百五十八卷梁の武帝大同四年に見ゆ。
- 【三七】 陵を發き云云。讐を報ゆるなり。陳の高祖が王僧辯を殺す事、一百六十六卷梁の敬帝紹泰元年に見ゆ。
- 【三八】 許善心云云。去年、陳、善心を遣はして來聘し、客館に留めて還さざる事、前卷に見ゆ。
- 【三九】 西階。賓階なり。
- 【四〇】 衰服し草を藉くは喪の禮なり。
- 【四一】 唱。生を弔ふを唱と曰ふ。
- 【四二】 衰服を改めて賜服を服す。
- 【四三】 江夏は陳の郢州の治所。

水陸十餘萬を督し、漢口に屯す。進むを得ず。相持して月を踰ゆ。陳の荊州刺史陳慧紀、南康の内史呂忠肅を遣はし、岐亭に屯し、巫峽に據らしむ。北岸に於て巖を鑿り、鐵鎖三條を綴り、上流を横截し、以て隋の船を遏む。忠肅、其私財を竭し、以て軍用に充つ。楊素、劉仁恩、兵を奮つて之を撃ち、四十餘戰す。忠肅、險を守り力爭す。隋の兵、死する者、五千餘人。陳人、盡く其鼻を取り、以て功賞を求む。既にして隋の師屢、捷ち、陳の士卒を獲、三たび之を縱つ。忠肅、柵を棄てて遁る。素、徐に其鎖を去る。忠肅復た荊門の延洲に據る。素、巴蠻千人を遣はし、五牙四艘に乗り、拍竿を以て其十餘艦を碎かしめ、遂に大に之を破り、甲士二千餘人を俘にす。忠肅僅に身を以て免る。陳の信州刺史顧覺、安蜀城に屯し、城を棄てて走る。陳慧紀、公安に屯し、悉く其儲蓄を燒き、兵を引きて東に下る。是に於て巴陵以東、復た城守する者無し。陳慧紀、將士三萬人、樓船千餘艘を帥る、江に沿うて下り、入りて建康を援けんと欲す。秦王俊の拒ぐ所と爲り、前むを得ず。是時、陳の晉熙王叔文、湘洲を罷め、還りて巴州に至る。慧紀、叔文を推して盟主と爲す。而るに叔文、已に巴州の刺史畢寶等を帥る、書を致して降を俊に請ふ。俊、使を遣はして之を迎勞せしむ。會、建康平ぐ。晉王廣、陳叔寶に命じ、手書して上江の諸將

【五〇】漢口。漢水の江に入るの口、即ち沔口なり。
 【五一】岐亭。西陵の峽口に在り。
 【五二】巴蠻。蠻は蠻なり。巴中に居る者を巴蠻と曰ふ。此れ水蠻の、舟を用ふるに習へる者なり。
 【五三】信州安蜀城。梁、信州を巴東に置く。西魏、之を取る。其地時に隋に屬す。故に陳の信州の刺史は安蜀城に屯す。
 【五四】公安。陳の荊州の治所。
 【五五】巴州は巴陵に治す。

を招かしめ、樊毅をして周羅暉に詣り、陳慧紀の子正業をして慧紀に詣り、指を諭さしむ。時に諸城、皆、甲を解く。羅暉、乃ち諸將と與に、大に臨すること三日、兵を放ちて散じ、然る後俊に詣りて降る。陳慧紀も亦降る。上江皆平ぐ。楊素下りて漢口に至り、俊と會す。王世積、蕪口に在り、陳已に亡びしを聞き、江南の諸郡に告諭す。是に於て江州の司馬黃德、城を棄てて走り、豫章諸郡の太守、皆世積に詣りて降る。癸巳、詔して、使者を遣はし、陳の州郡を巡撫せしむ。二月乙未、淮南の行臺省を廢す。

【五六】晉王廣、時に將に凱旋せんとするなり。
 【五七】武川。今の綏遠特別區域綏遠道武川縣。
 【五八】落叢。今の陝西省漢中道略陽縣の西に、西魏、落叢縣及び落叢郡を置く。
 【五九】東海郡は海州。燕榮の舟師、海道より湖に入り、吳州に至る可し。陳、吳州を吳郡に置く。

蘇威奏す、「請ふ、五百家に郷正を置き、民間の辭訟を治めしめん」と。李徳林以爲はく、「本、郷官が事を判するを廢せしは、其里閭親識にして剖斷すること平かならざるが爲めなり。今、郷正をして、専ら五百家を治めしめば、恐らくは害を爲すこと更に甚だしからん。且つ要荒の小縣には、五百家に至らざる者有り。豈に兩縣をして共に一郷を管せしむ可けんや」と。帝、聽かず。丙申、制し、五百家を郷と爲し、郷正一人を置き、百家を里と爲し、里長一人を置く。

陳の吳州の刺史蕭瓚、能く物情を得たり。陳亡ぶるや、吳人、瓚を推して主と爲す。右衛大將軍武川の宇文述、行軍總管元契、張默言等を帥るて之を討つ。落叢公燕榮、舟師を以て東海よ

り至る。陳の(五)永新侯陳君範、(六)晉陵より璣に犇り、軍を并せて述を拒ぐ。述の軍且に至らんとす。璣、柵を晉陵の城東に立て、兵を留めて述を拒ぎ、其將王褒を遣はし、吳州を守らしめ、義興より太湖に入り、述の後を掩はんと欲す。述進みて其柵を破り、兵を廻して璣を撃ち、大に之を破る。又、兵を遣はし、別道より吳州を襲ふ。王褒、道士の服を衣、城を棄てて走る。璣、餘衆を以て(七)包山に保す。燕榮、撃ちて之を破る。璣、左右數人を將る、民家に匿れ、人の執ふる所と爲る。述進みて奉公埭に至る。(八)陳の東揚州の刺史蕭巖、會稽を以て降る。璣と皆長安に送りて之を斬る。楊素が荆門を下るや、別將龐暉を遣はし、兵を將るて地を略せしむ。南して湘州に至る。城中の將士、固志有るもの莫し。刺史岳陽王叔慎、年十八。置酒して文武の僚史を會す。酒酣にして叔慎、歎じて曰はく、『君臣の義、此に盡くるか』と。長史謝基、伏して流涕す。湘州の助防(九)遂興侯正理、坐に在り。乃ち起ちて曰はく、『主辱めらるれば臣死す。諸君、獨り陳國の臣に非ずや。今、天下、難有り。實に命を致すの秋なり。縱ひ其れ成る無きも、猶ほ臣節を見ん。』青門の外は、死する有るも能くせず。今日の機は、猶豫す可からず。後れて應ずる者は斬らん』と。衆咸許諾す。乃ち

【五】永新。縣の名。
【六】晉陵は吳と壤を接す。
【七】包山。太湖の中に在り、其地、西北、吳縣を距ること百二十里、又、洞庭山と名づく、四面皆水。
【八】巖等が江東の士女を驅りて陳に降りしこと、前卷陳の長城公禎明元年に見ゆ。
【九】遂興。縣の名。廬陵郡に遂興縣有り。

【一〇】青門云云。召平、秦の時、東陵侯たり、秦亡びて民と爲り、瓜を青門の外に種う。陳亡ぶるの後、民伍に編せられて以て活を求むる能はずとの意。

性を刑して盟を結ぶ。仍て人を遣はし、詐りて降書を龐暉に奉ず。暉、之を信じ、期を尅して城に入り。叔慎、甲を伏せて之を待つ。暉至る。之を執へて以て狗へ、其衆を并せて皆之を斬る。叔慎、射堂に坐し、士衆を招合す。數日の中に、五千人を得たり。(一〇)衡陽の太守樊通、(一一)武州の刺史鄔居業、皆、兵を擧げて之を助けんと請ふ。隋の除する所の湘州の刺史薛胄、兵を將りて適、至る。行軍總管劉仁恩と、共に之を撃つ。叔慎、其將陳正理を遣はし、樊通と與に拒ぎ戦はしむ。兵敗る。胄、勝に乗じて城に入り、叔慎を禽にす。仁恩、鄔居業を横橋に破り、亦之を擒にす。俱に秦王俊に送り、漢口に斬る。

嶺南は未だ附く所有らず。(一二)高涼郡太夫人洗氏を奉じて主と爲し、聖母と號し、境を保ちて拒守す。詔して柱國韋洗等を遣はし、嶺外を安撫せしむ。陳の豫章の太守徐澄、(一三)南康に據りて之を拒ぐ。洗等、進むを得ず。晉王廣、陳叔寶をして夫人に書を遣らしめ、諭すに國亡ぶるを以てし、之をして隋に歸せしむ。夫人、首領數千人を集め、盡日慟哭し、(一四)其孫馮魂を遣はし、衆を帥りて洗を迎へしむ。洗、撃ちて徐澄を斬り、入りて廣州に至り、嶺南の諸州を説諭し、皆定まる。馮魂を表して儀同三司と爲し、洗氏を冊して(一五)宋康郡夫人と爲す。洗は

【一〇】衡陽。今の湖南省湘江道湘潭縣の南に、衡陽郡を置く。
【一一】武州。今の湖南省武陵道常德縣に、武州を置く。
【一二】今の廣東省高雷道陽江縣に高涼郡を置く。
【一三】南康郡は贛縣に治す。徐澄、豫章より退きて南康に保するなり。

【一四】洗氏が馮融に嫁する事、一百六十三卷梁の簡文帝大寶元年に見ゆ。
【一五】宋康郡。宋の文帝元嘉九年、高涼を分ちて宋康郡を立つ。

【七〇】 復の子なり。【七一】 衡州の司馬任瓌、都督王勇に勸めて、嶺南に據り、陳氏の子孫を求め、立てて以て帝と爲さしむ。勇、用ふる能はず、所部を以て來り降る。瓌、官を棄てて去る。瓌は忠の弟の子なり。是に於て【七二】 陳國皆平ぐ。【七三】 州三十郡、一百縣四百を得たり。詔して、建康の城邑宮室は、竝に平蕩耕墾し、更に石頭に於て【七四】 蔣州を置く。晉王廣、師を班し、王韶を留めて石頭に鎮せしめ、委ぬるに後事を以てす。三月己巳、陳叔寶、其王公百司と與に、建康を發し、長安に詣る。大小、路に在ること五百里、纍纍として絶えず。帝、命じて、權に長安の士民の宅を分かち、以て之を俟つ。内外修整し、使を遣はして迎勞す。陳人至る者、歸るが如し。夏四月己亥、帝、驪山に幸し、親ら旋師を勞す。乙巳、諸軍、凱入し、俘を太廟に獻す。陳叔寶及び諸王侯將相、并に乘輿服御、天文圖籍等、次を以て行列し、仍ほ鐵騎を以て之を圍み、晉王廣、秦王俊に從ひ、入りて殿庭に列す。廣を拜して太尉と爲し、輅車・乘馬・袞冕の服・玄圭白璧を賜ふ。丙午、帝、廣陽門の觀に坐し、陳叔寶を前に引く。及び太子・諸王二十八人、司空司馬消難以下、尙書郎に至るまで、凡そ二百餘人。帝、納言をして、詔を宣し之を勞せしめ、次に内史令を

【七二】 韋叟は一百六十七卷陳の高祖永定三年に見ゆ。

【七三】 衡州。隋志に、梁、衡州を廣州含涇縣に置くと。

【七四】 陳の高祖、梁の禪を受け、歲、丁丑に在り、是に至りて亡ぶ、凡そ五主、三十三年。

【七五】 州三十。揚・東揚・南徐・吳・閩・豐・湘・巴・武・江・郢・廣・東衡・衡・高・羅・新・隴・建・城・桂・東寧・靜・南定・越・南合・崖・安・交・愛、凡て三十州。

【七六】 蔣州。蔣山を以て州に名づく。

【七七】 驪山。新豐縣に在り。

【七八】 凱入。凱樂を奏して入るなり。

【七九】 觀。觀闕なり。

て詔を宣せしめ、責むるに君臣相輔くる能はず、乃ち滅亡に至れるを以てす。叔寶及び其羣臣、竝に愧懼し、地に伏して屏息し、對ふる能はず。既にして之を宥す。初め【八〇】 武帝、司馬消難を迎へ、消難と結びて兄弟と爲り、情好甚だ篤し。帝、毎に叔父の禮を以て之に事ふ。陳を平ぐるに及び、消難至るや、特に死を免じ、配して樂戸と爲し、二旬にして免じ、猶ほ舊恩を以て引見す。尋いで家に卒す。庚戌、帝、廣陽門に御し、將士を宴す。門外より道を夾み、布帛の積を列ね、南郭に達す。班賜すること各、差有り。凡そ三百餘萬段を用ふ。故の陳の境内、復十年を給す。餘州は其租賦を免す。樂安公元諧進みて曰はく、「陛下の威德遠く被る。臣前に、突厥可汗を以て候正と爲し、陳叔寶を令史と爲さんと請へり。今、臣が言を用ふ可し」と。帝曰はく、「朕、陳國を平ぐるは、本、逆を除くを以てなり。誇誕を欲するに非ず。公の奏する所は、殊えて朕が心に非ず。突厥は山川を知らず。何ぞ能く警候せん。叔寶は昏醉す。寧ぞ驅使に堪へんや」と。諧、默然として退く。辛酉、楊素の爵を進めて越公と爲し、其子玄感をもつ儀同三司と爲し、玄獎を清河郡公と爲し、物萬段・粟萬石を賜ふ。賀若弼に命じて御坐に登らしめ、物八千段を賜ひ、位上柱國を加へ、爵を宋公に進む。仍ほ各、金寶を加賜し、及び陳叔寶の妹を妾と爲す。賀若弼、韓擒虎、功を帝の前に争ふ。弼曰はく、「臣、蔣山に在りて死戦し、其銳卒を破り、其驍將を擒にし、威武を震揚し、遂に陳國

【八〇】 武帝云云。司馬消難を迎ふる事、一百六十七卷陳の高祖永定二年に見ゆ。皇考忠、武帝と諡す。

【八一】 廣陽門。大興宮城の正南門なり。

を平ぐ。韓擒虎は、略、陳を交へず、豈に臣の比ならんや」と。擒虎曰はく、「本、明旨を奉じ、臣をして弼と時を同じうし、勢を合せて以て僞都を取らしむ。弼乃ち敢て期に先だち、賊に逢ひて遂に戦ひ、將士をして傷死すること甚だ多からしむるを致せり。臣、輕騎五百を以て、兵、刃に血らず、直に金陵を取り、任蠻奴を降し、陳叔寶を執へ、其府庫に據り、其巢穴を傾く。弼、夕に至りて、方に北掖門を叩く。臣、關を啓きて之を納る。斯れ乃ち罪を救ふに暇あらず。安んぞ臣と相比するを得ん」と。帝曰はく、「二將俱に上勳と爲す」と。是に於て擒虎を位上柱國に進め、物八千段を賜ふ。有司、擒虎を劾す、「士卒を放縱し、陳宮を淫汙せり」と。此に坐して、爵邑を加へず。高頌に上柱國を加へ、(八二)爵を齊公に進め、物九千段を賜ふ。帝、之を勞うて曰はく、「公、陳を伐ちし後、人、公の反するを言ふ。朕、已に之を斬れり。君臣の道合ふ、(八三)青蠅の能く問する所に非ざるなり」と。帝、從容として頌に命じ、賀若弼と與に、陳を平ぐる事を論せしむ。頌曰はく、「賀若弼、先に十策を獻じ、後、蔣山に於て、苦戦して賊を破れり。臣は文吏なるのみ。焉んぞ敢て大將と功を論せんや」と。帝大に笑ひ、其の讓有るを嘉す。帝の陳を伐つや、高頌をして、方略を上儀同三司李德林に問はしめ、以て晉王廣に授く。是に至りて、帝、其功を賞し、柱國を授け、郡公に封じ、物三千段を賞す。已に勅を宣し訖る。或るひと高頌に説きて曰はく、「今、功を李德林に歸せば、諸將必ず當に憤惋すべし。且つ後世、公を觀るに、虚し

【八二】 頌、勃海郡公より爵を齊國公に進めらる。

【八三】 青蠅。以て讒言に喩ふ。

く行くが若き有らん」と。頌入りて之を言ふ。乃ち止む。秦王俊を以て揚州總管・四十四州諸軍事と爲し。廣陵に鎮せしむ。晉王廣、并州に還る。晉王廣が陳の(八四)五佞を戮するや、未だ都官尚書孔範・散騎常侍王瑳・王儀・御史中丞沈攸之の罪を知らず。故に免るを得たり。長安に至るに及び、事竝に露はる。己未、帝、其過惡を暴し、之を邊裔に投じ、以て吳越の人に謝す。瑳は、刻薄貪鄙にして、才能を忌害す。儀は傾巧側媚にして、二女を獻じ、以て親昵を求む。攸之は險慘苛酷にして、言を發すれば邪諂なり。故に鼻を同じくす。帝、陳叔寶に給賜すること甚だ厚く、數引見するを得、班、三品に同じ。宴に預る毎に、心を傷むるを致さんことを恐れ、爲めに吳音を奏せず。後に監守者奏して言ふ、「叔寶云ふ、「既に秩位無く、毎に朝集に預る。願はくは一官號を得ん」と。帝曰はく、「叔寶は全く心肝無し」と。監者又言ふ、「叔寶常に酔ひ、醒むる時有ること罕なり」と。帝問ふ、「酒を飲むこと幾何ぞ」と。對へて曰はく、「其子弟と、日に一石を飲む」と。帝大に驚き、其酒を節せしむ。既にして曰はく、「其性に任せよ。爾らずんば、何を以てか日を過さん」と。帝、陳氏の子弟既に多きを以て、其の京城に在りて非を爲さんことを恐れ、乃ち分ちて邊州に置き、田業を給し、生を爲さしめ、歲時に衣服を賜ひ、以て之を安全にす。詔して、陳の尚書令江總を以て上開府儀同三司と爲し、僕射袁憲・驃騎蕭摩訶・領軍任忠を皆開府儀同三司と爲し、吏部尚書吳興の姚察を祕書丞と爲す。上、袁憲の雅操を嘉し、詔を下し、以て江表の稱

【八四】 五佞。施文慶・沈客卿・陽慧朗・徐析・龔慧景。

首と爲し、昌州の刺史を授く。陳の散騎常侍袁元友が數、陳叔寶に直言せしを聞き、擢でて主爵侍郎に拜す。羣臣に謂つて曰はく、「陳を平ぐるの初、我、任蠻奴を殺さざりしを悔ゆ。人の榮祿を受け、兼ねて重寄に當り、尸を横へ國に狗する能はず、乃ち云ふ「力を用ふる所無し」と。弘演が肝を納れしと、何ぞ其れ遠きや」と。帝、周羅暉を見、之を慰諭し、許すに富貴を以てす。羅暉、泣を垂れて對へて曰はく、「臣、陳氏の厚遇を荷ひ、本朝淪亡するに、節の紀す可き無し。死を免るるを得ば、陛下の賜なり。何の富貴をか敢て望まん」と。賀若弼、羅暉に謂つて曰はく、「公が鄧漢に兵を捉るを聞き、即ち、揚州得可く。王師涉るに利あるを知れり。果して量る所の如し」と。羅暉曰はく、「若し公と周旋するを得ば、勝負未だ知る可からず」と。之を頃くして、上儀同三司に拜す。是より先、陳の將羊翽來り降る。陳を伐つのに、郷導を爲さしむ。位、上開府儀同三司に至り、班、羅暉の上に在り。韓擒虎、朝堂に於て之に戯れて曰はく、「機變を知らず、乃ち立ちて羊翽の下に在り。能く愧づる無きか」と。羅暉曰はく、「昔、江南に在りて久しく、令問を承け、謂へらく公は天下の節士なりと。今日の言ふ所は、殊えて望む所に非ず」と。擒虎、愧づる色有り。帝が陳の君臣を責むるや、陳叔文、獨り欣然として

【八五】昌州。隋志に、春陵郡に後魏、南荊州を置く。西魏改めて昌州と曰ふと。今の湖北省襄陽道棗陽縣。
 【八六】主爵侍郎。吏部尙書に屬す。
 【八七】弘演云云。衛の懿公、狄人と、葵澤に戦ひ、狄人の殺す所と爲る。弘演、肝を納れ、以て之に狗す。
 【八八】捉。把るなり。
 【八九】令問。令問と同じ。令は美なり。
 【九〇】得色。得意の色なり。自ら其意を得て色に形はるる也。

色有り。既にして復た上表して自ら陳す、「昔、巴州に在り、已に先づ款を送れり。乞ふ此情を知れ。望むらくは常例に異ならんことを」と。帝、其不忠を嫌ふと雖も、而も江表を懷柔せんと欲し、乃ち叔文に開府儀同三司を授け、宜州の刺史に拜す。初め陳の散騎常侍章鼎、周に聘し、帝に遇て之を異とし、帝に謂つて曰はく、「公は當に大貴なるべし。貴きときは則ち天下一家ならん。」歳一たび天を周らば、老夫當に質を公に委すべし」と。(西)至徳の初めに及び、鼎、太府卿たり、盡く田宅を賣る。大匠卿毛彪、其故を問ふ。鼎曰はく、「江東の王氣此に盡く。吾、爾と、當に長安に葬らるべし」と。陳平ぐに及び、上、鼎を召し、上儀同三司と爲す。鼎は(西)叔の孫なり。壬戌、詔して曰はく、「今、率土大同し、生を合せ性を遂ぐ。太平の法、方に流行す可し。凡そ我が臣民、身を深ひ徳に浴し、家自ら修め、人人、克く念ふ。兵は威を立つ可し、敢めざる可からず。刑は化を助く可し、專ら行ふ可からず。九重を禁衛するの餘、四方を鎮守するの外は、戎旅軍器、皆宜しく停罷すべし。世路既に夷に、羣方、事無し。武力の子、俱に經を學ぶ可し。民間の甲仗は、悉く皆除毀せん。天下に頒告し、咸此意を悉せよ」と。賀若弼、其の畫策する所を撰し、之を上り、謂つて御授平陳七策と爲す。帝、省せずして曰はく、「公、我が名を發揚せ

【九一】宜州。京兆葦原縣(今の陝西省關中道耀縣)に置く。
 【九二】周に聘す。陳の太建中、章鼎、周に聘す。
 【九三】歳は木星なり、十二年にして一たび天を周る。
 【九四】至徳。陳の長城公、位に即き、至徳と改元す。
 【九五】章叔は功名を梁の武帝の時著はす。
 【九六】書に曰はく、惟れ狂も克く念へば聖と作ると。
 【九七】省。視るなり。

んと欲す。我は名を求めず。公宜しく自ら家傳に載すべし」と。弼、位望隆重にして、兄弟竝に郡公に封せられ、刺史列將と爲り、家の珍玩、勝けて計ふ可からず。婢妾、羅綺を曳く者數百。時人、之を榮とす。其後、突厥・來朝す。上、之に謂つて曰はく、「汝、江南に陳國の天子有るを聞けりや」と。對へて曰はく、「之を聞けり」と。上、左右に命じ、突厥を引きて韓擒虎の前に詣らしめ、曰はく、「此は是れ陳國の天子を執へ得たる者なり」と。擒虎、色を厲まして之を顧みる。突厥・惶恐し、敢て仰ぎ視ず。(九八) 左衛將軍龐晃等、高頴を上にする。上怒りて皆之を黜け、親禮すること逾密なり。因つて頴に謂つて曰はく、「獨孤公は、猶ほ鏡のごときなり。磨瑩せらる毎に、皎然として益明なり」と。初め頴の父寶、獨孤信の僚佐と爲り、姓を獨孤氏と賜はる。故に上常に呼びて獨孤と爲して名いはず。樂安元諧、性豪俠にして氣調有り。少きとき上と同じく學び、甚だ相愛す。位に即くに及び、累に顯仕を歴。諧、排詆を好み、媚を左右に取る能はず。上柱國王誼と善し。(九九) 誼が誅せらるるや、上稍之を疎忌す。或るひと告ぐ、「諧、從父弟上開府儀同三司滂、臨澤侯田鸞・上儀同三司祈緒等と、反を謀る」と。有司に下して案驗せしむ。奏す、「諧、祈緒をして党項の兵を勸して巴蜀を斷たしめんと謀れり」と。又、諧嘗て滂と同じく上に謁す。諧、私に滂に謂つて曰はく、「我は是れ主人、殿上の者は賊なり」と。

【九八】 龐晃、自ら潛匿の辰に結納し、上と情契甚だ密なり。而して高頴と隙有り。廣平王雄と、舊を挾んで屢、頴の短を言ふ。故に皆黜けらる。
【九九】 王誼が誅せらるる事、一百七十六卷陳の長城公至德二年に見ゆ。
【一〇〇】 臨澤。隋志に、毗陵郡義興縣に、舊、臨澤縣有り。

り」と。因つて滂をして氣を望ましむ。滂曰はく、「彼の雲は蹲狗走鹿に似たり。我が輩が福徳雲有るに如かず」と。上、大に怒る。諧・滂・鸞・緒、竝に誅に伏す。

閏月己卯、吏部尚書蘇威を以て右僕射と爲す。六月乙丑、荊州總管楊素を以て納言と爲す。朝野、皆、(一〇一) 封禪を稱す。秋七月丙午、詔して曰はく、「豈に一將軍に命じて、一小國を除かしめ、遐邇、意を注ぎ、便ち太平と謂ふ可けんや。薄徳を以てして名山に封じ、虚言を用ひて上帝を干すは、朕が聞く伎に非ず。而今よりして後、言、封禪に及ばば、宜しく即ち禁絶すべし」と。

右衛大將軍廣平王雄、貴寵特に盛なり。高頴・虞慶則・蘇威と、稱して四貴と爲す。雄、寛容にして士に下り、朝野傾屬す。上、其の衆を得るを惡み、陰に之を忌み、其の兵馬を典るを欲せず。八月壬戌、雄を以て司空と爲す。實は之が權を奪ふなり。雄既に職務無く、(一〇二) 乃ち門を杜ち、賓客を通せず。

帝、踐祚の初め、柱國沛公鄭譯、雅樂を修正せんと請ふ。太常卿牛弘・國子祭酒辛彦之・博士何妥等に詔して、之を議せしむ。積年にして決せず。譯言ふ、「古樂は、十二律、旋りて宮を相爲し、各七聲を用ふ。世、能く通するもの莫し」と。譯、龜茲の人蘇祇婆が琵琶を善くするに因り、始めて其法を得、推演して十二均・八十四調と爲し、以て太樂の奏する所を校するに、例して皆乖越せり。

【一〇一】 封禪を稱す。稱は擧ぐるなり。朝野、封禪の事を擧げて言と爲すなり。一説に、稱は當に請に作るべしと。
【一〇二】 雄、是を以て能く其身を猜忌の朝に保つ。
【一〇三】 七聲。宮・商・角・徵・羽・變宮・變徵なり。